

平成 29 年

第 2 回 定例会 会議録

奄美市議会

第2回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第2回定例会一般質問通告	4
6月13日(火)(第1日目)	15
出席議員及び欠席議員	15
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	15
職務のため出席した事務局職員	16
会議録署名議員の指名	17
会期の決定	17
報告第1号～第4号(4件) 上程	17
議案第41号～第52号(12件) 上程	18
6月14日(水)(第2日目)	21
出席議員及び欠席議員	21
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	21
職務のため出席した事務局職員	22
一般質問	
渡 雅之 君(無所属)	23
師玉 敏代 君(自民新風会)	31
崎田 信正 君(日本共産党)	42
大迫 勝史 君(公明党)	53
津畑 誠 君(無所属)	62
6月15日(木)(第3日目)	
出席議員及び欠席議員	73
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	73
職務のため出席した事務局職員	74
一般質問	
三島 照 君(日本共産党)	75
松山さおり 君(自民新風会)	83
川口 幸義 君(自由民主党)	92
橋口 耕太郎 君(公明党)	101
関 誠之 君(社会民主党)	110

6月16日（金）（第4日目）	121
出席議員及び欠席議員	121
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	121
職務のため出席した事務局職員	122
一般質問	123
奥 輝人 君（自由民主党）	123
戸内 恭次 君（無所属）	134
多田 義一 君（自民新風会）	144
安田 壮平 君（自民新風会）	155
伊東 隆吉 君（自由民主党）	165
6月20日（火）（第5日目）	177
出席議員及び欠席議員	177
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	177
職務のため出席した事務局職員	178
議案第41号～第52号（12件） 上程	179
議案付託	196
7月3日（月）（第6日目）	
出席議員及び欠席議員	197
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	197
職務のため出席した事務局職員	198
議案第41号～第52号（12件） 上程	199
請願第1号（1件） 上程	204
議案第53号（1件） 上程	204
発議第4号（意見書） 上程	205
発議第5号（意見書） 上程	206
発議第6号（意見書） 上程	212
「奄振延長・提言特別委員会」及び 「議員定数等調査特別委員会」の設置について	213
閉会中の継続審査申出	214
別紙	
各常任委員会審査報告書	215
閉会中の継続審査の申出について	218
参考資料（意見書等）	219

会期・議事日程
付議事件

平成29年 第2回奄美市議会定例会議事日程表

(平成29年6月13日開会)

月 日	曜	区 分	日 程
6月13日	火	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 (21日間) 3 報告第1号～第4号 (4件) 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第41号～第52号(12件) 上程 説明
6月14日	水	本会議	1 一般質問 - 渡議員, 師玉議員, 崎田議員, 大迫議員, 津畑議員 (質問順)
6月15日	木	本会議	1 一般質問 - 三島議員, 松山議員, 川口議員, 橋口(耕)議員, 関議員 (質問順)
6月16日	金	本会議	1 一般質問 - 奥議員, 戸内議員, 多田議員, 安田議員, 伊東議員 (質問順)
6月17日	土	休 会	
6月18日	日	休 会	
6月19日	月	休 会	
6月20日	火	本会議	1 議案第41号～第52号(12件) 上程 質疑 付託 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div> <p>☆ 付託 区分</p> <p>総務企画－議案第45号～第46号, 第51号～第52号(4件) 文教厚生－議案第42号～第44号, 第47号～第50号(7件) 全委員会－議案第41号 平成29年度一般会計補正予算 (第1号) は, 所管する各常任委員会に付託</p> </div> </div> <p>※ 請願・陳情付託報告 文教厚生－請願第1号(1件)</p>
6月21日	水	休 会	※ 午前9時30分から常任委員会審査 (文教厚生)
6月22日	木	休 会	※ 午前9時30分から常任委員会審査 (産業建設)
6月23日	金	休 会	※ 午前9時30分から常任委員会審査 (総務企画)
6月24日	土	休 会	報告書整理
6月25日	日	休 会	報告書整理
6月26日	月	休 会	報告書整理
6月27日	火	休 会	報告書整理
6月28日	水	休 会	報告書整理
6月29日	木	休 会	報告書整理
6月30日	金	休 会	報告書整理
7月1日	土	休 会	
7月2日	日	休 会	
7月3日	月	本会議	1 議案第41号～第52号(12件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 請願第1号(1件) 上程 報告 質疑 討論 採決 3 議案第53号(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 4 発議第4号(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 5 発議第5号(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 6 発議第6号(1件) 上程 説明 質疑 討論 採決 7 「奄振延長・提言特別委員会」及び「議員定数等調査特別委員会」の 設置について 8 閉会中の継続審査について ※ 本会議終了後, 議場にて永年在職議員表彰状の伝達 ※ 全員協議会: 【議題】議会報告会の結果報告について

○ 付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		平成 28 年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成 28 年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成 28 年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成 28 年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書			
(1)	報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 5 号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について)	H29. 6. 13	承認	本会議
(2)	報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 6 号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	H29. 6. 13	承認	本会議
(3)	報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 7 号 奄美市名瀬総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について)	H29. 6. 13	承認	本会議
(4)	報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 8 号 平成 29 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について)	H29. 6. 13	承認	本会議
(5)	議案第 41 号	平成 29 年度奄美市一般会計補正予算 (第 1 号) について	H29. 7. 3	原案可決	全委員会
(6)	議案第 42 号	平成 29 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	H29. 7. 3	原案可決	文教厚生
(7)	議案第 43 号	平成 29 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (第 1 号) について	H29. 7. 3	原案可決	文教厚生
(8)	議案第 44 号	平成 29 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について	H29. 7. 3	原案可決	文教厚生
(9)	議案第 45 号	奄美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H29. 7. 3	原案可決	総務企画
(10)	議案第 46 号	奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H29. 7. 3	原案可決	総務企画
(11)	議案第 47 号	奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H29. 7. 3	原案可決	文教厚生
(12)	議案第 48 号	工事請負契約の締結について	H29. 7. 3	原案可決	文教厚生
(13)	議案第 49 号	工事請負契約の締結について	H29. 7. 3	原案可決	文教厚生
(14)	議案第 50 号	財産の取得について	H29. 7. 3	原案可決	文教厚生
(15)	議案第 51 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	H29. 7. 3	原案可決	総務企画
(16)	議案第 52 号	過疎地域自立促進計画の変更について	H29. 7. 3	原案可決	総務企画

(17)	請願第 1 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元, 複式学級解消をはかるための, 2018 年度政府予算に係る意見書採択に関する請願	H29. 7. 3	採択	文教厚生
(18)	議案第 53 号	平成 29 年度奄美市一般会計補正予算 (第 2 号) について	H29. 7. 3	原案可決	本会議
(19)	発議第 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	H29. 7. 3	原案可決	本会議
(20)	発議第 5 号	北朝鮮のミサイルに備え避難訓練等の実施を求める意見書の提出について	H29. 7. 3	原案可決	本会議
(21)	発議第 6 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元, 複式学級解消をはかるための, 2018 年度政府予算に係る意見書の提出について	H29. 7. 3	原案可決	本会議

※前議会からの継続審査事件 なし

第2回定例会一般質問通告

6月14日（水）

◎無所属 渡 雅之

- 1 世界自然遺産登録について
 - (1) 国立公園ビジターセンターの設置について
 - (2) 外来種の駆除及び適正排除について
- 2 教育行政について
 - (1) 現在の自校方式の定数は、センター化されるとどのように変わるのか。地場産の活用状況は。
 - (2) きめ細かいサービスがセンター化されるとどのように変わるのか。
 - (3) 朝日小学校の校舎建設と校庭の拡張は。
 - (4) 文化センター正面ポーチのアーケード設置はできないか。
- 3 旧工業高校の跡地利用は。
 - (1) 現状での利用状況は。
 - (2) 今後の管理運営は。
- 4 笠利町直営診療所のあり方について
 - (1) 直営診療所（笠利）のあり方について
 - ① 事業開始年度は。
 - ② 当時の医療機関の状況は。
 - ③ 医師の確保は。
 - (2) 存続の是非について
- 5 市有財産の有効活用について
 - (1) 浦上地内の旧大島紬研修センターの有効活用について
 - ① 今後の利用計画は。市民への開放は、考えていないのか。

◎自民新風会 師玉 敏代

- 1 自然環境保全について
 - (1) 市集落近辺の採石場について
 - ① 赤土流出防止のための具体策は。
 - ② 採石の認可更新に対して、市として計画区域周辺、海域環境保全にどう臨むのか。
 - ③ マングローブ群生地から山間港の土砂堆積調査と土砂除去について
 - (2) 赤土流出防止条例の制定について
- 2 人口減少対策について

- (1) 奄美群島離島留学支援事業について
- ① 事業の概要は。
- (2) 本気で人口を増やしたい集落応援事業について
 - ① 事業の概要と取組。
- 3 子育て支援について
 - (1) 地域型保育（家庭的・小規模）の3歳児からの受け入れ体制について
- 4 加工ジュースセンターについて
 - (1) 産業建設委員会、所管事務調査から、(株) えひめ飲料の加工ジュース施設について

◎日本共産党 崎田 信正

- 1 末広港土地区画整理事業について
 - (1) バス路線及び、バス停、信号機の整備について、これまでの経過と今後の見通し。
 - (2) 現在、凍結されているおがみ山バイパスと、「末広・港線」との関連はどのように想定しているのか。
 - (3) 駐車場は、最終的にどういう状況になるのか。
- 2 社会保障制度について
 - (1) 国保の都道府県単位化について
 - ① 課題はなにか、その対策はどう考えているのか。
 - (2) 介護保険制度について
 - ① 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が可決されているが、これにともなう影響はなにか。
- 3 福祉制度について
 - (1) お達者ご長寿応援事業の5000円の補助券制度をシルバーパス制度に出来ないか。
 - (2) 子ども医療費の中学校までの無料化は来年度から実施できないか。
- 4 子どもの貧困対策について
 - (1) 県のアンケート結果をどう受け止めて、どう対策するのか。
 - (2) 準要保護の就学援助金の早期支給は次回から実施できないか。
- 5 教育行政について
 - (1) 学校教育現場で、戦前の「教育勅語」を教材として使用するべきではないと思うが見解は。

◎公明党 大迫 勝史

- 1 子育て支援について
 - (1) 待機児童解消について伺う。
 - ① 現在の待機児童の現状は。(4/1の状況と6/1現在の状況)

- ② 国は4/1時点での現状調査を行い、5/11までに回答のあった1,388自治体の待機状況の状況（暫定値）を公表しているが、この調査に本市も回答したのか。（鹿県で43自治体待機児童400人）
- ③ 民営保育所から議会に対して待機児童解消のための要望書並びに地域ごとの具体的な提言がなされているが当局としてはどのような具体策を持っているか伺う。
- ④ 認定こども園設置の具体的なスケジュールは、決まってないか。

2 教育行政について

- (1) 本市に於いて中学校の形式的卒業者の延べ人数を把握できている分でお示ください。（高校未進学者）

- ① 学び直しのための夜間中学のニーズ調査を行う考えはないか。（外国人を含む）

3 観光客誘致について

- (1) 世界自然遺産登録を見据えて自然環境保護目的の法定外税導入（自然遺産候補地の広域的）について可能性を伺う。

- (2) 国内観光客並びにインバウンド対応について伺う。

- ① 今年2月に群島内で47名の特例通訳案内士が誕生しているが本市では何名か、また活動内容等を伺いたい。
- ② 予算書には見当たらないが今年度の研修計画はあるのか、充足数はどの程度見積もっているか。
- ③ 携帯端末の「シティーチャージ」の設置構想について末広・港区画整理事業のまちづくりの中に活かさないか伺う。
- ④ 離島割引カードの利用を出身者まで拡げる可能性について見解を伺う。
- ⑤ 道の駅マンガローブパーク正面街灯設置について
- ⑥ 立神の観光活用について

◎無所属 津畑 誠

1 (仮称)奄美世界自然遺産登録記念フルマラソンの実施について

- (1) 奄美観光桜マラソンの現状と今後の課題について
- (2) 交流人口の拡大及び経済の活性化につながるフルマラソンについて
- (3) フルマラソンの受け入れ態勢について

2 ふるさと納税制度について

- (1) 奄美市ふるさと納税推進事業の実施状況について

- ① 平成28年度の実績・検証について
- ② 瀬戸内町・徳之島町及び奄美市の取り組み状況並びに実質収支の大きな相違について
 - ③ 本年度の目標・取り組みについて
 - ④ ふるさと納税等活用事業について
 - ⑤ 参加事業者の販路開拓支援について

(2) 平成30年度に向けた奄美市ふるさと納税推進事業について

- ① 奄美市ふるさと納税推進事業の庁内組織及び参加事業者の連携について
- ② 奄美市ふるさと納税推進事業の委託事業者の見直しについて

3 中心市街地活性化について

(1) 奄美市中心市街地活性化基本計画認定後の具体的な施策について

(2) にぎわいのある中心市街地の実現について

- ① クレジットカード等決済端末の導入促進について
- ② 公衆無線LAN「Wi-Fi」スポットの設置について
- ③ 新たな個店の誘致について
- ④ にぎわいのある中心市街地に関する将来ビジョンについて

6月15日(木)

◎日本共産党 三島 照

1 奄美市行政のあり方について

(1) 奄美市への「陸上自衛隊・ミサイル部隊」受入れについて(公開質問)

- ① 市民の疑問をどのように受け止めているのか。
- ② 市民団体からの公開質問について

ア、答えられなかった理由は。

イ、特に「民意は浸透している」と結論づけた根拠について

ウ、国民保護法による、住民の避難計画はどのようになっているのか。

エ、環境調査の結果は市として確認できているのか、また、動植物の移動や移植を確認されたか。

2 環境行政のあり方について

(1) 奄美群島サンゴ礁保全対策協議会の調査結果について

- ① 県の調査報告との違いをどう考えているか。
- ② 平成29年5月16日付赤土汚染に関する要望書について(回答)赤土流出防止のための具体策について、どのような協議をしているのか。

③ 県への意見書は、どのような内容か、今後も現場状況の確認等県へ報告する。どういう現場確認をしているのか。

3 教育行政について

(1) 学校教育現場の現状について(問題行動・不登校)等、どう対応されているのか。

(2) 教職員が、余裕を持って児童・生徒と接するために、どういう体制が必要と考えられるか。

(3) 学校事故対策委員会の今後のあり方について

4 市長の政治姿勢について

(1) 緊張感のない市政運営のあり方について

◎無所属 松山 さおり

1 中高生の県大会参加助成について

(1) 県が今年度から離島生徒大会参加助成事業を行うが、市独自の助成事業について

① 鹿児島市内に宿泊施設を確保するにあたり、協議委員会を設置できないか見解を伺う。

② 12市町村の小学校、中学校、高校の遠征の負担について伺う。

2 観光地のトイレ設置について

(1) 世界自然遺産に伴い、観光となる場所でのトイレについて

① 観光となる場所のトイレの数について伺う。

② 関西奄美バニラ就航による交流人口について

3 湾岸道路の整備について

(1) 湾岸道路のボランティアの数について伺う。

① 市独自の湾岸道路の清掃はできないか伺う。

② 名瀬玄関口となる湾岸道路を市民にマイガーデンとして提供できないか見解を伺う。

◎自由民主党 川口 幸義

1 市長の政治姿勢について

(1) 世界自然遺産登録に向けた本市の環境整備について

(2) 知名瀬地区港湾管理について

(3) 松くい虫被害について

2 本市の福祉行政について

(1) 第6期介護保険事業の実績について

(2) 第7期介護保険事業計画について

(3) 特別養護老人ホーム入所諸条件と待機者について

(4) 養護老人ホーム入所諸条件について

(5) 団塊世代の方々が平成35～37年頃に後期高齢者となり、奄美市の人口の3人に1人となると試算されているが本市の対策について

◎公明党 橋口 耕太郎

1 成年後見人制度について

(1) この3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画の策定」について

(2) 本計画に国は、地域連携ネットワークを構築するよう求めているが、市としてはどのように捉えるか見解を伺う。

2 奄美市ホームページの管理・運用について

(1) 奄美市のホームページについて

- ① 全体的な管理部署はどこか伺う。
- ② PV数などの統計値はどのように管理・活用されているのか伺う。

(2) 更新のサイクルについて

- ① どのようなタイミングでどの部署が更新を行い、どの部署がチェックしているのか伺う。

3 世界自然遺産登録について

(1) 世界自然遺産登録の重要性、可能性、またノネコ問題に関する住民意識の醸成について

(2) 登録ボランティアが野良猫を捕獲し、指定獣医師が避妊・去勢手術が行えるような制度、事業の導入はできないか伺う。

4 防災行政について

(1) 災害協定について

- ① 現時点での事業所等との災害協定の状況について
- ② 災害対応型紙カップ式自販機導入について

◎社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢について

(1) 自衛隊警備・ミサイル部隊配備の現況について

- ① 配備に係る現時点における各種事業の進捗状況と今後の計画について示せ。
- ② 国民保護計画により弾道ミサイル攻撃に対する住民の避難訓練を実施すべきではないか。
- ③ 市民団体の公開質問状に回答しない理由は何か。

2 教育行政について

(1) 名瀬・住用地区学校給食センターの現況について

- ① 1ヶ所で4000食を調理し配送するリスクは何であり、その対応はどのように検討されたのか。
- ② 現在の計画で安全・安心の学校給食が実現できると考える理由は何か見解を伺います。
- ③ 現実を直視したセンター運営へ変更を考えるべきではないか。

3 改正地方公務員法および地方自治法への対応について

(1) 臨時・非常勤職員の処遇改善について

- ① 臨時・非常勤職員の現況について示せ。
・配置状況・賃金の実態・休暇の取得状況
- ② 今後の改善策はどのように考えているのか。

4 その他の施策について

- (1) 本場奄美大島紬協同組合・販売協同組合の課題について
 - ① 後継者育成と今後の支援策について
 - ② 販売協同組合の財務状況と今後の対応について
- (2) 奄振法第18条の特区制度で「奄美群島内限定旅行業務取扱管理者」が実施できなかった理由は。

6月16日(金)

◎自由民主党 奥 輝人

1 さとうきびの振興

- (1) 増産について
 - ① 過去3年間の推移について
 - ② その要因について
 - ③ その対策について
 - ④ ロータリー・畝上げの補助について
 - ⑤ 国・県の大型補助事業について
 - ⑥ 担い手、新規参入者、後継者の動向について
 - ⑦ 定年・帰農者・新規参入者の研修制度について

2 畜産の振興

- (1) 母牛の推移(自家保留と事業導入について)
- (2) 新規参入・新規担い手の確保について
 - ① 支援体制について(青年就農給付金)
 - ② 研修制度について

3 笠利地区の道路関連について

- (1) 赤木名・笠利線について
- (2) トンネル構想について

◎無所属 戸内 恭次

1 地域振興について

- (1) LCC 関西圏就航の経済効果について
- (2) 各離島間の利用状況の変化について
- (3) LCC 継続維持支援のための基金創設について
- (4) 今年度及び、今後の LCC 支援のための奄振事業導入について

2 教育行政について

- (1) 島尾俊雄文学賞の創設について
- (2) LCC を利用した中高生へのスポーツ遠征試合及び合宿の支援について

- 3 市民生活について
 - (1) 文化センターと長浜埠頭間の通路整備について
 - (2) 防災無線の整備拡充について
 - (3) DV 等による弱者救済のための緊急避難施設について
 - (4) 道路沿線花壇のための水道設備について
 - (5) 街灯の整備拡充について
- 4 公共事業について
 - (1) 商店街 16m アーケードの建設について
 - (2) 「三儀山バイパス」整備について
- 5 農業について
 - (1) タンカン等果実の加工施設整備について

◎自民新風会 多田 義一

- 1 観光政策・安心安全について
 - (1) 今シーズンの啓発活動について
 - (2) 北部海浜事故連絡協議会のメンバー構成について
 - (3) 消防組合の今後の取り組みについて
 - (4) 奄美市の大型客船に対する今後の取り組みについて
- 2 産業支援について
 - (1) 人材不足の認識は。
 - (2) 空家の活用について
 - (3) 民泊規制緩和後の取り組みについて
- 3 世界自然遺産について
 - (1) 奄美市地域内におけるエリア周辺事業計画について
 - (2) 奄美市の環境問題を提起する方は。
 - (3) 条例の在り方について

◎自民新風会 安田 壮平

- 1 世界自然遺産登録に向けて
 - (1) 国際自然保護連合（IUCN）の現地調査について
- ① 今年の夏から秋にかけて行われる現地調査の内容や地元の受け入れ態勢のあり方はいかがか。
 - (2) 市長の世界遺産委員会への視察について
 - ① 市長が今夏開催される「第41回世界遺産委員会」を視察し、広報や協力依頼を行うことへの見解は。
 - (3) 生物多様性地域戦略について

- ① 26年度に策定された本戦略について、これまでの進捗状況はいかがか。また、今後の進め方や広報のあり方をどのように考えているか。

2 教育行政

(1) 名瀬・住用地区学校給食センター整備とそれに伴う財政効果について

- ① 建設費の見通しと、自校方式を維持する場合等と比較した際の財政効果はいかがか。

(2) 教育環境の改善について

- ① 小中学校の普通教室において、夏場に室内気温が30度を超す事例があると聞く。実態調査はしているのか。また、何らかの対策が必要ではないか。

(3) スクールソーシャルワーカー（SSW）について

- ① 待遇についての現状認識はいかがか。何らかの改善が必要ではないか。

3 黒糖焼酎振興

(1) 黒糖焼酎産業・業界への支援について

- ① 二大地場産業でありながら、大島紬と比べて支援策が乏しいが、それについての認識や基本的な考え方は。

- ② 今後の支援策についての見解は。

◎自由民主党 伊東 隆吉

1 本場奄美大島紬について

(1) 本場奄美大島紬協同組合について

- ① 県工業技術センター奄美分庁舎跡地へ移転との情報があるが、市当局との委託契約状況は。

- ② 本場奄美大島紬販売協同組合との合併の方向性は有るのか。

2 国道整備について

(1) 国道58号おがみ山トンネル事業について

- ① トンネルルートの実状は。

- ② 市長として強烈推進要望は。

(2) 住用、城地区国道58号バイパス事業について

- ① 事業の実状は。

- ② 所有者不明地の活用促進で前進するのか。

3 観光について

(1) 航路新設について

- ① 鹿児島—種子島—屋久島—奄美航路の新設要望活動を。

- ② 名瀬港3万トンバースへの観光団（クルーズ）受入施設の必要性は。

- ③ あまみ大島観光物産連盟への組織一元化進捗は。

- ④ 世界自然遺産登録後、観光客増大に伴う不安材料は。

4 まちづくりについて

(1) 中心市街地活性化について

① 末広、港土地区画整理事業の現状は。

② 中心市街地活性化基本計画が国の認定を受けたが、今後の進め方を問う。

5 陸上自衛隊配備について

(1) 駐屯地建設整備について

① 進捗状況は。

② 現段階での課題はあるか。

第 2 回 定 例 会
平成 29 年 6 月 13 日
(第 1 日 目)

6月13日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林 山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	福山 敏裕 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所長	松原 昇司 君
笠利総合支所長	盛島 洋久 君	総務部長	東美佐夫 君
総務課長	三原 裕樹 君	企画調整課長	山下 能久 君
財政課長	國分 正大 君	市民部長	前田 和男 君
市民課長	中村 博光 君	保健福祉部長	上野 和夫 君
福祉事務所長	奥田 敏文 君	商工観光部長	菊田 和仁 君
商水情報課長	武下 義広 君	農政部長	山田 春輝 君
農林振興課長	山下 仁司 君	建設部長	本山 末男 君
都市整備課長	竹元 康晴 君	上下水道部長	上島 宏夫 君
下水道課長	里 嘉郎 君	教育委員会 教 務 局 長	森山 直樹 君
生涯学習課長	福長 敏文 君		

6月13日(1日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	上原 公也 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	満 永 亮 一 君
議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健 太 郎 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。

これから、平成29年第2回奄美市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります前に諸般の報告をいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成28年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書および平成28年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成28年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書の以上4件について、報告がありました。

その内容は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

なお、本年第1回定例会において可決しました附帯決議並びに同じく第1回定例会において採択しました陳情で、会議規則第142条及び143条の規定により、市長において処理すべきものとして送付してありました陳情について、その処理経過及び結果について報告がありました。

その内容は、お手元に配付のとおりであります。

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、渡 雅之君、三島 照君、伊東 隆吉君の3名を指名いたします。

議長（竹山耕平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期を、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から7月3日までの21日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7月3日までの21日間とすることに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第3、報告第1号 専決第5号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について、報告第2号 専決第6号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、報告第3号 専決第7号 奄美市名瀬総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について、及び報告第4号 専決第8号 平成29年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの専決処分承認を求めることについての4件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました報告第1号から報告第4号までの専決につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、報告第1号 奄美市税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、平成29年3月31日付けで地方税法等関係法令の一部が改正されたことに伴い、固定資産税における特別措置の追加や軽自動車税のグリーン化特例の期間延長などの制度改正を図るため、所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第2号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、平成29年3月31日付けで地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、低所得者に係る税額軽減措置の対象拡充を図るため、所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第3号 奄美市名瀬総合体育館条例の一部を改正する条例の専決につきましては、平成29年4月1日をもって旧大島工業高校の体育館など一部施設が鹿児島県から無償譲渡されました。引き続

き市民に利用していただけるよう、本市の総合体育館として管理するため、所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第4号 平成29年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計において歳入不足が生じ、平成29年度歳入を繰り上げましたので、繰上充用金を計上したものでございます。

歳入につきましては、その財源としまして、国民健康保険税及び調整交付金を増額計上いたしました。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ5億6,933万円の増額となり、平成29年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は78億9,186万5,000円となります。

以上、報告第1号から報告第4号までの提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議のうえ御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの4件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいまの4件は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これから、報告第1号から報告第4号までの4件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

以上の4件は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第4号までの専決処分の承認を求めることについての4件は、いずれも承認することに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第4、議案第41号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてから、議案第52号 過疎地域自立促進計画の変更についてまでの12件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第41号から議案第52号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第41号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず、歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正は関係する各費目に事務事業の執行に要する臨時職員配置に伴う経費を計上いたしております。

総務費については、総務管理費におきまして地域振興基金からふるさと納税分をふるさと応援基金へ積み替える経費といたしまして8,619万1,000円を、また、地方創生推進費におきまして奄美群島振興交付金を活用した離島留学推進事業に要する経費を計上いたしております。

民生費については、児童福祉費におきまして老朽化に伴う市へき地保育所の改修のための経費といたしまして1,380万円を計上いたしております。

農林水産業費については、農業費におきまして地域振興推進事業を活用した糖業振興のための新たな事業として奄美群島結いの島農業モデル事業に要する経費などが主なものでございます。

教育費については、教育総務費におきまして学校司書及び特別支援教育支援員の増員対応するための経費を追加するとともに、小学校費、中学校費及び幼稚園費におきましては職員室等の空調設備の整備に要する経費を計上いたしております。また、社会教育費におきましては、奄美振興会館の駐車場不足を解消するため駐車場を新たに整備するための経費といたしまして3,500万円を追加計上いたしております。

次に、歳入につきましては歳出に要する財源として市債1億280万円、諸収入におきまして鹿児島県市町村振興協会市町村交付金8,007万2,000円などを追加計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容であります。今回の補正で2億9,236万6,000円を追加することにより、平成29年度奄美市一般会計予算の総額は320億5,641万6,000円になります。

次に、第2表、債務負担行為の変更については、奄美市名瀬・住用地区学校給食センター建設事業において、事業費の増額に伴い翌年度以降の債務負担限度額を変更するものでございます。

また、第3表、地方債補正につきましては、事業費の追加や変更に伴う起債限度額の変更を行うものであります。

議案第42号 平成29年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容について御説明いたします。

歳出につきましては、総務費及び保健事業費におきまして、一般職非常勤職員等の単価改定による賃金及び共済費60万3,000円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、賃金等の増額に伴う県財政調整交付金及び一般会計からの事務費繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ60万3,000円の増額となり、平成29年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は78億9,246万8,000円となります。

議案第43号 平成29年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）の主な内容について御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして、共済費及び賃金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の増額に伴い繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ173万2,000円の増額となり、平成29年度奄美市国民健康直営施設勘定特別会計予算の総額は2億4,855万8,000円となります。

議案第44号 平成29年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費と地域支援事業費におきまして、新たな臨時職員の雇用等に伴う賃金を増額計上いたしております。また、使用料及び賃借料を増額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金におきまして歳出の補正に係る相当額を負担割合にて計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ736万6,000円の増額となり、平成29年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は48億1,007万2,000円となります。

議案第45号 奄美市職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第46号 奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院規則等関係法令の改正に伴い、職員の一時休業及び介護に関して所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第47号 奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市民の動物愛護の意識を高めるとともに希少野生生物への被害防止及び地域生活環境の向上を図るため過料に関する規定を追加するなど所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第48号及び議案第49号の工事請負契約の締結につきましては、平成29年度奄美市名瀬・住用地区学校給食センター新築工事1工区及び2工区の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第50号 財産の取得につきましては、今回の学校給食センター新築に伴い厨房備品を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、名瀬辺地、住用辺地及び笠利辺地における総合整備計画の施設において、新たな事業の追加や事業費等の変更に伴い、事前計画書より増減が見込まれます。継続して辺地債を適用するためには、総合整備計画の変更が必要であることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第52号 過疎地域自立促進計画の変更につきましては、過疎地域自立促進計画の施設において、新たな事業の追加や事業費等の変更に伴い事前計画書より増減が見込まれます。継続して過疎債を適用するためには、過疎地域自立促進計画の変更が必要であることから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして議案第41号から議案第52号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議のうえ議決してくださいませようお願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって再開いたします。（午前9時50分）

第 2 回 定 例 会
平成 29 年 6 月 14 日
(第 2 日 目)

6月14日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林 山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	福山 敏裕 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所長	松原 昇司 君
笠利総合支所長	盛島 洋久 君	総務部長	東 美佐夫 君
総務課長	三原 裕樹 君	企画調整課長	山下 能久 君
財政課長	國分 正大 君	参事兼プロジェクト戦略推進課長	高 一也 君
市民部長	前田 和男 君	税務課長	田中 義一郎 君
環境対策課長	島 袋 修 君	国保年金課長	井上 裕之 君
保健福祉部長	上野 和夫 君	福祉事務所長	奥田 敏文 君
福祉政策課長	石神 康郎 君	高齢者福祉課長	永田 孝一 君
商工観光部長	菊田 和仁 君	商水情報課長	武下 義広 君
紬観光課長	保浦 正博 君	産業建設課長	茂木 幸生 君
農政部長	山田 春輝 君	農林振興課長	山下 仁司 君

6月14日(2日目)

土地対策課長	前島 有為生 君	建設部長	本山 末男 君
都市整備課長	竹元 康晴 君	土木課長	橋口 義仁 君
上下水道部長	上島 宏夫 君	水道課長	山下 一弘 君
水道課参事	藤山 浩俊 君	教育委員会 教務局長	森山 直樹 君
教育委員会 総務課長	徳永 恵三 君	学校教育課長	元野 弘 君
生涯学習課長	福長 敏文 君	スポーツ 推進課長	大山 茂雄 君
学校教育課参事	川畑 葉子 君	農業委員会 事務局局長	川内 進 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	上原 公也 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	満永 亮一 君
議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても答弁につきましては時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、無所属 渡 雅之君の発言を許可いたします。

8番（渡 雅之君） 議場の皆さん、おはようございます。無所属の渡 雅之です。平成29年6月議会の一般質問において、1番バッターとしての重責を今震えながら感じているところでありますが、多少所見を述べて質問に入っていきたいというふうに思っています。

今、国会では森友学園への国有地払い下げ問題で国民の疑念を払拭しないまま棚上げの状態となっておりますが、今度は国家戦略特区の疑惑が急浮上してまいりました。愛媛県と今治市、そして加計学園が提出した獣医学部新設の国家戦略特区申請が京都府と京都産業大学が提出した獣医学部新設の申請を押しつけて、獣医学部新設を勝ち取ったことであります。愛媛県と今治市は平成19年から26年の8年間の間に、15回にわたって構造改革特区での獣医学部新設を提案しましたが、すべて却下されています。これは、日本獣医師会、農林水産省、そして文部科学省では獣医師の人数が多いと、そこですべて新しい獣医学部は新設しないという方針であったわけですが、そこでまた出てきたのが、総理の御意向、官邸の最高レベルが言っているという怪文書の圧力、出た途端、52年ぶりの認可となったわけです。政府は怪文書の存在を否定し続けてきましたが、世論の声の高まりに文科省は遂に6月8日、再調査をすると発表いたしました。マスコミの世論調査では72パーセントの国民が疑念を抱いており、再調査を求めているところであります。しかし、野党が求めている前川前事務次官の証人喚問については、未だに応じようとしていません。また、この国会の最大の焦点でありますテロ等準備罪、いわゆる共謀罪ですが、世論調査では説明が不十分だというのが77.2パーセント、準備罪の新設は必要ないというのが56.1パーセントにも上っています。私たちもこの問題を真摯に捉え、このテロ等準備罪については断固として戦わなければならないというふうに思っています。憲法では第3章で国民の権利を保証しており、第19条では思想、良心の自由はこれを犯してはならない。また、第21条では集会、言論、表現の自由を保証しており、その2項では検閲を厳しく禁止しています。秘密を犯してはならないというところであります。憲法は国民の基本的人権を細かく保護し、一方で国に対しては取り締まりを厳しく規制している。このことが憲法が保障しているこの文言をテロ等準備罪によって国民の心の内を罰しようと、覗き見ようというこの試みは断じて許すわけにはいきません。今国会での成立を阻止するべく、野党が一致して戦っています。我々国民もこの戦いに積極的に参加していきたいというふうに思っています。また、国連特別報告者のケナタッチ氏は同法案についてプライバシーや表現の自由を制約するものとして、政府に説明を求めています。その政府は応じようとしません。森友学園問題、加計学園、そしてテロ等準備罪、いずれも国民の強い疑念を抱いている問題であり、安倍内閣は真摯に国民に目を向けるべきだというふうに思います。

私たちは6月2日に全郡の議員大会を与論で開催、参加してまいりました。そこで、奄美市が提出しました名瀬測候所の気象台昇格問題、以前に沖永良部台風、そして平成22年の奄美集中豪雨問題、こ

れもすべて測候所の機能の弱さであります。气象台に昇格して災害の分野を中に入れると。そして、災害対策本部とも一緒に膝を交えて論議ができる、こういった機能強化を求めるものであります。私たちは島民の命、財産、こういったのをしっかりと名瀬測候所の气象台昇格によって実現できるよう、最後まで頑張っていきたいというふうに思っています。

それと、議会報告会が名瀬地区では上方で初めて行われまして、浦上会場がその会場となったわけですが、その中で出されたのがですね、県道名瀬龍郷線ですね、その有良地区から大熊へのトンネルバイパス問題の質問がありました。これについて、鹿児島県は、私も以前質問したんですが、その際まだ今のところ白紙であるというようなことがなされてました。だけど、平成6年には大熊地区で総決起集会を開いて、トンネル実現に向けて一致団結で頑張ろうという決意もされています。かれこれ20数年経過していますが、未だ実現至っていません。その間にいくつかのトンネルなどが開通しているわけですが、奄美で唯一の山越えとなる二つの集落、あるいはそのひいては、その先にある龍郷の荒波地区、このような方々の生活の利便性を考慮して、当局としても県との協議を詰めていただきたいというふうに思うわけです。それと、もう一つですが、浦上町内に奥万田地区というのがありまして、その国道58号線に私有地が跨っているというのがあります。最近、新しく県のほうも文書を持って、文書を交わそうというところまでできているわけですが、市当局としてはどのように対応するのか、しっかりと見守っていききたいというふうに思います。

それでは、一般質問に入ってまいります。世界遺産登録についてであります。世界遺産、世界自然遺産登録の担保処置であります国立公園が去る3月7日に奄美群島国立公園として34番目に正式に指定されました。これは、国立公園としても喜ばしいことであるし、また世界自然遺産登録のステップとしても、もうジャンプまでできているというようなことで、世界遺産登録が待たれるところであります。形態としては生態系管理型、もう一つは環境文化型と、これはほかの国立公園には類を見ない生態系を呈しているわけで、この二つの形態がますます保護され、そしてそこに住む人たちも、またそこを利用するというような形態になっているところであります。国がユネスコ世界遺産センターに提出いたしました世界自然遺産登録の推薦書に基づき、国際自然保護連盟、いわゆるIUCNであります。その調査が行われることとなります。地元自治体として取り込み客、入込客増加への受入態勢強化が具体的に施策に反映されるものと認識しているところであります。国は地元自治体の意見を聞いたうえで、ビジターセンターの設置場所を決定するものと思いますが、特に船舶で来島する、航空機を使って来島する、そのいずれも名瀬地区に入ってくることとなります。名瀬から南部のほうに行くか、それとも西のほうの大和村のほうに行くのか、その判断するうえでも核となる施設がどうしても重要になってまいります。そこで、観光客の導線を考えたときに、国立公園ビジターセンターの設置場所は必然的に名瀬地区に置くことになるわけですが、行政当局として国からビジターセンターの設置場所についての打診があったのか、伺います。また、併せて地元としての案があればお示しいただきたいと思っております。

あとからの質問については発言席で行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、渡議員にお答えさせていただきます。

議員御案内の国立公園のビジターセンターにつきましては、主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し公園利用者が容易に理解できるよう解説活動または実物標本、模型、写真、図表等を用いた展示を行うために設けられる施設であるとされております。国立公園指定後の現状を環境省に確認いたしましたところ、大和村にある奄美野生生物保護センターにおいてこれまでの野生生物に関する情報に加え、国立公園に関する情報等の展示を進めているところであり、新規施設の整備については未定であるということではございます。御質問の国からビジターセンターの設置場所について打診があったかということではございますが、現時点ではございません。しかし、今後国・県において具体的に議論

が始まるものと考えております。また、地元として案があるかという点につきましても、今申し上げましたとおり今回の国立公園指定は先人が培ってきた文化、芸能、さらに奄美独自で希少な生態系と人の営みが共存する環境が評価されたものでございます。この貴重な財産は奄美群島に居住するすべての人の共有の財産であります。この貴重な財産の後世につないでいくことが大切なことであることは論を待たないことであろうと思います。そのうえで、ビジターセンターなどの施設整備にあたりましては周辺環境、自然環境や交通の利便性など専門的な見地から国において場所が、設置場所が決められるものと考えております。また、鹿児島県の施設整備基本構想を指針に、国・県・島内5市町村・民間団体と連携を図りながら検討を進めることが重要であると考えております。その点において、ビジターセンター、若しくは自然センターができるということは先例を見ますと、まずその自然環境が整い、継続してずっとその自然環境、生態系が守られていくということが前提であるということでありますので、市としても私としてもそれは十分に認識しながら考えているところでございます。ただ、今申し上げましたとおり、まず自然遺産登録になることが前提でございますので、その今佳境に入っております、今年の9月秋口には調査が始まります。それらをもって、来年の夏、秋ごろにはその答申が、決定が見られると思いますが、まずその後ということになるのが先例地の状況でございますので、それらも踏まえてしっかり頑張っていきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

8番（渡 雅之君） はい、ありがとうございます。今、市長がもう答弁してしまったんで、あとは世界遺産登録を待ったあとの対応であるということですが、ただ一つですね、提案ということになるかと思いますが、今末広・港町の埋立、土地計画をずっと行ってまして、進捗についても少しずつ向上しているところではありますが、このビジターセンター、あるいは世界自然遺産センター、このよって二つセットでもいいとは思いますが、これの設置場所としては大和村の今の市長が言った野生生物保護センターの機能強化をしながら、野生動植物の展示、説明をするということですが、しかしそこで行ってしまうと今度はもう大和村からまたもう一度帰って来なければならぬという不便さもあるわけですね、日程的に。せつかくこの港町、末広・港町の都市整備がやってる最中であるわけですから、是非そこら辺りにできないのかっていうことです。一つは測候所の跡地、これは平成35年ぐらいになるのかな、早くても。それで、そこに造ってもらいたい。バスセンターもできる、いわゆる複合施設としての機能が充実すると、そういうことであれば当然タクシーの乗り入れも多くなるし、レンタカーの利用頻度もそこを中心としてできれば、一つの公共機関としての拠点としても位置付けができるんじゃないかというふうに思うわけです。そうすると、導線としては当然そこを中心に観光客は移動するという形になるわけですから、是非ともこのせつかくの末広・港町の整備を睨みながら、そこを限定するっていうことじゃないんですけど、この中心商店街の活性化という意味でもね、そこら辺りにできればなということですが、当局の考えがあれば示していただきたいと思っております。

市民部長（前田和男君） おはようございます。それでは、渡議員の今の御質問にお答えさせていただきます。現在の測候所にビジターセンター的な用地に、ビジターセンターを誘致できないかという御提案でございますが、測候所用地につきましては奄美市中心市街地活性化基本計画の中でバスセンター、複合施設の整備として位置付けられ、今年3月に国の認定を受け事業を進めているところでございます。バスセンター等と同じような場所にする事で交通の拠点と連動するという御提案は可能性は全くないとは申し上げませんが、この中心市街地活性化基本計画の計画の見直しも含めて検討しなければならないということになりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

8番（渡 雅之君） 活性化協議会の中での見直しが必要だということであれば、是非見直しを含めて検討していただきたいというふうに思います。どうしても、この賑わいのあるまちづくり、そして地域、商店街の活性化というところでいくと、やっぱり観光客にここに、この場所に来てもらって買い物もし

てもらおう。そしてまた、内地のほうに発信してもらおうということも大きなメリットがあるというふうに思いますので、是非活性化協議会の中で論議をしていただきたいというふうに思います。

次に、外来生物の駆除及び適正排除というところではありますが、平成17年に制定されました外来生物法では飼育、飼養、売買等が厳しく規制されております。本来、外来種とはその地域にいなかった生物でありまして、国内、国外、そしてその地域を問うものではないんですね。人間の活動によって持ち込まれたものがすべて、その地域にいなかった生物はすべて外来種ということではありますが、法律では海外から入ってきた生物に焦点を絞り対応しているところではありますが、しかし奄美ってこの限定した地域では本土から入って来るのも外来種です。そして、我々の生活しているところにいたものが林道や農道、山に行ってしまうということ、これも一種の外来行動ですね、外来種だというふうに認識しています。今、まさに問題になっているのがノネコですが、このノネコがクロウサギを啜っている様子がポスターにもなっています。そして、TNRをした猫ですね、あの耳をカットするんですが、そういった猫が林道にもいると。TNRをした意味がないってというような状況まで生まれているわけです。今まさにそのノネコが推計でどれぐらいいるのか、お教えいただきたいと思います。

市民部長（前田和男君） ノネコの推計でございますが、環境省の推計で現在600から1,200頭のノネコが奄美大島内に生息しているものと考えられているところです。以上です。

8番（渡 雅之君） ここで、ちょっと算数をしていきたいんですが、1匹の親が出産すると。これ、3か月ごとに出産するんですね。その赤ちゃんが5・6匹生まれます。そうしますと、1年間で24匹、あれですね。その24匹のうちの子どもが約半数がオスとメスに分かれるわけですが、メスが生まれて、その数が大体仮定すると13匹程度になるわけですけど、あとその孫も子どもを生むんですね、1年間で。メスは半年ごとに生む。そして、子どもも半年後に、3か月で出産したら、またそのあとまた子どもを生む。孫も6か月後にはまた子どもを生むと。そうすると、1匹のメスから1年間に100匹ぐらい、せこに96匹の猫が、ノネコが発生するということになります。これをポイントで駆除ということ、なかなか難しいということになります。先般東京練馬区において所管事務調査で野良猫の実態調査を視察してまいりました。練馬区では猫好き、猫嫌いの対立ではなくて、地域の環境問題、例えば鳴き声、糞尿、臭い、餌やりのマナーの悪さ。こういったものの環境問題として猫問題を地域住民で考えろということでもあります。区のボランティア登録制度に登録された区民がその地域猫の世話をしているというふうになります。ボランティアの活動はトイレの場所を確保して、餌のやり方のマナー、これは定時に行う、適量行う、そして残った餌も片付ける、ということですね。また、区民ボランティアによる強制避妊手術については区が助成を行っていると。オスが5,000円、メスは1万円。私たちは昨年10月25日にAiAi広場でも外来種対策講演会において、鹿児島大学の橋野教授は飼い猫が外に出たら野良猫になってしまう。そして、それがTNRしてもノネコ化してしまうと。その供給源に、ノネコの供給源に、もとをただせば飼い猫なっているという実態があるということなんです。ノネコ問題を100パーセント達成させることは不可能に近いと。その解決、管理に向けた地元住民の意識向上や関係機関などがどのように取り組んでいくのか、その姿勢を示すことが世界遺産、世界自然遺産登録にもつながるというふうに指摘しています。先般、龍郷町の龍南中学校の生徒や住用支所の職員が外来種のボタンウキクサ、あるいはセイタカアワダチソウ、オオキンケイギクなどの駆除を行ったというのが新聞に出ました。これは確かにいいことであり、住民の皆さんも見つけたらやっぱり取るんだという意識を持っていただきたいということでもあります。このような活動を後押しするような制度を早期につくるべきと考えるが、当局の現状と今後の施策をお示しいただきたいと思います。そしてまた、ノネコを捕獲したあとの処理についてはどうなっているのか、併せてお伺いします。

市民部長（前田和男君） まず、外来種駆除活動の後押しに関する制度ということでお答えさせていただ

きます。外来種対策自体は本市だけではなく、奄美大島全体で取り組むべき課題だと認識しております。外来種保護、世界自然遺産登録に向け、奄美大島5市町村で構成する奄美大島自然保護協議会において、平成28年度から広域的に連携し、外来種駆除を実施しているところがございます。市民の皆様の外来種駆除の活動を後押しするような制度を早期につくるべきではないかという御提言でございますが、現在のところ本市でそのような助成制度はまだございません。しかしながら、気運醸成のためにも必要性は十分感じておりますので、先ほど申し述べました奄美大島5市町村での協議の場で奄美大島全体でそういう取組を進めていけるよう検討させていただきたいと思っております。今後も駆除や処理の仕方など啓発を行うとともに、とりわけ外来種、外来植物の駆除作業においては人海戦術が大きな効果を発揮することがございますので、環境保護ボランティアや多くの市民の協力を得やすい施策を進めてまいりたいと考えております。

次に、ノネコを捕獲したあとの処理でございますが、現在国・県・他町村と連携を図って、山間部からの適正排除を行う準備をいたしております。捕獲後の対応につきましては方針を国・県交えて協議しているところがございますので、まだ具体的な方策は申し上げられませんが、よろしくお願いたします。

8番（渡 雅之君） 外来種というのは、植物においてはその季節によって花の咲く時期が違うということになりますが、今オオキンケイギクがちょうど成長が始まったところで、もうどこでも目に付くんですね。これ、もう根っこから駆除しないともうどんどんどんどん、根っこからも繁殖するし、種からも出てくるということがありますので、見つけ次第、私も車止めて引っこ抜いてるんですけど、なかなか先の目的地まで時間がかかってしまうというのがあるわけですが、当局としても一斉に駆除を、このルートを一斉に駆除しましょうとかいうような呼び掛けをして、できたらなというふうに思っています。大島支庁は国道、県道、あるいは海岸の清掃活動をするというようなことがある場合は、3万円を限度ですかね、軍手とか手袋とかそういったのに対応してるんですよ。当然、領収書も付けなければ、最後は領収書も付けなければいけないんですが、そういった取組もされていますので、市道とか、市の農道、林道、こういったところは県の対象外ですから、是非市としてもそこら辺りを今説明がありました5市町村ですら、連携を取りながら速やかにそういった制度をつくっていただきたい、いうふうに思っています。

ノネコの問題にまた移るんですが、外来種で一番やっかいなのがノネコでありまして、ノネコはどうしても動く、猫っていうのは動くものを見ると飛びかかってくると。食べなくても、噛み殺してしまうという習性があるんですね。そうしますと、キノボリトカゲとかあるいはケナガネズミ、そういったのも捕食すると。当然、食料としての重要性も猫は知ってるわけでありまして、ただむやみに殺すのが一つのハンターですね、としての性じゃないかというふうに思うんですが、ノネコは鳥獣保護法で殺処分できると。厳しい言い方ですけど、シカと、本土で言ったらシカとかイノシシと同じようにですね、ここも野ヤギとかイノシシと同じように駆除の対象になってるんですね。ですから、当然捕獲して譲渡先を探すというのも一つの手だと思うんですが、一旦野生化するとなかなか飼い猫習性をしては元に戻らないというふうに言われています。やはり、何らかの処分をすべきじゃないかと思うんですが、これ以上のことは質問しても答えが難しいと思っておりますので、次に移っていきいたいというふうに思っています。

教育行政であります。給食センターの問題ですが、自校方式の現在の定数は23名なんですかね、と思っておりますが、給食センター化されると文科省の定めた定数基準というのがどのようになっているのか、まずお聞きいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それではお答えをいたします。まず、現在名瀬・住用地区では17か所の自校給食室におきまして、正職員、これは再任用の方を含めまして現在22名ということになっております。それから、文部科学省の定めております基準ですが、今回我々が計画をしております給食

センターの規模で言いますと、基準は12名ということになっております。以上でございます。

8番（渡 雅之君） 自校方式で今の正職員の実数が22名ということだったんですが、臨時職を含めると43名ぐらいになるんですかね、だと思います。それが、文科省の今回の4,000食の基準でいきますと、12名で済んでしまうという、ちょっと都会的な平坦のところの学校とは若干様子が違っていて、範囲も確かに広いということがあります。不慮の事故への対応等はどのようになっているのか。以前、文教厚生委員会で笠利給食センターを視察したことがあるんですが、もう担当者がですね、交通事故を想定、交通事故が起こったときはどうするのかと、その対応はどうするんですかと聞いたら、想定はしていないと。交通事故の想定はしていないと。一同、驚いたんですが、交通遮断した際の対応等、どのようになっているのか。また、いわゆる県病院などでは点滴などをする際は必ず生年月日を聞いたり、名前を聞いたりして対応するんですね。いわゆる、ヒヤリハットの防止という観点であるんですが、今子どもたちの中にもいろんなアレルギーがあるんですね。牛乳アレルギーや豆腐アレルギー、そういったものの対応はどのようになっているのか、併せてお聞きします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） まず、ただいまの御質問にお答えをする前に、少し先ほどの人数の件でお話をさせていただきますけれども、先ほど申しましたように国の基準では12名というのが基準で示されております。ただ、県内の各給食センターの状況ですとかを見ますと、やはり調理に支障のないようにということ、あるいは今おっしゃられましたアレルギー対応、そういったことがございまして、実際にはこの基準よりもどのセンターも多い職員が配置をされているという状況でございます。私どものほうもそういった対応がきちっと取れる人数は配置をしたいというふうに考えております。

それから、交通遮断の件でございますけれども、交通遮断のタイミングですとかその規模によっていろいろ対応は変わってくるかと思いますが、今現在私たちのほうでは6ルートを考えておりますけれども、そのルートにつきましても迂回ルート、そういったものが取れないのか、そういったことも実走を含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、アレルギーの対応でございますが、現在市内の小・中学校で何らかのアレルギー食の対応という児童・生徒は65名いらっしゃいます。今回、給食センターではこの対応といたしましては、まずアレルギーを持っている生徒さんの給食を入れる器、これは全く個人個人別の名前入りのものを使用することにしております。これは、当然センターから配送をする際、それから配送車から学校での受け取り、それから各クラスへの渡すとき、こういったときにはチェックを必ずするような体制を取ろうというふうに今考えているところです。場合によっては命にかかわる重要なことですので、その辺は2重、3重のチェックを確実にして、生徒さんのほうにきちっと給食が届けられるように対応をしたいというふうに考えております。以上でございます。

8番（渡 雅之君） はい、分かりました。給食センターの用地も確保されて、整備もされて、予算案も工事請負契約が出てるということで、私たちも真剣にそこら辺りを議論してまいりたいというふうに思っています。

それでは、再度にですが、文科省、あるいは教育委員会、県の教育委員会のほうで地場産の食材の取り扱いというのがあろうかと思いますが、今地場産の割合はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） ただいまございました地場産ということですが、食育推進基本計画、この目標では県内産を30パー、それから国内産を80パー以上というふうな見方をしております。私どものほうで、現在、全校ではありませんがいくつかの学校を抽出をして調べた結果ですと、今県内産については71.5パーセントで県外産が24.5パーセントでいわゆる外国産、これについて

は4パーセントということでございますので、この基準からいたしますと十分にクリアをしているということですが、私どもが考えております地場産と言いますのは、やはり地元産という捉え方をしておりますので、その割合をいかに引き上げるかということが重要だろうと思っております。今現在、地場産の活用推進協議会、こういったものを立ち上げてどういうふうにしたら地元の食材を安定的に供給できるのか、そういった仕組みづくりをしたいなと思って、今協議を進めているところでございます。地場産の考え方なんですけど、当然基本は奄美市で採れたものが一番優先でございますが、当然絶対量の問題ですとか、あるいは時期的な問題で当然賄えないというのもありますので、その際には本島内、あるいは郡内、県内というふうな枠を広げた捉え方で対応したいというふうに考えております。以上です。

8番（渡 雅之君） 確かに、地場産という概念はどうしても奄美産という捉え方、我々なってしまうんですけど、当然季節的に今部長がおっしゃったように、キャベツなんて今あるわけでもないし、ほかの野菜についても県本土、あるいはそのまた先のほうから調達しないと間に合わないというようなこともございますが、やはりこの農家を支援すると、子どもたちにもこの奄美で採れた食材だよというような啓発もできるようなね、そういった体制を是非1品でも2品でも多く揃えるような施策を講じていただきたいというふうに思います。

次に行きます。3番目ですが、朝日小学校、これは中学も同じなんですけど、校舎建設と校庭の拡張の計画ないのかということなんですけど、もう具体的に言いますともう決定事項として自衛隊の官舎が朝日町にできると。そうするとどうしても子どもが、児童・生徒が増えるという形になるわけですね。それについて、今後の児童・生徒の増えることについて、今お考えがあるんだったらお示しいただきたいというふうに思っています。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 現在の朝日小学校の児童数なんですけど、29年の5月1日現在で651名になっております。これは、27・28年度と比べると横ばいといった状況ですが、26年度と比較をすると32名の減という状況でございます。しかしながら、先ほど議員のほうからもありましたように、平成31年度の自衛隊宿舎建築ということで、児童数が増えるだろうということは私どものほうも想定をしているところでございます。ただ、今のところ何人増えるのかとか、そういった数が掴めないのが現状でございます。今の段階で建て替えということでの申請は厳しいのかなというふうに思っているところです。31年度になれば、児童数が確定をいたしますので、そのときには具体的な校舎の増築ということが言えるのかなというふうに考えております。そのための準備というのも、今年度あたりから考えておかないといけないというふうには考えておりますが、今後自衛隊のほうの情報収集と言いますか、どの程度の増になるのか、そういったことができるだけ早く掴めるように情報収集に努めたいというふうに考えております。

8番（渡 雅之君） 31年の確定を待つということではありますが、一つの案としては県有地等、校庭の間に、あれ6メートル道路ですかね、100メートルの県道があるんですよね。そこを校庭にするとか、あるいは幼稚園の廃業の民有地をまた変えるとか、そういった形で校庭を広げる施策もあろうかと思っておりますので、是非検討していただきたいというふうに思っています。

それと、教育行政の最後になりますが、文化センターの施設整備の関係であります。文化センターの正面ですね、住宅街のところからまっすぐ文化センターの玄関までの歩道があるわけですが、お年寄りなどが押し車とか、あるいは障害者の皆さんは車イスですずっと移動してるといふのがあるわけですが、これが雨の日になると大変なんです。もう雨に濡れながら、傘をさしてもどうしても濡れてしまうというような実態を、私も何度か見ているわけでありまして。そうしますと、せっかく来たいのに、もう雨が降るからいいやと言ってしまふと、文化センターの催し物の人数が減ってしまうというようなことにもなりかねないわけでありまして。できれば、そこにアーケードですね、あのタイル張りしているところ

る、ずっと文化センターの本館までアーケードを設置してはどうかということでの提案ですが、それについてお伺いしたいと思っています。よろしくお願いします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、この奄美文化センターが本年度で開館30周年ということになります。利用者も間もなく700万人を超える見込みでございます。先ほど言いましたように、30年を経過をしているということで、施設、設備についての老朽化が今問題となっているところです。本市で策定をいたしました公共施設等総合管理計画におきまして、文化センターは計画的な修繕を行い長寿命化を図るというふうの方針を出しております。昨年度、外構、それから内部、設備につきまして、詳細な建物調査を実施をしたところでございます。調査報告書の中で優先して改修が必要な個所として天井部分の雨漏り、あるいは外壁の改修などが挙げられております。今後、長寿命化のための計画的な改修が必要であるというふうに考えております。ただいま、御提案がありましたアーケードの設置につきましては、高齢者の皆さんですとか雨の日の利用を考えると大変貴重な御提言だというふうに考えてるところなんです、まずは先ほど言いました建物の長寿命化、このほうを優先をさせていただいて、そのうえで今後そういった対応が取れるのかどうかというのを検討させていただきたいと思えます。以上です。

8番（渡 雅之君） 37年を迎えて、また新たな改修計画をされてるということではありますが、是非実現していただきたいというふうに思ってます。奄美パークから一村記念館ですね、その間にもアーケードがきれいにされてるんですよ。あれは、その何回かの台風でもびくともしない、頑丈な遊歩道になっていますので、是非そこら辺りも参考にして、その計画の中に盛り込んでいただければなというふうに思っています。

それでは、次に3番目の旧工業高校跡地ですが、その4番目と5番目を入れ替えて質問させていただきますので、よろしくお願いします。旧工業高校跡地については今、4月以降若干管理方法が変わったと、条例でも専決で出されたところなんです、この利用の頻度等々については、市が管理委託を受けたその年度ごとのですね、利用頻度が分かると思うんですが、現状の状況を若干お示しいただきたいと思ってます。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、おはようございます。私のほうからお答えをいたします。もう御存知のとおり、24年の3月に工業高校が閉鎖をいたしました。そのあと、市のほうで利活用を図っているところですが、利用状況をお答えしますと、まず体育館及び武道館並びにグラウンドの利用状況ですが、社会体育施設として広く市民に開放をしているところです。平成28年度の、昨年度の実績で申し上げますと、体育館が460回、武道館が220回、グラウンドが120回というふうになっております。利用者の延べ人数で申し上げますと1万8,500人で、利用の内容としてはスポーツやダンス、踊り、レクリエーション、保育活動というふうになっています。1日当たり約50人ということですので、高い利用率だというふうに考えております。次に、3号棟なんです、情報通信の管理の関連のインキュベーション用施設として借受けをしております、奄美情報通信共同組合に貸出をしております。昨年度の実績で申し上げますと、約60人が勤務しているというところです。生徒寮のほうについてはマンガースバスターズのほうに、県が直接有償で借り受け、マンガースの駆除のために利用しているというところです。今年度からは、この学生寮の横に旧職員住宅がありますが、こちらのほうをノネコの一時的収容施設として、これは無償でですが、整備をする予定となっております。以上です。

8番（渡 雅之君） 今後はこの4月以降、市の使用料っていう形でまた新たなスタートを切るということになると思いますが、多くの方が利用できるような体制を今後も構築していただきたいというふうに思ってます。

それと、市有地財産の有効活用についてですが、浦上町内の大島紬研修センター、これ29年の4月に移管しているということですが、今後の利用計画と市民の開放ができるのかどうか、併せてお伺いします。

商工観光部長（菊田和仁君） 今、議員もおっしゃいましたとおり、4月1日付で鹿児島県から本市に譲渡されております。それから、譲渡にあたりですね、大島紬の技術指導と相談業務を行うことが県から市への財産譲渡の条件となっており、現在は県の再任用職員が配置されてるところです。本市が県に提出した利用計画においては、本館の1階部分と後ろにございます別館を、本場奄美大島紬振興の拠点施設とし、本館の2階部分、その他については地元産業の活性化を担う拠点施設として活用を図るというふうな位置付けをしてるところです。

それから、市民の開放の件もでしたですね。ちょっと、先ほどのお話とも重複いたしますが、財産の譲渡にあたりましては旧工場技術センターが大島紬の技術研究の拠点として整備された経緯と施設の特殊性を踏まえ、今後の利用計画について県と協議を行ってまいりました。従いまして、広く一般市民の利用に供する活用については、現在のところ考えておりませんが、紬をはじめとする地元産業振興の趣旨に合致するような利用のあり方については、まだ管理体制がしっかりしておりませんので、そういった管理体制が落ち着いた段階で改めて検討させていただきたいと思っております。以上です。

8番（渡 雅之君） はい、分かりました。ありがとうございます。

この笠利にあります直営診療所のあり方の1については、まだ掘り下げて質問がしてませんけれども、もう時間が過ぎてしまいます。本当に申し訳ございませんが、次回の質問に回させていただくことをお許しいただきたいと思いますと思っています。

今後とも、議員と当局はブレーキかけたりアクセル踏んだりというような関係で進むべきだと理解してあります。今後とも両者が市民の福祉向上のために一緒に頑張っていきますので、今後ともよろしくお願ひします。以上で終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で、無所属 渡 雅之君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午前10時29分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自民新風会 師玉敏代君の発言を許可いたします。

18番（師玉敏代君） 議場の皆様、おはようございます。自民新風会の師玉敏代でございます。まずはじめに、一般質問の、申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。1番の自然環境保全の③番を（3）番とし、（2）番のあとに交代してください。

一般質問に入ります前に、少し所見を述べさせていただきます。奄美には大変いい風が吹き続けておりますが、平成26年の成田間のバニラエア就航以来、2020年の東京オリンピックの開催が決定、同年国体鹿児島県大会、天城町トライアスロン、住用町の相撲競技が決まり、本年3月7日には奄美群島が国立公園に指定され、同月26日には関西奄美のバニラエアが就航開始いたしました。これからの奄美の経済観光産業の発展の期待と同時に、その受入への不安、そしてクリアしなければならないさまざまな問題への取組への覚悟と本気度が問われる1年を迎えることと思っております。また、市街地もこれからの数年で本庁舎建設、市民交流施設、子育て保健福祉、仮称ですが、施設、マリンタウン構想事業、中心市街地末広・港土地区画整理事業、さらには陸上自衛隊駐屯地建設と大きく変貌いたします。これまでにない景気、雇用、経済観光産業の躍進が期待される中、今夏、今年の夏訪れますIUCNの調査

は世界自然遺産のクライテリアの四つの自然景観、地形地質、生態系、生物多様性のうち、二つの基準、生態系、生物多様性が奄美のクライテリアです。世界遺産に登録されるためには、世界遺産条約履行のための作業指針に生態系は陸上淡水域、沿岸海洋の生態系や動植物の群集の進化、発展において重要な進行中の生態学的過程または生物学的過程を代表する顕著な見本であると謳われています。生物多様性は絶滅の恐れのある種の生息地、生物多様性生息域内、最も重要な自然の生息地を含むとしています。最近では心のない人の希少植物の盗掘が後を絶たず、ノネコ問題、採石による土石流流出による海岸線の汚染等は明らかに人災であります。自然と文化、森と海のつながりを無視した国立公園、世界自然遺産はあり得ないことを申し上げ、引き続き関連の一般質問に入ります。

まずはじめに、自然環境保全、市集落周辺の採石場についてはこれまで数名の同僚議員が質してきました。現状は依然として抜本的対策がなされていないことから質問させていただきます。平成27年4月12日の大雨により、市集落の生活道路が一時通行止め、許可権者鹿児島県から流出した土砂の除去及び防止対策を講じるよう緊急措置命令が出され、その後も大雨による汚濁水の流出があり、廃土堆積場の勾配を計画どおり形成するよう県大島支庁の指導もあるが、現時点の6か所の沈砂池、採石所入り口横の沈砂池沿いにパイプも埋設済みであるが、これで大雨による土砂、赤土流出防止になるのか見解を伺います。

次の質問から発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

住用総合支所事務所長（松原昇司君） 師玉議員にお答えいたします。御質問のありました採石場の沢水分離の埋設パイプにつきましては、昨年12月、県の指導によりまして赤土流出対策として現場内の水と沢水を分離して排水する工事を行いました。現在、大雨のたびに沈砂池からオーバーフローした赤土の汚濁水が流れたり、その対策がまだ必要な状況となっております。そのことから、本市といたしましては赤土流出防止に対する協議を今年の4月26日に大島支庁と本市の関係部署で行っております。その中で、まず1点目ですが、流水箇所にはフィルター役割となる防砂マットの設置。それから、2番目に沈砂池内への防砂マットの設置。3番目に沈砂池の定期的な浚渫や沈殿を促す薬剤の活用等を市のほうから大島支庁のほうへ提案を行っております。その会議の中で、県は沈砂池が機能するように定期的な浚渫を行い、赤土の流出を防ぐ対策の確認や指導をより強化していくとのごことでございます。今回の市からの提案につきましては検討していただけるものと考えております。今後も採石場からの赤土流出を防ぐ対策につきまして、県と連携を図ってまいりたいと存じますので御理解をお願いいたします。

18番（師玉敏代君） 一昨年のですね、緊急措置命令からいろいろと県のほうも指導してますよ。まめに現場にも行ってくださってます。市の住用の役場職員の方もですね、まめに行ってるんですよ。それであってもですね、大雨によるその赤土流出防止が本当に阻止できるのか。はっきり言って、県のほうの指導があってもですね、その後もずっとオーバーフローしてですね、どんどん流れていますと。そういう問題じゃないですね。赤土が少し、1滴でも流れたらいけないわけなんですよ。一旦、県のほうがですね、認可届出を出すことによってですね、私はあの現場自体が、今更ですけど、あの生活道路の真横ですよ。山の裾のその真横が海。この状況でね、採石法の中でなぜ基準で許可し、計画書も出してると思いますよ。もう、このことは想定できるわけですよ。そういった中で、私はこの状況がずっと続いている。県大島支庁のほうにも行きました。企画部長さんにもお会いしました。一週間、二週間前ですね。県としては採石法に基づいて許可しましたと、そうですね、去年から。市といたしましては、奄美市の土砂流出防止要綱ですか、そして奄美市の開発行為による条例についても、もう届出が県であるから、私たちは直接助言、勧告はできないと、そういった言えばたちごっこをやってるわけですね。もう、どちらにしてもですね、こういう状況が続くっていうことは、私からしてもあり得ないんです

よ。これはですね、よろしいですか。

(発言する者あり)

これはですね、災害になる前の2009年のトビラ島ですね。きれいですね。よろしいですか、はい。そして、これが災害があった4月10日のですね、あとのですね、トビラ島の市の海岸線です。いいですか、はい。これは去年の5月3日です。措置命令があったあとですね。5月3日。いろいろと県も指導し、採石の皆さんもいろいろ沈砂池を6か所増やし、パイプもつなげました。沢と水を分離すると言いますが、現時点では、現状ではできないんですよ、見ている。私が見ている。よろしいですか。これもその去年の5月3日です。これ、海岸のこの泥ですね。よろしいです。すいません。これが今年の4月です。もう、何回も指導、勧告受けました。市もまめに浚渫をしてくださいますと。私もそのやり取りはよく見てます。だけど、現実問題こういう状況になっているということなんですよ。ちょっと、これが5月です。いいですか。ありがとうございます。この現状はですね、皆さんどうですか、実際にあの現場に行ったことがありますか。行った方がいらっしゃいますか、ここに。いらっしゃいますよね。所長は行ってますでしょうけど。やはりですね、今度国立公園化になったんですよ。来年は世界自然遺産を目指すんですよ。IUCNはもちろんこの生態系、生物多様性、この担保措置が図られているか、外来種問題が担保されているか、そういったことも重要なんですけど、この間のですね、海域保護の中で、これは先日の新聞なんですけど、世界自然遺産登録へ向けて今年の秋に国際自然保護連合の現地調査を前に、海洋保全の重要性など再確認しようと海の生き物を守る会が行っております。海と森のつながりを無視した国立公園や世界自然遺産は本来あり得ない。奄美大島と徳之島の遺産推薦について、コアゾーンを取り巻く緩衝地域の面積が狭い、海域を含め広い範囲を保護しなくては保護担保措置としては不十分と言われております。海域は陸域に比べ生物の進化などのデータが不足しており、研究が遅れているのも要因ではないかと分析しております。私はですね、この今回ですね、陸域が4万2,000ヘクタールですね、海域が3万3,000ヘクタール。合計7万5,000ヘクタール。この海域がですね、これ住用町なんです、このエリア。この海域の公園、公園地区がこう入ってるんですよ、ここにトビラ島がありますよ。この辺のところは多分採石所のところだから、緩衝地域でしょうけど。海域に入ってるんです。この辺をですね、皆さんはどのようにお考えなんですか。このやり取りはもう既に、去年大体、第3回定例会、ずっと同僚議員が言ってるんですね。

私はその、次の2番に移りますが、要は届出用紙があれば適応、採石については届出許認可をする、県であるから適応できない奄美市の要綱であり、条例であると私は認識しております。昨年6月10日に認可を改めて受けています。その採掘採取期間は先日の6月9日までとなっております。認可条件は土地の崩壊、土砂の流出等の災害防止、粉塵防止、汚濁水の流出防止、廃土の崩壊防止、騒音防止などの必要な事項を遵守するよう認可条件があり、認可条件の中に土砂の流出防止、特に隣接する市道及び海岸への土石の崩壊がないよう作業を行うことを新たに明記されているにも関わらず、赤土汚濁水が海岸へ流れ込んでいます。採石場の認可更新に対して、市として計画区域周辺、海域環境保全、どう臨むのかお聞かせください。

議長（竹山耕平君） あらかじめ申し上げておきますが、先ほど師玉敏代君からですね、事前にパネル持ち込みの使用許可願を申請が出されておまして、本来であれば本人からですね、その旨を伝えるということでしたが、ありませんでしたので、その使用願いが申請され議長において許可されたことを皆様にあらかじめ報告をしておきます。

住用総合支所事務所長（松原昇司君） お答えいたします。先ほど師玉議員から見せていただいたパネルにつきましてですね、何度か市集落の方々からも見せていただいて、私どもの海域汚染についてですね、憂慮しているところでございます。その点につきましてですね、私どもが平成28年5月に提出した市の意見書には、海域保全についてですね、まず一つ目、河口の海岸、沿岸は漁場になっているた

め、岩石採取による漁場環境悪化となる赤土には十分注意すること。赤土流出はサンゴ礁生育海域の環境悪化となる恐れがあり、万全な対策を講じることとしてですね、市のほうから鹿児島県のほうへ、許可の権限があります鹿児島県のほうへ地元の意見として提出しております。このように市の採石場の現場から海岸部へ赤土を流出させないことがとても重要だと考えております。そのためには、先ほどもお答えしましたように県と連携を図りながら、本市といたしまして赤土流出防止策について現場からの状況確認などをまめに行っております。そして、技術的な意見の、先ほど申し上げましたけど、大島支庁に対しても技術的な意見の提案なども行っております。そういったことをやりながらですね、海域の環境保全に努めてまいりたいと思いますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

18番（師玉敏代君） 市道脇のですね、廃土堆積勾配が計画書では30度となっておりますね、計画書では。これが、認可の基準ですよ、一つの。これが今、38度のまんまなんです。事業所のほうがですね、将来的に38度にすると、悠長なことを言ってるんですね。大体、これがもう違反なんですよ。30度、廃土堆積の勾配が30度でなければいけないのに、38度あるというこの現状をですね、私は考えてみて、これは大変崩落の危険性がもう既に存在してるんです。改善できてない状況で大雨が降れば、海域へ赤土、土砂の流れ込みは起こり得ることから、認可更新に反対である旨の意見書は提出できないか伺います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

住用総合支所事務所長（松原昇司君） 反対であるかにつきましてはですね、私どもの地域の実態でどういう形ですね、いろいろ環境汚染が防げるか、そういった観点から粉塵の防止とかこれまで最大限要望、地元の意見、要望としてあげておりますので、その法に基づいてですね、行いたいと考えております。

18番（師玉敏代君） これはですね、もう国立公園化っていうことは、奄美群島の国立公園化されてる海域周辺っていうのは、私はその今言った海域の公園区域に入ってると思うんですよ。これは絶対にですね、奄美群島は他所から来る人は世界自然遺産の島だと、空港から降りますよ、降りて、一番見るのはきれいな海ですよ、そして山。この一連のね、景観が奄美大島の私はすごく育んだものだと思うんですけど、こういった状況でですね、市の海だけじゃないんですよ。小湊もそうです。笠利の海もそうです。大浜もそうです。みんな海がああいう状況になったらいけないわけなんですよ。今、私が言ってることは市だけの問題じゃないと思いますよ。もう、採石の許認可についても、これは採石法、国の法ですから、ここで言えませんよ。だけど、国が今後国立公園として管轄するのであれば、この採石法も考えてもらわないと。どんどん今採石されてますよ。そしたら、絶対にこのような状況が、要するにさっきも言ったように陸域と海域っていうのは狭いんですね、奄美大島は。それで災害起きたら、もう海に流れるんですね。この状況も鑑みてですね、やはり私はこの状況はどうしても許せないと。もう、これがストップしてればいいんですよ。ずっと、先月まであのように入土砂が流れ込んでるんです。あるところの専門家は汚染の、そのヘドロは汚染がないと。確か、トビラ島の沖合のほうを見たそうですよ。でも、市集落のほうで日本自然のですね、そういった協会のほうは、確かに海面にヘドロがあると、下に、海底にあると。こういった見解を議論はしませんけども、やっぱり今からですね、ここは市集落だけの問題じゃないと思います。確かに、経済開発行為も大事ですよ。その場所が本当に適してるかどうか、これは市だけじゃなくて県もですね、やっぱりこういうことはしっかりと調査して許認可をしないと、大きな、今後ね、奄美市が、奄美群島が世界自然遺産になっても、あり得ても、すぐ危機遺産になりますよ。それぐらい、厳しい気持ちで、皆さんもあの状況をね、どうにかできないか。できれば、傾斜が38度ね、30度になるまで許可申請を出さないでほしいぐらい強い姿勢できないんですか。あの

状況で、今から台風が来ますよ。また出ますよ。どうでしょうか、お答えください。

住用総合支所事務所長（松原昇司君） 先ほどの意見書につきましてはですね、先ほど申しあげましたように、私どもも地元の意見として県に申しあげることが出来ますので、関係部署と協議しまして、私どもの現状などを十分伝えるような形でですね、意見を伝えたいと思います。また、傾斜角度につきましては私どもも若干現場を確認というか、県のほうにそういうような状況になってるというような話をしないといけませんので、そこら辺り確認してですね、赤土流出を防げるようにしていきたいと存じます。また、県のほうでもですね、赤土流出対策にしまして、例えば今現在雨が降っておりますが、雨が降ってない時期に沈砂池を、晴れてる間にですね、沈砂池をどんどん土砂を除去して、なるべく赤土流出を防ぐような対策も業者に指導しておりますので、その点も御理解いただければと思います。よろしくお願いします。

18番（師玉敏代君） とにかくですね、今の状況、私としてはそのせめてですね、勾配の30度が、38度が30度になるまで許可は出さないでほしいというぐらい言えないんですか、市長、いかがですか。

市長（朝山 毅君） 住用地域、特に市、山間地域の海の汚濁状況の原因は赤土であるということは、対外的にも対内的にもすべての皆さんが御存知のとおりであります。議員がおっしゃるように、自然遺産登録についてはまず国の国立公園としての担保措置でありました。その担保措置の中において、以前国定公園であった海岸線も国立公園化という形に格上げされました。そのことは、取りも直さず奄美群島のこの自然というのは、山、森、川だけでなく、海も入ってるという位置付けであります。そういう中において、やはり漁場が、また生活圏を営む多くの住民の皆さん方がこのような被害があるということは大変憂慮すべきことであります。しかも、その許認可権は県にあると言えども、当該集落の位置する市町村といたしましては、意見書を添えてその都度県にも許認可権者に申しあげているつもりであります。それが是正されていない現状ということを十分認識しながら、今その38度の角度、30度の角度、技術的な問題もありますが、よく調査したうえでそのような奄美群島全体、ひいては住用地域、奄美市地域における状況というものを十分認識したうえで、きつく、強く許認可権者にも、今議員がおっしゃったことも含めて申しあげていきたいと考えております。集落の皆さんや、また関係者の皆さんには大変御迷惑をかけておりますが、技術的なこと、相手方のあること、許認可権者のやはり責任の所在、また我々住民の思いというのが十分に協議、合議されながら、自然遺産登録のまさにそのような形が整うようなことを、これは市エリアに限らず抜本的な意味を含めて、トータルしてやっていかなければいけない課題でありますので、そういう意味において県のほうに従前のことを踏まえて、またさらに申し添えていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

18番（師玉敏代君） 私自身は、今の状況の考えて、どうしても今回の更新許可については是非その旨を明記して、強い姿勢でですね、市民に代わって呈していただきたいと申しあげて、次の質問、移ります。

地方自治体では普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができると規定しています。法律で規定されていると同一の対象について、法律よりも厳しい基準を科す条例、いわゆる上乗せ条例も容認しています。採石法33条の7では、認可または変更の認可には条件をすることができる規定されています。即ち、県の行う個別の認可処分にその認可の効力発生要件として採石法令が定める要件以外の事項を認可権者である行政庁が条件として付加することを認めています。よって、採石法とは別の自然環境保全を目的とした自主条例を奄美市が定率して、その事項手段として採石法よりも厳しい上乗せ規制や法律対象外の事項と対象とする横出し規制を行う。世界自然遺産登録の候

補地である奄美の海を奄美の市民が守るという気概を持って、奄美市赤土流出防止等、防止対策条例を制定する必要があるか、考えがありますか、御検討をお示してください。

建設部長（本山末男君） 奄美市独自で赤土等流出防止条例等の制定との御質問でございますが、我々としたしましては鹿児島県のほうに赤土等流出防止条例を制定してもらうように考えておりますが、県内で調べましたところ、市町村で赤土等流出防止条例を制定している市町村は現在のところはございません。奄美大島本島においては広域的に赤土が分布していますので、他県の条例制定の状況などから、市町村ではなく鹿児島県が同条例を制定するのがより適切で効果的な運用が図られると考えられます。現在、奄美市では奄美市土砂流出防止対策要綱に基づき、適応される公共工事、開発工事については適正に対応を行っております。採石法等の法令に基づき供されてる事業につきましては、今後も法令を管轄する国・県や関係機関とともに連携を緊密に図り、流出防止に努めてまいりたいと考えております。

18番（師玉敏代君） はい、これもですね、私自身も最初は市と県が一緒になってと思いましたが、沖縄県が先に赤土等流出防止条例を制定されております。当然、鹿児島県の中でも奄美大島が赤土が出ると、ある意味特化したものだと思っています。この問題もですね、できれば12市町村、要綱はあるんですよ、一斉に18年の3月20日に制定をされています。この要綱がですね、結局今の状況では指導、助言ができないと、採石法に対しても何が、手も足も出ないという状況にありますので、私はこの問題もですね、ノネコの問題も一緒だと思っています。この世界自然遺産を見据えるうえでですね、5市町村が一緒に共通認識を持って、やはり取り組んでいかないといけない問題ではないかと。そして、赤土は奄美群島に特化した問題だと思っています。奄美市がですね、やっぱりこういった状況を奄美市はどうやったらこれを守れるか。奄美市が考えにやいけないんですよ。県もね、そのあとでもいいんですけど、市がどうやったらこのような状況を守れる条例ができるか。是非ですね、この他県でもやってると聞いてます、市町村が。その採石法の許可申請にあたっては添付するとかね、いろんなことがあると聞いてます。こういった調査、研究を行い、条例をつくって奄美の自然を守るという、そういう気概を持ってほしいと思います。そうでなければ、要綱も条例も環境保全条例も、今の状況では何もできないんですよ。そうでなければ、やっぱり実行性のあるですね、自発的な条例をどうやったらこの状況を打破できるか、研究、調査していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

建設部長（本山末男君） 先ほど申し上げましたが、赤土等流出防止条例につきましては、今県と奄美大島本島地区赤土等流出防止協議会というのは開催されておまして、これは公共工事、開発行為等における赤土等流出防止対策について、パトロールや協議会、そして啓発などをしてる協議会でございますが、この中で県の赤土等流出防止等について、法令、国や県、関係機関とも協議してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

18番（師玉敏代君） どちらにしてもですね、今後やっぱりいろんな問題に対して奄美市自身がいろんな問題に対抗できる、強制力のある、そういった条例をね、是非考えていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。先日の議会、国会でも要望がありましたマングローブ群生地から山間港の土砂堆積調査と土砂除去についてお伺いします。この件につきましては、平成22年10月20日の奄美集中豪雨の被害に伴い、その翌年も11月に同規模の水害に遭い、平成24年11月に囑託員14名の皆さんに同行を願い、東城住民、そしてマングローブ群生地から山間港にかけての浚渫工事を県大島支庁長、奄美市長に要望書を提出した経緯があります。そして24年第4回定例会で質しております。御見解をお示してください。

建設部長（本山末男君） 議員御指摘のマングローブ群生地から山間港にかけての土砂堆積調査と土砂除

去につきましては、2級河川住用川及び役勝川の河口部にあたりますので、河川を管理する県に確認しましたところ、土砂採石調査につきましては実施しておりませんが、平成22年度豪雨災害により家屋の浸水など甚大が被害が発生した住用川において、流下能力の向上を図るため、堆積除荷の除去やマングローブ群生地の一部を掘削し、川幅を広げるなどの河川改修に重点的に取り組んでとのことであります。今年度は引き続き用地取得が完了した区間において、下流側から川幅を広げる工事や架け替え予定の国道柳橋につきましても橋梁下部工に着手したところであるとのことでした。土砂除去につきましては以前から要望がありますが、マングローブ群生地は国立公園の特別保護地区に指定されていることや、リュウキュウアユが生息する河川でもありますので慎重な対応が必要になると考えております。本市といたしましても、今後の河川改修などの進捗状況により、県及び関係機関と協議してまいりたいと考えております。

18番（師玉敏代君） このマングローブ、前もですね、国定公園が当然国立公園化になりますよね。その山間港のほうが引き潮になるとグラウンドみたいになるわけですね、グラウンドみたいに。以前に、平成4年からやったっていうの、河川改修は平成2年と昭和63年に大変な大水害に遭って、河川改修が約20年間ぐらいかかって、改修、拡幅工事をされて、現在役勝もですね、その災害に遭ってはないんですよ。だけど、その土石、長年かかった堆積がですね、全部そこに押し出されるわけですね。町民の皆さんの考えはその土石があるゆえに水が逆流して、住用の石原の集落に水が入り込むじゃないかと、そういうことも懸念してるんですね。この問題についてもですね、国定公園になる地域、国立公園になる地域、群生のところですね、そのあとの山間港の周辺のこの問題が今後どうできるか、是非ですね、県とも一緒になってもう一度取り組んでいただきたいと思います。いかがですか、一言。

建設部長（本山末男君） 現在、住用川、役勝川で河川改修を進めております。これにつきましては景観、自然環境に配慮した工法で県が進めておりまして、この事業が平成32年度までとなっております。この事業の進捗を見ながら、県とやはりその事後、評価等を含めまして協議してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

18番（師玉敏代君） よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。2番の人口減少対策について。平成29年度奄美群島振興交付金事業で奄美群島留学、離島留学支援事業が今回補正で約2,000万円、そのうち委託料が1,840万円が計上されています。事業の概要をお示してください。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。まず、奄美群島留学支援事業の大きな目的は児童・生徒等を図ることです。そのうえに立ちまして、1点目は小規模校のよさを生かした奄美らしさに触れることにより、子どもたちが第2のふるさととして島の生活を満喫して、愛着を持っていただくということで、2点目は少人数ならではのきめ細やかな指導を受けることによって、児童・生徒の心身のさらなる伸長を目指すということです。3点目は、地元の方の家庭でホームステイを行うことを通しまして、地域の連携意識を味あわせるとともに、小規模校の活性化、さらには地域の活性化につなげていく気運を高めたいというふうなことを考えているところでございます。奄美市には小規模が大変多うございまして、その中でも地域の活性化対策協議会が結成されている校区が7校区ございます。私もお願いしてつくっていただいたところをございまして、その校区を中心にして里親留学制度を進めていくための準備を今進めているという段階であることを御理解いただきたいと存じます。また、今回の里親留学につきましては、奄美に留学したいという児童・生徒を地域の里親となっただけの方に1年間預かっていただくと、そしてその里親の方と、それから地域が一体的に育てていこうという方向で進めていることを御理解いただきたいと存じます。また、里親留学につきましてはですね、住宅等の

問題もございますので、今後関係部署と連携を図りながら調整していくことになると思いますので、御理解賜りたいと存じます。

18番（師玉敏代君） 委託料出ましたっけ。

議長（竹山耕平君） 委託料の1,840万円。

18番（師玉敏代君） 委託料,1,840万円の意味。

議長（竹山耕平君） の概要ですね。

18番（師玉敏代君） 1,840万円。

議長（竹山耕平君） 予算の。

総務部長（東 美佐夫君） 委託料の1,840万円の内訳ですが、主なところだけちょっと御紹介をいたします。里親受入態勢の構築ということが1点。これ、活性化協議会等による先進地の視察等が含まれております。2点目が、郷友会との連携、これは受入態勢制度とのブラッシュアップを図りながら意見交換をしていきたいというふうに考えているところです。3点目が体験、留学生へのアンケートですね、アンケート調査をしていきたいと。4点目がPRのポスター、あるいはPRの動画、そういう説明のパンフレット等を作成するという事です。あと、5点目ですが、年ごとの制度の開始に関するPR活動の実施。これは郷友会を含んでそういうPR活動の実施をしていきたいというふうに考えております。こういったものが含まれて、1,840万円ということでございます。以上です。

18番（師玉敏代君） 今年度はもう、こう委託料を見ますと、やっぱり広報、PR、またあとは先進地視察、いろいろ郷友会の連携ということで始めていくということですね、分かりました。この事業についてもですね、私がかねがね親子山村留学、自分で勝手に送致して奄美留学と、いろいろな人口減少対策っていうことで取り組んできました。是非ですね、今里親制度と言いました、県も実施してるんですね。全く別物だということも理解しました。その中で、同僚議員から情報が入ったんですけどもね、テレビの放映でですね、やはりまたこの島が分かりませんが、里親制度ということで、市がですね、町村がですね、自治体が住宅を1戸買い上げて、里親を公募する。そして、そういう中で、人数的にも多いですよ、そうなる。そういったやり方もこの間テレビで出ていたそうです。島ですので、やっぱり離島のそういった制度だと思うんですけど、そういったいろんな方向性ですよ。里親に限らず、親子山村留学もですね、やっぱりこれだけの、国が10分の5ですよ、県は10分の1、奄美市が10分の4と聞いております、この事業は。県はあんまり少ないと思うんですけど。できればですね、せっかくやるのであれば地域の活性化を、協議会とかいろんなのを、皆さんを巻き込んでですね、今後、次出る集落で本気で増やしたい事業もそうですけど、やっぱり地域なんですよ、地域の協力。そして、最終的には受け入れる住宅の問題ですよ。これが確保できなければ、できると思うんですよ、この問題もですね。だから、この辺をですね、今後は是非考えながら、当然考えていますでしょうけど、一番、1,840万円、そのまま、私から見れば丸投げなのかなと一瞬思いましたけども、今回はそういったものに使うということで理解いたしましたので、是非この事業はですね、人口減少、過疎とやる集落、地域ですね、人口減少の歯止めになればと思ってます。やっぱりそういうこともですね、魂を入れてですね、是非取り組んでいっていただきたいと思っています。

では、次に本気で人口を増やしたい集落応援事業について、事業の概要と取組をお示してください。

笠利総合支所事務所長（盛島洋久君） 師玉議員にお答えいたします。本気で人口を増やしたい集落応援事業とは市内の各集落において人口問題が喫緊に課題となっている中、人口減少対策に積極的に取り組む集落を応援することで、その活動をモデル事例として地域全体の活性化を図ることを目的とした事業であります。集落の皆さんが主体的に考えて取り組む人口減少対策になります。必要な活動について、市の職員が一緒になって考えて、実行までの支援をする中で実施する活動に費用が必要な場合には国・県・市の補助事業導入に向けて支援をするものであります。本事業が集落が主体的に取り組むというところがポイントであります。行政から依頼されて集落が活動するのではなく、集落自ら発案し取り組むことで持続的な活動につながるものと期待しているところでございます。具体的な取組については、平成28年度に企画調整課を中心にプロジェクトチームを設置し、駐在員会等で事業の説明を行い、事業に本気で取り組む集落を募集した結果、笠利地区において宇宿集落会からの応募がございました。今年度、本市と宇宿集落会と協議し、集落内の人口増による地域活性化と空き家の廃屋化防止のため、宇宿集落会が奄美市紡ぎきよらの郷づくり事業に宇宿集落空き家リフォーム地域活性化事業を申請しているところでございます。事業の内容についてはあくまでも宇宿集落会が主体となり、改修可能な空き家をリフォームし子育て世代などを受け入れることで地域の人口増と活性化及び空き家対策、二つの課題を解決するものでございます。宇宿集落空き家リフォーム活性化事業の申請が昨日決定となっております。宇宿集落会としましては奄美市の人材育成等研修助成事業を活用して、喜界島にあります花良治集落で運営しています花良治しまぐらしハウスの視察研修を行う予定にしております。今後、宇宿集落会の取組が各集落のモデル事例として地域の活性化につながることを期待するとともに、奄美市として事業推進に協力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

18番（師玉敏代君） 28年度から企画調整課を中心に、笠利地区の宇宿地区が今取り組んでいるということで、許可申請も出しているわけですね。今度いった事業はですね、当然宇宿集落がしたということは、58集落ありますよね。集落、奄美市は。その中の情報っていうか、周知っていうか、皆さんに御理解いただいたのでしょうか。こういった事業があるっていうことで。その辺、お聞きしたいんですが。

笠利総合支所事務所長（盛島洋久君） この宇宿集落会の取組につきましては、今後進行状況などを把握しながら、広報紙等で広報できれば出していきたいと考えております。

議長（竹山耕平君） 奄美市全体ですよ。

総務部長（東 美佐夫君） 奄美市全体の話ですが、囑託委員会とか駐在員会の会の中でPRを含めてですね、そこで皆さんのほうから応募あったところから順次ということにしておりますので、全区長さん、御存知のことと思いますので、一層これPRしていきたいというふうに考えています。以上です。

18番（師玉敏代君） 是非ですね、宇宿集落はですね、モデル地区になって、空き家対策もなりますよね。それを利用もされて、是非この事業が実施されることを願います。そして、これがですね、他の集落にも波及し、地域で取り組んでいくというね、そこまでですね、やっぱり企画のほうでですね、皆さんがですね、やっぱり行政が下りていかないと、やはり地域はいろんな問題を抱えて、地域でできる人ができることを今一生懸命頑張ってますので、やっぱりそこが大事だと思うんですよ。こういう事業があっても、やっぱり宝も持ち腐れじゃないですか。これを、やっぱり行政の皆さんが集落にこういう事業がありますと、地域でやればこういうことができるんですよという話も持っていかなければ、こういったいろんな事業は、私は意味をなさないと思いますので、是非この辺もですね、積極的に取り組んで

いただきたいと思えます。

次に、地域型保育家庭的な小規模の3歳児受入態勢についてですが、平成27年4月より子ども子育て支援新制度がスタートいたし、これまでファミリーサポートセンターの開設、地域型保育の家庭的保育、小規模保育などを新設し、待機児童解消はもとより結婚縁結び事業、妊娠、出産、育児と切れ目のない子育て支援事業を展開してきました。まずはじめに、今年度4月入所いたしました保育園、幼稚園等の待機児童状況はどうなったのか、お聞かせください。

福祉事務所長（奥田敏文君） それでは、待機児童対策ですけれども、待機児童数についてお答えいたします。平成29年4月1日現在の待機児童は3名でございます。

18番（師玉敏代君） 何歳児が3名ですか。全体で3名、場所はどこの保育所ですか。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

福祉事務所長（奥田敏文君） 3名の、ちょっと今人数については手元に資料をちょっとございませんので、確認してお答えしたいと思います。待機児童について申し上げますと、ほとんどの保育所がいっぱいになっておりまして、保育所の今空きがないという状況でございます。それから、幼稚園につきましては、公立幼稚園、私立幼稚園とも今現入所できる状況にはなっております。以上です。

18番（師玉敏代君） あと、3名が少ないか多いかは分かりませんが、まだ待機児童がいらっしゃるということは現実ですので、それですね、地域型保育、家庭的保育は0歳から2歳の5名まで、そして小規模保育は0歳から2歳までのお子さんの6名から19名までが小規模保育となっているんですね。この施設が開所されて、そして2歳までですから、もう今年、28年度スタートして今度3歳になったんですね。その3歳になった子どもさんがほとんど受け入れられて、そのうちの3名はどこか分かりませんか、どこの保育所か分からないけど待機が出たと、そういうふうな今のところ解釈しています。それで、地域型保育のですね、協定書というのがあると思います。これは、どこどこが結んでおるんですか。まず、その内容とあと何か問題点がありましたらお聞かせください。

福祉事務所長（奥田敏文君） 昨年末の地域型保育の3歳児からの受入の状況についてお答えをしたいと思います。地域型保育事業は議員が申し上げましたとおり、0歳から2歳までを対象とした保育施設とございますので、3歳児からの受入施設を確保することが必要になってまいります。地域型保育事業の認可条件として、3歳児からの受入態勢を含めた連携施設の設定をすることとなっておりますけれども、これにつきましては経過措置として平成31年度までに設定すればよいということになってるところでございます。現在、名瀬地区には地域型保育事業所が6園ございますけれども、いずれの事業所につきましても今のところ連携施設を設定できていない状況でございます。その理由といたしましては、認可保育所側のほうが現在でも定員を超えて子どもの受入を行っていること、それからそのようなことから3歳児の受入をですね、確約することが非常に難しいという状況があるというふうなあげられております。議員におかれましてもこのような状況を懸念を抱いていると思えますけれども、昨年度末に地域型保育事業所を卒園して3歳児になった児童につきましても、現在待機児童になっている子どもはいない状況でございます。

議長（竹山耕平君） 協定書、協定書の件につきましては。

福祉事務所長（奥田敏文君） 大変失礼いたしました。協定書の内容についてお答えをしたいと思います。

す。一つ目に、保育内容の支援についての連携、協力がございます。これは3歳児に近い、もう2歳児に対して集団保育の体験機会の提供のほか、認可保育所からの給食の外部搬入、認可保育所の運動会への参加などが挙げられております。二つ目に、代替保育の提供についての連携協定でございます。これは地域型保育児童所の職員の病気などで保育の提供が困難になった場合に、連携先で認可保育所が代わりに保育を提供することなどの協力を行うということになってます。それから、三つ目に卒園後の受け皿の設定としての、先ほど言いましたが連携、協力ということでございます。これは、議員からもございましたけども、受入態勢を3歳児から引き継いでいくということになると思います。以上、三つの事項すべてについて、地域型保育事業所と認可保育所などが協議を行って協定を結ぶということで連携協定が設定されたということになります。

18番（師玉敏代君） 理解いたしました。要するに協定書の中で連携する保育所との卒園児の関係ですね、対応、それとあとは代替保育士の問題、そして運動会とかそういったいろんな行事の連携ということですね。その中で、一番できるのは一番運動会とかそういった連携は当然できると思います。一番、代替保育士なんか難しいと思いますね。今、大変保育士が不足してるっていうことで。一番はですね、その卒園の子どもの対応なんです。この辺をですね、やはり家庭的保育の経営者、そして保育所との連携って言いますが、ここがね、しっかり卒園児の対応、これが一番なんです。今、家庭的保育。この辺についてだけ、1件だけ、どうして今後改善されるか、それだけ一言お願いします。

福祉事務所長（奥田敏文君） 今、申し上げてます3歳児からの受入態勢ということでお答えをしたいと思えます。受入態勢につきましては、地域保育所のほうが主体的に立地条件とか行事などの参加を考慮して、連携が取りやすいところの認可保育所と、あるいは幼稚園との関連を構築することが重要であるというふうに考えております。今ですね、受け入れ先の選択を広げるということを考えておまして、公立幼稚園の3歳児からの3年保育、それから午後からの預かり保育の実施について、子ども子育て会議の中で議論をしてるところでございます。市といたしましても地域型保育事業所が主体的に3歳児からの受け入れ先を確保できるように環境を整え、支援してまいりたいと考えております。

18番（師玉敏代君） やはりですね、地域型保育事業所が主体的って言いますが、難しいんですよ。もう、この受け皿は行政なんです。これをどうするか、行政と保育所なり、そして地域型保育所も一緒になってっていうのは分かるんですよ。地域型保育の事業所が主体的になってっていうのは大変困難なことです。この辺はですね、大変なリスクなんです。初めて、今回28年でスタートした地域型保育所ですよ。その中でこういったものを一緒になって取り組むなら分かりますけど、主体的になってっていうのもいかなんかと思えますので、是非この辺もですね、是非考え、改善していただきたい。はっきり申し上げますけども、自衛隊の縮小もできますよ。そういった将来的な計画も踏まえて、逆に新しい3歳児から受け入れる施設を造るかね、その辺も是非検討していただきたいをお願いします。この質問は終わります。

次に、3月定例会において加工ジュースセンターの整備については質しましたが、加工施設の整備を検討したいと答弁をいただきました。その後、進展があったのかお伺いします。

農政部長（山田春輝君） 加工施設整備についてですが、今期のタンカンの生産状況については、議員御承知のとおりミカンコミバエの緊急防除で果実を早期に収穫したことに伴い、樹勢がよかったことに加え台風などの被害も受けなかったことから、近年にない豊作となりました。また、価格については豊作に伴う取り扱い量の増加により、JA、市場ともに安値で推移し、生産農家には大きな打撃となったところです。このようなことから、加工施設整備については、

18番（師玉敏代君） 進展があったかどうか、簡単に。

農政部長（山田春輝君） 早急にですね、整備する計画にしておりましたが、今年は出荷が例年4月の1週で終わるものが5月にずれ込んだ関係で、6月28日に協議会を開いて協議する予定にしております。以上です。

18番（師玉敏代君） ありがとうございます。先月ですね、産業建設委員会は四国、愛媛、徳島を所管事務調査で視察しました。加工品開発及び6次産業に関する取組、ミカンの加工品開発、ミカンの流通体制に関することを目的として、株式会社愛媛飲料松山工場を視察いたしました。もう、これちょっと省略しないとイケないですね。時間がありませんので。設備能力がですね、果樹、果皮処理、陳皮処理、原因機材の設備能力があり、その処理能力が搾汁機一つをとっても1時間で34トン、12台があります。果皮処理、ミカンの搾汁機のカスは果皮処理工場で発酵させて牛の飼料として利用している。陳皮、ミカンの皮は陳皮製造施設では乾燥機にかけて水分を飛ばし、薬味等として利用している。ジュース加工用はほ場で選別、潰れたり腐った物以外は出荷できるとしている。車ごと計量し、大・中・小の分別で洗浄、殺菌し搾汁される。12台の搾汁機が設置されていたが、1台年間200万円のリース料を支払っている。以上につきまして、産業建設委員会の、本当は報告を提案したかったんですが、部長のほうに提出いたしますので、是非お目通し、御覧いただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で、自民新風会 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。
暫時、休憩いたします。（午前11時45分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き、一般質問を続行いたします。
次は、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

17番（崎田信正君） こんにちは。日本共産党の崎田信正です。今、子どもたちに見せたくない番組と聞かれれば、私は国政関連番組だと答えたくするような状況が続いております。国民の多くが疑問を持っていても、数の力で強行する、森友、加計学園では嘘が明らかになっている問題でも真相を究明しようとしません。テレビのコメンテーターの中には事の本質よりも嘘のつき方が上手いか下手かを評価するような言動も見られます。この状況で安倍政権による暴走ぶりはこの国の未来に大きな不安を与えるものとなっております。2012年12月に特定秘密保護法、2014年7月に集団的自衛権容認の閣議決定、そして2015年9月19日に戦争法を国民の多くが審議が尽くされていないと反対をしている中で、自民、公明などの数の力で強行採決をいたしました。そして今、また国民の理解が得られないまま、国会での引継ぎにまともに答弁できないまま、数の力で共謀罪法案を強行しようとしています。これらの一連の経過を見ても、安倍政権によるもの言えぬ監視社会への戦前回帰路線が露わになっております。そして、戦争できる国へ憲法9条の改悪を公然と進めようとしています。日本共産党は市民と野党の共闘で平和と民主主義、立憲主義を守り、発展させるために全力で頑張りたいと思います。

さて、質問のほうですが、今回の一般質問にあたり、末広・港土地区画整理事業についてを質問の最初に持ってきました。これは、これまで何回も質問をさせていただいたものですが、事業計画は平成30年度までの予定で、今年を含めて2年足らずで終了する時期であり、今更どうこう言っても始まらないし、きちんと関係者と協議をして国立公園が実現をした今、いよいよ世界自然遺産登録を視野に入れた街並み形成に向かっているものと思っております。当初、計画どおりのベストなものは望めないにしても、よりベターなものへと鋭意努力されているものと思っておりますが、新聞報道を見る限りではこれま

でいただいていた答弁とはやはり違和感を感じるものとなりました。このままでは、どうも私自身消化不良ということになりかねません。これまでの質問は仮換地がどうのとか、専門的合理的なことよりも市民の素朴な疑問を代弁する立場で行ってきたつもりであります。今回もその立場で質問させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、通告に従って順次質問していきますので、よろしくお願いします。まず、末広・港土地区画整理事業について。バス路線及びバス停、信号機の整備について、これまでの経過と今後の見通しについてお伺いをします。4月25日に奄美市通り会連合会より末広・港線、いわゆる16メートル道路で信号機や横断道路の設置の要望書が提出されています。新聞報道では信号機設置などは県公安委員会の管轄、設置できるように支援したいと答えたとのことですが、私も16メートル道路ができる以上、この道路が負の遺産とならないように関係者及び広く市民の意見が尊重され反映されることが必要だと考えております。16メートル道路については末広・港土地区画整理事業の検討の段階から、バス路線なども話題となっていたもので、これまでも一般質問でも取り上げられて答弁もいただいているものであります。そこで、改めてバス路線問題について、どのように検討されてきたのか、バス会社、地元商店街での意見交換や広く市民からの意見聴取などがどのようにされてきたのか、経過をお示しいただきたいと思います。さらに、永田橋通りから朝日通りまでの新しくなった末広通りの供用開始は来年4月とのことですが、今後の見通しについてお示しいただきたいと思いますが、ここで改めてこのバス路線と信号機や横断歩道設置について、昨年年第3回定例会の会議録を紹介したいと思います。ここで、私は平成25年第3回定例会での質問に対する答弁を紹介をいたしました。市内や郊外から中心市街地への来街者の増加を図る重要な施策として認識している。都市計画道路の施工予定である平成27年度の前年度までに停留所の位置も含めバス会社との協議を整えたい。交差点、信号機の配置につきましても、公安委員会との協議を整え、具体的に決めていきたい。これが私への答弁だったと紹介いたしました。平成25年の9月議会のことです。それを受けての答弁で、これは昨年の9月議会でありますけれども、その段階までの協議を詰めるわけではございません。来年度にですね、そういったことを含めて協議をして整えていきたいということで御理解を賜りたい。来年度ということですから、今まさに、今のことであります。ところが、4月26日の新聞報道では全工程は2018年3月末の完了を目指す。現状では信号機や横断歩道設置は計画に入っていないとなっています。さらには、信号機や横断歩道の設置は地元警察や公安委員会が管理と説明し、要望について地元の声として関係機関に伝えたいと述べたと報道されております。新聞記事は短く編集されておりますから、発言の真意を捉えているかどうか分かりませんが、これだけ見ると何か人ごとのように、他人事のように聞こえますけれども、御見解をまずお聞かせをいただきたいと思います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 崎田議員にお答えいたします。ただいま、崎田議員のほうから時系列的にバス路線のことについて一般質問等を通しての経緯についてお話がございました。それから見ますと、確かに時間的に事業の進捗等の結果、遅れている部分もございますが、関係者とは常に協議を重ねているところでございます。そこで、答弁をさせていただきますけれども、このバス路線につきましても、商店街の活性化を図るうえでも必要な路線であると考えております。これまで、関係部署においてバス事業者とも協議を重ね、路線開設の必要性については共通の認識を図ってきたところでございます。また、商店街の役員の皆様方とも意見交換を行うなど、路線の必要性について共通の理解が得られたものと認識いたしております。今後、末広・港線を通るバスの路線の新設にあたりましては、現在支庁通りを通過するバス路線の変更を伴うであろうということ等も予想されますので、一部の路線見直しによって利用者の利便性が低下することがないように、バス路線全体を見直す中で検討する必要があるということも、また議論されているところであります。従いまして、末広・港線のバス路線の詳細については、現在取

り組んでおります奄美市地域公共交通網形成計画の策定の過程において、市全体のバス路線のあり方の中で検討しながら当該バス路線の新設、開設についても真剣に協議してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと存じます。

建設部長（本山末男君） それでは、信号機と横断歩道の整備について、これまでの経緯、今後の見通しについてお答えさせていただきます。末広・港線の信号機の整備につきましては、交通規制の関係から平成16年から平成26年12月までに、奄美警察署と交差点協議の中で協議を行っており、奄美警察署から信号機及び横断歩道の整備につきましては、道路整備後の交通実態を見て判断したいとの回答をいただいております。また、平成29年3月に末広・港線整備の工事概要住民説明会を行った際に、地域住民から信号機及び横断歩道の設置の要望があり、平成29年4月25日には奄美市通り会連合会を含む6通り会より銀座通り及び奄美本通りとの交差点に信号機及び横断歩道設置の要望書が提出されましたので、平成29年5月9日には奄美警察署と信号機及び横断歩道設置の再協議を行い、地域住民及び通り会からの強い要望があることから設置に向けて検討ができないかお願いをしましたが、供用開始後の交通実態に応じて必要性を判断したいとの回答でありました。このことから、市といたしましても供用開始後の引き続き奄美警察署と信号機及び横断歩道の設置について協議してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

17番（崎田信正君） バス路線とか、それから信号とか横断歩道というのは都市計画事業を設計する段階でね、当然議論がされているものだと思うんですよ。そのときに、今の話だったら全然そういう協議はなくして、最近になって警察との話し合いという状況ですよ。だから、商店街の活性化を目指してどういったところに商店の店並びがあるのかとか、以前には生鮮製品の店が必要だとか、そういったことも議論されてましたよね。そういったときにはやっぱり信号とか、それから横断歩道とかいうのはもう、まちづくりの商店街の街並みを形成する中では一体のものだと思うんですね。そういったことがきちんと議論をされてきたのかなという疑問は持ってるんです。平成27年度の、最初紹介したときは前年度までに整えたいという答弁があったわけですけども、確かに平成27年3月8日には都市計画道路末広・港線のデザインについて住民説明会が行われてますけど、そのときは道路のデザインだけですね、信号とかそういったのは話題にならなかったようでもありますけれども、ここでも言われているのが日曜、午後の開催で商店関係者の参加は少なく、意見交換はあまり図られていないというような指摘もされているわけですので、今後、あと2年しかないということですので、きちんと議論していただきたいと思います。

次いでですね、このバス路線とも関係があるのかなと思いますが、現在凍結されているおがみ山バイパスですね。末広・港線との関連はどのように想定しているのかということについてお伺いしたいと思います。この末広・港線は先ほど言いました来年4月の共用予定ですが、おがみ山バイパスについては3月議会で国道58号おがみ山バイパス事業の早期開催に関する意見書が多数決で可決をされております。私はこのおがみ山バイパスについてはまだ市民的議論が必要だという思いから、この意見書には賛成はしていませんが、計画ではおがみ山バイパスと末広・港線というのはつながるようになっておりますね。旧たから屋のところですけども。そういった場合の交通量の予想、あるいは中心商店街への車両の乗り入れ規制などがあるのか、また商店街の活性化計画等、どのようにリンクされるのか、私には思い描くことができない。どうなるんだろうなというのが率直な思いです。意見書が可決をされている以上ですね、早期に動き出すとは今の状況では思えないんですが、仮に動き出すことも想定しなければなりません。この件について現在どのように話し合いが行われているのか、お伺いをしたいと思います。

建設部長（本山末男君） それでは、おがみ山バイパスと末広・港線との関連についての御質問でござい

ますが、末広・港線の道路整備につきましては永田橋通りから朝日通りまでの末広町区域を平成29年度末まで整備完了し、供用開始する予定で進めております。おがみ山バイパスと末広・港線の関連でございますが、現在おがみ山バイパス事業が休止となっておりますので、末広・港線とおがみ山バイパスとの接続箇所となる永田橋通り等の交差点につきましては、鹿児島県や奄美警察署と協議を行い、安全対策を行いながら工事を施工したいと考えております。御質問のおがみ山バイパスが着手完了した場合についての交通規制についてでございますが、現在事業要望を行っている段階でありまして具体的なお話はできませんが、想定されることは平田方向からの車両はおがみ山バイパスと現在の古見方通り線の流れが分かると思いますので、交通規制等につきましてはその交通実態を踏まえまして、鹿児島県と奄美警察署と3者で協議がなされることと思いますので、その中で要望等をしていきたいと考えております。

17番（崎田信正君） おがみ山バイパスですけどね、もちろんこれも早くで計画をされていて、現在も止まって4・5年になるのかな、3・4年かな、なってますけれども、当初からマリントウンの計画も含めてですね、一体のものとしてこの町をどう活性化しようということを考えてやってるわけでしょう。だから、私は今の状況の中で、末広・港の今の街並みがどんなふうになっていくのか、また活性化のためにバスが入ってくるということですけども、そのバスはどのぐらいの大きさ、マイクロバスを予定しているのか、中型、大型なのかですね。それから、末広、おがみ山バイパスから入って来る車はトンネルの中は時速50キロの制限してるかも分かりませんが、通常は60キロ、70キロで走って来る車が古見方通りと支庁通りに分かれるにしてもですね、この末広・港線にも入って来るわけですね。そのときに、当然時間帯によって規制をする、あるいは車両の通行、大型車は遠慮してもらおうとか、そういったのも商店街活性化の中で当然議論をしとかんといけない問題だと思うんですが、そういったことは議論されてこなかったんですか。

建設部長（本山末男君） 交通規制の問題につきましてですね、今末広町部分だけで工事を行っております。交通規制につきましては、末広町から港町、その一体となってまた横断する道路があります。その交通の流れを見て、それさらにおがみ山ルート、その付近の流れの全体の中で警察のほうは信号機、横断歩道とかその位置を決定したいということでもありますので、今の段階で我々がどこをこう決めるという決定はできませんので、それでありませんが、交差点協議の中では各信号、横断歩道については奄美市としても要望はしておりますので、御理解いただきたいと思います。

17番（崎田信正君） 計画するときにはですよ、この中心商店街の活性化ということで、ここにこういう建物ができて、A i A i 広場もできてるわけですよ。全体の青写真を描くわけじゃないですか。そのときには当然、歩道が広くなればね、車を止めてイベントもやりたいという要望があったりするわけでしょう。そういう青写真とか未来のああすばらしい街並み、こういうことになるんだなというのは一応は考える、考えてると思うんですよ。その、こうどういう街並みになるかというのが描けないから、市民の間からもあまりこの末広・港、早くできて、早くやってほしいというのは誰も一緒なんですよ。それはもう、いい加減やってくれというような感じですから、夢のあることが描かれていないというのはそういうのが示されていないからだと思います。

それで、同じように駐車場の関係ですよ。最終的にどういう条件になるのかということですが、この件につきましてはこれまでも歴代の部長に質問をしまいいりました。昨年の第3回定例会でも質問しておりますけれども、そのときの答弁では当初駐車場の換地計画におきましては、従前の駐車場を営んでおられた地権者の方々を対象になるべく1か所に集約し、市民の皆様方の利便性を図る計画でございました。現状では点在する駐車場を1か所に集約するというのは難しいものと考えているというのが昨年の9月議会でした。平成16年第14回名瀬都市計画審議会で駐車場の配置というものは、我々も重要

なことと思っている。適正配置、集合換地が区画整理事業のメリットだと述べられております。結局、そのメリットは生かすことができなかつたわけですね。これだけでも事業計画98億円と言いますが、その98億円の事業価値が言わばマイナスとなっているわけです。そのままではいいとは決して思いませんが、何か改善の策、ベストと言わなくてもベターとなるような、今の状況で何か考えられているのかですね、こんなふうに工夫してやっていこうなど等の話し合いがどうなっているのか、お示しをいただきたい。来年4月に道路共用が始まれば、確実に車での来街者は増えるでしょう。増えてもらわなければ困るわけですが。勝手知ったる地元の人はいいんでしょうけれども、今観光客が増えております。特にLCC航空を利用する方は空港でレンタカーを利用する人が増えるんじゃないかと思いますが、急激にそんな増えるということはないと思いますけれども、今のうちに観光客に優しいまちづくりも視野に入れて対策を考えることが必要だと思いますが、現時点で駐車場は最終的にどうなるんだというのがあれば、お示しをいただきたいと思います。

建設部長（本山末男君） 末広・港土地区画整理事業の駐車場の換地計画につきましては、従前で駐車場を営んでおられた地権者の方々を対象になるべく1か所に集約し市民の方々の利便性を図る計画でございましたが、駐車場を適正配置を目指しておる中で移転交渉を行っていく中で、予定の換地先に、集約する換地に了解が得られなかったり、換地後に駐車場を廃業されたりと当初の計画とは若干違ってまいりました。現在は区画整理の進捗に合わせて駐車場として活用しているが、将来的には店舗を予定されている方がいたり、事業も進捗も80パーセントを超える状況の中で全地域の換地も既に決定している現状におきましては、新たに点在する駐車場を1か所に集約するというのは難しいものと考えております。観光客に分かりやすい駐車場の案内としまして、今後駐車場やトイレ等を含めた各施設の位置案内版を設置して対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

17番（崎田信正君） 駐車場問題で1点だけね。今、仮換地、換地が上手くいかなかったということですが、もともとこの駐車場についてはですね、官民一体となって整備を図るということになっていたようですね。官民一体となって駐車場、駐輪場の配置し整備を図るのが名瀬都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の中で示されておりますけれども、この官民一体となったときに、官の側としては具体的にどのような採択を行ってきたのか。まだ、今の状況だったら仮換地をどうのこうのというだけにとどまっているような感じがしますが、それでは官民一体となってやるんだという意気込みとはちょっと違うんじゃないかなと思いますので、どうだったかお示してください。

建設部長（本山末男君） 以前の計画では市営駐車場の検討もありましたが、やはり建設費から算出しますとやはり駐車場代がとても高くなり、対応できないということで、それに対応する形で換地を集約して駐車場を同じブロックに集めるという計画をしておりましたが、どうしても換地、土地権利者の賛成が得られなかったということで、集約はできなかったという状況でございます。

17番（崎田信正君） 駐車場は商店街活性化の一番の中核の政策だというのはずっと言われてきたわけですね。官民一体となって整備を図るということだけでも、理解を得るというだけの努力しかできなかったのかなというふうに思います。しかし、この状況はあと2年ですね。事業計画、平成30年度ということになっておりますから。そういった中で、やっぱりもっともっと議論を尽くして、本当に駐車場が必要だったらというような青写真っていうか、商店街のこれからの発展のあり方、それから世界自然遺産でこうやって観光客が来るときにどうするんだというようなことも詰めて議論をしていて、逆にそちらの人の理解を得るような、もっともつとした努力が必要だったんじゃないかなと思いますけれども、駄目だと言われたらそうですかというようなことになってきたのかなという感じがします。あと、2年もないわけですね。もう、今6月に入ってますから。それでも、きちんとしたことを

やっただきたいと思いますが、皆さん方も以前にやっぱりしっかりとの方針を持ってるんですよ。これ、末広・港の区画整理ニュース、これ平成19年2月に創刊号と出てますが、2号が3号出たのか分かりませんが、奄美市のホームページを見てもですね、今年4月6日更新の資料ですけども、やっぱりこれを見ても夢のある大型プロジェクトと思わせる情報提供はないんですよ。現状のイメージとはかけ離れた当初の完成予想図が未だに提供されております。事業年度も残り2年もないという状況で、少しでもいい形で事業を終えるためにも関係者としっかり協議を進めていただきたいという思いで、平成10年6月、福山副市長がこれは課長さんの時代ですね、名瀬市産業振興部地域活性化課長という肩書がありますが、このときに平成10年に商店街の活性化に関するアンケート調査の報告書が出されております。その中で、中心商店街活性化に向けた考察という欄がありますが、ここでこのように述べてるんですね。商店街の活性化事業を実施する際に、必ず特記されていることは商店街活性化には商店街、地域住民との合意形成が不可欠であるということであり、今後その意見集約が非常に大事であり、そのためにもやはり商店街との密な連絡、対話が大きなキーポイントであると。これは平成10年のときの報告書です。さらに、平成23年2月、それから13年経ったときの奄美市中心市街地活性化基本計画、この中に旧基本計画の反省点を記した箇所があります。行政と民間との連携も不十分であり、さまざまな取組は行われているものの個別、ばらばらな活動が展開され、結果的に工夫をすれば得られるような相乗効果が得られていない状況にあった。行政と一緒に自分たちの町を自分たちの手で活性化する一体感が希薄であって、行政サイドの計画面が強く、地域や商店街を巻き込んだ取組が不十分であったというのが平成23年に出されている内容です。先ほど紹介した平成27年のその道路のデザインの中では意見交換が十分でない、ここでも言われてるわけですよ。これは、末広・港だけじゃなくて、これから小宿の都市計画もあります。それから、世界自然遺産登録に向けていろんな街並みのことを考えたときに、やっぱりいろんな関係者とそれこそ密接な議論をしていかなければ、やはり形は違っても同じような結果になっていくと。98億円の事業計画の98億円の値打ちのあるまちづくりはできないというのは、もうはっきりしているわけです。だから、そういったことを繰り返さないためにもしっかりといただきたいということを述べて、次の質問に行きます。

社会保障制度ですが、国保の都道府県単位化について課題は何か、その対策はどう考えているかについて伺います。2018年度、来年からですが、実施される国保の都道府県化ですが、この間安倍政権による2014年の医療介護総合法、2015年の医療保険改革法が強行されてきました。これらの法律の中核をなすのがこの国保の都道府県化です。今年度はその実施準備期間ということになりますが、これまで安倍政権が推し進めてきたこの社会保障の分野ではですね、介護保険や後期高齢者医療保険でも明らかなように、保険料が次から次へと値上げになっております。公的保険の責任を放棄するかのように、国民への負担増加の連続となっているわけです。つまり、国の言う改革というのは国民にとっては改悪でしかありません。これらの事実を考えたとき、今回の都道府県化が国民にとってどういう影響をもたらすのか、国保税の負担が重くなるのではないかと心配が募るとするのは、ごく当然の成り行きだと思います。そこで、まず最初にこの都道府県化は何年も前から2018年度、来年実施ということが決められているもので、当局としてもその対応を考えられてきたかと思いますが、現時点で準備するにあたって何が課題で、その対策をどうされようとしているのか、お示しをいただきたいと思います。

市民部長（前田和男君） 課題、対策ということで答弁させていただきます。新たな国保制度の主な内容でございますが、まず県が財政運営の責任主体となって、保険給付に必要な費用を全額県が交付する。また、市町村が県へ支払う納付金について、県が決定し要求を納付に必要な各市町村の標準保険料、税率ですね、を算定公表することになっております。加えて、県が財政安定化基金を造成し市町村の税源不足に対して基金からの資金貸付や交付を行うようになっております。さらに、県は県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村が行う国保事務の効率化、標準化、広域化を推進することになっており

ます。一方、市町村のほうでございしますが、県に事業費納付金を毎年度納める一方でこれまで行ってきた保険税の賦課及び徴収、保険証の発行、管理、保険給付費の支払事務や特定検診などの保健事業を引き続き行うとなっております。その中であって、一番大きな仕組みとなる中で申し上げますと、国の制度設計と併せて県と市町村の間で協議が行われていますが、最終的な決定が秋から年末になる見込みになっているということでございます。具体的な決定がなされていない中で、事業運営において市民の負担に影響を及ぼす納付金、標準保険料率がどうなるのかがまだ未定ということ、また30年度からの公費負担の拡充、これ1,700億円を予定されていますが、具体的な内容がまだ決定されていない。こういう状況の中ではその状況を注視し、関心を持って見守っているという状況でございます。

17番（崎田信正君） 今、県のほうが納付金を決めて、市町村で各自治体に下すわけですね。この納付金というのは保険税の徴収額に関係なく、100パーセント納めなければいけないと。例えば、1億円の提示があれば、こちらで9,000万円しかできなくても1億円払わんといかんっていうわけですよ。だから、この納付額が幾らになるかというのは大変重要なんですね。保険料決めるうえで。これが、どのようにして決められてくるのか、いづろ提示っていうことは今答弁ありました、秋ぐらいだということですが、もっと、これ本来もっと早くで決まってるはずなんですよ。それは、市としてもね、きちんとした対応立てるためにも早く示すようにということは県に要望してもらいたいと思いますが、どんなふう決められていくのか、そこをじゃあ、説明していただきたいと思います。

市民部長（前田和男君） 納付金の決定が、仮定でございしますが、保険給付の必要額をもとに国の示す算定基準に基づいて算定したうえで、県全体の金額をまず決定いたします。その県全体の額に対して、県・市町村の協議で決めた調整方法により各市町村の金額を決定すると。この納付金の必要な、納付に必要な当然標準保険料率もその中で公表されるという形になっております。県でその算定スケジュールについて、試算のレベルで何度か案内がありますが、結果、国において検討されているなら、まだ検討されているという状況でございます。今年度に対して言いますと、秋から年末にかけてという、初年度ということでございますが、その後は概ね1月ごろを毎年度予定しているということで伺っているとろでございます。以上です。

17番（崎田信正君） これ、納付金が秋ごろ決定したといういとなったときに、国保の保険税に変動があり得るのかどうか、どうなんでしょうか。

市民部長（前田和男君） 保険税の税率に関して申し上げますと、当然その標準保険税率等を踏まえて国保運営協議会で、市町村の国保運営協議会でまず御審議いただく。そのうえで、議会に提案して決定していくという流れになります。現時点で、奄美市の国保財政につきましては毎年度繰り上げ充用、赤字決算をして、さらにこれも一般会計からの法定外繰入を受けながらの運用をしている中での運営となっておりますので、その付近も踏まえた中で検討しないといけないというふうに考えているところでございます。

17番（崎田信正君） 現在、奄美市は一般会計から2億5,000万円の繰入を行っておりますよね。平成27年度の決算では4,000万円余りの黒字なんですね。だけど、これ2億5,000万円入ったの黒字ですから、単年度実質でいけば2億円を超える赤字の、もうそういう構造なんですね、奄美市の場合は。その2億5,000万円の繰入があつてなんとかやってるという状況ですので、これがなくなると当然保険税が高くなる可能性があるわけですから、国のほうもこの繰入が駄目だと、解消を目指しては確かですけど、駄目だとは言っていないので、この辺のもしっかり捉えていただいですね、市民の国保税が上がらないということを県ともしっかり協議をしていただきたいと思いますが、そ

の協議の場所はあるということでもいいのでしょうか。

市民部長（前田和男君） 先ほど申し上げましたように、今回の制度改正に伴って県と市町村の協議の場は定例的に行われております。しかしながら、今おっしゃっているその保険税の標準税率を決める過程の話はもちろん協議されておりますが、各自治体ごとの裁量になる各自治体の保険税率、そこについては国保運営協議会、議会を含めての協議が最優先でございますので、県のほうから何かあるということがございませんので、御理解いただきたいと思います。

17番（崎田信正君） 具体的にはこれからということになりますので、また議論するとき、あると思います。国のほうは2015年度から低所得者対策で全国で1,700億円の保険者支援制度を実施をしたわけですね。これを活用して、実際に保険料の値下げにつなげている自治体もあるんですね。具体的には第三子以降の均等割を無料にしようといったところも出てきてます。奄美市の場合は、今1,700億円のうちのどのぐらい入ってきたのか分かりませんが、その額と、どのように実際その金額を対応されているのか、お伺いをしたい。今回、子どもの被保険者が多い自治体への支援ですね、それと財政安定化基金、それをつくるということと、それから保険者努力支援制度の創設ということで新たに1,700億円、合計で3,400億円の公費支援を行うとしておりますけれども、これはやっぱり被保険者の負担軽減につなげることが必要だと思いますが、どのように考えられているのか。新たな1,700億円の配分に先ほど言った保険者努力支援制度というのがありますけれども、保険者の努力とは何を指しているのか、支援制度を受けるためにどんな努力が求められているのか、お考えがあればお示しいただきたい。

市民部長（前田和男君） お答えします。まず、2015年度、平成27年度からの財政支援の拡充分、全国で1,700億円ですが、主に低所得者が多い市町村国保への公費拡充措置でございました。具体的に申し上げますと、軽減措置に対する公費負担ということで、本市のほうでは約6,000万円程度というところでございます。平成30年度からの国の財政支援でございますが、財政調整機能の強化、基金等ですね、700億円から800億円、保険者努力支援制度が700億円から800億円程度の予算規模で行われるという情報を得ております。保険者の負担軽減につながるかという点でございますが、財政調整機能の強化は財政調整交付金の実質的増額として位置付けられ、また保険者努力支援制度についても県・市町村で行う取組に応じそれぞれ交付されるものでございます。県全体の事業費納付金の減少や各市町村の国保事業会計に対する歳入として経理されますので、実質的には被保険者の負担軽減につながるものであると理解しております。

保険者努力支援制度につきましては、各市町村の医療費の適正化に向けた取組などに対して財政支援されることとなっております。具体的な内容としてまだ明確に示されてはおりませんが、28年度よりその前倒し分が国の調整交付金の枠内で行われており、実際の評価指標とされているものは特定検診、保健指導の受診率やその他の検診への取組。収納率向上に対する取組。後発医薬品の使用促進に対する取組。給付の適正化の取組。適正受診、適正服薬を促す取組などについて、28年度で申し上げますと150億円の予算規模で実施されているところでございます。従いまして、30年度以降もこのような取組についても評価がなされていくものと認識しているところでございます。以上です。

17番（崎田信正君） 保険者努力支援制度ということで、収納率の向上も一つ入ってますよね。奄美市の場合はこの間の努力で標準的な収納率、この規模だったら92パーセントということですが、これクリアしてます。92.75ですね。しかし、この支援といったときに収納率の向上のために、この何て言いますかね、差し押さえですよ。聞くとところによると、奄美市ではありませんよ、ほかのところでは酷い差し押さえもやってると。例えば、児童手当が振り込まれたらそれは預金ということで預金の差し押

さえがあるというようなことがあるという話も聞いてますので、間違ってもそういった方向に走らないようお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、これは介護保険のほうです。介護保険制度については地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案、これが可決をされているわけですが、これに伴う影響は何かということ。まず最初に、3年間の準備期間をもって今年から実施をされた総合事業ですが、まだ2か月余りですので何とも言えませんが、現時点で何か課題が見つかったなどの状況があるのか、利用者のサービス低下などにつながっていないのか、概ね順調だと捉えているのか、お示しをいただきたいとします。

保健福祉部長（上野和夫君） お答えいたします。平成29年4月から介護保険、介護予防・日常生活支援総合事業が施行され、本市でも要支援1・2などの軽度認定者については更新時期に合わせて順次事業への移行を行っているところです。4月30日現在で総合事業へ移行された対象者は39名であり、該当する利用者につきましては担当ケアマネジャーが当該事業について説明を行い、対象となる介護サービス事業所にも昨年度複数回にわたり事業者向け説明会を行ったため、現在のところ大きな混乱はなく、円滑な事業推移ができているものと考えております。本市といたしましては介護予防のさらなる推進と地域の担い手の拡大を二つの柱に、今後とも検証、評価等を行い、効果的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

17番（嶋田信正君） 今度の法律の改正でありますけれども、平成12年度から介護保険実施をされて、もう利用料というのは1割負担がずっと続いてきたわけですね。ところが、2015年度に一定の所得がある人の利用料が2割負担となりました。その数は全国で約45万人と言われておりますが、今回の法改正では来年の8月から45万人のうちのさらに12万人が対象となるようです。奄美では単身で年金収入等で340万円以上あるという人はほとんどいないんじゃないかと思っておりますけれども、2015年度で2割負担となった人、今回の改正で来年の8月から3割負担になろうとしている人がどの程度いるのか、分かれば示していただきたいと思うんですね。なぜかという、国民年金の満額というのは平成29年度は28年度よりまた下がっちゃったんですよね。77万9,300円、月額では6万5,000円に満たない額です。いずれ、この層の人たちにも何らかの形で負担を強いる仕組みがつけられてくるのではないかという思いがあるので、負担増については常に警戒心を持つことが必要だという思いからの質問ですので、大した人数ではないかと思っておりますけれどもお示しいただきたいと思っております。

保健福祉部長（上野和夫君） お答えいたします。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案についてですが、この法律では大きく4項目の改正がございます。1点目は、要介護状態の重度化防止に向けた具体的な取組の強化。2点目は新たな介護保険施設として介護医療院を創設すること。3点目は、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスを位置付けること。4点目が、議員おっしゃいました介護保険制度の持続可能性を高めるための観点から、一定以上の所得を有する方の利用者負担を3割とすることとなっております。法改正により今後具体的な内容について法令等で示されることと思っておりますが、いずれにしましても市民の皆様の自立支援、重度化防止を行うことは奄美市の基本構想中の健康で長寿を謳歌するまちづくりにつながるものではないかと期待しているところでございます。利用者負担につきましては、議員御質問のとおり、2015年8月から2割負担の導入があり、2018年8月から3割負担の導入がされることとなっております。平成28年8月1日時点の奄美市の認定者数は2,829人であり、そのうち100人が2割負担の対象となっております。なお、3割負担の対象者につきましては、現段階ではお示しすることが困難でありますので、御理解くださいますようお願いいたします。

願います。

17番（崎田信正君） 対象者が100人の方も負担が増えて大変だと思いますけれども、一番底辺と比べればね、これによって一挙に生活が脅かされる状況ではないという収入だと思いますので、これがどんだん改悪されないように今後注視をしていきたいというふうに思います。

先ほど、法律で共生型サービスとか、それから介護医療院ということも入ってきますが、そういう動きが奄美市内の事業所であるのかどうか、分かっていたらお示しをいただきたいと思います。

保健福祉部長（上野和夫君） お答えいたします。共生型サービスにつきましては、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付けるものでありますが、現段階では奄美市の事業所での動きはなく、政令で運営基準などが示されるのを待つ必要があると思われま。共生型サービスにおける利用者への影響につきましては、現段階では推し量ることはできませんが、これまで介護保険と障害福祉それぞれで行っていた支援を分野を超えて行うことにより、福祉の向上につながるものと期待されます。介護医療院につきましては今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、要介護者に対して長期療養のための医療と、日常生活の介護を一体的に提供するために新設される施設ではありますが、運営基準などが示されておらず、奄美市において現時点での動きはなく、介護保険事業計画などを通じて検討していくものと位置付けております。今回の制度改正を受け、本市としましても今後とも被保険者が安心して介護サービスが受けられるよう、制度の安定的な運営や介護予防に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

17番（崎田信正君） はい、よろしくお願ひします。

福祉制度についてですが、お達者ご長寿応援事業の5,000円の補助券制度ですが、これをシルバーパス制度にできないかという要望があります。現在の補助券制度とも併用しながらですね、パスのほうは80歳以上、あるいは85歳以上からにするとか、いろんな工夫を加えてですね、どうすれば、どういう形で実施できるか調査、研究も必要だと思いますけれども、とにかく何らかの形で実施を目指して検討いただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

保健福祉部長（上野和夫君） お答えいたします。現在、本市で実施しているお達者ご長寿応援事業は高齢者の健康づくりや外出機会を増やすことで生活の活性化を図るため、本市に住む4月1日現在で75歳以上の方及び70歳から74歳で運転免許を自主返納した方を対象に、交通機関や健康施設、入浴施設等で使用できる1人5,000円分の利用補助券を発行するものであります。本事業は平成27年度に国の地方創生交付金を利用して、高齢者交通機関利用ニーズ調査として実施し、平成28年度より対象者や利用内容を一部変更して市単独事業として実施しています。一方、議員御指摘のシルバーパス制度は県下で実施している鹿児島市などの事例から、一定の基準の高齢者の方を対象に年間を通して路線バスの利用料金について補助を行うものと理解しています。本市で平成27年度に70歳以上で非課税世帯の高齢者7,625名を対象に実施したバス、タクシー利用の高齢者交通機関利用ニーズ調査において、全体の利用者数は4,310名、利用率は46.9パーセントとなっており、その中で名瀬・笠利・住用の3地区の制度利用率に偏りが見られました。これは3地区間でバス路線の差やタクシー会社などの数に偏在があると分析したところ。また、同調査においてはバス、タクシーの利用割合はバス利用4分の1、タクシー利用4分の3との結果が出ており、利便性の面ではタクシー利用がバス利用を上回ったという結果も出ております。御質問の路線バスの利用、お達者ご長寿応援事業を路線バスの利用補助にするシルバーパス制度へ変えられないか、あるいは併用できないかということにつきましては、3地区間のバス路線数の数や関係する機関との調整、実施方法、財源の問題などいくつかの課題が

あるものと考えます。バスの利用状況などを分析し、シルバーパス制度の導入が高齢者福祉サービスの向上に及ぼす効果などについて検証、研究してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

17番（崎田信正君） はい、是非検討してください。

次、子ども医療費の中学校までの無料化も来年度から実施をしていただきたいということですが、これも鹿児島県43市町村ありますけれども、小学生以下、小学校卒業以下にしてるのはもう8市町村しかないんですね。ところが、その8市町村のうちに六つが奄美関係です。奄美市含めてですね。ですからもう、早く、来年度から中学校卒業までに対象を広げることが必要だと思いますけれども、御見解をお聞かせください。

福祉事務所長（奥田敏文君） 子ども医療費の件につきましては、子育て支援の観点から必要性は十分理解しており、市民の関心も高い施策であると認識しております。平成28年度からこれまでの就学前から小学校卒業までの無料化の拡大を行ったところでございます。県補助金の対象が未就学児までというふうになっておりますので、小学校、中学校の医療費の無料化となりますとその費用は全額市単独の財源というふうになります。このようなことから、中学校卒業までの無料化の拡大につきましては、将来的にも持続可能なものであり、かつ恒久的な安定財源が確保できるのか、財政状況などを慎重に注意深く見極めながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

17番（崎田信正君） もう35市町村でやってるんですよね。そういったことを考えればそれほど難しいことではございません。

次、子どもの貧困ですが、県のアンケートをどう受け止めてどう対策するかですが、子どもの貧困に対する県のほうは実態調査を実施しておりますけれども、その結果をどう施策に生かそうとしているのか、お伺いをいたします。

福祉事務所長（奥田敏文君） 子どもの貧困対策に関する県のアンケート結果についてでございますが、昨年度県は生活状況や家庭経済状況を把握し、今後の子どもの貧困対策の施策に生かすことを目的に「かごしま子ども調査」を実施しております。県に問い合わせたところ、調査結果につきましては公表は予定しておりますが、公表時期についてはまだ未定だというふうに伺っております。本市としましては今後公表が予定されている県の調査結果をもとに対策を検討してまいりたいと考えております。

17番（崎田信正君） 県が行ったアンケートがどんな調査でやられたかね、なんかこれもあと、分析をしたいと思うんですよ。例えば、県内の公立小学校、中学校から学校を無作為に抽出したということがありますし、答えにくい質問や答えたくない質問には答える必要はありませんというようなアンケートになってますから、どれほど正確な、正確と言うか実態を表したかどうかというのはこれから検証する必要があると思うんですね。

次に、準要保護の就学援助金の早期支給、これはもう来年から実施をしていただきたいということで質問ですが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 新入生の3月、若しくは2月の支給ということでございますけれども、私どものほうといたしましても今回の国の制度改正に合わせてその方向で検討をしてまいりたいというふうに考えております。

17番（崎田信正君） 来年は2月、3月できると。金額もやっぱり生活保護基準に合わせてやっていただくということでいいでしょうか。

議長（竹山耕平君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。
暫時、休憩いたします。（午後２時３０分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き、一般質問を行います。
公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。

６番（大迫勝史君） 議場の皆様、こんにちは。公明党の大迫勝史でございます。一般質問を始めるにあたりまして、少々所感を述べさせていただきます。

厚生労働省の平成２８年の人口動態統計月報年計によりますと、昨年誕生した新生児数は９８万１、０００人で、明治３２年、近代的な人口統計が開始されて初めての１００万人台割りということであります。最多は昭和２４年の２６９万人、このときの合計特殊出生率は４．３２、現在は全国平均１．４５人であります。しかし、平成１７年の１．２６よりは多少ですけれど回復はしております。しかし、人口置換水準、これは減りもしなければ増えもしない均衡した状態でございますが、これの２．１には遠く及ばず、大きな社会的変化なしには人口置換水準に達するのは難しいと言われております。出生数９８万１、０００人に対して、死亡数は１２９万６、０００人で、自然増減数はマイナス３１万５、０００人になります。婚姻の数は６２万１、０００組、離婚の数は２１万７、０００組で、離婚のほうは前年より減少しているとのことですが、婚姻の数は戦後最小ということであります。この合計特殊出生率の低迷は日本だけではなく、先進国ではフランスとスウェーデン以外の国では日本と同様か、わずかに０．数ポイント上にあるだけで、女性の社会進出が著しいシンガポールやマカオでは１にも満たない数字になっています。一方、フランスやスウェーデンのように子どもに優しい政策を執っている先進国では２．１以下になることはありません。特にフランスは１９９４年に合計特殊出生率が１．６６と底を打ったあと、僅か６年後の２０１０年には２．００までＶ字回復を遂げました。政策の中身は徹底した子育て支援策であります。我が国も安倍首相の成長戦略政策の中の女性が輝く社会づくりのためにとの待機児童の解消や女性の職場復帰や再就職支援等の子育て支援政策に期待するところであります。国もそうですが、翻って本市も人口減少が著しい中、子どもを育てやすい環境整備に最大限に力を注ぎ、未来に向けての先行投資としての市政の位置付けをお願いいたしまして、質問に移ります。

質問に移ります前に、通告書に変換ミスの誤字がありますので、字句の訂正をお願いいたします。一番下から２行目のマングローブパーク正面街灯設置の街灯を外の明かりの外灯に訂正をお願いいたします。

はじめの質問でございますが、大きな１の子育て支援について、待機児童解消について伺う。国は２８年度２次補正予算５４４億円、今年度当初予算１兆１、４９５億円を計上し、待機児童解消加速化プランに基づき２９年度末までに必要となる保育の受け皿確保や保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図るとしてあります。本市における今年４月１日時点と、これは午前中の師玉議員の質問と若干重複いたしますが、４月１日時点と６月１日現在の待機児童数の状況を伺います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

福祉事務所長（奥田敏文君） それでは、待機児童の現状についてお答えいたします。４月１日現在の待機児童数は３名で、６月１日現在の待機児童数は６名となっております。先ほど、師玉議員から質問のありました３名の内訳でございますけれども、輪内保育所のほう、希望されている２歳児が１名、４歳児が１名、朝仁保育園を希望されている２歳児が１名というのがその内容でございます。

6番（大迫勝史君） 4月1日が3名で、6月1日現在6人、倍になっております。4月1日現在が3名、少ないというのは当たり前のことでして、確か昨年の12月あたりには70名とかそういう数のですね、待機児童の数だったと思います。それで、国は4月1日時点で各自治体の待機児童数の調査を行い、5月11日まで回答のあった1,388自治体を県単位で待機児童の状況、暫定値を公表していますが、この調査に本市も回答してこの数に入っているのか、お尋ねいたします。

福祉事務所長（奥田敏文君） 国の現状調査についてでございますけれども、今年4月の調査依頼がございましたので、先ほども申し上げました本市での4月1日現在の待機児童3名というふうに回答をしております。

6番（大迫勝史君） この400人の中に入ってるということでございますね、はい。安倍総理は5月31日の日本経団連創立70周年記念の会合で待機児童解消に意欲的な自治体を支援して、遅くとも3年間で全国の待機児童を解消するとスピーチをしています。去る6月5日の参議院での答弁においても同様に強い決意で述べられておりました。また、本市の民営保育所の長の方からも待機児童解消に対して議会宛に要望書並びに具体的な提言も出されております。これは、担当部署も御承知のことだと思いますが、そのことも踏まえまして次年度へ向けて待機児童解消へ当局としてはどのような具体策を計画しているか、伺います。

福祉事務所長（奥田敏文君） 待機児童解消のための具体策についてお答えをいたします。議員からありましたように、今年1月に名瀬地区の民営保育所の理事長のほうから奄美市待機児童ゼロへの提言と題した要望書が本市へ提出されております。要望の中では平成29年度の緊急的な対策として、名瀬地区の認可保育所において限度である定員の120パーセントまで児童を受け入れること。輪内保育所の定員を増やすこと。輪内公園に輪内保育所の分園を設置すること。奄美小学校の空き教室を活用して小規模保育所などを設置することなどを挙げております。また、平成30年度の対策としまして朝日幼稚園の認定こども園への移行、輪内地区に定員60名の認可保育所を新たに設置すること、小宿幼稚園と小宿保育所を統合し幼保連携型認定こども園へ移行させ民間委託とすることなどが盛り込まれておりました。本市といたしましては、これまで地域型保育事業所の開設などにより待機児童解消に向けた対策を講じてまいりましたが、平成29年度に待機児童をゼロにする目標を達成することが難しい状況にある。このことを踏まえ、昨年末から子ども・子育て会議において新たな具体策について議論をしているところでございます。そのような中で提案された要望書でございますので、子ども・子育て会議に待機児童対策を検討する一つの参考意見としてこれが提出されたところでございます。具体策につきましてでございますが、まだ議論の途中でございますけれども、現在議論されている内容を申し上げますと、まず待機児童解消の対策を検討する際に踏まえておくこととして、将来的には子どもの人数は減少傾向にあること。私立幼稚園と公立幼稚園においては定員割れが生じていること。地域型保育事業の卒園児にあたる3歳児の受け皿が確保されていないことなどが挙げられております。このようなことを総合的に考慮いたしますと、将来的に子どもの人数が減少傾向にあるため、新たな保育施設の設置はリスクが大きいことから、定員割れが生じている私立幼稚園と公立幼稚園の受入が可能となれば既存施設の有効活用とともに待機児童の解消が図られるのではないかと考えております。今年度から朝日幼稚園では預かり保育を実施しておりますが、このように公立幼稚園での3歳児からの3年保育と預かり保育の実施について議論がなされているところでございます。

6番（大迫勝史君） 対策にては承りましたが、次の27回、第4回定例会一般質問におきまして認定こども園への質問で、今ちょっとこども園のことには触れませんでした。まず認定こども園について朝

日幼稚園の幼稚園型と赤木名保育園との幼保連携型を予定しているという答弁でございました。それに向けての現在のスケジュールのほうは進んでいるのかどうか、いかがなっているかお答え願います。

福祉事務所長（奥田敏文君） 認定こども園設置の具体的なスケジュールについてお答えをいたします。認定こども園設置につきましては、昨年度設置しました奄美市公立幼稚園の在り方検討委員会において、公立幼稚園の認定こども園移行について議論がなされ、今年2月に、まとめ方針が報告されております。その中で朝日幼稚園が幼稚園型認定こども園に、平成30年度から移行すること。赤木名幼稚園と赤木名保育所が統合して平成32年度以降、早い時期に幼保連携型認定こども園に移行することが方針として示されております。本市といたしましてはこの方針に向けて、方針を受けて、保護者などへの説明や認可の手続き、職員の配置など認定こども園への移行に向けた準備をしっかりと行っていきたいと考えております。なお、朝日幼稚園の平成30年度からの認定こども園の移行につきましては準備に必要な時間などを考慮すると厳しい状況にあるというふうに考えているところでございます。

6番（大迫勝史君） 今、確認しようと思ったんですが、その朝日幼稚園の幼稚園型が30年度からという予定であるけど、厳しいんじゃないかと逆に聞こうと思ったんですが、答弁の中にありましたが、それでは30年には間に合わないかもしれないと想定をしているということではよろしいんですか。

福祉事務所長（奥田敏文君） まだですね、これにつきましては条例改正もまず必要でございます。それから、保護者への説明会なども必要でございます。それから、職員の体制も必要だということも考えますと、今年度、それについて検討を行っていくんですが、平成30年度からスタートというのは厳しいというふうに考えております。

6番（大迫勝史君） それでは、その赤木名幼稚園と同様にですね、赤木名幼稚園は32年でいいんですよ、であれば、朝日幼稚園が30年厳しいのであれば、平成31年から予定ということで余裕を持った準備はできるということではないんでしょうか。いかがお思いですか。

福祉事務所長（奥田敏文君） 先ほども申し上げましたとおり、今年、来年と準備期間が少しできますので、31年度に向けてその準備をしていきたいというふうに思っております。先ほども申し上げましたとおり、3歳児からの3年保育についても、今検討しておりますので、子ども子育て会議の中でもこれをですね、少し揉んでいきたいというふうに思っております。

6番（大迫勝史君） 先ほど、ちょっと再質をし忘れましてですね、その保育所のホームページの情報提供とかいうのも図っているのではと思うんですけども、保育所ごとの待機児童数とかそういうことはちょっと面倒なんでしょうか。

福祉事務所長（奥田敏文君） ホームページにおいて保育所ごとに待機児童の状況について情報提供することということでございます。現在、保育所の利用検討している方には窓口で情報提供を行っているところでございますけれども、ホームページでの情報提供につきましては各保育所とちょっと協議をしたうえで検討していきたいというふうに思っております。

6番（大迫勝史君） しっかり市民に情報提供するというところで、サービスの一環としてできれば、なるべく実現をお願いいたします。

続きまして、それではですね、続きまして教育行政についてお聞きをいたします。本市におきまして不登校などさまざまな理由で中学校を形式的に卒業され、高校に進学されなかった方の数を把握できて

いる範囲でお示しをお願いいたします。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。平成21年度から29年度卒業の資料がございますので、延べ人数でお答えいたしたいと思います。卒業者が4,446名で、うち進学者が4,317名、その他が129名となっております。以上でございます。

6番（大迫勝史君） 今の数は平成21年から29年までですよ。ということは、12年、12年間ですか。

（「10年間」と呼ぶ者あり）

29年から41年まで。そうですね、一番高い年齢の方で20代後半ぐらいですよ。そういう年代層しか把握できないということですが、それよりまだ年配というか、青年層、中年層、老年層においても、また高齢者においてはその義務教育期間に激動の時代を迎えて、義務教育期間は終えているが義務教育の履修はしてないという方も大勢おられるかと思えます。そこでお聞きいたしますが、平成28年現在、8都道府県に31校の夜間中学があります。文科省は最低でも県に1校は配置の促進をしております。我が党の県議も県議会において質問をしておりますが、中学校は市町村単位の所管であるから市町村での動きが望ましいとの県当局の答弁がありましたので、この場で質問させていただきます。夜間中学の近年の動きといたしましては、義務教育を受けられなかった日本人だけでなく、外国人の生徒のほか、不登校、元不登校だった中学生、中学校卒業生も受け入れています。一方で学校に在籍していても不登校で義務教育を受けていない生徒、状態の生徒も全国では数多くいます。2015年の文科省の通知によりまして、形式的卒業生も夜間中学に入れるようになりました。そして、現役の不登校で中学校に通えない生徒が希望すれば本人の希望を尊重して夜間中学の受入も可能であると平成28年7月に文部科学省の不登校に関する調査研究協力者会議が取りまとめました、不登校児童・生徒への支援に関する最終報告においてその旨を示しているところであります。現役中学生についてはフリースクール等いろいろなサポート機関があり、いろいろな方法があると思いますが、また当局も努力なさっていると思います。しかし、学び直しのためにもう一度中学校に通いたい、またあるいは外国人も含めたニーズ調査を行う考えはないか、お聞きをいたします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。議員御指摘の夜間中学は戦後の混乱期の中で生活困窮などの理由から昼間に就学できなかった学齢生徒のため、義務教育の機会を提供することを目的として中学校に敷設された学級でございます。現在では就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴い減少しておりますし、全国8都道府県31校に設置されておまして、近年は今議員御指摘のとおり日本国籍を有しない生徒が約8割を占めているという現状でございます。こういう中で、文部科学省は不登校などのさまざまな事情から実質的に十分な教育を受けられないまま、学校の特別の配慮によって卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者については夜間中学での受入を可能とし、すべての都道府県に少なくとも一つは夜間中学を設置する方針を文科省が示したところでございます。夜間中学の設置にあたりましては、継続的な入学者の見込みがあるかどうか、施設設備の確保、教職員の配置、そして個人差等を配慮した指導のあり方などの検討が必要になってまいります。また、市町村立で夜間中学校を設置する場合は通常の小・中学校と同様に義務標準法に基づきまして、学級編成及び教職員定数の算定が行われるということになりますので、県との協議も必要になってきます。このように、解決しなければならない課題も多くありますので、県内の状況を注視しながら研究し、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

6番（大迫勝史君） はい、分かりました。やり方についてはですね、インターネット等で見てもらえば分かると思うんですけども、そのいろんなやり方があるって、そのボランティアの方々とかもいっぱい

入れてですね、1人に、2人に1人とかですね、いろんなその教えるスタイルでやってるのが紹介されておりまして、政府のインターネットテレビや文科省のこういう啓発ポスターもですね、あって、盛んに最近推奨しているところでもあります。また、九州では1校もないためにですね、設置に至れば、奄美市にあれば話題性もあるかと思ひまして質問いたしました。また、これは文科省の委託事業等もありまして、設置に対する準備とかですね、そういうのもありますので、しっかり御研究をお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問にまいります。観光客誘致についてでございます。世界自然遺産登録を見据えて自然環境保護目的の法定外税導入について伺いたいと思ひます。候補地の広域的な取組、あるいは本市単独での法定外税導入について伺います。東京や大阪での宿泊税、いわゆるホテル税ですね、それと温泉地の入湯税、そのほかに自然環境の維持の財源の一つとして富士山を有する山梨県、静岡県、また屋久島、沖縄の一部離島、熊本県菊池市など法定外税あるいは任意徴収の協力金として導入をされているところですが、本議会においても過去に質問が出た記憶がありますが、過日の議会報告会会場で若い方から同様の意見がありました。導入に取り組む可能性はあるか、伺います。

市民部長（前田和男君） 議員の御質問の世界自然遺産登録に向け、自然環境法にかかる費用やその財源の在り方について、現段階から検討を深めておくことは大変重要であると認識しております。本年3月7日には念願でありました奄美群島が国立公園に指定され、また平成30年度には世界自然遺産登録が予定されており、奄美群島が国内外で広く注目されることになると予想しております。先日、平成28年度の奄美群島への入込客数が4年連続増加しているとの報道があり、平成26年の奄美・成田間のLCC就航に続き、去る3月には奄美・関空間もLCCが就航し今後もさらなる交流人口の拡大、入込客数の増加が期待される所です。議員御質問の法定外税とは地方税法に定める税目以外に、地方公共団体が条例により税目を新設できる制度でございます。全国では平成28年4月1日現在ですが、法定外普通税が13道県6市区町、法定外目的税が29都道府県8市町村で導入しております。議員御質問の中にもございました東京都が観光振興を目的としてホテルまたは旅館の宿泊者に対して課税する宿泊税などは法定外目的税としてよく知られております。また、本市と同様、離島という条件である沖縄県の伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村が観光施設維持などのため、旅客船や飛行機で入域する者に対して課税する環境協力税も法定外目的税でございます。次に、協力金でございますが、屋久島町において山岳部の自然環境保全とトイレや登山道の維持管理などを行うため、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例を制定し、今年3月1日から施行されております。山岳部に入山する者に日帰り利用者1,000円、宿泊する利用者2,000円の協力金納入を任意でお願いするものでございます。屋久島町の担当課にこの条例を制定するまでの経緯を伺いましたところ、平成25年度に屋久島町入島税等検討会を立ち上げ、法定外目的税として入島税の導入について検討を行ったとのことでございます。その中で、課税対象、金額等に制約が生じること、また賦課徴収のための経費が大きくなること、さらに税の公平原則による公平、中立、簡素などの点においても税としての導入は難しいとの結論に至ったとのことでございます。その後、入山時に費用負担を求める仕組みを検討し、将来的に入島税の導入を想定しつつ山岳部の利用者に対し受益者負担を求める仕組みとして入山協力金を採用し、先ほどの条例の制定に至ったとのことでございます。また、先ほど沖縄県の例は1島1村でございますので、奄美大島のよう5市町村が広域的に連携する課税制度が可能であるかなど検討すべき課題が多くあるものと考えております。環境保全を継続して実施していくためには、その財源を利用者から求める仕組みの必要性は認識している所です。今後、本市における法定外税、または協力金など先例地を参考にしながらどのような仕組みが負担する方から受け入れられるのか、またいかに簡素化されるかなど、この課題を奄美大島の他町村とも連携し研究してまいりたいと考えております。以上です。

6番（大迫勝史君） 広域的に取り組んでいかれるということですね。今、部長答弁にもありましたよう

に、流れとしましては今言われた最初の検討会の立ち上げで、そして協力金方式かあるいは法定外税にするのかという検討で、徴収方式、徴収費用の検討、また使途と税種の設定、そして特別徴収義務者の、ホテルでいただくんだったらホテル事業者の同意の取り付けとかですね、そして住民、観光事業者への説明、また条例案作成、総務大臣の同意取り付け、議会での審議可決、広報周知と徴税、徴収開始となりますが、こういう言葉で言えば長いんでありますが、作業的には個々に見れば難しい事務作業ではないと思われまますので、御検討をよろしく願いをいたします。

続きまして、国内観光客誘致並びにインバウンドの対応について伺います。今年2月に群島内で47名の特例通訳案内士が誕生しておりますが、本市においての特例通訳案内士はこのうち何名なのか、またそして誕生以来のこれまでの2か月相当でございますが、活動状況など分かれればお示しをいただきたいと思えます。

市長（朝山 毅君） このことについては私のほうで、認定者に辞令を交付した手前私のほうで答弁させていただきます。議員おっしゃるとおり、奄美群島特例通訳案内士につきましては、平成26年度の奄振法の改正により制度が創設されております。実施主体である奄美群島広域事務組合においては平成27年度に希望者へのセミナー開催、またアンケート調査を行い、その結果を踏まえて平成28年度から最も希望者の多かった英語を対象とした特例通訳案内士の育成研修を実施し、1月に修了試験が行われております。なお、研修修了者数は奄美群島12市町村で、議員おっしゃるとおり47名、うち奄美市在住者は14名となっております。通訳案内業を行うにあたっては、市町村に登録を申請し登録証の交付を受ける必要があります。平成29年5月2日現在、奄美市において登録されている通訳案内士数は25名となっております。また、これまでの活動状況につきましては、3月に2回、6月に1回、外国船籍のクルーズ船が寄港しております。その際、歓迎セレモニーの司会や観光船バースでの観光案内、販売テントでの説明、船内見学の案内等に特例通訳士の御協力をいただいております。以上であります。

6番（大迫勝史君） はい、分かりました。なかなか大活躍のようで。

関連して伺いますが、この今市長の言われた業務内容でのこの報酬の形態とか、そういうことはどうなっておりますか、分かりますでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 報酬についてはですね、あくまでも特例通訳案内士が自ら設定するものと理解いたしておりますが、現段階でこの市長のほうから活動状況、報告いたしました、クルーズ船が来たときにはですね、一応1万円という報酬をいただいているというふうにお伺いしております。そうです、はい、はい。

6番（大迫勝史君） はい、分かりました。それでは、本年度の当初予算には特例通訳案内士の研修事業は見当たらないのですが、これは広域的な事業にあたるということであると思えますが、今年度の研修計画はないのか、また十分な奄美市において充足数をどの程度の人数を考えているのか、できれば言語別で分かれれば、最初に英語だけでもいいです、はい、よろしく申し上げます。

商工観光部長（菊田和仁君） 今年度の研修につきましても、広域事務組合が実施主体となり英語に加え中国語の研修を実施できるよう、現在必要な手続きを行っております。また、その他の言語についても必要に応じて進めていくと伺っております。充足数の件につきましては、今後の外国人観光客の増加見込みにもよりますが、本市における特例通訳案内士の目標登録人数を平成31年3月31日までに20名と掲げており、平成29年5月2日現在の登録人数が先ほど申し上げましたように25名であることから、目標には既に達成しておるところです。なお、今後の動向に対応できる登録人数の、必要に応じ

てですね、登録人数の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

6番（大迫勝史君） 今、部長のほうより英語と中国語の養成計画があるとおっしゃいました、これは英語と中国語、2通りあるということか、それとも英語ができる方がスキルアップのために中国語を乗せるということか、どちらですかね。

商工観光部長（菊田和仁君） 直接中国語の資格を取る方もいらっしゃると思いますが、英語の資格を取ったうえで、また中国語も取るという、両方あると理解いたしております。以上です。

6番（大迫勝史君） はい、分かりました。旅行される方は中国の方と言えども文法は同じですから、英語で大体通じるのかな、ないのかなとは思うかと思うんですが、今言われたようにしっかり英語プラス第2外国語みたいなのをできる方がたくさんいらっしゃればいいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。観光客向けの携帯端末を充電するシティチャージの設定構想について伺います。今の時代、スマホやガラケーと言われる携帯端末は必需品となっており、初めて行く町でもナビゲーションシステムを使ってどこへでも行くことができます。しかし、旅行者にとって電池の消耗は悩みの種であります。シティチャージは太陽光パネルや蓄電池、LED照明、携帯端末の充電テーブルを装備し、太陽光パネルで発電した電気を蓄電池にためて複数のスマホやガラケーを充電する仕組みです。災害時には非常用電源にもなり得ます。東京都はオリンピック、パラリンピックに向けて設置を進めております。本市も内外の観光客へのおもてなしとして重要ではないかと思えます。この構想を末広・港のまちづくりに活かさないか提案をいたしたいのですが、いかが思いますでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 御説明をございましたが、シティチャージにつきましては太陽光パネルで発電する電気を使い、スマートフォンなどを充電できる設備のことと認識しております。それから、27年10月に日本初のシティチャージとして東京都内に設置されたこと伺っております。シティチャージの設置構想につきましては、観光客へのおもてなしと併せて市民の方々が自然エネルギーを身近に感じることができ、環境問題を考えるきっかけになるのではないかと考えております。しかしながら、国内での設置事例が東京都に限られており、また検証結果などもなされていないことから、本市といたしましては市民の利便性やシティチャージの有効性、これらの検証結果などを踏まえその必要性を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

6番（大迫勝史君） 将来的にですね、そういう一つの、1か所でもあればすごい目玉になるのかなと思った次第でありますし、また民間のほうでも常にもう開発をいたして、いずれ使いやすいシステムになると思いますので、その折にはよろしく願いいたします。将来のバスターミナル構想とかああいいう飲食店街にもですね、1か所でもあれば、確かに客寄せにもなってすばらしいことだと思う次第であります。

続いての質問に移ります。④の現在離島割引カードは群島内に住民票のある群島民しか使うことができませんが、これを県内に居住する出身者にまで広げられる可能性について伺います。5月の群島議員大会で県議の方が可能性について前向きなお話をされていたので、質問する次第であります。よろしく願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 外海離島である奄美群島においては移動手段として飛行機または船に頼らなければならない、鹿児島路線や群島内路線は重要な生活路線であります。航空路の離島割引運賃につきましては、県による空港着陸料の減免を原資としており、航空会社が離島に住んでいる住民を対象に設

定をしている運賃でございます。また、奄振交付金を活用した航空航路運賃軽減事業により、鹿児島・奄美群島間及び奄美群島内路線の離島割引運賃はさらに軽減されているところです。本事業の目的が離島住民の割高な移動コストの負担軽減を図ることにあり、現制度においては適用者を離島住民以外の方々まで拡大することは、その事業目的、離島割引制度の趣旨を踏まえると困難ではないかと考えております。なお、離島割引カードの適用者を出身者まで拡大するための制度改正を考えた場合、出身者であることの確認方法や手続きが煩雑であることなど、大きな課題があるものと考えております。以上です。

6番（大迫勝史君） それはもう、絶対に不可能に近いということによろしいのでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 申し上げましたが、現行の制度では事業の目的からすると難しいのは当たり前だと思います。そのことについてはですね、離島に住んでいることから、そういった不便性があるわけで、それを軽減するための制度でございますので、出身者であってもですね、本土にいと離島に住んでいる人と同じような負担では既になくなっておる関係でですね、今の制度では難しいであろうということと併せて、制度改正をするにあたってですね、出身者であることをどんなふうに確認をするのか、出身者をどこまで定義付けするのかなどのたくさんの課題があるという意味で申し上げました。以上です。

6番（大迫勝史君） すいません、しつこいようですが、学生さんとかがですね、大変今満席が続いたりなんかして、帰省する際に困ってるって話をよく聞くんですよ。だから、せめて学生の間はその出身の証明が簡単にできると思いますが、そういうことでもですね、あればいいのかなと。また、将来的な関東、関西、福岡方面のそういう島から出て行った子どもたちの帰りやすい環境を、帰省しやすい環境をつくるのも、やはりこの行政の務めではないかなと思ったりする次第であります。県議の方も何か腹案があつてのこと、発言だったと思いますので、また改めて確認をしたいと思っております。よろしくをお願いします。

すいません。したら、今のその仮に学生に限ったらということに関してはどうですか。

商工観光部長（菊田和仁君） 先ほど私が申し上げましたような課題がですね、クリアできるような仕組みづくりが仮にできるとしたらですね、決して否定するわけではございませんので、いずれにしても奄振交付金の制度改正のための議論をしていかないといけないということだと理解いたします。以上です。

6番（大迫勝史君） はい、ありがとうございます。また、奄振に対しての提言特別委員会等もできますので、そちらのほうにもお願いをしたいと思います。

次に、⑤の、なんだっけ、道の駅の、⑤の道の駅マングローブパークの正面外灯設置についてであります。道の駅のトイレは24時間対応の利用が、24時間利用が原則で対応することになっておりますが、道の駅マングローブパークの正面入り口の階段への照明について、3度目の質問をさせていただきます。平成25年第1回定例会一般質問におきまして、設置を要望いたしました。この理由につきましては、現場からの要望とですね、マングローブパークで議会報告会を開いた折に階段が大変暗いということで職員の方が発電機を起こして照明を当てておりました。そういうことから、必要じゃないかということで私が翌月の第1回定例会質問で、一般質問で設置を要望しましたところ、できるだけ早い時期に設置をするとの答弁でございました。そして、なかなかまだ付かないので27年第2回定例会で2年を経過いたしました。未設置の経緯の説明を再度質問させていただきました。このときには、有利な補助事業を活用したいため設置が遅れておりますと。また、森と水のまち住用観光プロジェクト事業の

中で、平成28年度に整備する計画であるとはっきりと答弁をなされております。現在、今は平成29年度に入りまして、もう6月でございます。未だに未設置な理由は相当な根拠があつてのことだと思っております。この御説明をよろしく願ひいたします。

住用総合支所事務所長（松原昇司君） ただいまの件につきまして、何度も質問いただきまして申し訳ございません。御指摘の外灯の設置の件ですが、今マングローブパークの庇があり、正面入り口の庇がありまして、そのそこに通じる階段のところが確かに暗いということで指摘を受けております。大迫議員がおっしゃるように、平成28年度を設置予定にしておりましたが、平成28年度の森と水のまち住用観光プロジェクト事業でですね、内海中核施設整備事業と併せて進めておりまして、この事業が御承知のとおり現在繰越事業として整備中となっております。外灯設置につきましては、同繰越事業の中で黒潮の森マングローブパークの内の整備として、バス停留所から同施設へ続くアプローチ整備、今屋根付き通路を計画しておりますが、その中で合わせて外灯整備を計画しております。平成28年度繰越事業の中で、平成29年度、本年度中ですが、早期設置に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解よろしく願ひいたします。

6番（大迫勝史君） はい、今の質問でよく分かりましたのでよろしく願ひいたします。

関連しまして、再質問取りのときに通告してありますが、園内のふれあい広場内への新しい遊具の設置計画についてお尋ねをいたします。

住用総合支所事務所長（松原昇司君） 園内ですね、遊具の設置事業につきましては、まだ現在のところ財源等を含めて事業導入についての検討を行っている最中でございます。よろしく願ひします。

6番（大迫勝史君） この件もですね、地元の方々から子ども、幼児を持つ方々からよくしっかりと整備をお願いしたいと、早くしていただきたいと何度も言われておりますので、よろしく願ひをいたします。

次に、最後の質問になりますが立神の観光活用についてであります。名瀬港の、そして旧名瀬市街地の象徴であります立神について質問いたします。立神は平成28年度末の2月10日に国との払い下げの契約を交わし、2月22日に国から奄美市に所有権移転を完了しております。この立神の活用については何か観光プランとか計画や考えがありますか、お伺いをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 名瀬港内に浮かぶ立神には昭和12年から灯台が設置されており、昨年3月に廃止されるまで名瀬港に入って来る船舶の安全な航行に寄与する水先案内としての役目を果たしてまいりました。また、立神は名瀬港湾内の至るところから見ることができ、島唄や校歌としても歌われ、名瀬町のシンボルであり市民にも広く親しまれているところです。今年2月に立神の所有権が本市に移りましたのは、灯台としての役割を終え、所管していました国から立神及び灯台の譲渡についての打診がございましたので、本市が管理することについて検討した結果、公益に資するという観点からお引き受けした次第です。本市といたしましては、立神に灯台が設置されているという全国的にも珍しい風景自体を残すことが観光に役立つものと捉えており、現時点では立神の観光地としての活用というよりも、文化財や文化的景観として保存、管理することを視野に入れながら、後世に残していこうと考えているところでございます。以上です。

6番（大迫勝史君） はい、分かりました。そうですね、文化財として。山下清画伯の絵にも確か描かれていたと思いますが、あそこの立神周辺ですね、海域のサンゴ礁は大変また美しいものがありまして、私は上、頂上まで登ってみたこと、ぐるりと見たこともありますけども、以前はあそこの海域のサ

ソゴ礁を見る民営のグラスボートがありました。これ利用者の減で廃業したと思いますが、あの辺りのソゴ礁もなかなか近場では珍しいものだと思います。美しく。今なら観光客の近場のスポットとして利用できるのではと思いますので、是非ダイビング業者とか関係者からも御意見を聞いて参考にさせていただきたいと思います。確か、国の最初の提示価格よりは、別に付度があったかどうか分かりませんが、えらい安く購入をなされたと聞いております。興味ある方は28年度末の補正予算を見ていただければ分かりますが、しっかりですね、せつかく国から譲り受けて地主になった立神をですね、文化財もいいですけども、景観として活用するのもちろんであります。しっかり金を生む何かの一つのスポットとして利用できたらとどうかなと思う次第であります。折がありましたら先ほど言いましたように業者からの聞き取りとかですね、関係、観光関係者、海のマリンスポーツの関係者など聞き取りなど行っていただいて、利用、活用方法などを考えていただければと幸いに、できれば幸いです。

少々早く終わりましたが、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、公明党 大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

午後3時50分、再開いたします。（午後3時35分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後3時50分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 津畑 誠君の発言を許可いたします。

4番（津畑 誠君） 皆様、こんにちは。今日も多くの市民の声を届けにまいりました無所属の津畑 誠でございます。平成29年度第2回奄美市議会定例会にあたり、一般質問をいたします。

その前に、少し所見を述べさせていただきます。全国的にランニングがブームになる中で、全国の自治体ではマラソンやランニングの大会を通じて地域活性化を図ろうとする動きが広がっています。ランニングブームの現状として、全国の主なマラソン大会の応募者数は近年大幅に増加しています。この背景については、一つ目に2007年に開催された東京マラソンの影響。二つ目に健康志向の高まりと不景気の組み合わせのもとで、安価な健康維持の手段として注目されていること。三つ目にウェアのファッション化向上に伴う女性ランナーの増加。四つ目に企業内コミュニケーションとしての取組の広がりといったさまざまな点が指摘されています。マラソン大会の短期的な経済効果として、マラソン大会の参加者による飲食、宿泊需要があり、こうした短期的な飲食、宿泊需要については最低限の宿泊で帰ってしまう参加者を延泊させたり、参加者や同伴する応援者の滞在中の消費額を増やすといった努力を行うことで一段と増加させる余地があります。中・長期的課題としてはこうした参加者による飲食、宿泊需要は不振が続く小売りや観光業界にとって、一定の下支えの役割を果たしているが、こうした短期的な効果だけに着目して地域活性化を図っていくことには限界があります。大会開催時の消費額には自ずと限界があるほか、ほとんどの大会で参加者数がキャパシティの限界に達しており、大幅な増加を見込めなくなってきました。そうした中では、地域活性化の契機としてマラソン大会を活用していく際には、一つ目に参加ランナー、応援者の満足度を高めることで、マラソン大会以外の目的で再訪するリピーター率を伸ばす。二つ目に、メディアによるカバーなどを通じた知名度向上を図り、ランナー以外の集客効果を狙うといった形で中・長期的な観光振興につなげていくことに一段と力を注いでいくことが求められています。今後の取組方向として、マラソン大会を契機とした地域経済活性化には記述のような短期的効果と中・長期的効果の双方を意識した戦略的な取組が求められると思います。戦略的な取組を進めていく際の一つの鍵は情報の受発信力の強化であります。受信力の面では参加者に対するアンケート調査の拡充などを通じて、大会運営方法の改善や滞在中の消費需要の喚起、リピーター率引き上げ

のためのヒントを得ていくことが重要であります。また、発信力という面では増加するマラソン大会の中での独自性や特色を創造、アピールしていくことが求められます。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。（１）奄美観光桜マラソンの現状と今後の課題について。私は現在行われている奄美観光桜マラソンを来年夏に予定されている奄美大島の世界自然遺産登録を記念したフルマラソンに発展させるべきであると考えております。そこで、まず現在行われている奄美観光桜マラソンの現状と今後の課題について述べさせていただきます。奄美大島で冬季に開催される奄美観光桜マラソンは奄美大島商工会議所と奄美商工会の共催で平成21年2月に第1回大会が開催され、今年で9回大会を迎えました。第1回大会と第2回大会は龍郷町の本茶峠で開催され、第3回目大会以降は笠利町の太陽が丘総合運動公園陸上競技場で開催されています。コースはハーフマラソンコース、15.5キロメートルコース、10キロメートルコース、5キロメートルコース、3.5キロメートルコースの五つのコースとなっており、参加人数は第1回大会974名参加、うち群島外74名。第2回大会、1,335名参加、うち群島外132名と増え続け、ピーク時は第7回大会の1,906名参加、うち群島外396名となっており、本年度は1,640名参加の、うち群島外368名で開催されました。また、来年で第10回目を迎える奄美観光桜マラソンは、奄美大島商工会議所の谷会頭より節目の大会として華々しく盛大に開催したいとの要望があり、現在大会実行委員を中心に多くの関係者で取り組んでいるところです。開催にあたって、総務企画部会、競技運営部会、広報紹介部会、交流接待部会等四つの部会で役割分担して作業を進めています。課題といたしまして、一つ目が毎年多くのボランティアの御支援と事業所の御協力もいただいておりますが、まだまだ人員不足で細かいところまで目が行き届かず、群島外からの参加者を十分にもてなすことができないということでした。二つ目は、予算の問題で地元事業所への負担や必要な備品等の確保が困難であり、エイドステーションで多くの特産品等を提供して奄美のPRをすることができず、また大会終了後のさよならパーティーでは群島外の参加者に奄美の伝統文化や伝統芸能を紹介して奄美ファンの獲得を目指したいが、予算が厳しいということでした。このような理由で、奄美大島商工会議所の谷会頭は来年2月に開催される第10回大会を一つの区切りとして休廃止を求め検討すると言っています。そこで、お伺いします。マラソン大会を実施した場合と実施しない場合の地域にもたらす影響を多面的に検証することが望ましいと考えられます。つまり、プラスの効果とともにマイナスの効果もできる限り把握する必要がありますが、どのようなお考えか伺います。

次の質問からは発言席にてさせていただきます。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 津畑議員にお答えさせていただきますが、現状と課題には津畑議員が詳しくお話なりましたので、重複する部分があるかと思いますが、せっかくの機会でありますので思いを述べさせていただきます。議員御案内のとおり、奄美観光桜マラソンにつきましては、奄美大島商工会議所創立50周年記念イベントの一環として、奄美のすばらしさを全国に発信し、地域の活性化と元気で豊かな未来を築くことを目的に、平成20年度から実施されている大会でございます。現状といたしましては、昨年度の第9回の参加人数は1,640名で、そのうち群島外からの参加者数は368名と伺っております。第7回大会の1,906名を最多に、ここ2年間は若干ではありますが参加者数が減少してると伺っております。しかし、島外からも多くの方々に参加しており、開催目的であります奄美の魅力を全国に発信するイベントであるというふうなことには変わりはないものと思っております。課題といたしましては、大会開催に要する費用が不足していること。運営に関するボランティアの人員が不足しているという話も伺っております。そのため、本市といたしましても大会当日には交通整理員をはじめとして多くの職員を動員し、大会運営に協力するとともに平成26年度からは市の補助金を増額いたしているところであります。ちなみに申し上げますと、職員の動員数が42名、集落の皆さん方

のボランティアが95名、消防団員が14～15名参加して体制に協力しているということでございます。また、市の補助金についても平成26年度50万円を増額いたしまして、今150万円だと伺っております。桜マラソンの今後につきましては、今年度は第10回という節目の年を迎えることから、来年度以降の開催のあり方について主催者において検討を行っているとお話を伺っております。議員のお話のとおりでございます。市といたしましては、今後とも民間が主体となって取り組むイベントにつきましては、これまでと同様に引き続き支援をしてみたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

4番（津畑 誠君） 今の答弁では引き続き、会議所と奄美商工会のほうで共催でしていただいて、うえで奄美市のほうがお手伝いするような、協賛するような形ということで理解してよろしいですかね。当然、まず次の質問まで行ってからまた再度お尋ねします。

続きまして、(2)の交流人口の拡大及び経済の活性化につながるフルマラソンについての質問に移ります。世界自然遺産に登録されれば国内的にも国際的にも知名度が向上します。この知名度の向上を観光地としてのイメージアップ及び観光振興に生かす必要があると思っております。平成25年には奄美群島の日本復帰60周年を契機に、奄美群島の自立的発展に向け奄美群島の魅力を県内外へ発信するためのさまざまなイベントが実施されております。私は奄美大島の世界自然遺産登録を記念して、このときのようなさまざまなイベントを実施して観光振興を図る必要があると考えております。その観光振興策の一つとして、仮称でございますが奄美世界自然遺産登録記念フルマラソンを実施すべきであると考えております。ここで、私が現在鹿児島県で行われているフルマラソンの状況について調べた結果を述べさせていただきます。全国で一番早い1月に開催される指宿菜の花マラソンは今年で36回大会を迎え、今年度は海外や世界各地から、失礼しました、全国各地から1万5,000名の参加者があり、私自身も指宿菜の花マラソンには今年を含めまして6回参加いたしました。一昨年は2万名近くの参加者でボランティアスタッフも3,000人動員して、指宿市開催の一大イベントとして盛り上がっています。また、先月与論町役場商工観光課を訪ねて与論マラソンの運営上の取組を聞いてまいりました。今年の26回大会では参加人数1,000名で、うち800名の島外参加者があり、ボランティアスタッフを1,300名動員しています。また、運営費として1,189万円に対しまして、経済波及効果は約5,000万円程度と試算しておりました。また、鹿児島市の観光交流局スポーツ課を訪ねた際には、今年で2回目を迎える鹿児島マラソンはフルマラソン参加に1万名、ファンラン参加、ファンランというのはランニングを楽しむことが目的の8.9キロのマラソンです。ファンランに2,000名の合計1万2,000名の参加があり、また競技中の直接ボランティアスタッフ3,525名を動員、その他市職員835名を動員し、この中の沿道応援、消防団、救護関係者、審判員は除いております。また、運営上の収入、決算額として約3億4,560万円、支出決算額として3億4,508万円になっております。ちなみに、参加料が1万人が1人1万円の1億円、2,000人のファンランが3,000円ということで600万円。参加料1億600万、市からの負担金が1億円。あと協賛金が1億2,000数100万となっております。また、経済効果としては直接効果8億9,549万円、1次波及効果2億5,369万円、2次波及効果1億8,098万円、総合波及効果として13億3,017万円と試算されております。このように、マラソン大会の実施は交流人口の拡大を図り、地域に経済効果をもたらす継続的に実施することで大きな効果をもたらすものであると考えております。そこで、奄美世界自然遺産登録を記念するとともに、併せて奄美市の観光振興及び交流人口の拡大の施策として、仮称ですが奄美世界自然遺産登録記念フルマラソンを官民一体で取り組み、実施すべきであると思っておりますが、当局の見解をお伺いします。

商工観光部長（菊田和仁君） 現在、商工会議所が主体となって実施しております桜マラソンにおいても島外からの参加者による交流人口の拡大と経済の活性化が図られているところでございます。議員御提

案のフルマラソンにつきましては、それ以上に規模が大きくなり、島外からの参加者がより多く集まることが見込まれることから、桜マラソンを上回る経済効果が期待されるものと考えております。なお、先ほど桜マラソンを実施するうえでの課題に掲げました大会開催に関する費用、あるいはボランティアの人員等についてははるかに規模が大きくなることから、観光振興の観点から申し上げますと費用対効果もですね、検討する必要があるのではないかと考えているところです。以上です。

4番（津畑 誠君） 今、菊田部長のほうから費用対効果ということでございましたが、先ほどの与論のほうで1,000名参加の島外者800名ということで、5,000万円を試算いたしておりますが、奄美市も実は私なりに試算したらですね、5,000万円の800,5000割る800の約6万円、1人当たりの単価が6万円余りですかね。今回、1,640名ということで、今回はあれですけど、フルマラソンに移行した際には3,000から4,000、低くみて3,000で見てもそのときの経済波及効果ってのは結構あるのかなと思ったところがございます。これが官民一体で取り組むことによって、またさらに地域の活性化につながり、また先ほども話しましたけれども、マラソンというのは健康増進効果もございますので、先々を考えたときには医療費の抑制効果にもつながってくるのかなと思っていますところがございます。ちょっと私自身、もうちょっと回答の期待しておったところですが、実際私現在進行形でいろいろ進めておまして、来年度の10回向けまして、たまたま私も会議所の議員でありますので、そういった中ででもですね、来年の2月には10回大会の案内と今後の11回目以降のことを市民の皆様には伝えなきゃいけないということがございまして、できれば年度内っていうか、年内ですね、はっきりしたお返事をいただければありがたいと思っております。すいません、次に、3番目にまず進んだあとに、また回答のほうよろしくお願ひします。

3番目、フルマラソンの受入態勢についてなのですが、マラソン人口が増加しマラソン大会数が増える中で、マラソン大会の運営側にとっては誰をターゲットにどんなテーマでどんな特色があるのかを明確にした大会づくりが重要となってくると思います。また、地元の人々が楽しんで参加者に対して心温まるもてなしをすることで、観光客を増やし地域のブランド力も、ブランドを確立し継続的な経済効果も期待でき、地域の活性化につながっていくと思っております。そこで、私はフルマラソンの実現に向けた受入態勢について、いくつか提案したいと思います。1、市民の皆様に参加、協働をお願いし、また交通機関や商店街等の皆様とも連携した温かいもてなしを実施する。2、コースの途中でたくさんの市民が参加できる仕掛けづくりを行い、沿道の応援を盛り上げる。3、高校、地域団体等へ協力を呼びかけ、走る、応援する、運営するというさまざまな立場から市民が参加しやすい大会とする。4、ボランティアの養成等を継続して行うための仕組みづくりを行う。5、大勢の市民ランナーが参加する大会であることを踏まえ、安全なコース設計、救急人員体制、AEDの設置など安全対策を十分に行う。なお、宿泊に関しましては奄美大島観光協会のデータでは、奄美市、龍郷町だと2,300名収容可能。ウィークリー、民宿等を含めると2,500名の宿泊が可能で、瀬戸内町まで含めると3,000名程度の宿泊が可能だということがございます。今後、フルマラソンを開催するにあたって多くの課題がございますが、今年2月には実行委員会組織づくりに向けた準備委員会も立ち上げ、商工会議所はじめ多くの民間団体との意見交換会もはじめております。再来年の2月開催に向けて、地域住民、事業者、関係者等の御理解と御協力をいただきながら、一步一步進めてまいりたいと思っておりますが、当局はどのような見解を持たれるかお伺ひいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） まずもって、商工会議所を主体とした桜マラソンと併せてですね、議員をはじめとする民間の方々がフルマラソンの実現に向けて民間主導で取り組んでおられますことに対して敬意を申し上げたいと思います。そのことを踏まえたうえで、本市におけるフルマラソンの受入態勢についてでございますが、フルマラソンの新たな開催にあたりましては予算面からの費用対効果の検証、コースの設計、ボランティアの募集やバス会社などの交通機関、また交通規制にあたる警察関係者、そ

の他そのほかの、その他の関係機関との調整など多くの課題がございます。参考までに、議員からいただいた資料をちょっと見させていただきましたが、鹿児島マラソン2016大会では13名の市の職員、これ専従の市の職員だと思います。それから、嘱託職員が8名、派遣職員2名、それから大会ボランティアが3,500名ほどの体制というふうになってございます。また、日本国内で申し上げますと年1回以上ジョギングやランニングを行った推計人口はピーク時の2012年から2016年までに100万人以上減少してるとの統計もございます。大都市におけるフルマラソンについては成功例が多くございますが、全国の地方開催のマラソンでは参加者の減少などの原因で大会運営が困難になっている大会もございます。今後、いろいろな情報を収集しながら検証、研究してまいりたいと思いますので御理解を賜りたいと存じます。以上です。

4番（津畑 誠君） 先ほども申し上げましたように、ちょっと残念な回答ではあったんですが、実はもう、先ほど菊田部長のほうから多くの地方のほとんどでは、参加者の人口が衰退、減っているというお話ございましたけど、同じ地方でも奄美の場合は来年から、今現在世界自然遺産登録を目指しておりますし、日本の奄美じゃなく世界の奄美になってくると思うんですよね。そういった中で、世界からそういった、世界に発信し、なおかつ世界から多くの方を呼び込めると。ましては、このタイミングでこのこれをやらない理由が、ちょっと勝手ながら私には理解できないと。実際、もう勝手に民間を今巻き込んでどんどん進めておりますが、実はどうしても私やりたいという希望がありまして、そうした中で再度、また周りにもいろいろ持ち掛けてですね、皆さんの決意が固まってくれば再度9月にもう一度また皆さんの総意として、私お話をさせていただきたいと思います。もう、よろしいですか、はい。

商工観光部長（菊田和仁君） ちょっと受け止め方がちょっと見解が違うような気もしますが、市長が冒頭申し上げましたのは桜マラソンもそうでございますけど、同じように民間が主導していく大会についてはですね、引き続き支援をしていくということと併せて、行政が支援する場合にですね、費用対効果も念頭に入れないといけませんので、そこについては限界もあるということで申し上げてることを御理解いただきたいと思います。以上です。

4番（津畑 誠君） 私のほうからも、これは決して行政に丸投げっていうことはないんですよ。これは市民をあげて、一大イベントとして観光客を呼び込んだらどうでしょうかということなんですが、もちろん予算のこともあります。ただ、先ほども与論町、あるいは鹿児島市、指宿市もそうですけど、やっぱりそのそういった中で交流人口の拡大、あと地域の活性化につながってはいるんです。ただ、そこにはやっぱり皆さんの協力と、行政、官民一体となった協力が必要になってくるわけでありまして、市長のほうも追い風追い風、確かに追い風なんですよ。追い風だからこそ、これは、この事業っていうのはやるべきなのかなと思いつつながら、今回この発言をさせていただきました。また、機会があれば次回、詳しいことをまたお伝えしたいと思います。はい、ありがとうございます。以上です。

続きまして、次はふるさと納税です。私、平成27年の第4回の定例会からもうこれで6回目になります。昨今、新聞等のメディアで毎回取り上げられておりますけど、いろんなところで、もちろん総務省の指導もあり、また新たに半面、地域が活性化されたと、そういったところもありまして、今現在このふるさと納税制度っていうのは、私は聞いたところではすぐすぐにはなくならないということですので、今年で20年スタートですから9年目、今後、今説明しますけど、33年度で合併特例債が一本算定されますよね。そのときまでにちょっと力強くまた動いていただいて、財源の獲得をしていただければと思います。すいません、本題のほうのふるさと納税の質問ですが、今話しました奄美市の予算編成の概要の中でお話させてください。平成29年度予算編成で歳入においては自主財源である市税の増額などが見込まれるものの、国・県支出金の減額や公共事業の伸びに対応した市債が増加することから、今後とも引き続き地域経済の活性化と財政の健全化の両課題に取り組み、中・長期的に持続可能な財政

構造を確立することが重要と考えております、と示しております。現在、庁内一丸となって取り組んでおりますふるさと納税制度で自主財源を獲得して、さらには地域振興につなげ、奄美市を活性化していくことが重要ではないかと考えております。それでは、(1) 番の奄美市ふるさと納税推進事業の実施状況について。①、平成28年度の実績、検証について質問いたします。現在、鹿児島県と県内43市町村におきまして、平成28年度に寄せられたふるさと納税は134億9,700万円、県総額です。前年度の1.8倍に増えて、2008年度制度開始以降最高額となりました。1位は志布志市の22億5,400万円、2位は大崎町の16億7,500万円、3位は南さつま市の16億2,200万円となっております。そこで、奄美市の平成28年度の実績、検証についてお伺いいたします。

参事兼プロジェクト戦略推進課長(高 一也君) それでは、議員にお答えいたします。平成28年度ふるさと納税の実績は件数で2,896件、寄附額で9,056万689円でございます。また、株式会社JTB西日本と契約しました平成28年7月から本年29年5月、先月末でございますが、この11か月で件数で3,235件、金額で1億377万689円となり、株式会社JTB西日本との契約以降で申し上げますと1億円の目標は達成したところでございます。昨年度と比較しますと件数では約1.7倍、寄附額は約7.5倍と件数、寄附額ともに大きく伸びております。この増加要因の検証しますと、平成28年7月より株式会社JTB西日本と委託契約を結び、ふるさと納税謝礼品専門サイトふるぼの運用開始し、同時に謝礼品の充実を図ったことと寄附方法の簡素化が挙げられるところでございます。寄附者がよりふるさと納税がしやすい仕組みづくりやふるさと納税の謝礼品を通じて、全国の方々に奄美市を知ってもらう機会になっていると感じてるところでございます。

4番(津畑 誠君) 分かりました。次に、②、瀬戸内町、徳之島町及び奄美市の取組状況並びに実質収支の大きな相違についてですが、まずは16年度の寄附件数、寄附額は今奄美市のほうは課長のほうがおっしゃいましたけど、瀬戸内町3,079件、9,932万3,000円、前年度比1.3倍。徳之島町7,200件、1億3,134万8,000円、前年度比19.3倍、実質収支、自治体に入る自主財源、これは臨時職員等の諸経費を差し引いて私なりに試算しております。ちなみに臨時職員の給与はちょっと概算ですが、一応私12万円で試算してあります。月12万円ですね、年間144万円。瀬戸内町は実質自主財源は約4,752万円。徳之島町は約6,142万円。奄美市は約3,620万円とほぼこういう感じになると思っております。また、取組状況といたしましては、奄美市は本土の委託事業者に依頼して大きな手数料を支払って、委託事業者任せにしておりますが、瀬戸内町、徳之島町は臨時職員、瀬戸内町は1人、徳之島町は2人。職員のは瀬戸内町1人、徳之島町職員2人です、で庁内ですべての業務を行っております。ここで、3市町の取組状況並びに実質収支の相違点を伺います。

参事兼プロジェクト戦略推進課長(高 一也君) 本市の取組状況としましては、各郷友会総会等のPRや東京事務所、大阪事務所に出向しております職員やふるさと100人応援団によるふるさと納税の紹介などを実施しているところでございます。また、謝礼品写真の撮り直しや精査、新しい謝礼品をふるさとチョイス及びふるさと納税謝礼品専用サイトふるぼへ随時掲載するなど、謝礼品の充実に努めているところでございます。議員御指摘の瀬戸内町及び徳之島町においても、島外に向けた取組として郷友会等へ周知をし、謝礼品をふるさとチョイスに掲載しているところでございます。瀬戸内町及び徳之島町との実質収支の相違要因としては大きく2点あげられるところでございます。まず、1点目は両町とも主力級の謝礼品があるということでございます。瀬戸内町はマグロ、真珠、徳之島町は牛肉などが挙げられるところでございます。2点目は、両町ともにふるさとチョイスのみを活用し、町直営で運営しているという点でございます。両町とも謝礼品の登録数や事業所数などが本市と比べますと少ないため、直営での運用が可能であると認識しておるところでございます。また、ふるさと納税の先進地では謝礼品の登録数、事業者数、寄附額が多いことから、直営運営をしている市町村はほぼなく、それぞれの委

託契約等を締結をして運営をしていると伺っております。本市はふるさとチョイス及び株式会社JT B西日本と契約を交わし、サイト運営及び事務の一部を現在委託をしているところでございます。以上です。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。おっしゃるとおりだと思っております。まず、私、結論から申しますと、まず大きな違いと申しますと、瀬戸内町、徳之島町の場合は寄附額のほぼ100パーセント、細かく言えば先ほどふるさとチョイスの4,500円ですね、月4,500円、その分だけが年間、その分から差し引かれて、ほぼ100パーセントが地元で落とされて、新たな雇用、新たな仕事が創出されているというところで地元の活性化に大きくつながっていると私感じて、思っております。東総務部長、いかがお思いですか。この件はどう思われますか。大きな地元の活性化になってると思いませんけど。

総務部長（東 美佐夫君） 恐らく、雇用の機会が増えてるんじゃないかということをおっしゃりたいんだらうと思いますが、その点についてはもう御指摘のとおりだろうというふうに思います。直営を、今委託しているのを直営に戻したときにはそういう話になるんだらうと思いますが、これ取り扱いの事業者さんとの打ち合わせ、あるいは商品の発送、先ほど課長のほうからも申し上げましたが寄附額の取り扱い、あるいはクレマーの対応ですね、そういったのを臨時職員に任せて、どこまで任せていいのかっていうところもやっぱりありますので、この点については先例地の事例を少し勉強させていただいて、今ふるぽ、JT Bさんと契約しておりますので、契約を今年踏まえたうえでですね、少し勉強させていただきたいというふうに思います。以上です。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。JT Bさんとはもう今年の4月で、今月いっぱいですね、丸一年になりますんで、よその自治体ともいろいろ比較されたうえで、またふるさとチョイスのみでやってる自治体も瀬戸内、徳之島以外にも長崎の平戸市とかですね、結構ありますので、そういった先進地も勉強させていただいて、それが、ただその委託料の大きな約2割のお金がですね、地元で落ちることによって大きな雇用ができ、新たなまた事業がどんどんできていって、地元活性化してるってところ結構ありますんで、そこら辺また踏まえてよろしくお願いいたしたいと思います。

3番目の本年度の目標、取組について伺います。

参事兼プロジェクト戦略推進課長（高 一也君） 本年度の目標、取組についての御質問でございますが、本年の目標はふるさと納税額1億円でございます。本年度の取組としましては島外に向けた周知活動として、昨年同様各郷友会や各種イベント等へ参加をしていきたいと考えております。現在、謝礼品を取り扱う事業所とコミュニケーションを密にしながら、WEBサイト及びカタログリニューアルに向け、地元のカメラマン、ライターなどに依頼をして、より島らしい謝礼品の撮影や商品説明を書いていただいているところでございます。7月中にはサイトがリニューアルオープンをする予定でございます。寄附者の皆様の興味を誘うようなカタログ、リーフレット等の作成、WEBサイト運営を随時検討していきたいと思っております。また、現在はふるさとチョイスのみの寄附申込ですが、寄附者からWEBサイトへのアクセスがより便利になるようなふるさとチョイス以外からも申し込みができるような仕組みづくりも検討しているところでございます。その他には、奄美空港のロビーでのCM映像やSNSでの周知などにも積極的に行っていきたいと考えておるところでございます。

4番（津畑 誠君） 分かりました。一応、目標額1億円ってことですね、はい。分かりました。

4番に移ります。ふるさと納税等活用事業についてですが、4月1日付総務省の通達であるふるさと納税の使途について、地域の実情に応じて創意工夫を図り、あらかじめ十分な周知を行って募集すると

ともに、寄附金を充当する事業の成果等について公表や寄附者に対する報告を行うなど、ふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めることと通達がございました。奄美市は今年度はじめて11の事業に4,604万8,000円ですか、寄附金が充当されますが、活用事業の具体的な内容と目的について伺います。

参事兼プロジェクト戦略推進課長（高 一也君） ふるさと納税を活用した事業を寄附者へのPRということでございますが、まずふるさと納税活用事業につきましては、先の第1回定例会において制定されました奄美市ふるさと応援基金条例に基づき、11事業の総額で4,604万8,000円でございます。その内訳としましては、11事業ですが、学校のICT環境整備事業に1,311万円。観光受入対策事業に400万円。奄美・沖縄子ども環境調査隊交流事業、122万円。奄美市の伝統的建築技術保存伝承事業、300万円。希少野生動物保護対策事業で65万9,000円。公立保育所ICT授業整備事業、630万円。子育て応援メール事業、130万円。マイクロチップ装置支援事業、100万円。地域ブランド推進事業、220万円。伝統文化保存事業、200万円。世界遺産登録推進事業で1,125万9,000円となっております。この11事業につきましては、現在各課において今年度実施をする予定でございます。現在、事業主体の担当部署には事業概要や進捗状況、さらには完成品、成果品などの報告の依頼を行っているところでございます。これらの事業完了時には広報紙、本市のホームページなどのSNSを通じての情報発信、また事業成果を含めたお礼状の検討など寄附者や多くの市民へ広く周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。よろしくお願いたします。

次の5番目、参加事業者の販路開拓支援についてですが、返礼事業者の商品開発や販路開拓を支援してふるさと納税制度終了後の自律的な事業所発展を促し、行政、商工会議所、その他の団体と連携し継続的な事業として地域を活性化していただきたいと思いますが、当局はどのようにお考えか伺います。

参事兼プロジェクト戦略推進課長（高 一也君） 参加事業所の販路拡大、開拓支援についてでございますが、ふるさと納税推進事業参加事業所の販路拡大の支援につきましては、ふるさと納税謝礼品の専用サイトふるぼの販路開拓の一つのツールであると考えているところでございます。ふるさと納税への謝礼品の登録や送付などを通じ、今まで通信販売のようなインターネットで売買をしたことのない事業所が少しでもインターネットに触れ、WEB運営の仕組みや商品の説明、さらには写真の撮り方などを覚えていただき、将来事業所の皆様が自立をしWEBサイトへ運営できるきっかけになっていければなど考えておるところでございます。また、販路拡大に伴う相談等は直接本課が直接訪問をし、また電話等で個別対応をしているところでございます。なお、現在謝礼品を取り扱う事業所へ向けた説明会を現在計画中でございます。以上です。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。また、今言った返礼品の販路も拡大していただいて、庁のPR等も十分できますので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、（2）平成30年度に向けた奄美市ふるさと納税推進事業について。①奄美市ふるさと納税推進事業の庁内組織及び参加事業者の連携についてですが、参加事業者の連携では例えば都城市、先日新聞に出ておりましたが、特産品の相互取り扱い協定を大阪府の泉佐野市と協定を結んでおります。また、庁内組織の連携では大崎町をはじめ27の自治体がふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合というものを発足させ、ふるさと納税推進事業に取り組んでおりますが、奄美市等の今後の取組を伺います。

参事兼プロジェクト戦略推進課長（高 一也君） ふるさと納税で、2番の質問でございますが、ふる

さと納税制度に対し市役所の庁内組織として平成28年度よりプロジェクト戦略推進課を設置しており、住用・笠利の地域総務課職員と連携しながら取組を進めているところでございます。また、本庁内においては総観光課、商水情報課、農林振興課、税務課、財政課などの関係課、さらには広域事務組合、各種団体や事業所への声掛けや紹介など、連携を図りながら横断的な取組を進めているところでございます。さらに、あと東京事務所や県大阪事務所、沖縄県に外向しての職員による各郷友会総会等でのカタログ及び振込用紙の配布やふるさと納税制度の説明を行っております。既にふるさと納税推進事業に参加いただいている事業者とは個別にコミュニケーションを図っており、新規の参加希望者につきましても、直接訪問して説明を行っております。今後もプロジェクト戦略推進課が中心となり、謝礼品を取り扱う事業所と連携を取り、より魅力のある商品づくりに一緒になって取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

4番（津畑 誠君） はい、また引き続きよろしくお願いいたします。また、今月の28日に大崎町の職員の方が一応訪ねて来られますので、是非ともそこで活発な意見交換をしていただいて、大崎町の取組等を勉強していただいて、大崎町、追い越すぐらいの気持ちで頑張っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、ふるさと納税最後の質問になりますが、私が言いたいところはここです。よく分からないって言われますので、質問の中で、津畑は何を言いたいのか分からないと。ここが言いたいところです。最後の②です。奄美市ふるさと納税推進事業の委託事業所の見直しについて。今月3月20日付の南日本新聞の記事です。記事では総務省から業者に対してお徳と謳うPRや返礼品の金額水準表示は寄附という制度の趣旨に反するとして、止めるよう強く求めた。仲介業者が自社のポイントやマイルを付与するのも、自治体が経費を一部負担しており、お金を還元するのと同じで不適切とした。寄附額に応じ、自治体からポイントをもらい、カタログで返礼品を選び交換する仕組みはネットショッピングのようだとの批判があるため見直しを要請したという記事が掲載されておりました。そのような現状の中、奄美市は委託事業者の株式会社JTB西日本とは昨年7月から契約しておりますが、奄美市に対しての寄附金から事務委託料として9パーセント、返礼事業所から媒介手数料として10パーセント、合計19パーセントの委託料、今回の9,000万余りの納税額から換算しますと、1,719万円、28年度がJTBさんのほうには1,719万円、JTBが受領しております。昨年7月から現在まで2度しか事業者と実際打ち合わせをしておらず、媒介手数料及び事務手数料が高額であると思いますが、当局の見解を伺います。

参事兼プロジェクト戦略推進課長（高 一也君） 奄美市ふるさと納税推進事業の委託事業者の見直しについてという御質問でございます。本市は昨年度から申し上げておりますが、平成28年度からふるさと納税の強化に取り組んでおりますので、早急に事業について体制を立ち上げる必要がありましたので、既に独自のシステムとサービスを提供しております民間事業者への業務委託となった経緯でございます。今年度は龍郷町がふるさと納税専用サイト「さとふる」をスタートさせるなど、ふるさと納税にかかるWEBサイトは多く見受けられるようになっております。また、ふるさと納税については業務委託せず、職員によって事務処理を行っている自治体もございます。これらの自治体はふるさと納税が今ほど注目されていなかったころから取組を始め、独自のシステムを導入するなど時間と予算をかけ試行錯誤のうえ、現在のような委託業者の力に頼らない制度をつくり上げてきたものと考えております。今後、ふるさと納税の事業、業務委託につきましては、平成28年度の実績やこれまでの経験をもとに事業内容等について精査をし、事業を進めてまいります。また、先進地や他市町村のふるさと納税状況などの情報収集に努めながら、「ふるぼ」以外のWEBサイト運営や独自システム導入の可能性を含め検討してまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。ありがとうございます。瀬戸内町、徳之島町は先ほども申しましたが、地元へ寄附額の約100パーセントが落とされています。そういうことで同じことの繰り返しですが、雇用が生まれ仕事が創出されています。委託事業者に頼るのもいいと思いますが、地元でできることは地元でやっていただいて、これが地域振興につながって奄美市が活性化するんじゃないかと思っておりますので、是非とも前向きに御検討のほど、よろしく願いいたします。

それでは、3番目の中心市街地活性化について質問いたします。（1）奄美市中心市街地活性化基本計画認定後の具体的な施策について。今年の3月24日に奄美市の中心市街地活性化基本計画が内閣総理大臣の認定を受けて、名瀬の末広・港地区の土地区画整理や出店支援による商業活性化など計39事業が盛り込まれており、交流人口の拡大で賑わい創出を図ると言っておられますが、具体的な施策をお願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 奄美市中心市街地活性化基本計画につきましては、本年3月24日に内閣総理大臣の認定を受けたところでございます。今後、同計画に基づき各種事業を総合的に実施し、中心市街地の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。主な施策としましては、中心市街地への集客力の向上と交流促進を図るため、公民館機能を充実、強化した市民交流センターを平成32年度に整備する予定にしております。また、老朽化しております保健センター、老人福祉会館を中心市街地内に集約し、子育て支援機能を充実した「子育て・保健・福祉・複合施設」を平成33年度に整備する予定にしております。なお、34年度以降になりますが、測候所跡地にバスセンター等の複合施設を予定しておりますので、本計画の基本計画期間内にその事業計画を取りまとめることとしております。ソフト事業の施策につきましては、商業集積の促進を図るため、これまで中心商店街エリアで実施しておりました店舗リフォーム補助事業、出店支援事業について中心市街地全域にエリアを拡大し、本年4月1日から実施しております。また、今後の新たな取組として、商店街区域を一つのショッピングセンターと見立て、来街者へリアルタイムで情報提供するとともに、島唄などの放送による奄美らしさを演出するための統一音響の整備やSNSを活用した商店街の情報発信についても取り組むこととしております。さらに観光客を誘客するための街歩きマップの作製を行うとともに、現在通り会連合会で発行しております共通駐車券事業につきましてもさらなる利便性の拡大について、検討を行っていく予定です。基本計画ではこれまでも実施してきた既存事業や民間が主体となって実施する事業も含めて、議員のお話がありましたとおり、39事業を記載しておりますので、円滑な事業展開を図ってまいりたいと考えております。以上です。

4番（津畑 誠君） はい、ありがとうございます。是非とも予定どおりと言いますが、有言実行でよろしく願いいたしたいと思っております。

（2）にぎわいのある中心商店街の実現について。①クレジットカード等決済端末の導入促進についてですが、26年度の商店街のカード決済端末導入状況は小売業46パーセント、飲食業21パーセント、理容業、理美容業ですかね、12パーセント、その他19パーセントとなっております。導入しない理由としては導入費用がかかる、決済手数料がかかる、操作が難しい等でございます。外国人は特にカード決済が多いと聞いておりますが、中心商店街を100パーセントカード決済OKと、カード決済がOKという形で観光客を迎え入れることができたらどうかと思っておりますが、当局の見解を伺います。

商工観光部長（菊田和仁君） クレジット等決済端末の導入促進につきましては、平成26年度に奄美大島商工会議所が実施しました商店街事業所アンケート調査によりますと、197事業所のうち約50パーセントの99事業所が導入をしていると伺っております。その後、商工会議所におきましてはクレジットカード未導入の事業者に対する説明会を開催し、新たに20店舗程度が新規に導入したということをお伺いしております。クレジットカードの導入促進は今後増加が見込まれる観光客への対応や消費の喚起

も促すことから、商工会議所が積極的に端末の導入に取り組んでおります。また、利用促進を図るため、端末導入事業者に対し、クレジットカードが利用できることを積極的に案内するよう推進しておりますので、本市においては商工会議所の取組に対し、必要に応じて協力をしてまいりたいと考えております。以上です。

4番（津畑 誠君） はい、引き続きよろしくお願ひいたします。

②の質問に移ります。公衆無線LAN、Wi-Fiスポットの設置について、カード決済と同様に中心商店街を全エリアに公衆無線LAN、Wi-Fiを設置することで観光客の利便性につながると思っておりますが見解を伺います。

商工観光部長（菊田和仁君） 奄美市でのWi-Fiの現状でございますが、広域事務組合が昨年度実施しました調査によりますと、奄美市内にはWi-Fiサービス提供施設が97か所ございます。それから、奄美市の庁舎やAIAI広場などの施設、奄美パークなどの公共施設において提供している奄美シティWi-Fiが12か所ございますが、これは公共の光回線を利用しており、利用者保護のため使用時間帯の制限やショッピングサイトなどの接続規制を行っているところです。接続サイトの制限がなく利用できるWi-Fiスポットとしては、中心市街地ではホテル、旅館をはじめ飲食店、小売店など33か所ございます。中心商店街でも店舗におけるWi-Fi設置が進んでおり、中央通りアーケードでは半分ほどのエリアで接続が可能になっております。市としても引き続きこの環境整備のために光ブロードバンドの整備に努めてまいります。民間事業者によるWi-Fiスポットの設置個所についてもPRに努めていきたいと思ひます。以上です。

4番（津畑 誠君） はい、ありがとうございます。

3番、4番はまた次回に質問したいと思ひます。今回の大きな1・2・3、どちらも奄美市の活性化につながる事業だと思ひますので、是非とも私ども頑張っていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で、無所属 津畑 誠君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後4時50分）

第 2 回 定 例 会
平成 29 年 6 月 15 日
(第 3 日 目)

6月15日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林 山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	福山 敏裕 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所長	松原 昇司 君
笠利総合支所長	盛島 洋久 君	総務部長	東 美佐夫 君
総務課長	三原 裕樹 君	企画調整課長	山下 能久 君
財政課長	國分 正大 君	市民部長	前田 和男 君
環境対策課長	島 袋 修 君	市民福祉課長	森 尚 宣 君
環境対策課参事	松岡 正憲 君	保健福祉部長	上野 和夫 君
福祉事務所長	奥田 敏文 君	福祉政策課長	石神 康郎 君
高齢者福祉課長	永田 孝一 君	商工観光部長	菊田 和仁 君
商水情報課長	武下 義広 君	紬観光課長	保浦 正博 君
産業建設課長	茂木 幸生 君	産業振興課長	栄 広 久 君
農政部長	山田 春輝 君	農林振興課長	山下 仁司 君

6月15日(3日目)

土地対策課長	前島 有為生 君	地域農政課長	山野 明人 君
建設部長	本山 末男 君	土木課長	橋口 義仁 君
建築住宅課長	備 孝朗 君	上下水道部長	上島 宏夫 君
下水道課長	里 嘉郎 君	水道課長	山下 一弘 君
水道課参事	藤山 浩俊 君	教育委員会 教務局長	森山 直樹 君
学校教育課長	元野 弘 君	文化財課長	久 伸博 君
スポーツ 推進課長	大山 茂雄 君	教育委員会 総務課課長補佐	畠山 成美 君
農業委員会 農事務局長	川内 進 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	上原 公也 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	満永 亮一 君
議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。

一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁につきましては時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。第2回定例会一般質問をさせていただきます。

その前に順番の訂正をお願いします。3番の教育行政と4番の市長の政治姿勢を入れ替えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

さて、今日7時50分自民党、公明党、維新の党によって共謀罪がまたぞや強行採決されました。委員会答弁は中間報告だけで、本会議を強行をし採択に入りました。この間安倍政権は特定秘密保護法、盗聴法の拡大、戦争法の強行採決、そして今回の共謀罪法案の強行採決であり、もう一方では森友学園の問題に続いて、安倍首相の友人が理事長の加計学園の問題など資料が提出されても、怪文書扱いをして取り上げようとしていません。特に共謀罪に至っては、監視社会を作ろうとしている。この安倍政権の現状は、まさに日本が治安国家の体をなしていない、そう言わざるを得ません。私は政治活動を貫くその基本は、私の政治信条は愛と情けと誠実で他人の痛みが分かる人になる、これは私の両親の教えでもあります。そういう思いで本日の一般質問も取り組んでいきたいと思っております。日本共産党は戦前戦後一貫して反戦平和を貫き、戦争に反対をした歴史を持つ党として、市民と力を合わせ、二度と戦争のない日本と奄美の安全と安心を守るために全力を尽くすことを表明して質問に入ります。

私はこの間何回も質問してきました。今進められている奄美への陸上自衛隊ミサイル部隊の配置は、こうした安倍内閣の下で進められているからこそ、市民の中に不安の声があるのは当然です。皆さんの中には反対ばかりじゃない。賛成の人も多くいる。度々こういう発言をされる方もいます。当たり前なんです。政策には反対も賛成もあって当たり前なんです。しかし、賛成の方はなぜ賛成なのか。一人でも市民を説得する責任があると思います。そういう点でこうした市民の不安の声があるのは当然で、ましてや先月6月の10日午後9時前、米軍のオスプレイが初めて奄美空港に何の連絡もなく緊急に着陸しました。これは航海中で故障が起きたからの着陸です。ところが皆さん、人口の多い町の真ん中である沖縄の国際大学や辺野古に墜落したようなことが起きれば、誰が責任を持つんですか。そしてこのオスプレイは翌日の昼過ぎまでその間沖縄から部品を届けたもう1機のオスプレイは、大阪発で11時38分着のこの飛行機とほぼ同時ぐらいにまさにミスプレイをやるかやらないかいう状況の中で途中で一旦Uターンをして帰って来た。空港へ行かれた人は誰もいないと思います、この中で、私見てませんから。そういう状況が起きています。質問には出てませんが、関連質問で、今後自衛隊基地が完成すれば、こういったことは度々この奄美をオスプレイが飛ぶ状況が生まれます。これに対してどういう対応をするのか、この市民の疑問をどのように受け止めているのか、まず①の市民の疑問をどのように受け止めているのかに答弁を求めて、あと発言席から質問いたします。

議長（竹山耕平君） それでは答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） それじゃ、おはようございます。

三島議員の質問にお答えをいたします。議員の言われるその市民の疑問という点でございますが、おそらく公開質問状のことについてだろうというふうに推察いたします。この件について少し答弁させていただきます。

今回のこの質問状に記載されてる内容についてでございますが、その多くがいわゆる入口論ということでございました。現在事業が進捗してる現状において建設的な議論がなされないということのをこれまでも答弁をさせていただいております。その他の質問につきましても、これまでの議会の場において市民の代表であります議員の皆様から御質問いただいております。それについては市の考え方について繰り返し答弁をさせていただいておりますので、まずこの点について御理解をいただきたいというふうに思います。

もう一つ、先ほどオスプレイの関係ございましたが、おそらく自衛隊の駐屯地配置によってそのリスクが増加するという事の心配だろうというふうに思います。現在オスプレイの配備や飛行訓練については、私どものほうには示されてははいないところです。一方で、熊本地震で見られますように、搬送手段の有効な手段として用いられてるという実績もあります。この件については先ほど示されてないということを申し上げましたが、防衛省との情報交換を密にしながらですね、住民に不安を与えないような配慮を今後求めていきたいというふうに思いますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

16番（三島 照君） 今までも一貫して入口論だから答弁もしないと。市民団体、市民のそういう思いや理解できてないから質問してるんであって、理解してたら誰もしないです。この間一貫して入口論だからと言われてますけど、例えば終わったらコピーあげますけど、こういう長々とした投書まで届いてるんです。この方は高校卒業して愛知県行った。そこで加重労働の中で精神的にもたなくて、環境のいい奄美に帰って来たと。その大好きな故郷の環境の下でようやく一息ついて自分の人生の再起を図ろうかと思ってたところで自分の家の目の前に自衛隊の宿舎ができるということを聞いて、いてもたってもいられません。その間の交通対策や安全対策を含めて説明をしてほしいという投書が長々と届いてます。そして先日の議会報告会でも、A i A i 広場での報告会では、先日開催されたあまかんの宇都さんの演説会も聞きに行きましたと、説明を。自衛隊が必要やということは分かりましたと。しかし、この奄美に来た誘致される自衛隊、誘致じゃないと言うから誘致ではないけど、あの造られる自衛隊基地についてももう少しその内容やそういったもん市民に知らせてほしいと。議会では確かに言ってるか知らんけど、まだその入口論が理解されてないんです。だから言うてるんです。そういう点でその答えられなかった理由は入口論だからということです。ほいじゃ、私はさっき言いましたように、その民意はまだ浸透していると皆さんは結論付けていますけど、例えばあの12団体の要望書ですけど、26年7月2日やったかな、出た商工会と奄美観光協会、私はいくら考えても、この団体二つが同じ場所で会議して、同じ議論をして要望書を出したとは思えません。1枚の紙に両方の会長がハンコを押して出している。こういうことについても基本的には私はこれは言われてハンコを押しただけとしか思いようがありません。そういう疑問すら持ってるんです。でそれであっても、あの12団体が申し出してるから民意は浸透していると結論付けたのか、その辺の根拠について1点。

続けて質問します。2点目は、国民保護法による住民の避難計画、ミサイル基地ができるんですから、オスプレイも飛んでくるんですから、そのことによって6月5日付の南日本新聞は、ミサイル攻撃の避難マニュアルがあるのがいわゆる鹿児島県で6市町と。その中に奄美市が入ってるんですけど、このマニュアルがどういうものか。あの防災計画の中では文書では書いてあるけど、このマニュアルいう

のが本当にあるのかなのか、議会にも私は提案されてないと思いますので、その点がもう1点。

もう1点は、前回の質問の時も私はこの自然遺産登録が進むこの奄美で先日も質問ありましたように、希少な動植物の盗掘やそういうもんに対して何人かの人を雇ってパトロールまでやらしてます。しかし、この場所でも今工事してる基地の中で希少動植物が確認できたと。でこれはどうするんですかと言うたらどこかに移動しますという答弁でした。でこれについてこの移動や移植を確認されてるのか。どこへ移動したん。この3点について続けてよろしく。

総務部長（東 美佐夫君） それじゃお答えいたします。

まず1点目の、民意が浸透してる結論付けた根拠ということでございます。これは昨年6月の第2回定例会だったかと思いますが、同様に三島議員に答弁をさせていただいております。まず、平成26年の6月の定例議会でございますが、市議会のほうで奄美市への陸上自衛隊配備を求める意見書の提出の決議がございました。それが1点目でございます。2点目が、先ほど議員からありました12の市民団体の連盟によるこれは誘致活動でございますが、こういう活動の要請がございました。文書のほうでもございました。でまた、社会情勢は少し変わりますが、昭和50年代でございますが、約10年間旧名瀬市、旧名瀬市議会、その他多くの市民団体が自衛隊のこれは陸上自衛隊でございますが、誘致に奔走されたという経緯もございます。そういうことを踏まえて総合的に判断をしたということでございます。で2点目の国民保護法の関係でございますが、国民保護法による住民の避難計画、これについては奄美市国民保護計画を策定しているところでございます。これは議員のおっしゃるとおりでございます。これについては自然災害に対処する奄美市の地域防災計画と別の体系で策定するというものでございます。いわゆる武力攻撃に対処するというところでございます。これについてはホームページのほうで掲載をしております、ちょっと今手元のほうにあります、奄美市の国民保護計画の概要ということでホームページのほうで掲載をさせてもらっています。これについては周知が足りないということをし感じておりましたので、今後防災訓練及び区長会、嘱託委員会ですね、等々を通じてですね、この説明会を開いていきたいというふうに考えておりますので、御理解ください。

3点目の移植の関係でございますが、これについては希少野生動植物の保護保全ということで文化庁、防衛省及び本市の専門の知識を有する方々により移動や移植を含めて適正な処置が講じられているというふうに確認をしておりますので、これについてはそういうしっかりした適正な処置が講じられているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

16番（三島 照君） 皆さん大変話題になってるようにも聞いてますけど、私はやっぱりたとえね、入口論であろうと、電話1本で市民の公開質問やらを蹴っ飛ばすような行政であっては困る。そういうところに行政運営上の緊張性のなさが感じられてくるんですよ、この間。ですから、やっぱり先ほど言いましたように、市民一人一人の中に皆さんの近くでは皆賛成でしょう、おそらく。この議会でも皆賛成ですから。けど、疑問持ってる人もいるんだということを市民一人一人のやっぱり4万3,000人奄美市民に目を向けた行政を、そういうのが出た時は、その意味やなぜかということをもう1回考えてほしいということでもありますので、その辺について何か言いたそうですからどうぞ。

総務部長（東 美佐夫君） はい、その辺についてはおっしゃるとおりでございますが、少し経緯だけを御説明させていただきたいと思っております。今回の公開質問状の対応ですが、提出団体の代表の方へ電話により口頭での回答しない旨の形を取ったところです。この回答しなかった理由については先ほど答弁したとおりでございますが、公開質問状が提出された際に、法的な回答義務はないということで相手に申し上げておりましたが、回答しない理由を求められた場合には、その旨を御説明する予定で準備はしておりました。ただ、特に説明を求められなかったと、これはちょっと言い訳になって申し訳ないですが、求められなかったために、あえてこのような対応を取ったということでございます。今後について

でございますが、この回答のあり方については少し検討させていただきたいと、課題というふうにさせていただきますというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

16番（三島 照君） どうであろう。市民の声には違いないんですから、電話1本でこれはこうやからと言うて終わる、そういう行政のあり方だけは、やっぱりもう一度行政の中でね、毎回毎回幹部会議やいろんな会議やってると思いますから、議論しといてください。

次いきます。環境行政のあり方について。奄美群島の珊瑚礁保全対策協議会の調査結果というのが出ていまして、もうこれの答弁は時間もあんまりありませんから、昨日の師玉議員への同じような答弁では困るので、答弁が違ふなら違ふ答弁をしてください。県の調査結果と昨日の答弁を聞いてても、本当に市の昨日言われた報告とは内容が違ふんですよ。この間市集落からなぜ度々質問書や意見書や答弁書を求められているかということをさっきも言いましたように、その深刻さについて役所の皆さんは足りないんです。まさにそういうものに対する緊張感の無さというのはそういう全てなんです。例えば県の調査報告書、これとこの珊瑚礁保全対策協議会との違いは何だと。資料も渡してるはずですから、長々としないようにね、はい。

市民部長（前田和男君） おはようございます。県の調査報告書と奄美群島珊瑚礁保全対策協議会の報告書の違いでございますが、まず県の報告書というのは、採石場から流出してる赤土について住民とか市のほうから連絡が行った際に、周辺の海底の状況に特化して調査、県の職員が報告してる内容で、調査時期も雨天時の際随時行っている状況でございます。一方、協議会での珊瑚礁モニタリング調査は、オニヒトデの被害、または白化現象による死滅など奄美大島4市町村の海域で77の地点の珊瑚被度を目視により調査を行っているものでございます。その中で市湾トビラ周辺もその調査の調査地点の一つとなっております。また、調査時期も経年の水位確認のため毎年9月から11月に行っており、県の調査地点と協議会の調査地点は約500メートル程度離れている場所でございます。このように、協議会と県の二つの報告書において調査地点、時期が違ふこと、調査の目的が違ふということを御理解いただければと思います。

16番（三島 照君） 市長ね、だから私はこの緊張感のなさを指摘してるんですよ。地元の要望書はどう書いてます。要望は全部赤土流出の原因とそれを究明してそれをストップしてくれということなんです。本当にそういう関係でいきますと、この3月の17日、この日は奄美市から各担当部署が集まって地元の説明を聞いてます。1点は集落において速やかに説明会を開いてくれということです。2点は、流出防止の具体策を立てさせるように指導してくれということです。3点は、これは損害賠償市として請求せということですけど、4点目は、採石の許可更新に反対であるという旨を意見書を出してくれということなんです。ところが、皆さんが出した、市長はこれ承知して出してるか知らんけど、5月16日に回答書を出して、一つは説明会に調査内容について伝えることができます。浚渫をするよう伝えております。流出防止の具体的対策について協議を行っております。ね、意見書を提出することに対しては、今後も現場現状の確認と県への報告をしていきたいと、これが回答書ですよ。この何にもならない。今まで50年戸玉からあの地域でやってきてこんなんです。これが市の回答です。これは市長目を通して出してるか知らんけど。こんなね、ほいで挙句の果て次は何を言うてきたかと言えば、5月30日に今度は書面について伝えておくので、説明会はできませんやった。書面で回答させていただきますと。市と合同で採石場のあの状況のしましたと。当たり前やんか、こんなもん。鹿児島県は何十回とやっているんです。県はね、地元のそういう声に応じて、平成28年6月からだけでも約13回調査してるんです。見たでしょう。でところが、その調査内容に対して皆さんが言うてる珊瑚礁委員会、珊瑚礁保全対策協議会、この調査を皆さんもさっき答弁もあつたように、トビラ島の奥をやってるんです。地元の要望は海岸をやってくれということなんです。環境対策課行っても何遍も言うるでしょう。

なぜそういうことが無視されてそういう答弁になるんだということなんです。この違いは怠慢としか言いようがない、私から見れば。ね、で皆さんがいろいろさっき答弁書にあったことは、県の指導も全部入ってるんです、これ13枚あります。昨日言われた30メートルの30度の傾斜の問題も、何回注意しても最終的に計画どおり30度に掲載します。7月8日ね、その方向で検討します。最終的には計画どおり同じことを8月29日にも会社は答弁してきてるんです。で、とうとう県はこのまま指導が徹底しなければ、最終的な手段を打たざるを得ませんとまで書いてあるんです。なぜそういうことを意見書としてそういう踏ん切りを踏んでくれということをやなぜ県に言えないんですか。それが1点。もう1点は、昨日の建設部長は、そういう条例は奄美市では作れませんと言うたよ、答弁してます。地方自治法のどこにそういうことがあるんですか。県内にはありませんと言うたけど、県内で赤土が発生しているのは奄美だけなんです。赤土流出対策協議会の企業も入った、業者も入った対策協議会、仲良し会なのか。そんなところでそういう指導ができるはずないやんか、そんなもん。だからこそ市の流出条例があれば、指導要綱もあるんですから。この条例に先ほど言った県の指導ぐらいのそういう条例を書き込むことは、奄美市独自で条例は作れるはずですよ。本当にできない根拠は何なのか。作る気があるのかないのか、この聞かしてください。

住用総合支所事務所長（松原昇司君） 私のほうから先ほどの三島議員の採石場の角度の件について昨日も師玉議員から質問がございましたが、県のほうでですね、計画の中で30度に保つようにということで、業者さんのほうから出てるというのを受けてると聞いております。ただ、今現在38度というふうになっておりましたが、その最終的にですね、30度へ向けて業者のほうも維持するような形で最終的に維持するような形で成すように県のほうは指導してるということを伺っております。それと海域の保全についてですね、やはり先ほどの昨日の師玉議員にもお答えいたしました。私どものほうからですね、地元の意見としましてまず流水箇所にフィルター役割となる砂防マットの設置、それから沈砂地内への砂防マットの設置、それから沈砂地の定期的な浚渫、沈殿を促す薬剤の活用を市から行っているということで、定期的な浚渫で赤土を流さないように業者の方へ指導をされてると、県のほうから指導されてるということを私どもは伺っているところでございます。よろしくお願ひします。

建設部長（本山末男君） まず赤土流出防止条例の制定できない根拠につきましてですが、根拠としては特にございませんが、現在昨日答弁したとおり、他県内で他市町村で条例を制定したところはないということございまして、今奄美市土砂流出防止対策要綱はですね、公共工事及び監視区域等が対応になっておりまして、今回の採石場につきましては、採石法に基づき許可取り消し等も厳しい罰則等もありますので、これに基づいて指導されるのが適切だと現在のところ考えております。

16番（三島 照君） はいじゃ、採石法の罰則ができるということをや奄美市の独自条例を作ったらいんですよ。独自条例作るの市で作れるんやから。全国には赤土流れるとこないんやから。奄美群島だけなんです。それをできないという答弁するからおかしいって言うんです。でさっきの答弁も、県はね、配ってると思いますけど、同じ皆さんが言う保全対策協議会は、その奥しか見てないから、例えば27年の12月5日の調査では、大部分は台風で流されたもよう。28年の11月には泥の堆積は見られない。ね、こういう答弁をあんな調査報告を見て対応してるから問題なんです。同じ県の調査は、28年の10月、さっきは11月です。汚濁水の場外への流出があった。海岸部分に濁りが確認された。採石場に今年の1月ね、採石場所の海岸に流出堆積し、海中にも拡散してるのが確認できた。これ県の調査ですわ、書いてあったでしょう。そう思って今回はわざわざ資料まで渡してるんですから、そういうことに対して全くその対応ができてないんですよ。だから県は県がやったと言っても、いくら皆さんがそれを言っても、この4年間ほとんど守られてないんですよ。その実態を確認していかんな。だから最終的にはその30度の件についても、何回もこの県の報告書には修正しますと書いてありますよ、去

年から。変わってないやんか、未だに。あの土砂流れ出した時から一緒なんですよ、これ。やります、やりますとやらないから言うてるんですよ、ここで。だから条例が必要だと思っているので、検討できませんか。誰、総務部長か市民部長。その建設部長、要らん、そんなもん、何言うてんの。検討だけでも。

議長（竹山耕平君） はい、答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） おそらく建設部長の話は、奄美市だけで作ると効果が弱いんじゃないかということを懸念してお話だと思いますが、群島の5市町村今いろんな意味で総合戦略を含めてですね、連携を深めていますので、少しそこで議論を深めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

16番（三島 照君） それじゃ最後、そういう点で今年の3月1日の県の現地調査は、仮に土石の場外流出を引き起こせば厳しい対応をせざるを得ない旨を改めて伝達しますということまで出してるんです。所長、見てるでしょ、この文書は。この県の、こんなもんインターネットを取ったらすぐ出てくる、ホームページに。だから奄美市もそれこそ市民の安心・安全を守ろうと思ったら、自衛隊よりも目の前のことを先やってほしい、こんなもん。それをよろしくお願ひしたいということで、その是非ね、検討してもらって、そのことははっきりとこの珊瑚礁保全対策協議会の方々も、自分らはトビラ島の沖を調査、珊瑚の調査をしてるだけで、赤土の調査をしてるとは言うてないんです、これは。この団体の皆さんも。その資料を参考に今までああやこうやって地元で言うてきたというのが問題なんです。だから条例というのは市町村がやろうと思ったら、そこでできる、作れます。だからしっかりその厳しい状況をこれから自然遺産登録に向けて本気で本気で頭に入れて取り組んでもらうことができると思っておりますので、是非検討してください。で先ほど言いましたように、3番に入れ替わります。

市長、分かりました、私が緊張せん、緊張感のない市政運営のあり方というのは、特定の部署だけじゃなくて、どこ行ってもそういうことがしみじみと感じるんですよ、その市民への回答の仕方ひとつ見ても。そいでまずそういう意味でこの問題について市長のこの間聞いた、聞いてもらってね、感想、これからの思いも含めて。まず最初にそれだけ聞かせてください。

市長（朝山 毅君） 三島議員に縷々行政のあり方含めて御叱正をいただきました。そのことについて申し上げたいと思っております。まず、行政を進める上においては法令、条例を遵守することを第一義として、議会の議論等も通しながら市民にその内容が行き届くように誠実に執行していくことが行政の進めだと思っております。しかしながら、議員のお話のとおり、まだまだ足り得ないというお叱りの言葉であります。これを教訓にして再度緊張感を持った行政運営に努めてまいりたいと考えております。その第一義として、まず自衛隊のこと、公開質問状のお話を御質問いただきましたが、私はこの議場において議員をはじめ数名の皆さんに常に私なりの思いは申し述べてきたつもりであります。議員が先ほど政治信条として三つのバックボーンを理念をお話になりましたが、私もまさにそのとおりであります。安全・安心して平和を希求するのは、誰もが持つ信条であります。まさにそのとおりです。ただ、振り返ってみて昨今の状況を見ますと、全ての国が私どもと同じようなルールと価値観の中で国家運営、社会生活が営まれているのであれば、まさに以前のように自衛隊の配備もなかったであろう。このような緊張感も日夜マスコミにおいて報道されることもなかったであろう。しかしながら、昨今の情勢を見ますと、毎日メディアを通して日本の社会環境、状況、そして南西諸島の緊迫した全ての思いが述べられております。その中においていつも議員に申し上げましたことは、辺地であろうとも、外海離島であろうとも、人口が少ない地域であろうとも、国の責任において領海、領空、領土を守り、その地域の住民の生命、財産、平和を守るのは当たり前ではないかと。全ての国際社会が、ましてや近隣の諸

国が、以前のような状態であれば私は日本の国防計画もまた違ったであろうと思います。しかしながら、今はそう言えない状況下にある。したがって、やはり国家、国民を守るためには国としての最善の備えをしておくことは当然であると。そういう意味において自衛隊が配備された要因は、この南西諸島に配備するという計画は、まさに外交防衛という国の根幹を成す政治政策の中において位置づけられたものと私は思っております。まずその点でいつも申し上げておりますように、私はそういう意味において当然のことだと、国の責任だというふうに思っております。赤土の問題については、地域集落の皆様方に変な御迷惑を掛けていることは昨日も陳謝申し上げましたが、議員がおっしゃったことを踏まえて、許可責任者ではないものの、意見を述べる立場にある者として、組織として、役所として、おっしゃったことをしっかりと伝えて、少しでも是正改善されるように努力をしてみたいと思っておりますので、どうか御理解を賜りたいと思います。それと私の政治姿勢ということではありますが、去る3月議会でこの壇上において私は自分の思いを述べたつもりであります。そのことを御理解いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

16番（三島 照君） 何か知らんけど、いつも市長に丸め込まれる感じ。え、そう思わへん。そういう意味では、私はしっかりとね、やれるやれんじゃないんですよ。市の皆さんがそういう市民の声の一つ一つに我がことのように真剣に受け止めて返事をし、答弁をし、できるかな。この議会で質問してうるさいから、このくらいの答弁しといたらあとええやらという程度では困るんです。そういうふうにしかな感じられないような時も、違うと言うか分からんけど、そう感じる時かてあるんですよ、私らがね。だからそのことはそういう点では一つ一つの条例は、日本全国にはいろんな条例があるんですから、環境を守るための。だからそういうもんを踏まえて、じゃあ、奄美、赤土の奄美独自のものですから、やっぱりそこを真剣に考えてもう一度役所として1集落の住民かて人数はそれは100人、200人足らずか知らんけど、奄美市民4万3,000人の中の一人なんですよ。受け止めていただきたい。先ほどの市長の決意表明を表明を素直に受け止めときます。やってくれるもんだと思ってます。はい、もう1点は、市長に3点ほどあるんです。もう1点は先ほど市長は言いかけたように、3月議会で出馬表明をしたと、3期目頑張りたいとね、いうの言いかけたんですけど、新聞社の皆さんはあの最初に見て、本当に表明したんやなど、写真見てね。第一回定例会の。市民もある程度感じてるかも分からん。けど私はね、おそらく議員の何人かもそうやと思う。あの時の表明は4万3,000人市民の代表をお願いせんならん市長の表明かと感じたぐらいです。ほんで確かにあの演壇でも皆さんの理解や議会の皆さんの協力があればということなんですけどね、協力がなければ出ないということですか、これ。そんなことじゃないでしょ。そういうことを考えたら、やっぱり2期やってやり残したことがありますと。もう一度やりたいと、しっかりと決意表明をやってください。前のはここでしか私は覚えていません。ですから、きちっとしたことをやっていただきたい。

市長（朝山 毅君） 三島議員の質問をエールと思い、こちらから再度お話をさせていただきます。去る3月には私の言葉そのものが前段が長すぎて遠まわし、婉曲的に話があったんではないかと自己反省もいたしてるところであります。ただ、合併をして直後今日まで7年余にわたっているいろんな事案も発生した災害等もありましたが、市民の御理解と議会の協力といささかは職員の努力によって今わずかながら安定した財政環境にあると、ある面においては自負もいたしております。そのことにより、懸案であった各種の事業が今執行されております。その執行の完結については、やはり手がけた者としての責任があるということも事実であり、また、その思いを持っているものであります。従いまして、皆様方にお世話になったその友情、御恩、そして責任の所在を自ら明らかにし、次期に向けて更に三島議員をはじめ議員各位の御理解が得られるように最善の努力をして頑張っている所存でありますので、御理解が得られるように最善の努力して頑張っている所存でありますので、よろしく御理解申し上げ、三島議員の質問にお答えとさせていただきます。ありがとうございました。

16番（三島 照君） 私は別にあえて市長にどうのこうの言うわけじゃないけど。出るか出んかがはっきりしないから聞いただけで。はい、それじゃあ、いえ、エールじゃなくて今度はちょっと今までの自衛隊の問題らとも関連質問で質問させていただきます。昨年の9月議会で佐大熊のあの営団住宅の問題では、陸上自衛隊奄美部隊の配置に伴い、隊員宿舎用の候補地を奄美市街地のほうで探しているということで、この宿舎用地に対して土地利用検討委員会のほうでその利用計画が改められたというところは分かりました。しかし、私はこれはあくまでも市有財産、朝山 毅個人の財産ではないと思ってるんですよ。ところが、この土地が今年の2月に売却されてますよね。ほんで3月の31、2月の28日で売却契約が結ばれて、3月の10日までに引渡しと。約1億330万。ところが、この公有財産の処分について議案に出てますか。これいつどこで決定して、公有財産というのはそう簡単にいつでも決裁できるものですか。そのことについて聞かしてください。

総務部長（東 美佐夫君） 通告にはなかったと思いますが、お答えいたします。議会側の場合ですね、条件がございまして、財産の取得、売買については、2,000万円以上かつ土地については5,000平米以上という条件がございまして、議案としては提出してないというところでございます。そういうことで答弁にお答えさせていただきたいと思っております。以上です。

16番（三島 照君） 5,000平米以上いうても、これ両方片っ方が171万1,037平米か。170、ほんで400、合計したら2,133.48平米、5,000に足りないということですか。5,000平米以下についてはいつでもどこでも自由に公有財産が売却されるということですか。この話はいつからあったんですか。この質問で答弁したのが去年の9月議会なんですよ。候補に上がると。検討委員会で報告しましたというのは去年の9月なんですよ。ところが、2月の28日には契約が締結されてるんです。でお金はどこに入ってどこに今年の予算書にも今回の補正にもこの金の入金先は出てこないんですけど、その入金がどこに入ってるかも示してください。

総務部長（東 美佐夫君） 2,000平米ということで議会の議決議案ではなかったということですが、予算については決算のほうで歳入ということで出てきます。そういうことになります。以上です。

16番（三島 照君） 以上ですとはあんた何言うてんの。決算のほうで出ることは分かったけど、それ以外は無条件で行政だけで勝手に全部処分できるんですか、何でも公有財産を。土地の規模数は分かったけど、金額も5,000万未満とは分かったけど、それとこれ1億330万ですよ、売買価格。それと逆に計算すれば、もっとすれば、全体の中でこの二つの土地の総額で5万1,773円まけてあげてるやん。いうことも含めて、いつでも自由に処分できるのかどうか。

総務部長（東 美佐夫君） この件については民間の委員を含めた土地利用検討委員会がございまして。はい、そちらのほうで一応審議をしていただきました。価格については庁内のほうで土地評価委員会というのがございまして、そちらのほうに諮っていただいて、価格の査定をしたというところであります。そこを踏まえて防衛省のほうに売却をしたということでございます。以上です。

16番（三島 照君） 庁内で価格の検討したと言うんですけど、はいじゃ、土地鑑定士やそういう正式な公的な鑑定をした結果の金額ですか、これ。

総務部長（東 美佐夫君） 私どものほうは庁内のほうで査定をします。で、防衛省のほうは不動産鑑定

士を入れて査定をしているということでございます。以上です。

16番（三島 照君） 予算ね、こういうもんは少なくとも先ほどから法律がないからとかね、すぐに言われますけど、皆さんは確かにそれは法律だけで動いてもらわんと困る。けど、その法律の中には奄美市民にはいろんな人がいるんですから、明日の暮らしもどうしようかと。この前3月議会でも言いましたよ、その前にも議会でも言いましたように、子ども3人抱えてね、朝昼晩と働いても、子ども手当ももらってやっと生活ができるけど、子どもに触れ合う時間がないと言うてやっぱり泣いて相談来る人もいますよ。そういう余裕があってどうでもなる人ばかりじゃないんですよ。そういう人たちの思いがこもってのいろんな質問書であり、公開質問であり、意見書であり、要望書であるんですよ。持って来る人だけの決め付けて、どうせあの人たちが持って来るから入口論だということで回答もしないような行政って、今まで一度たりもなかったです。ありましたか、そんなこと。どうであろうやるもんですよ、社会常識として。もう一度そのことについての回答、これから改善する。今からでも回答するんやったらするとか、もう一度答弁してください。もう時間ないから。

総務部長（東 美佐夫君） 今回のこの件については、先ほど価格の決定については、先ほど申し上げたとおりですが、経緯と言うか、これを売却するという話については、申し訳ないんですけど、各会派の代表の皆さんにそういう土地の検討委員会を結果を踏まえて防衛省のほうには売却するというところで説明を申し上げてさせていただいたという経緯がございます。決して議会のほうに説明をしなかったということではございませんので、その点については御理解をいただきたいと思っております。でそれ以外についていろいろ我々のほうで説明不足がある点については今後真摯に受け止めて、改善をしていきたいというふうを考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

16番（三島 照君） ほんじゃ、皆さんの答弁が議会答弁だけで終わらんように真剣に受け止めていただくということを確認したつもりですから終わります。ありがとうございます。

議長（竹山耕平君） 以上で日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時30分）

○
議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き一般質問を行います。
自民新風会 松山さおり君の発言を許可いたします。

3番（松山さおり君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。無所属改め自民新風会の松山さおりでございます。質問に入らせていただく前に所見を述べさせていただきます。

来年の平成30年は、明治維新150周年という記念の節目に当たります。激動の時代に起こった明治維新、当時江戸幕府は鎖国をしていて、外国の文化や風習は制限され、外国との貿易も制限されていきました。そんな時ペリーが4隻の軍艦を引き連れ浦賀に来航し、江戸幕府に開国を求めます。当時の百姓や武士は大砲付きの軍艦を見て驚きます。アメリカは日本に大きな船で乗りつけ怖がらせる戦略を取ったのです。外国の文化や技術が日本より上回っていたので、当時の江戸幕府は開国するか、それとも鎖国して戦争をするか二つに意見が分かれます。そして倒幕運動が起こり、天皇中心の政府を作ろうと薩摩藩と長州藩が同盟を結び戦争が起こります。その中心人物になったのが薩摩藩では西郷隆盛、大久保利通、小松帯刀で、維新の十傑と言われています。戦争は日本全土に及びますが、薩長連合が強かったので幕府を倒し、江戸幕府は滅亡します。そして大政奉還で徳川慶喜が政権を朝廷に返します。これで260年以上続いた江戸幕府が滅び、700年続いた武士の政治は終わりました。これが明治維新で

す。日本が歴史的な第一歩を踏み出した瞬間でした。西洋の技術、文化を取り入れることで生活が大きく変化した文明開化がここから進みます。私がなぜこの話をするかという、その明治維新の薩摩藩の財政を支えていたのは奄美の黒糖だったからです。奄美諸島の歴史は鹿児島本土や沖縄とも違う独自のものがあります。穏やかな時代もあり、苦難の時代もありました。そんな中で島の人々は時代の波にもまれながらも誇りを持ち、助け合いながら生きてきました。那覇世と言われた琉球王国の統治下に置かれた時代は約220年続きました。大和世と言われた時代は200数十年続きますが、薩摩藩が琉球奄美を支配し、奄美では黒糖の生産を強要、奄美から黒糖を搾取することで当時の借金財政を建て直し、有力藩へと躍進することができました。そして明治維新という近代国家革命の担い手としての膨大な軍事資金を手に入れたのでした。しかし、政権が明治天皇に移ってから明治天皇は奄美の人々の苦労の上にこの改革が行われたということで、奄美の人に感謝し、奄美の優秀な人材を中央に呼び引き立て大事にされたそうです。1年後の平成30年は明治維新から150年です。奄美にも縁がある西郷隆盛をモデルにしたNHK大河ドラマの西郷どんもスタートします。奄美大島は奄美琉球世界自然遺産となっていることと思います。その歴史的な瞬間に今遭遇し立ち会えることはすばらしいことだと思います。歴史は新しく刻まれていきます。過去はどうあれ、この奄美の自然、文化、精神を次の世代の子どもたちに是非とも残していきたいと思います。先日の6月10日の土曜日の朝、ふるさと鹿児島という番組で、知事が離島があるということは鹿児島はチャンスなんですよ、奄美が世界自然遺産に登録となれば、屋久島と合わせて世界自然遺産が2か所という県は全国でも鹿児島県だけですよとおっしゃっていました。離島があるからチャンス。奄美群島は離島だからチャンス。離島だからこそ価値があると思います。胸を張って誇れる故郷奄美大島で子育てできる幸せをかみしめながら質問に入りたいと思います。1の中高生の県大会参加助成についてです。3月の一般質問でも県が今年度から離島生徒大会参加助成事業を行うが、市独自の助成事業についてと質問させていただきました。県の平成29年度予算において離島生徒大会参加費助成事業費として1,552万7,000円が計上、県内離島の各学校所属の運動部と文化部が県本土の大会に参加する際の船舶運賃を2割程度補助とのことでした。運賃は現在離島カードを使って1万590円です。運賃の2割補助で8,470円となります。まず初めにお聞きしたいのですが、12月議会でも同じような質問をさせていただいたと思います。答弁が広域的な課題としてとらえ、奄美群島広域事務組合や関係町村とも協議を行い、検討させていただきたいとの答弁でした。この期間何を検討され、何を協議し、また、その結果をお聞かせいただきたいと思います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは以前から御質問をいただいております鹿児島遠征の時の負担の軽減ということで、鹿児島市内に宿泊所を確保できないかというふうな御質問をいただいているところでございます。前回お話をしましたように、長崎ですとか、あるいは沖縄のほうで地元で高校がない島からの進学に対してのそういった施設があるということはお伺いしております。同じく離島の多い県でございますので、県のほうでそういった施設が準備をいただければ大変有難いところなんですけれども、この件につきましては、奄美市だけの問題ではないだろうというふうに考えておりますので、郡内の他の町村がどういうお考えをお持ちなのか、そういったことをまずは確認をさせていただきたいというところでございますが、広域事務組合のほうにもまだ事務レベルでこういった相談はできないのかという話はしておりますが、それを踏まえて各町村の皆さんの意向というのを伺うところまではまだいっておりませんので、今後その辺のところの検討をまた進めていきたいというふうに思います。以上です。

3番（松山さおり君） この先ほど私申し上げましたが、12月これを入れてですね、3回か4回ぐらい

この合宿所という件は質問させていただいてます。でそのたぶん3月も同じような回答だったと思うんですが、半年時間が過ぎます。12月からでしたら今が6月になりますから、年が明けて6か月半年近く経っています。広域事務組合さんとも少し話をされたということなんですが、この合宿所と言うかですね、県の補助ですね、その運賃の補助だったりとか、遠征費の補助の件は、沖永良部のほうでも議会で出たということ聞いてます。なので、本当にこう必要としてる、奄美大島、群島になりますので、是非ともですね、この話は早急にお願ひしたいと思います。子どもって成長するのがとっても早いです。生まれて10か月で子どもは歩きます。そして1年経てば2年経てばもう話もおしゃべりもするんですね。それぐらい成長が早いです。中学生なれば身長も10センチ、15センチでこの3年間に20センチ伸びる子もいます。そして技術もどんどん覚えて、本当に成長の段階と言うか、進み方が早いです。その子どもたちに今こう手厚くこの遠征費というのは離島でないと、離島のハンデがあるからこそ必要なものとしてずっと言い続けていますので、是非ともですね、もう真剣にとらえて前向きに検討していただきたいと思います。早急に対策をお願いいたします。

5月には各部活動の高校総体がありました。5月に与論で議員大会があり、その帰りの船で与論高校のサッカー部と一緒にになりました。鹿児島に到着するまでに20時間余り船に揺られていることにびっくりしました。その日は波が穏やかでしたが、海が荒れた日はかなり体調を悪くします。また、与論は奄美より交通費がかかります。与論の友人の話ですが、1回の遠征に親子で行くと10万円は普通にかかると聞きました。子どもたちの運賃、宿泊、バス代と、そして保護者も同じように運賃、宿泊、交通手段としての連帯感が必要となってきます。5月の高校の総体では中学生のバレーボール大会の日程も重なったからか、その時期市内の宿泊所が満室で取れず国分市に宿泊、朝1時間掛けて市内の会場に移動したという高校や島からのある高校は、伝で高校のセミナーハウスに宿泊したということ聞きました。セミナーハウスの場合、食事、交通手段の車を顧問の先生と保護者でレンタルし、子どもたちの送迎をしたそうです。前市長の時に、鴨池に離島からの人が泊まれる宿泊施設があったと聞きました。是非とも奄美群島全体で必要な施設だと思ひます。鹿児島市内に宿泊施設を確保するためにも協議委員会を設置できないか、見解をお示しください。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 先ほどの答弁とまた重複をすることになりますが、その協議会の設置という件につきましても、今後検討をさせていただきたいというふうに考えております。

3番（松山さおり君） まずは庁舎内で協議会を立ち上げ、更には群島、広域での協議が進むように、奄美市として働き掛けていただきたいと思ひますが、庁舎内での協議会の立ち上げというのは難しいんでしょうか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 庁舎内での協議会という位置づけでございませうか。あ、はいはい、分かりました。御質問の趣旨を私のほうは群内の協議会というふうに理解をしておりましたので、その点については他の町村のほうのお考えというのでも聞かしていただいてからというふうに考えたところですが、庁内でのお話ということであれば、私どもの教育委員会の方が主になってということになると思ひますので、その点についても今後検討させていただきたいと思ひます。

3番（松山さおり君） では庁舎内というのは早めに協議会ということで話し合いを、はい、進めたいと思ひます。で6月ですか、またその9月にもまた同じような質問をさせていただきたいと思ひますので、是非ですね、その進捗状況をお教へいただきたいと思ひます。お願いいたします。でまた、先ほども申し上げましたが、これはもう広域的な群島全体の問題でございませうので、他の市町村、そして他の島々ですね、にも広域組合を通して働き掛けていただいて、その声を拾い上げて協議会を設置していただけたらと思ひます。お願いいたします。

また、奄美本島では郡大会が開催されることもあり、与論、沖永良部、徳之島、喜界島から本島へ渡り、郡大会が行われます。奄美本島でもホテル以外の低額で宿泊できる施設があればお示してください。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。教育委員会ですか、商工観光部ですか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） この大島本島で大会がある際の宿泊先として自然の家とかが利用できないかということでございましたら、自然の家のほうは研修ですとか、あるいはそういった場合の受入れというのも私が今ここでできるできませんとはちょっと申し上げにくいんですけども、以前私あるスポーツじゃないんですが、少年の団体に関わりを持ってたことがございます。で、県の大会を奄美市、旧名瀬市ですね、に持ってきていただいた時に、自然の家の方と相談をさせていただきまして、鹿児島島のほうから来る児童を泊めていただいたことがございますので、そういった点で申し上げれば、自然の家のほうに御相談をすると、そういったこともある程度可能ではないかなというふうに考えているところです。

3番（松山さおり君） 自然の家ということですね。それ以外ではもう離島から本島に、奄美本島に入る、大会で来る子どもたちなんですが、通常普通のホテルに泊まってるんですかね。たぶんまた港湾とかいろいろその低額と言うか、合宿所とかまではいかないと思うんですけど、団体で泊まれる場所というのがあるのではないかなと思いますが、その辺とか御存知でしょうか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 大会とかでこちらのほうにいらっしゃった時の宿泊施設といたしましては、先ほど言いましたようにホテルですとか旅館もございますけれども、その他に簡易宿泊所というところもございまして、市内にそうですね、えーと、十数箇所ございます。そういったところを利用するというのも一つの方法だというふうに考えます。

3番（松山さおり君） 十数箇所とおっしゃいましたが、大体市内で名瀬のほうである宿泊を教えてください。

商工観光部長（菊田和仁君） すいません、宿泊施設という関係で私どものほうから説明いたします。奄美市にある宿泊施設でございますが、4月26日現在、今年ですね、ホテルが11か所、低額でというお話ですので、一応全て申し上げますが、旅館が23か所、それから先ほど申し上げました簡易宿所、これが65か所ということでございます。参考までに、収容人員まで申し上げますと、ホテルが1,170名、それから旅館が583名、簡易宿所が665名、合計ではですね、2,418名の収容人数になるということでございます。以上です。

3番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。簡易宿泊所が65か所というのはちょっと初めて知りました。人数的に2,418名収容できるというのは、大会の時にも少し収容も可能なのかなと思います。でも、保護者も一緒にこう応援に来るといので、子どもたちと合わせて2倍、3倍かかるというところもちょっと気になるころではあります。はい、私の経験から申し上げても、やはり先ほどの話なんですけど、離島から本島は郡大会があるのでよく来て、それでもやっぱり本島はまだその時は郡大会はお金はかからないんですけども、運賃等はかかりませんが、負担は少ないんですが、やはり離島であるからこそまた本島に行って、鹿児島本土のような大会というのはいろんな子どもたちの体力的な面とか、そして宿泊、運賃、それぞれ本土の子たちがかからない面を自分たちはこう負担を強いられるということなんです。なので、やっぱりそういう気持ちをですね、皆さんも経験があると思います。子育てをされて小学校、中学校、高校の遠征に付いて行ったという方は、本当に経験があ

るんじゃないかなと思います。今までどんな大変な思いをして子どもたちを出してたか。それでもまだ離島のハンデが埋まらないというのは、是非ともですね、この行政の力で、市長の力でどうにかしていただきたいと思います。すいません、ありがとうございます。はい。

3月の議会でも発言しましたが、長崎のスポーツ合宿所は女子短大の寮を改修した宿泊施設です。奄美本島でも旧工業高校がありますが、工業高校も改修して、離島から来る子どもたちの宿泊施設にできないか、見解をお伺いします。

総務部長（東 美佐夫君） ちょっと質問のとこになかったので、答え用意しておりませんが、工業高校についてはですね、昨日の渡議員の時申し上げましたが、今利用計画を策定してるところでございますので、その中でどういう方向があるのか少し議論をしてみたいと思います。以上です。

3番（松山さおり君） はい、ありがとうございました。はい。

次の質問に入ります。12市町村の小学校、中学校、高校の遠征負担について伺います。小学校は県大会に参加する機会は少ないとは思いますが、中学校、高校に進学すると遠征する回数も増え、負担がかなりかかってきます。部活動をさせるにも、ウェアやシューズや部費、遠征費などかかるということで、子ども自身が我慢をして部活動に入らない子もいます。また、遠征が近くなると、部活動を休む状況の子もいると聞きました。12市町村の小学校、中学校、高校の遠征負担についてお示してください。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは12市町村の遠征に伴う費用負担ということでございますが、まず奄美市としての補助を御説明申し上げますと、九州大会、それから全国大会、これへ出場する小中学生に対しましては、上限を定めた上で交通費、宿泊費の2分の1を補助しております。また、中学校総体、これへ参加するチームにつきましては、船賃の2分の1を市のほうで負担しております。で、先ほどの九州大会、全国大会につきましては、優勝をしますとその全額を市のほうで負担をするということにしております。その他で言いますと、先ほど議員のほうからも紹介がございました県の方がこの度船賃の2割を御負担をするということでございます。で、群内の状況でございますけれども、小中学校につきましては、これも金額の上限を定めた上で補助をするところが大変多いところです。割合につきましては、2分の1を補助をするところ、それから3分の1でありますとか、逆に10分の7ですとか、割合についてはそれぞれの町村でまちまちでございます。で、高校につきましては、宿泊費の一部と船運賃、これを各高校のほうでこれは負担をしているということでございました。以上でございます。

3番（松山さおり君） 離島の子どもが全力でプレーできる環境も必要と、昨年末の新聞での知事の言葉です。次期奄振法の延長の改正も見据えた奄美群島成長戦略ビジョンの一部改訂に向けた地元での議論が高まっていますが、教育面における離島のハンデ解消のため、児童・生徒の島外遠征の際の負担緩和についてビジョンに位置づけることはできないのか。奄美振興交付金をソフト事業を活用して、鹿児島市内に低額の宿泊施設を確保できないか、見解をお示してください。

総務部長（東 美佐夫君） 奄振の中での位置づけということでございますが、こちらも通告質問が事前にはありませんでしたので、答弁のほうは用意しておりませんが、奄振の中で交付金として離島の子どもたち、あるいは離島に住んでる方々、住民の方々の負担軽減ということで航空運賃の軽減、船賃の軽減というものを今回22年の改正時に盛り込んだところです。そのところは御理解をいただきたいと思っております。その上で更にということになりますので、そちらのほうはまたもう一度国のほうとも協議ということになりますので、ハードルは高いと思いますが、まずはそういう場の中です、皆さんからこういう要望があったということはお伝えしながら議論を深めていきたいというふうに思います。以上で

す。

3番（松山さおり君） ソフト面充実に今後の改正奄美振興交付金の更なる充実に努めていただきたいと思います。私個人も強く感じています。離島留学というのがメニューに加えられたと聞いてます。奄美振興交付金は、奄美にいる奄美の子どもたちのためにも使われるべきだと思いますので、私も尽力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いてですね、2の観光地のトイレ設置について質問させていただきます。世界自然遺産に伴い、観光となる場所でのトイレについて奄美市笠利方面は海を目当てに来島される観光客の方が多いと思いますが、笠利地区のトイレ設置場所をお示してください。

笠利総合支所事務所長（盛島洋久君） 松山議員へお答えいたします。笠利地区における観光地、景勝地等のトイレ設置状況についてでございますが、現在奄美群島はLCCの就航や国立公園化、そしてその先の世界自然遺産登録の追い風もあり、ここ数年来島者が増加している状況でございます。そのような中、訪れる観光客の受入れとしては、主要となる観光地にはトイレの設置が必要であると認識しております。笠利地区のトイレの設置状況につきましては、観光地等に16か所、港湾漁港等に5か所、公共施設3か所、計24か所にトイレが設置されており、トイレの位置については観光マップや観光地集落に設置している観光案内板等で表記してございます。また、民間業者からもトイレ利用について許可をいただき、観光マップ等に掲載している箇所もございます。以上でございます。

3番（松山さおり君） 今お聞きしたらですね、結構トイレの方が設置されてる状況なのかなと思うんですが、あのある事業所でなんですが、トイレを借りにと言うか、すごい関西就航してからですね、関西が3月26日就航して以来、トイレを貸してくださいという方が多いと聞きました。なので、赤尾木の三叉路がありますよね。そこから左折、右折をして笠利方面に神の子手前の龍郷との境界線があると思います。そこにパワースポットでそのハートロックがあるんですが、観光客の方もよくそこにも行かれると思うんですね。そして海に入られるというのはたぶんその沿岸だと思うんですが、そのところのトイレというのが充実してるのかなとちょっと感じてるところなんですが、どうでしょうか。

笠利総合支所事務所長（盛島洋久君） 龍郷のトイレの設置状況については、ただいま私どものほうでは把握しておりませんので、ここではお答えすることはできませんけども、確かに龍郷町あの沿線からばしゃ山に至る間についてはトイレの設置がない状況ではございます。以上です。

3番（松山さおり君） その沿線のトイレというのは足りてると感じていらっしゃいますか。

笠利総合支所事務所長（盛島洋久君） 先ほどから申し上げておりますけども、龍郷町の境界までは龍郷町ですので、我々のほうで、奄美市のほうで設置云々というのは考えられないところでございます。あとそれ以降の場所につきましては、民間事業者、ばしゃ山さんのほうも了解いただいてトイレの使用の許可はいただいておりますので、そちらを利用していただきたいと考えております。

3番（松山さおり君） たぶんこれからですね、もっとシーズンに入ってたくさん観光客の人がいらっしやると思いますので、龍郷とのちょっとこう話も聞いていただきながらですね、対応していただきたいと思います。で3月に戸内議員のほうから質問があったかと思いますが、土盛のほうのトイレとシャワーというのは改修してるんでしょうか。

笠利総合支所事務所長（盛島洋久君） 土盛海岸のトイレ改修の件でございますけども、えーとですね、

本市といたしまして改修について過去に検討した経緯がございます。整備箇所が保安林区域内に指定されてる場所ですので、全面的に整備ができないということもありました。また、土盛海岸は景勝に大変優れた海岸でもあります。過去に海難事故が発生してる場所でもございます。今後議員の御提案も参考にさせていただきながら、土盛海岸のトイレ、シャワー施設について引き続き検討してまいりたいと考えております。

3番（松山さおり君） では次の質問に入りたいと思います。

②ですね。関西～奄美バニラ就航による交流人口について伺います。今年の3月26日に関西～奄美バニラが就航しましたが、関東からと合わせてたくさんの方が観光に訪れていると思います。関西就航以来の交流人口をお示してください。

商工観光部長（菊田和仁君） 奄美空港管理事務所によりますと、就航の3月26日から5月末ですね、までの搭乗者数は1万7,462名となっております。以上です。

3番（松山さおり君） 関東～奄美が就航してから3年目に入りますが、かなり定着してきた感があります。就航時は成田空港へのアクセスが不便だとの声を聞きましたが、乗り慣れてくるとそんな声もほとんど聞かなくなりました。関西は奄美出身者が多いので、関東就航の時より搭乗者が高いのではと思いますが、関東就航時と比べての状況をお示してください。

商工観光部長（菊田和仁君） ちょっとまず関空のお話からさせていただきますけど、関空便の今度就航しましたこの間の3月、4月、5月ですね、全体の搭乗率、これが74.1パーセントでございます。それから成田のほうはですね、ちょっとその当時の搭乗率はございませんが、新しい28年度で成田便の搭乗率を見ますと、これ28年度の合計ですが、84.4パーセント、従いまして両方比較いたしますと、成田便の方が搭乗率は高く、関西のほうはまだそこまでは達してないというのが現状でございます。以上です。

3番（松山さおり君） はい、ありがとうございます。でも、関西は2か月に74.1パーセントということは、これから交流人口期待できるところではないかなと思います。奄美の北部の観光は、海の体験型が主流だと思います。パラグライダー、ジェットスキー、ダイビング、ホエールウォッチング、パワースポット巡りなど北部の観光ルートのデータがあればお示してください。観光客の方がどういうふうなこうルートを辿ってるかなということでお話したんですが、はい。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

松山議員に一言申し上げておきますが、まずはこの一般質問というのは通告制ということでなっておりますので、関連が少し先ほどからちょっと資料がないとかですね、答弁にありましたが、それを踏まえて少し御理解をいただきたいと思います。

それでは答弁を求めます。

笠利総合支所事務所長（盛島洋久君） 北部観光のルートについてお答えいたします。北部笠利地区の観光ルートはあやまる岬、土盛海岸、奄美パーク等の観光名所を見て回る通過型観光が中心でございました。しかし、近年では通過型観光にとどまらず、観光客の受け入れ先が企画した地元ならではのイベントや伝統文化等のプログラムを体験させる着手型観光やホテル、観光地等を拠点に周辺の観光を楽しむ滞在型観光が普及してきております。笠利地区におきましても、歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト事業の中で町歩き、食文化、八月踊りを体験するモニターツアーの実施や各集落の見所を紹介する観光

案内版の設置など集落歩きガイドブックの作成を行い、着地型、滞在型の観光の取組を行っているところでございます。今後も継続して着地型、滞在型の観光の取組や観光客のニーズに応える観光の取組を検討してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

3番（松山さおり君） 住用からは世界自然遺産のところになりますが、笠利のほうは、ちょっとある方とお話した時に、笠利は何もないよねえという言葉が出ました。私も笠利出身ですし、笠利のほうはやっぱりこう海がメインで、先ほど申し上げましたが、体験型、そして今おっしゃった着地型観光と滞在型観光というのが増えてるというのを聞いて安心しました。また、関西からどんどんたくさんの方が来られるということはもう分かってらっしゃると思いますので、是非ですね、笠利と合わせて、住用と合わせて笠利のほうも体験型ということで観光どんどん進めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。3番の湾岸道路の整備についてです。湾岸道路のボランティアの数について伺いたしたいと思います。県の事業でみんなの港サポート推進事業という事業がありますが、湾岸道路のボランティアの数とどのような団体か、団体に属する人のおおよその年齢まで分かればお示しください。

建設部長（本山末男君） 今議員おっしゃった内容につきましては、ふるさと道サポート推進事業、県が支援しています上限3万円を限度としまして県管理道路のこうって日常的な管理、伐採、花壇植栽によって美化活動を行う個人や団体に行う支援内容でございますが、これにつきまして湾岸道路につきましては、サポート事業に登録してる団体、個人はないということではありますが、定期的に月1、2回ボランティアの活動で清掃してる方が数名いらっしゃるという話でありました。

3番（松山さおり君） では、湾岸のほうはもうボランティアはいらっしゃらないということですね、登録されてる。あ、そうですか、はい、分かりました。先日ですね、支庁のほうに伺いまして、このサポート事業の説明会があつて聞いてきました。自治会の方とか奄美市の笠利方面のですね、集落の区長さんとかいらしてたんですが、特に奄美市では広報はちょっとしてないということですかね。いいです、すいません。皆さん知らない方が多いのかなと。結構いらっしゃるのかなと思ってたので、ちょっと認識不足でした。

建設部長（本山末男君） 今説明したとおりですね、ボランティアで登録してなくてしてる方もいますので、そのほうに対してもですね、説明を行い、登録していただくよう働きかけをして、県のサポート事業に関する内容をですね、市の広報に載せるなど検討してまいりたいと考えております。

3番（松山さおり君） はい、ありがとうございました。

次の質問ですが、市独自の湾岸道路の清掃はできないか、伺いたしたいと思います。たぶん第3日曜日は市民清掃日で清掃してると思いますが、それ以外では特にはないですね。

建設部長（本山末男君） 特にそういう活動はございませんが、先般職員がですね、湾岸道路の1時間清掃という活動を一応世界自然遺産登録を見据えてですね、そういうPRを含めてですね、1時間ほど市長を含めまして部課長、職員合わせて作業を行いましたので、報告させていただきます。

3番（松山さおり君） 市長をはじめ皆さんで清掃されたということは、本当すばらしいことだと思います。湾岸道路なんですけど、特に私気になってるのがですね、御殿浜から佐大熊に向けてなんですけど、イオンの先のほうの、はい、道路なんですけど、ピロウとピロウの木がありまして、その下の雑草がもう毎年と言うか、年に1回花火大会の時はこうきれいになってるんですけど、それ以外ずうっとこう生えて

るんですね。でウォーキングされてる方はよく知ってらっしゃると思うんですが、よく私もこう車で通る時にもあそこが一番気になりまして、そしてまた、市民の方が佐大熊の公園からですね、ずうっと5年計画ということで清掃されてます、掃除、整備をされてます。御婦人方なんですけど、5年かけてもいいからということでこうきれいにこう草を刈ったり集めたりということでやって大分きれいになっています。でそこでちょっと提案なんですけれども、この2の質問にちょっといきたいと思えますね。名瀬の玄関窓口となる湾岸道路をその市民にマイガーデンとしてちょっと提供できないかなということで伺いたいと思えます。先ほど申しあげましたビロウとビロウの木の間というのが約10メートルぐらいあると思えます。そこの下のほうにこう雑草が生い茂ってまして、その状態がずっと1年中続く、1年に1回しかきれいにならないということでは、支庁の方も皆さん職員の方、合わせて清掃されたということは、これは世界自然遺産登録に向けての活動だったと思えます。市民の方もまだまだそういう意識が広がってないんじゃないかと思えますので、マイガーデンとして広報していただいたら、そこのこの部分を自分のガーデンとして皆様に見ていただく、花を植えてきれいにして見てもらうということで管理維持というのも個人に任せてということでのそういう取組はできないのか、ちょっとお伺いしたいと思えます。

建設部長（本山末男君） 県道、国道の伐採につきましては、我々もいろんな要望を受けてですね、大島支庁と土木協議会というのがあります、その中でも我々から要望等は出しておりますが、湾岸道路を市民にマイガーデンとして提供できないかということにつきましてはですね、やはり県としてもそれは望ましいことだと考えておりますので、それも可能だということでお伺いしておりますので、多くの方が参加していただくためにも、我々も県と一緒にですね、PRに努めて、まずは先ほど申しあげましたとおり、広報等に載せることも行っていきたいと考えております。

3番（松山さおり君） ではですね、もう来年世界自然遺産登録ということで目の前に来ています。で、こう御殿浜のその湾岸道路はもう名瀬の玄関口になってまして一番目立つところですし、笠利への行くこう通路と言うか、道路になりますので、皆さんが一番目にするところでもあります。これからまだ花火大会、奄美祭りもありますので、そしていろんな観光客の方が、笠利もちろん住用も行きますが、名瀬のほうで宿泊される方も多いかと思えますので、一番目に触れやすいところです。これはいつ、いつ頃と言うか、広報というのは、協議会を立ち上げるということでしょうか。

建設部長（本山末男君） 先ほどの協議会というのは、毎年行ってます。大島支庁とですね、土木連絡協議会というのがあります、その中で幹事会があります、市のほうからは部長、課長、担当、そして県のほうから建設課長から職員、そして龍郷町、大和村を含めましてですね、各事業の要望等を行ってありますが、その中で奄美市の要望としまして県道、国道の伐採等を要望してることがございます。今回のそのマイガーデンの関係につきましてまた早急に対応しなければいけない案件でありますので、また今後また大島支庁と早急に協議してまいりたいと考えております。

3番（松山さおり君） ありがとうございます。はい、私も大島支庁に伺いまして話をさせていただきました。また、支庁独自でも県のほうでも独自にこうPRはしてるということなんですけど、まだまだちょっと周知と言うか、皆様市民の方への周知というのが足りないかなと思えましたので、本当に市と県と連携して奄美市をもっともっときれいにさせていただくということで、また市民の方もそれがこう楽しみになって一つの生きがいになるのではないかなと思えますので、早急に進めていただきたいと思えます。はい。

ちょっと早いんですが、以上をもって私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（竹山耕平君） 以上で自民新風会 松山さおり君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午後1時30分再開いたします。（午後11時35分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

自由民主党 川口幸義君の発言を許可いたします。

11番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。平成29年度第2回定例議会において一般質問をいたします自由民主党会派の川口幸義でございます。

質問に入る前に少々私の所見を述べたいと思います。

さて、中国の習近平主席の最大の政治イベントである一帯一路政策のフォーラムに世界130カ国の政府関係者が出席をいたしました。中国が資金を供用し、ほとんどは貸付けでございます。陸と海の現代版シルクロードを構築すべく、そのルートの各国のインフラを整備するという構想であります。表題から見れば賛同できるものですが、その裏には別の思惑が見え隠れしているという懸念されています。このルート上のスリランカは年率6パーセントという中国の高利のお金を借り受けて港湾を整備いたしました。返済がかなわず中国は港湾の99年間の中国側への対応を代替案として提示してきました。6パーセントという高利で貸せば、10年では債務は2倍近くに膨らみます。大規模プロジェクトは当然返済不能に陥ります。ちなみに、日本が先導するADBアジア開発銀行の貸付けは、利息は0.5パーセントと承知しております。中国主導のAIIBアジアインフラ投資銀行が資金を供用するなら当然これに倣うべきであります。スリランカの港湾がほぼ1世紀の間中国の統治下に置かれるということは、事実上中国の全面コントロールの下に置かれるということではないでしょうか。目的は明確であります。中国経済のみならず、中国海軍の拠点港にするということではないでしょうか。中国帝国主義の覇権ルートづくりと懸念する声が出ているのもそのためであります。南シナ海からインド洋を経由をし、アラビア海からアフリカに至るまでジブチの港湾整備が、プランでは最初から中国海軍の母港となることが前提になっています。中国が資金を貸し付け、中国企業が受注をし、その企業が連れて来る中国人が仕事をし、現地には何の雇用も生まれず、完成後にはその中国人労働者は、そこに置き去りにされ、やがてはその労働者は現地人の商売を奪っていくという行動が頻繁になされてる以上、一帯一路プランの透明性、公正性、内外の無差別のルールについて日本から出席した二階幹事長が注文を付けたのも当然のことではないでしょうか。

さて、皆さん、これより質問に入りたいと思います。

1番目に、市長の政治姿勢についてであります。（1）世界自然遺産登録に向けた本市の環境整備について伺います。（2）知名瀬地区港湾の管理についてであります。知名瀬港の開設目的は、台風襲来時や強風時化時に地元漁民漁船や沿岸漁民、小型船舶の避難港として国、県、市の補助金によって平成2年度から平成18年度にかけて総額34億8,000万の巨費を投じて完成されました。漁港は今現在利用度は高く、十分に活用されておりますが、隣接の港湾の利用がほとんどなされていないようであります。港湾と空き地やヤードの利用度を高めることが必要かと思うが、今後対策があれば伺いたいと思います。

この後は発言席にて質問したいと思います。当局の御答弁を求めるものであります。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは早速川口議員にお答えさせていただきます。なお、前段の部分は私が答弁

させていただきますが、後段の分については担当部長に答弁を委ねたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、奄美市内で散見されるポイ捨てごみや松くい虫の防除後の松の仮置きなどの風景は、島を訪れる方々に好ましくない印象を与えてしまうと感じております。去る3月に奄美群島が国立公園に指定され、関東、関西便のLCC効果と相まって観光客も確実に増加いたしております。また、来年夏には世界自然遺産登録への登録が期待される中、国内外に向け観光地としてアピールするためにも、景観保全は大変重要な課題であると考えております。今年の夏から秋にかけてIUCNの視察が予定されております。これからが世界自然遺産登録に向けての正念場であると考えております。本市でもこれまで不法投棄監視パトロールや海岸漂着物の回収を実施するなど、良好な景観の確保に努めるとともに、今後も継続して市民に対しきれいな環境保全の周知啓発に努め、関係課、関係機関と連携の上、環境整備に努めてまいりたいと考えております。また、本議会に提案いたしております飼いや猫の適正な飼養及び管理に関する条例の実効性を担保する条例改正案や当初予算で計上いたしました世界自然遺産登録推進事業など世界自然遺産登録に向け最大限の努力をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

建設部長（本山末男君） 知名瀬港の港湾施設利用の関係の前に、現状と対応について川口議員、説明してよろしいでしょうか。いいんですか。いいですか、その前に。じゃあ、現状をちょっと説明させていただきます。

知名瀬港にあります港湾施設用地の管理の件につきましては、当該土地にあります枯れ松につきましては、農林振興課において伐採処理しました松くい虫の被害木の一時集積場として平成27年7月1日から平成29年6月30日までの期間において港湾施設使用の許可をしており、枯れ松につきましては農林振興課において撤去を完了しております。また、仮置きしております土砂のうち、集落側にあります土砂につきましては、農林道及び農地や水路等の災害による土砂を機械借り上げ等の応急工事で対応した分で、緊急性及び費用の面から残土処分場へ運搬せず、仮置きして後日名瀬処分場へ運搬するようにしていたものであります。また、海側の土砂につきましても、市道等の災害時の土砂を応急工事で仮置きした分でございます。他に仮置きしてあります砂につきましては、今後土木課が発注する計画にあります道路補修修繕等の工事の路盤の置き換え砂として利用するために仮置きしてあります。なお、この仮置きしてあります土砂につきましては、農林振興課分、土木課分とも随時残土処分場への運搬を行い、今年度中には全て土砂を撤去する予定にしております。仮置きしてあります砂につきましては、今後知名瀬、根瀬部地区の道路整備の路盤用として使用が必要となりますので、今後も継続して仮置きしたいと考えております。

それでは知名瀬港港湾施設についてですが、適正な利用につきましては、以前から知名瀬地区の活性化に寄与する民間企業の誘致等を考えておりましたが、具体的な計画は策定されておられません。現在名瀬港で整備中の名瀬港マリンタウン整備事業の移転対象事業者の事業用地として知名瀬港の港湾施設用地の一部を利用することを検討しており、話がまとまりましたら、集落のほうに説明することになっております。知名瀬港の港湾施設用地については、今後とも当初の目的に合った地域の活性化につながる企業誘致、もしくは施設等を検討し、通常の管理につきましては、適正な管理に努めたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

11番（川口幸義君） なかなかいいことをおっしゃいましたが、それでね、私は知名瀬には週に1回ぐらいの割合で通りますけれども、大浜は毎日行っておりますから。それでそのヤードについてですけども、これは今部長の答弁では知名瀬、根瀬部の道路拡張のあれで、これ林道で使うの、市道で使うのかな。あれは県道だからこれはおかしいんじゃないの、あなた、今の答弁は。

建設部長（本山末男君） 仮置きしてる砂の話でございまして、知名瀬，根瀬部地区の市道の舗装工事等で使う予定があるということで、今仮置きしてますので、もしまた不要になりましたら、これについても残土処分場に処分したいと考えております。

11番（川口幸義君） よく分かりました。私はこれをずっと見て回りますのでね、今ここでおっしゃったとおりなことをやっぱり守っていただきたいと思ってますよ。なぜ僕がこれをね、取り上げたかと言うと、来年度は世界自然遺産に向けてユネスコの偉いさんが当然あの辺も視察すると私は想定をして今取り上げてるから。だから、仮置き場としてもね、要するにもう草がこんだけ生い茂ってね、かなり普通の状況じゃなかった。そうすると、名瀬から魚釣りに来た皆さんがね、つい裏に回って、ごみを放って帰ると。だからこういった環境が環境を呼ぶということだから、私は奄美市の環境問題についてはどのように取り組んでるかということを上に取り上げたわけですけども。こういったところはですね、かねてから皆さんがしっかりね、見て回らないといけないと私はそう思ってるんですよ。僕が一番感心してるのはね、部長ね、よく聞いてね。笠利は総合庁舎支所なんだよ。笠利の港湾，漁港，あんた見て回ってごらんよ。きれいに整備されてるよ。これが本当にね、管理体制が行き届いてるなど。ここは本庁だからね、本庁がもっと目配り，気配り，そういうところをね，やはり見て回らないとだめじゃないかと私は思ってこの質問を取り上げたんですよ。それからこのヤードについては、将来的には廃土の仮置き場じゃなくて、企業も誘致をしようというそういう心構えが今見受けられたので、それには大いに期待をしたいと思っております。それから、この港湾についてですね、ほとんど今漁船が2艘泊まったまんまでありますが、これからどのようにこれ避難港といってもね、台風の際に船が避難した形跡はありませんのでね、だからこれをどのように利用しようと今後思ってますか。例えば貨物でも知名瀬港から積み出しをするとか、そういうことはまずあり得ないと想定をして、何かほどの事業を導入しなければいけないんじゃないかなと私思ってるんですよ。対費用効果についてはね、今のところは全くゼロだと思ってるから。34億8,000万の投資した割には、これが機能を果たしてないという、こういうことでは僕は行政としてはね、怠慢だなあと思ってるから、今後の方向付けなどそういった課題があればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

建設部長（本山末男君） 知名瀬港の港湾計画につきましては、議員のおっしゃったとおり、避難港の整備とまた、海洋レジャーの関係で要するということが計画をしておりましたが、現在それが適正に利用されていないということで、これもまた庁内を含めてですね、港湾施設用地が今ちょっと使われつつありますので、それに関係する業者の方が船揚場の方を利用するという形になってきますので、それを踏まえてまた今後残った分がどういう利用ができるか、検討させていただきたいと思えます。

11番（川口幸義君） こういうことは言っていないかどうか分かりませんがね、港湾のヤードとはいったい何者かと。ヤードとは第三者が利用する時に賃貸でお金を収入を得なければならない、ヤードは。ヤードの役割。そうでしょう。たまたま奄美市が工事に入った時にこの仮置きをしてこの土を使うと今おっしゃったから、これはヤード代取るわけにいかんのかなと思ったりするんですけども、例えば災害があったり、公共事業見積りする時には、全国的に1立方当たりのその見積りの中で、例えば大熊の処分場があるんでしょう。この距離もみんなその見積りもね、入ってて、公共工事を受けるわけだから。当然大熊の処分場に移動して当然だと思って僕はあなたに伺ってるんですけども。この辺で利用することになれば、この業者はもともとはこの工事する時にはこのヤードで置くという想定で見積りをしたんですか。大熊の距離まで運ぶという見積りでそこに仮置きしたのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

建設部長（本山末男君） 先ほどの説明の中にありましたが、通常の一般工事としては残土処分を設計に

計上した場合は、残土処分場のほうからですね、契約書をもって、完了しましたらその証明書をいただくことになっております。今回ケースはですね、確認しましたところ、実は緊急災害でですね、ちょっと予算上緊急性があって、仮置きしてまた別の予算で残土処分場に持って行こうということがありました、それはまだ放置されてる状態ということでもありますので、設計にはその残土を置いた部分の対応については設計では計上してないことで、後で後日残土処分場に持って行くということで仮置きしてる分でございます。

11番（川口幸義君） よく分かりました。あの慌てて喋らなくても結構だよ。うん。いずれにしてもあなたは残土は処分場に持って行くということだから。それは当然だと思ってね。なぜかと言ったら、あの前肥田港、あなたは御存知でしょう、笠利の。前肥田港はある業者がヤードを借りてね、月に30万ぐらい奄美市に収入として入ってると思うよ。何平米借りたか知らんけど。このようにしてですね、やはりそれ相当の港湾を造ったり、そうすると賃貸料が上がらないと、奄美市は自主財源も乏しいから、私は今それを質問してるところであります。市長、どうですか、前肥田港はね、儲かってるんですよ。民間が借りて毎月30万ぐらい払ってる業者もいらっしゃる。だから私は笠利は皆さん港湾見て回ったですか。たまには見て回った方がいいですよ。燃料代ぐらい使ったってどうってことないんだから、奄美市のために。ということでね。それからこの将来的にですね、知名瀬のあのヤード、港湾のヤードが結構土地の面積が広がってね、これは何か有効利用できる方法をですね、奄美市としてもちょっと考えてもらいたいなと思ってるんですが、それについては考えたことはないですか。

建設部長（本山末男君） 先ほどの説明の中で、今名瀬港マリントウンの整備事業の中で、移転対象事業者の方がこちらの一部用地の施設用地を一部利用することで、これ売却か借用かまだ決定しておりませんが、まずそういう形で決定しております。残りの部分についてはまだいろいろ事業等利用する事業がありましたら検討してる段階でございます。

11番（川口幸義君） はい、どうも明快な御回答ありがとうございます。

それでは（3）松くい虫について伺いたいと思います。現状の松くい虫の状況などですね、当局のほうでお分かりでしたら、まずは新しい部長さん御栄転おめでとうございます。しっかり答えていただきます。よろしくお願いします。

農政部長（山田春輝君） それでは松くい虫被害について答弁させていただきます。松くい虫被害については、平成3年頃に瀬戸内町の加計呂間島で発生が確認され、以後奄美大島全域に拡大し、本市においても平成20年に被害が確認されております。これまでに松くい虫駆除事業、枯損木伐倒事業、樹幹注入事業など県の委託事業や補助事業を活用し、駆除に努めております。現在名瀬地区と住用地区においては既に終息し、笠利地区においても終息に向かっていると認識しております。今年度の松くい虫対策事業としましては、笠利地区において被害があった松を伐倒してその場でビニールを被せ、薬剤で燻蒸する松くい虫駆除事業を活用し処理を実施しております。この事業は、燻蒸処理後はその場で腐食分解させて土へ還すことになっております。また、市全域で道路沿いの電線の切断や民家の損壊、道路への倒木といった被害が懸念されてる枯れ松を枯損木伐倒事業を活用し、伐倒後は各地区に仮置き場を設けて対応してる状況です。以上です。

11番（川口幸義君） よく分かりました。それでですね、今そのビニール袋で薬剤散布をして燻蒸すると。これは当然だと思ってるんですけども、これが道路沿いに結構目立ってね、これは何とかこれはもう同じ場所で何十年も置きっ放しにすると、これは来年度はやはりユネスコの皆さんがずっと道路を見て回ると思うので、どこかこの場所を設定してね、どこかに保管場所なり移動する、そういうことをや

らないと、もうほとんど道路沿いにそのまま伐採した場所で放置したままですが、これについては方法を考えないといけないと思うんですよ、これはもうもう喫緊の課題やで、これ。来年度は待たはしない。ユネスコの皆さんはあんなもの理由言たって聞かないよ、それを。だからそれについてもう対策があるのかなのか、ちょっとよろしく御答弁願います。

農政部長（山田春輝君） ただいま議員御指摘のとおり、奄美群島が世界自然遺産へ登録される際には、観光客の増加が見込まれております。それにより景観への配慮をしながら事業を実施していくことが重要だと考えております。今後燻蒸後の伐倒木や仮置き場の整理を含め、搬出等について県や奄美市以外の関係町村とも協議して、早急に検討してまいりたいと思いますので、御理解をよろしく願います。

11番（川口幸義君） この伐採についてですね、奄美市の予算を見ると2,800万ほど計上されてますけど、これでも足らなければ鹿児島県からよこせと言ってもらって来れるもんだと私は思ってるから、県から委託を受けてまた予算を増やしてですね、どんどんどんどん住民から訴えがあれば、危ないところは伐採していくと、このようにしていただければ有難いなど思ってるんですけども、この景観を損なう問題があって、僕はこの問題取り上げたんですけども、ひとつね、これはどんどんどんどん皆さんが分からないとこでやっぱり近くに住んでいる住民にとっては危険であればどんどん農林課に来て陳情しなさいということは私は言うておりますけれども、予算はたくさんありますよ、心配するなおつしたんだけど、予算はどれぐらいありますか。

農政部長（山田春輝君） 3種類の事業で現在28年度までの予算が1億1,490万3,000円です。29年度はちょっと金額、同額ほど確保してると思います。すいません。

11番（川口幸義君） はい、よく分かりました。松くい虫については一応終わりたいと思います。

次は福祉行政についてであります。（1）第6期の介護保険事業の実績について伺いたいと思います。部長、あなたも御栄転おめでとうございます。しっかり答えて、あなたはプロだと思って私は質問書を書きましたので、よろしく願います。

保健福祉部長（上野和夫君） どうもありがとうございます。いっぱい勉強していきたいと思えます。

お答えいたします。第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間として策定しており、今年度はその最終年度となります。第6期の計画におきましては、高齢者が必要な介護、医療、生活支援、予防、住まい等の支援を得られ、安心して地域で生活が続けられるような仕組みを充実させる地域包括ケアシステムの構築を目指して、各種の施策や積極的な介護予防事業等の展開に取り組んでいるところでございます。特に1点目に、地域による支えあいの推進、2点目に医療と介護の連携体制、3点目に生活支援、介護予防の充実と生きがいつくり、4点目に認知症支援の仕組みづくりを主な柱として取り組んでいるところです。平成29年4月からは介護予防日常生活総合支援事業も開始されたところでございます。入所施設につきましては、現在本市には特別養護老人ホームが5か所定員280名、グループホームが7か所定員108名などがありますが、第6期計画におきましては、先に述べました地域で生活が続けられる地域包括ケアシステム構築を目標としていることもあり、新たな施設整備は行われておりません。高齢者の住まいに関しましては、養護老人ホームや軽費老人ホームなどに加え、民間によるサービス付き高齢者専用住宅等の設置も見られ、本人が住まいを選択して暮らせる施設もできている状況です。平成29年3月末現在における本市の高齢化率は29.78パーセント、介護認定率20.4パーセントとなっており、高齢者になっても地域で安心して暮らし続けられるためには、地域での支えあい体制を広げながら、住民のニーズに合った介

介護保険サービスや福祉サービスを充実させていくことが必要不可欠なものと考えます。また、住民の満足度の視点から申し上げますと、昨年末に実施しました実態調査において、現在在宅にて介護を受けている方や家族の意見として、利用しているサービスについて満足、ほぼ満足を合わせますと92パーセントとなっており、その内訳として、事業者の対応の良さ62パーセント、人と会う機会が増えた42パーセント、介護者の心身の負担が軽くなった40パーセントなどとなっており、満足度については概ね良好な結果となっております。一方、不満点については、経済的負担が大きい10パーセント、サービスが十分に受けられない8パーセント、使いたいサービスが少ない3パーセントとなっております。また、今後希望する生活場所として、現在の住居に住み続けたい84パーセント、介護施設に入所したい5パーセントなどとなっており、多くの市民が在宅での生活を希望している結果となっております。平成27年度からの第6期計画は、本年度まで継続しており、最終的な総括はまだできない状態ですが、これからの高齢化社会を見据え、住み慣れた地域で生活をするためには、今から準備をしなければいけないというのが根本の考えでありました。第6期計画で不十分であった点などについては、次の第7期計画にて需要と供給のバランスや適正な介護保険料の策定、制度の持続可能性などを視野に入れ取り組んでいきたいと考えています。以上です。

11番（川口幸義君） この84パーセントのいわゆる在宅介護ですね、この希望者が今多いなど部長のほうから説明がございましたけれども、この在宅介護についてちょっと伺いますけれども、この在宅介護というのはやっぱり地域で住み慣れたところで介護を受けられるというところが一番お年寄りにとってはいいことだろうと思うんですけども、ただ、私が心配しているところは、要するに24時間体制で介護が受けられなければ、昼間だけではこの84パーセントの満足度というのは、これは自ら緊急の時に電話などをしてね、助けを求められる人であればいいんだけど、そこまでいかない介護3とか、そういった方々にとっては自らもう助けを求めるところまでいかないんじゃないかなと思って、この84パーセントは非常に在宅介護の方が希望者は多いと思われるんですけども、どうしてもこういった方々についてですよ、24時間体制で介護が受けられるかどうか。やっぱり家族というのはなかなか24時間体制では看ることはできないからね、専門的には。そういったものを考えた時に、将来的にですよ、この84パーセントが非常に希望者が多いとなれば、またやれる方法などは考えられないのかなと思う。

保健福祉部長（上野和夫君） 24時間体制でサービスを受けられるシステムということでございますが、割と新しく始まったサービスで小規模多機能サービスというのがありますので、介護保険のサービスは限度額があってその中でサービスを受けますので、例えばホームヘルパーのサービス回数とかが自ずと定まるんですけども、この小規模多機能サービスというのは、いつ行っても何回利用してもいいというサービスになっております。で今後このサービスを広めようというような動きもあるのではないかと推測される段階でありますので、そういったことも含めまして、第7期の介護事業計画の中に取り入れていかれるものと思います。

11番（川口幸義君） はい、よく理解しました。それでですね、知っとる人もいらっしゃれば、知らない人もいらっしゃると思いますので、いわゆる介護、要介護1から5までの認定の方法をちょっと部長、できますかね、説明、要介護1から5までの認定する基準、お分かりでしょう。あんたが今までやってきたんだから。

保健福祉部長（上野和夫君） 認定の数を、方法ですか。方法は認定調査員がその方を訪問しまして、各項目チェックしまして要介護度を出す、審査会にかけて介護度を決定します。その審査会というのは大島地区で組織して作っておりますが、そういった形で介護度は決まっておりますが、それでよろしい

ですか。数が必要ですか。いいですか、じゃあ、そういうことです。

11番（川口幸義君） よく分かりましたので、もう分かっているんだけどちょっと緊張してると思ったから。それでね、これは第7期の介護のいわゆる計画にもこれリンクしてるので、もうこれ二つを今一応セットになってもうこれは聞いてるんですけども、第6期の向こうでできなかったものをもう7期に何とか生かしてみたいという先ほどの部長のお話ですから、それは当然だと思うんですけども、第7期についての対策というのは、これは国の制度だから、奄美市独自ではできないと思うので、これはもう一応もう了としてね、それでは議長、(3)のですね、特別養護老人ホームの入所の諸条件と待機者がどの程度いらっしゃるかをお聞きしたいと思います。

保健福祉部長（上野和夫君） 特別養護老人ホーム入所諸条件につきましては、平成27年4月からの制度改正により、要介護3から要介護5までの要介護者が入所申し込みが可能となりました。要介護1、または2のほうについては、特別な理由がある場合に限り、特例として入所申し込みが可能となっています。特例入所が認められる対象者につきましては、心身の状況や置かれている環境等の事情から、居宅において日常生活を営むことが困難であるなどのやむを得ない事情があると認められる方です。利用者の入所に至るまでの手順は、国・県より指針が示されております。入所申し込みについては、施設に直接行い、その後定期的に開催される施設での入所判定委員会において入所の順位が決定され、入所の際は施設と入所者の契約という形で実施されます。待機者数については、現在奄美市には5か所の特別養護老人ホームがあり、定員は合計で280名となっておりますが、待機者数は平成28年6月1日現在で120名となっております。以上です。

11番（川口幸義君） 老人ホームのですね、待機、空きを待ってるという方が今120名もいらっしゃるといいますから、この方々は今在宅介護で面倒みていらっしゃるのか。あるいはグループホームなどでなさっていらっしゃるのか。結局は老人ホームが空いた時点で希望なさっていらっしゃると思うんですけども、このその特老のその要するに要介護3、5、この方々はもちろんこれは通常の老人ホームもですね、第1号介護保険被保険者ですか、それは第2号被保険者、いわゆるこれはこの方々も年齢が60代にいかなくても、諸条件が揃えば、身寄りがなくて自分の身の回りのことできない、こういった疾患が場合は、年齢問わずに希望であれば老人ホームに入所できるかということをちょっと伺います。

保健福祉部長（上野和夫君） 介護保険の1号被保険者は65歳以上ですが、2号被保険者40歳以上からも介護保険の対象になっています。ただ、今おっしゃいましたように、特別の病気によって介護状態になった場合には、介護保険が適用になりますので、そういった方で特別養護老人ホームへの入所が必要になった場合には入所が可能でございます。

11番（川口幸義君） よく分かりました。それです、今2号保険について40代から65歳まではこういった疾患があった場合には可能であると、そういうことでおっしゃいましたので、それです、市長ね、2号保険、要するに40歳から、この方々はもちろん介護保険を働く人皆給料から引いてるわけですから、それで市長に伺いたいのは、この子育て支援という国の方針があつて、奄美市ももちろんやっていますが、40代とは一番働き盛りで、そして収入も得るけども、住宅ローンやら子育てで子どもの学費や大学やるとか、こういった一番金が必要なこういう方々に対して、これは国が制度上で40歳からもう保険料が支えられないということで、40代から2号保険者ははめ込んだわけですけども、市長、僕はね、九州の市長会やら全国の市長会に年に何回か参加なさると思うので、こういったところでこの40代のね、その2号保険のこれはね、40代はちょっと厳しいかなあと。だから僕はなか

なか40代の人子育てがやりにくい。今の世の中はやりにくい。こういった状況にあると思うんですけども、市長はそのことについてはちょっと見解があればお聞かせ願いたいと思います。

市長（朝山 毅君） まさに議員がおっしゃるとおりであろうと思います。いつも福祉行政に携わる職員に申し上げておりますことは、福祉には完結、完成のない未代の事業である。常に世の中の変遷、社会の変遷、経済環境の変遷に伴いながらも、常にプロセスの状況でやっていかなければいけない未代の課題であると、行政課題である。そういう意味において全て満足した状況にあるということはないかもしれないが、それぞれの理念に沿い、その裏づけとなる財政基盤を確保しながらやっていかなければいけないということを申し上げているつもりです。そういう意味においてまさに40代というのは生産年齢層の最もその途中にある方で、いかんとも仕方がない障害、もしくは心身の状態があったとすればですね、非常にこう嘆かわしい問題であります。そういうことに手厚い心の沿う福祉行政をしていければと思っております。ただ、この介護保険については現在6,400円、県下でも高い方に位置いたしております。したがって負担とサービスのバランス、そして高齢化しつつある奄美の実態、しかも支える人の年齢が少ない少子化の時代、このバランスの中においていかに福祉行政を進めていくかということが、もう目の前にある喫緊の課題でありますので、福祉行政と十分に話をしながら、今議員がおっしゃったことも念頭に置きながら、密度の濃い、そして心の備わった福祉行政を進めていくように努めていきたいというふうに考えているところであります。

11番（川口幸義君） どうもありがとうございました。それですね、やはり一番負担のかかるそういった年代が2号保険によってね、縛りがかけられてるわけだから、こういったものもやっぱりね、政府はもう何でもかんでもそういったことを押し付けて地方に来て、自分たちの失敗は国民に押し付けてくるから、私はこの2号保険について非常に僕は不満があるわけですよ。もう我々の年代はもう別としてですね、やはり子育てを一生懸命やらなければならぬこの時代に介護保険料を課するという事は、非常に子育てがやりにくい時代になったなと、このように思ったから伺いました。それでは部長、介護1、この方々が例えば施設に入所した時、国や市、まとめてね、国から助成金がこれぐらいありますよ、市がこれぐらいの補填をしてこんだけなるんだといういわゆる要介護1、それから5まで分かってたら述べてください。

保健福祉部長（上野和夫君） 介護保険では要介護度が決まると、それに応じた支給限度額というのが決まります。例えば要介護1であれば月額幾らまでのサービスが受けられるという形になりますが、具体的に申し上げますと、要介護1の方で月額16万6,920円、要介護2,3,4とありますが、要介護5でよろしいですかね、全部言いますかね。あ、要介護2につきましては、あ、はい。要介護2につきましては19万6,160円、要介護3につきましては26万9,310円、要介護4につきましては30万8,060円、要介護5につきましては36万650円、この金額を限度としてサービスが受けられます。その中で1割は本人が負担します。これがまた2割になったり、今度3割という話が出てきますけども、今回は1割で説明させていただきたいと思います。今言いました限度額の1割は本人が負担をします。その後の分につきましては国が22.5パーセント、県が11.25パーセント、市が11.25パーセント、あと1号被保険者、2号被保険者の保険料が44パーセントという割合で、ということでございます。

11番（川口幸義君） それでね、国は26パー、それから鹿児島県と奄美市が12.5ですから、要するに50パーセントは役所から補填があると。で残りは要するに保険、介護保険で賄うと、こういうことになってると思うんですよ。それで1割が本人負担ということになってると思いますけど、それは間違いございませんか。

保健福祉部長（上野和夫君） はい、受けたサービスの1割は本人負担、それ以外は介護保険料と国、県、市の負担でございます。

11番（川口幸義君） 介護保険と要するに養護老人ホームの状況については両方セットで伺いましたので、3番、4番これについては終わります。

次は（5）番ですけれども、団塊世代の方々が平成35年を目途に後期高齢者となられる。奄美市の人口の3分の1に。一人と言われる試算されておりますけれども、これについての将来的な考えがあればお願いしたいと思います。

保健福祉部長（上野和夫君） 戦後生まれの団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成35年から37年を迎えることについては、2025年問題として全国的な課題になっています。人口構成が最も多い年代が身体的な衰えが顕著となってくる後期高齢者になることで、介護保険はもとより医療保険など様々な社会保障の問題が論議されており、その内容はどのようにして社会を支えられる仕組みを作るかということに尽きると思われれます。その一つとして、地域包括ケアシステムの構築という考え方が示されています。これは一人暮らしになっても、介護が必要になっても、認知症や病気になっても、住み慣れた地域で生活ができるための仕組みづくりを行うというものです。本市におきましては、昭和28年前後に生まれた方が人口構成で一番多く、将来推計人口では平成37年2025年には65歳以上の方が36パーセント、75歳以上の方だけ見ますと20パーセント、平成42年2030年には65歳以上の方が38パーセント、75歳以上の方だけでは24パーセントとなる見込みとなっております。高齢化が間違いなく進んでいくこととなります。これらを考えますと、今から取組を行っていかねば、将来安心して暮らせる奄美市は作れないということを十分認識する必要があるものと思われれます。先ほど申しました地域包括ケアシステムは、自らの力、地域の力、公共の力、それぞれの力を総合しなければ達成できないものであるとの考えから、奄美市においては次のような対策を考えています。まず、自らの力を高めるために、介護予防に積極的に取り組み、高齢者が健康で自立した生活ができるだけ長く続けられるようになるために、御本人の意識を高めるとともに、地域の健康教室などの数を増やしていきたいと思います。次に地域の力ですが、高齢となり体力の低下とともに外出する機会がなくなり、社会とのつながりが薄くなってしまふことが要介護状態になってしまう一因と言われております。その対策として、地域での居場所づくりや見守り活動などの地域での支え合い、住民からの新たな担い手となる生活介護員や市民後見人の養成などを推進していくとともに、子どもから高齢者までがともに暮らす自らの地域づくりをどうするのか、住民の皆さんと一緒に考えて地域支え合い体制づくりを推進していきたいと思います。更に加えて、先ほども申し上げました介護保険事業計画での医療、介護との連携、認知症に関する取組、24時間対応できる介護サービスなどを通し、住民の皆さんのできるだけ住み慣れた地域で生活したいという思いを実現させるための制度づくりに取り組んでいく考えです。近い将来に高齢化社会が到来することは避けられないものと認識し、必要な人が必要な時に必要な分のサービスが受けられるための地域づくりに住民の皆さんと一緒に取り組んでいくことが肝要と考えていますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

11番（川口幸義君） よく分かりました。それでですね、もう1点だけ。このまま推移すると今の介護保険料が右肩上がりになると思うんですよ。だから10年後はどの程度まで予測されていらっしゃるんですか。もう調べてなかったら結構です。

保健福祉部長（上野和夫君） 介護保険事業計画は3年スパンで考えますので、今回作業で予測するのは平成30年から32年までのものであります。その先のことはちょっとまだ分かりません。

11番（川口幸義君） もうありがとうございました。もうこれでね、時間はまだありますけどね、これで僕の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で自由民主党 川口幸義君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後2時24分）

○
議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後2時45分）
引き続き一般質問を行います。
公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。

1番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、そしてインターネット中継を御覧の日本中、世界中の皆様、こんにちは。公明党の橋口耕太郎でございます。平成29年第2回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。今回が私自身6回目の一般質問となります。どうぞよろしく願いいたします。

さて、私の議席から見渡しますと、3月定例会とは大分顔ぶれや席の位置が変わり、何か新鮮な感じがいたします。4月1日の人事異動で新たな体制で臨まれる当局の部課長の皆様、そして職員の皆様、今後ともどうか御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたします。

一般質問に入る前に字句の訂正をお願いいたします。通告書の質問3、世界自然遺産登録についての（2）2行目、避妊、去勢手術のところの避妊を不妊に訂正させてください。よろしく願いいたします。

さて、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問の1、成年後見人制度についてお伺いします。成年後見人制度は御承知のとおり、認知症高齢者の増加に伴い必要性が一層高まり、その需要は更に増大することが見込まれておりました。しかし、新聞報道などによりますと、2000年に始まったこの制度ですが、2015年末時点で成年後見人に選任されている方は19万人程度にとどまっている。2025年に認知症の患者は700万人に上ると推計されておりますが、その返りを埋めるため、政府は更なる成年後見人制度の利用を広げたい考えとありました。これまでは財産管理に重きが置かれ、そのため成年後見人に選任される方は弁護士、司法書士といった方が多く、ここ奄美市でもなかなか配偶者や家族、親族が選任されるケースはあまりないと聞いております。今回3月24日に閣議決定された基本計画の策定では、ポイントとして財産管理のみならず意志決定支援、心情保護も重視した適切な後見人の選任、交代とありました。また、先の新聞によりますと、後見人や親族だけではなく、福祉、医療、地域の関係者がチームとなって日常的に見守る体制を構築するとありました。奄美市では数年前から市民後見人を養成していますが、前回の定例会の松山議員に対する答弁で、実際に後見人として選任され活動している方はいないと答弁があり、私も理解をしているところであります。私ども公明党の議員が所属する県内12の市を調査したところ、市民後見人の養成を実施している市は薩摩川内市、霧島市とこの奄美市だけでありました。県内では本市が先行して実施していることが分かりました。大所の鹿児島市も現在検討中とのことであります。今回の政府の閣議決定を読み込みますと、これまで養成した市民後見人が活躍できる場が提供できるのではないかと期待をしております。これらのことを踏まえ、質問（1）この3月に閣議決定された成年後見人制度利用促進基本計画の策定について奄美市としての見解を伺います。

次からの質問については発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは橋口議員にお答えさせていただきます。今議員がおっしゃったとおりであ

りますが、少し長くなりますけれども、内容等について申し述べさせていただきます。成年後見制度は、認知症や障害などの理由で判断能力が不十分である方に対し、本人の保護はもとより、自己決定の尊重、障害のある人も健常者もともに等しく対話できる社会を作るという理念の下に、平成12年に民法などの改正がなされ、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという主旨で、国民にとってより利用しやすい制度とすることを目指して始まりました。しかしながら、成年後見制度の利用者数は全国的に近年増加傾向にあるものの、認知症高齢者全体の数と比較して著しく少ない状況にあります。利用者数が少ない状況の要因につきましては、制度の周知不足、財産を取り扱うことへの抵抗感、手続きの煩雑さなど様々な要因が考えられますが、いずれにいたしましても、社会生活上の大きな支障が生じない限り、利用されていないなどというのが現状のように思われます。そこでこの制度をより利用しやすいものとするために、この度閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画においては、利用者本人がメリットを実感できる制度の改善、地域連携ネットワークづくりなどを柱に国、県、市の役割が示されたところであります。本市におきましては、全国を上回る高齢化率の推移や、それに伴う独居高齢者や認知症高齢者の増加などが見られるため、いつまでも安心して生活が続けられるための奄美市を目指す上で、成年後見制度の積極的な活用は必要不可欠なものとして位置づけております。そのことから、平成26年度より国の基金を利用して、市民後見人養成講座を開講し、後見人制度の受け皿づくりを進め、現在までに延べ55名の講座修了者を輩出したしております。長期間の研修であるにも関わらず、毎年定員に近い多くの参加をいただいていることは、制度に対する市民の方の意識や関心の高さを窺わせるもので、この制度の必要性が徐々に認識されてきている成果だとも言えるのではないかと思います。一方課題といたしましては、この講座修了者の後見人としての活動実績がないことと言えます。今回の成年後見制度利用促進基本計画では、本市が抱える課題解決に向けて非常に有効なものであり、制度の決定機関である家庭裁判所や弁護士等の専門職と住民により近い立場にある市町村がネットワークを構築することにより、法人後見制度の導入などが促進され、そのことが市民後見人の活用につながるものと期待をしているものでございます。本市においては今回の制度利用促進計画を十分に活用して、制度の利用を市民のほうにより身近に使いやすいものにするために取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

1番（橋口耕太郎君） はい、奄美市としてもこの計画を利用して、またよりこう深くと言いますか、しっかりと対応していくということが確認できましたので良かったと思います。

次に、今回の計画はですね、国の方針によると、今後の進め方では当面の取組として一つ目に、市内における成年後見制度利用ニーズの把握の方法の検討、二つ目に、地域の専門職との連携のあり方などの検討から始めていくとありました。いずれにしても、国、県の指導なども仰ぎながら、例えば専門職団体の地方支部などと協力をして、どのような単位で市単独なのか、あるいは広域なのか、また、どのようなネットワーク、協議会なのか、あるいは中核機関を設置するのか。また、家庭裁判所とはどのような連携を取るか。市民後見人、法人後見人などの担い手の確保策をどうするか等の検討を通じて、成年後見制度利用促進体制構築に向け取組をお願いしたいとありました。先ほどの質問と多少重複する部分があるかと思いますが、このことを踏まえ質問の（2）本計画に国は地域連携ネットワークを構築するよう求めているが、市としてどのようにとらえているか、見解をお示してください。

保健福祉部長（上野和夫君） お答えいたします。今回の成年後見制度利用促進計画については、市民の皆様が成年後見制度への理解を深めてもらういい機会になるものにとらえ、先ほど市長が申し上げましたとおり、積極的な活用をしていきたいと考えます。御質問の地域連携ネットワークの構築については、本計画中の市町村の役割として、地域の専門職団体等の関係機関の協力を得て、地域連携ネットワーク、協議会の設立と円滑な運営についても積極的な役割を果たすと謳われております。奄美市としましては、現在市民後見人養成講座の委託先のNPO法人や関係機関との連携を取り、北大島市民後見

人広域連携協議会、仮称でございます、設立に向け準備を進めているところでございます。協議会を構成するメンバーは、市町村はもとより、介護、医療関係者、弁護士等の専門職などを想定しています。また、家庭裁判所については、制度の決定機関であることから、中立的な立場でのオブザーバー参加の承諾をいただいているところです。この協議会は、奄美市のみならず、奄美大島、喜界島の各町村にも声を掛けて行うものであり、これにより各市町村での成年後見制度や権利擁護に関する意識の統一も図れるのではないかと考えているところです。奄美市の課題となっている市民後見人の養成後の活用については、協議会の中で裁判所や専門職の助言をいただきながら、早期に実現できるよう取り組んでいきたいと思っております。先ほども申しましたとおり、成年後見制度が利用者のメリットになり、必要としている方がいつでも利用できる体制づくりに向けて、成年後見制度利用促進計画を活用し取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

1番（橋口耕太郎君） NPOや関係機関などと協力をして広域でまずネットワークを構築したいというふうなお考えだというふうに理解をいたしました。先ほど冒頭申し上げましたとおり、市民後見人養成講座を県内で我々奄美市は先行してやられているということですので、十分にその方々の活躍の場をです、そのネットワークの中で生かすことができるのではないかなというふうに考えておりますので、是非とも前向きな活動をしていただきたいなというふうに思います。で、ちょっと余談ですけども、私の友人がですね、福祉施設の管理者をしております、近所に一人で高齢者で住んでる方がいらっしゃって、そのほうはお一人でもう身寄りもなく、その私の友人が訪問をしたりして見守りをされてた方がいらっしゃるんですけど、高齢の女性の方と一緒に住まわれて、全然身寄りではないんですね。その男性の方が入院をされて、で病院で亡くなられたんです。亡くなられたんですけども、その方は身寄りでもないの、もちろん私の友人も身寄りではないので、その死亡のですね、火葬する手続きができなかったということがありました。奄美では独居の高齢者の方がいらっしゃって、身寄りの方もいらっしゃらないという方結構いらっしゃると思うので、これ閣議決定の資料なんですけれども、この一番最後にですね、死後事務の範囲等ということで、成年後見人による死後事務、遺体の火葬、埋葬に関する契約の締結等については、成年後見の事務の円滑化を図るため民法及び家事事件手続法の一部改正する法律が施行されており、政府においてはその施行状況を踏まえつつ、これら成年後見人による事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行うと書いてあります。なので、そういったその友人から電話がかかってきて、要するに先生が死亡診断書を書かないと。どうしたらいいかという相談だったんですけども、最終的にはもうどうしようもありませんので、その亡くなった方を置いて帰った後に、もうやむなく病院の先生が死亡診断書を書いて火葬したといケースだったんですが、こういったことがおそらくこれからどんどん起こってくるのではないかなと思いますので、是非この成年後見制度をです、しっかりこう基本計画とあとネットワークとこう構築していただいて、攻めていっていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、質問の2、奄美市ホームページの管理運用についてお伺いいたします。過去に同僚議員からも同様の質問があったかと思いますが、改めて質問をいたします。総務省の通信利用動向調査によりますと、平成27年末で1億46万人がインターネットを利用し、これは人口普及率で83パーセント、10人に8人が利用することになります。世代別では13歳から59歳では90パーセント以上が利用しております。奄美はこれから世界自然遺産登録が視野に入ってきております。また、3月26日に関西空港から奄美空港へのLCCの就航も始まりました。これからますます観光客の入込みが非常に期待されるわけですが、観光客がインターネットで奄美大島のことを調べる時、例えばヤフー、グーグルといった検索エンジンで奄美、あるいは奄美大島と入力をして実行すると、一番上に上がってくるのがですね、一番上に上がってくるホームページが、何と我々が奄美市のホームページであります。でそこで今後ますますホームページのアクセスが増えてくると思っておりますので、奄美市のホームページを①全体的な管理はどの部署で行っているかを伺います。

総務部長（東 美佐夫君） お答えいたします。市のホームページについてですが、全体の管理については総務部の企画調整課、係で申し上げますと広報統計係のほうで所管をしているということになります。それと各課の事業にかかるページについては、各課担当課で新規のページの作成、あるいは既存ページの修正、追加の編集というところを各課のほうで更新をしてるところでございます。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） はい、じゃあ、総務の企画調整課が全体のその管理ということですね。

で次②いきます。PV数、ページビュー数などの統計値はどのように管理されておりますか。また、その統計値などの分析をどのようにホームページや施策などに反映されておりますか。その点についてお伺いします。

総務部長（東 美佐夫君） ページビューなどの統計値に関することですが、これについてはグーグルアナリティクスというシステムを活用して確認を行っております。このシステムですが、インターネット上において無料で使用できるシステムでございますが、高性能な解析ができるツールということになっております。議員御質問の管理活用に関してですが、奄美市の総合計画の中の行政情報力の向上にかかる目標を達成しようということで、ホームページへの訪問数ですね、を設定しており、毎年のアクセス数などの把握を行っております。この他サイトへの訪問回数やユーザー数なども確認できて、ユーザー数に関しては地域別や曜日別、あるいは更に細分化した値を把握することが可能としております。また、ページごとの閲覧数も把握ができ、特に本市では観光や移住、定住に関するページ数が閲覧数の上位を占めております。こうした閲覧状況を検証しながら、各分野の施策に反映をしてるところでございます。今後これらの値を参考に、閲覧数の多いページに関しては、更に内容の充実を図っていくということです。でまた、閲覧数の少ないページに関しては、見直しを図りながら各課に更新を促すなどして情報発信の充実努めていきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） はい、グーグルアナリティクスというソフトを使われているということですが、ちなみに計画の目標値と直近のPV数がお分かりでしたら教えていただきたいんですが。よろしいですか。

総務部長（東 美佐夫君） 目標が平成32年で100万人ということで設定をしております。ちなみに平成27年度は78万3,630人、28年度は67万3,184人というふうに若干下がっております。これは下がった理由ということでちょっと申し上げますと、昨年の年金の関係で、少しセキュリティが高くなりました。その結果、各課で職員が見られる台数というのがホームページをですね、見られる台数というのが1台か2台というふうに限られておりますので、その点でちょっとチェックが少しおろそかになってる部分もありますし、回数が減ったということもあります。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。ありがとうございます。

続いて次の質問にいきます。（2）更新のサイクルについてお伺いいたします。どのようなタイミングで、先ほどもちょっと言ったかも分かりませんが、どの部署が更新を行い、また、どの部署がチェックをしているのかをお伺いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 先ほども答弁申し上げましたが、各課の所管の事業に係るページについては、各課の担当課のほうで更新を行っております。このため、更新のタイミングは各課で異なります

が、各事業の開始時期、あるいは変更の時期に合わせて更新を行ってるところです。更新内容のチェックにつきましては、更新入力をした担当者が当該の課長へ更新内容の承認依頼をした後確認を受けます。課長の承認の後に全体を管理してる企画調整課のほうで最終のチェックを行って、ホームページで新しい情報が掲載されるという流れでございます。このような体制で担当職員が随時ホームページの更新を行っておりますが、ホームページ以外にも広報紙、FMラジオ、フェイスブック等で市政情報の発信に取り組んでおります。でホームページの更新については、市民に市政情報を即時正確に伝えると同時に、きめ細かな情報発信に努めていきたいと心がけておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） はい、更新は各課で行って、まず担当課長がチェックをして、そして企画へ提出をして、そして確認をした上でアップという形ですね。で更新の時期は事業の開始時期、例えば年度初めの4月1日とか、そういう日ですということによろしいですね。はい。私がですね、なぜこの質問をしたかと言いますと、先日ですね、友人からこの前の議会で子どもの出産一時金が第2子は2万から5万に、第3子以降は5万から10万に増えたよねという問い合わせがありました。私がそうだよと答えると、奄美市のホームページを見たけど変わっていないと指摘を受けました。私もすぐホームページを確認したら、その友人が言ったとおりでしたので、すぐ担当係長に直接お電話をして変わっていないことを告げると、申し訳ないと、すぐ更新しますという回答でありました。それが5月の中旬だったと記憶しております。今回のその出産一時金は、今年度からですので、4月1日に変わらないといけなものだと思います。それからというもの結構な頻度で奄美市のホームページを見ていますが、ここで更に部署名を出して申し訳ないですけども、高齢者の御相談は地域包括センターへということので55の1165、ゴーゴーノイイローゴという直接回線までですね、準備をして、啓発用のステッカーも作成しているのに、ホームページには記載がなかったと。それから、高齢者なのでホームページは見ないかもしれませんが、その御家族は間違いなく調べる際にホームページなどを利用すると思いますが、そこも対応されてなかったと。続けて、子育てに関するものでも、保育園をクリックしてみたら、現在情報はありませんとか出てきました。なので、もう少しですね、親切にと言いますか、丁寧と言いますか、そこら辺の配慮をもう是非是非お願いをしたいと思っております。現在は、今現在は、先ほど指摘をさせていただいたホームページのそれぞれの箇所は、いずれも更新、追加、そしてリンクを貼り付けたりして、内容はきちんと改善されているようでありました。しかし、タイムリーに行くということがとてもとても大切だと思いますので、よろしく願いいたします。で質問の(2)の冒頭申し上げましたとおり、奄美市のホームページのアクセスはこれから間違いなく多くなると思っておりますので、改めてきちんとした対応、そして丁寧な、そして親切な対応、また、管理、運用をしていただくことをお願いをしまして、次の質問に移ります。

次に質問の3、世界自然遺産登録についてお伺いします。報道などによりますと、この夏から秋にかけてIUCNの調査が入り、いよいよ世界自然遺産登録という気運が私自身は高まっていますが、果たして市民、住民の皆様がどれくらい意識されているか少々疑問があります。先日6月2日に行われました議会報告会でも、私は浦上地区に参加をしたんですが、その中でもその方は市役所のOBの方でしたが、住民の意識がまだ低いんじゃないか、そういう啓発した方がいいんじゃないかという御意見をいただきました。で先日私も公明党の党委員会を開催して、その中で勉強会として外部の方を招いて、奄美の森で何が起きているのか。また、猫の適正飼育などについて講話をしていただきました。60名ほどの参加で、約1時間の講話でありました。内容は、奄美にはとても希少な動植物が森の中にいて、それが人里近くで厳然と残っていることに価値があると。その生態系の中に外来種である猫が入り、生態系のバランスが崩れることで、自然の保存が難しくなるから猫対策が必要であるといった内容でありました。参加者の皆様からは、知らなかったのですごくためになったとか、また機会があれば是非勉強してみたいなどの声がありました。この党委員会を実施したのは3月の下旬で、ほんの2か月前

よっと前なんですけど、私は世界自然遺産のことも猫問題も、まだ住民のほうに全然伝わってないなあというのが印象でありました。そこで質問の（１）でありますけど、世界自然遺産登録の重要性、これからの可能性、また、だからこそノネコ問題などが早期解決をしなければならないことなど、住民意識をもっと醸成していく必要があると思いますが、当局の見解を伺います。

市民部長（前田和男君） 御質問の意識の醸成ということでお答えさせていただきます。世界自然遺産に登録されるということは、その価値が世界で認められることであり、その価値を次世代へ引き継ぐための始まりにもなります。世界自然遺産登録に向け、希少野生動物を捕食するノネコの問題が大きな課題の一つになっているということは、最近のテレビなど多くのメディアで取り上げられているとおりでございます。もともと猫は人間が持ち込んだ動物であり、飼い主の責任を放棄された飼い猫が野良猫になり、野良猫が山に入りノネコとなったものでございます。すなわち、問題となっているノネコの発生源は我々住民のモラルの問題とも言えると考えております。現在奄美大島５市町村において同じ内容で飼い猫の適正な飼養及び管理に管理する条例を制定し、飼い猫の適正な飼養に取り組んでおります。また、本定例会において条例の実効性を確保するための罰則を規定した改正案を上程しているところでございます。議員御質問のノネコ問題、住民一人一人の適正な猫の飼育、また、住民意識の醸成に向けての周知、啓発につきましては、広報紙、ホームページ、パンフレットやチラシを配布するとともに、説明会などを通して活動しているところではございますが、まだ至らないところもあるということは十分認識いたしております。今年３月には外来猫問題研究会主催の猫シンポジウムが開催され、また、来る７月３０日は第２回の猫シンポジウムを開催する予定となっております。このようなシンポジウムに積極的に参加し、連携を図りながらあらゆる機会をとらえ、ノネコ問題をはじめとする世界自然遺産登録に向けての課題解決に向け、市民の意識の醸成に努めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

１番（橋口耕太郎君） 世界自然遺産に関するフォーラムのようなものは今年度企画されてなかったんでしょうか、そこもし分かれば。フォーラムと言うか、勉強会と言いますか、そういう説明会。

市民部長（前田和男君） 世界自然遺産ということで申し上げますと、３月に以前こちらの野生動物保護センターにいて、現在屋久島の世界自然遺産国立公園のほうの管理をされてる田中調査首席委員ですかね、の方を招いてのシンポジウムがあまかんのほうで行われたところでございます。以上です。

１番（橋口耕太郎君） もう本当あらゆる機会を通して、住民の皆様にもものすごく価値があることであるし、すばらしいことであるということの世界自然遺産についてですね、もっともっと啓発をしていく必要があるのかなと思います。私自身も友人とこう外食をしたりする時にはよくそういう話をして、絶対なるからという話をしておりますので、是非当局のほうでもですね、積極的な活動をお願いしたいと思います。

次に質問の（２）に入る前に、先日文教厚生委員会で練馬区の地域猫活動の取組を視察してまいりました。昨日の渡議員の質問にもありましたが、改めてここで御説明、御提案、また、御要望をさせていただきたいと思っております。練馬区では平成１９年から地域で起きている野良猫のトラブルに関する苦情が増えてきて、区では地域の環境を守るために検討会を立ち上げ、平成２１年６月から登録ボランティアによる地域猫活動の取組を行っています。奄美市で行っていますTNR事業と方法は同じで、一定の地域にトラップを仕掛けて、去勢、不妊手術後地域に戻すというものでありますが、大きな違いは、登録ボランティアがその活動を固体管理も含め全て行い、行政はバックアップに徹しているということであり、奄美市の場合は、世界自然遺産登録のことも関係しており、まずは当局でできるTNR事業をここ数年取り組んでいるわけでありまして、物理的な関係で手術をする頭数が限られております。予算

もあります。また、奄美市は山が近いので、TNRで地域に戻った猫がノネコになる可能性もあります。実際山の中にTNRで耳カットされた猫が発見されたと聞いています。また、先ほど部長からありましたが、本定例会においても、5市町村足並み揃えた罰則規定などを盛り込んだ条例が上程されております。条例ももちろん大事であります、一番大事なのは先ほどから申し上げておき、住民の皆様がどの程度猫の問題に対して理解しているのかということだと思います。住民が理解を深めるためには、練馬区方式のような住民のボランティアによる活動を広げていくことがとても重要ではないかなと考えます。奄美市は既にTNR事業を環境対策課で実施をしておりますが、月1回、年10回ぐらいですかね、おりますけれども、登録ボランティアのような組織を作って、補正予算を付けてでもスピードアップをした対策を講じて、それが住民理解を深めることにつながっていくのではないかなというふうに考えます。昨日の市民部長の答弁でも、適正排除には人海戦術というのはすごく大きなものがあるということで、5市町村全体で取組を検討したいというお話をされておりましたが、もう一度お聞きしたいんですけど、スピードアップの意味も含めて質問の(2)登録のボランティアが野良猫を捕獲して、指定獣医師が不妊、去勢手術が行えるような制度、事業の導入はできないか、見解をお伺いいたします。

市民部長（前田和男君） お答えします。現在本市では飼い猫の不妊、去勢手術及びTNRという二つの助成事業を実施しておりますが、いずれも動物病院のほうに協力をいただいているところでございます。また、ノネコのTNR事業については、奄美大島内の獣医師の方々が、奄美大島5市町村全ての野良猫TNR事業にかかる手術を行っておりますが、獣医師の絶対数が少ないため、その負担が懸念されているところでございます。そのような課題を踏まえた上で、今後本市の野良猫TNR事業において市民の方々にどのような活動をお願いするかなど獣医師、民間の団体の方々を含め情報交換を行いながら、行政と民間の協力体制について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

1番（橋口耕太郎君） 医師の数というふうに言われると、何も言えないようなところではあります、練馬区で私が感銘を受けましたのは、固体管理も先ほど言いましたように、まず練馬区に私たちのまちはこれだけ猫がいるということをも全部写真を撮って、頭数をこれだけいますということを持って来て、そして練馬区の理念に納得をしていただいて、そこからスタートをします。昨日渡議員からもありましたが、餌やりのコントロール、トイレのコントロールもその登録ボランティアさんが餌やりさんと協力しながら、毎日そこに集まって来る猫をしっかりと固体を確認して行って、そしてあ、1匹いなくなった、2匹いなくなったということもしっかり管理をされているということでありました。でその地域猫活動の手引きというのをもすごくよくできておまして、後でまた部長にもお届けしたいと思っておりますが、想定問答まで入ってるんですね。住民の皆様が、あの人が勝手に餌をやっているのではないかと聞かれた場合はとかですね、そういった想定問答もしっかり入っておまして、とにかくボランティアの方が活動しやすくするなるように、練馬区の方がバックアップをして、とにかく少しでも環境を猫と住民が安心して共生して暮らせるような地域を作っていくという形でありました。すごくいい活動だなというふうに思いました。逆に、練馬区のほうから質問されたのが、TNRの猫がですね、何で山にいるんですかという質問がありまして、それは直線距離で30メートルぐらいすぐ山がありますからという話をして、ええ一つということも言われてましたけど、とにかく21年からもう7、8年前からこういう取組をされていたということがありましたので、私も実際勉強して初めて知ったこともありまして、是非できるできないは別としてですね、住民の皆様が理解を深める意味では、住民の皆様が前面に出ていくような活動があったら、もっともっと深まっていくのではないかなというふうに思っておりますので、是非御検討をいただきたいと思っております。

はい、じゃあ、次の質問に移ります。質問の4、防災行政についてお伺いいたします。東日本大震災から6年3か月、熊本地震から1年と2か月を経過いたしました。熊本地震の2日連続震度6強とい

う地震は、皆様の記憶にまだ鮮明に残っていることと思います。奄美市でも平成27年度に策定をしました地域防災計画で南海トラフ地震を想定した計画が整備されているところであります。地震に限らず、自然災害はいつでも誰にどんな状況下で起こるか分かりません。そのために訓練など定期的を実施をし、様々な面で対応していると思いますが、今回は次の点について確認と御提案をさせていただきます。まず質問の(1)災害協定についてであります。①現時点での各事業所等との災害協定の状況についてお伺いをします。事前に34件の災害協定を結んでいると聞いております。協定の数が多いので今回はカテゴリーごとにどのような協定があるのかをお伺いしたいと思います。

総務部長(東 美佐夫君) お答えいたします。総数については今議員御案内のとおり、34件ということでございます。内訳を申し上げますと、自治体相互間の応援に関する協定が2件、災害復旧に関する協定が7件、消防や救助活動に関する協定が3件、緊急時の非難場所に関する協定が11件、福祉避難所に関する協定が3件、支援物資の供給に関する協定が3件、支援物資の緊急輸送に関する協定が2件、災害に関する各種情報の提供、発信に関する協定が3件というふうになっております。以上です。

1番(橋口耕太郎君) はい、合計で34件協定を結んでいるということですね。ちょっと聞き漏らしたかも分かりませんが、緊急避難場所というのは病院等と考えてよろしいでしょうか、緊急避難。

総務部長(東 美佐夫君) 緊急避難時に関する協定はですね、病院、そうですね、ほとんど病院ですが、あとビル等ですね、ビル、はい。あとは学校もございます。そういったところも含めて11件ということでございます。

1番(橋口耕太郎君) 参考までにですね、分かればいいんですけども、現在奄美市自体が備蓄をしている災害備品ですね、水であるとか毛布であるとか、食料、タオル等ですが、分かりましたら数をお教えいただけないでしょうか。

総務部長(東 美佐夫君) 市が備蓄してる災害の備品等でございますが、まずアルファ米、缶詰等の食料品が3,432食です。ペットボトル等の飲料水が60リットル。これはボトルにすると普通のボトルにすると120本程度だというふうに思います。毛布が70枚、バスタオルが870枚、タオルが100枚、発電機が61台、ガス炊飯器が15台というふうになっております。そのほかいくつかありますが、概ねそういうことで備蓄をしているということでございます。また災害時のほうですが、先ほど申し上げた支援物資の供給協定というのを結んでおりますので、水、食料、物品等の安定供給をそういうことで図っているということでございます。以上です。

1番(橋口耕太郎君) 今の奄美市全体の数でよろしいですか。笠利、住用も含めてよろしいですか。はい、分かりました。なぜこの質問をしたかと言いますと。災害協定を結んでいる物資、緊急物資ですね、水とか食料ですね、を提供している事業所はおそらく営利企業であると思いますので、奄美市のために日頃ストックを持ち合わせているのかどうかを心配して御質問したんですけど、優先的に回していただくという考え方でよろしかったでしょうかね、部長いいですか。

総務部長(東 美佐夫君) はい、協定の中身では優先的に供給していただくということで協定は結んでおります。

1番(橋口耕太郎君) はい、安心しました。そこら辺の措置がですね、災害が起こった時に確実に履行されるのか心配で質問をいたしました。

はい、次に最後の質問になります。次に質問の(1)の②災害対応型紙カップ式自動販売機導入についてということであります。私ども公明党のですね、衆議院議員東海ブロック選出の中川康洋という者がおまして、先般資料をいただきましたので、ここで御提案をさせていただきたいと思っております。東日本大震災の時、宮城県の避難所である体育館に設置されていた自動販売機であります。イメージしていただきたいのは、奄美文化センターの事務所前ロビーにある紙コップ式の自動販売機のようなものであります。普段は有料、100円とか150円とか入れて有料なんですけれども、災害が発生をしましたら機械の切り替えで全部が無料提供になる自動販売機のことです。通常の飲料、ホットとかアイスに加えまして、一部商品ボタンがお湯、お水に変わる特徴があると。そのお湯の提供のメリットとしまして、一つ目は粉ミルクの調乳が100シーシーずつできますのでできると。二つ目は、先ほどありましたアルファ米の調理もできると、三つ目にフリーズドライや備蓄食品の調理ができるなどがあります。その他にも、紙カップなので衛生的であるとか、ほ乳瓶がない場合は、紙コップの飲み口を変形して赤ちゃんに提供できるとか。廃棄物は紙カップなので重ねて処理が可能であるとか、場所も取らないので、寒ければ燃やすこともできるというなどのメリットがあります。これは東日本大震災や熊本地震でも実績があるようでございますので、これは御提案ですが、見解があればお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

総務部長（東 美佐夫君） 今議員が少し御紹介いただきましたが、私の手元のほうにも、宮城県のほうで設置をされたということで、利用者のほうからも温かい飲料が大変ありがたかったという何かコメントも寄せられているようでございます。お答えをいたします。議員より御提案のございました災害対応型のカップ自販機につきましては、非常時には水やお湯の提供も可能となり、粉ミルクの調乳、備蓄食料の調理にも利用できるなど、ライフラインを一時的に補完する備蓄プラントとして有用なものであるというふうに理解をしております。市のほうではお湯を沸かすコンロ等も備蓄し、支援物資協定も結んでおりますが、更なるライフラインの確保という観点からも、同自販機についての島内業者での取り扱い、取り扱いですね、や運用が可能であるかどうかを含め検討してまいりたいと思っております。協定例の中では、岡山の赤十字病院が協定を結んでいるという事例もあるようでございますが、いずれにいたしましても、災害時において避難される方々に不便のないように、より質の高い避難所運営ができるよう心がけていきたいというふうに考えております。以上です。

1番（橋口耕太郎君） 奄美市でいきますと、三儀山体育館でありますとか、体験交流館でありますとか、そういった大きな施設が想定をされると思うんですけども、是非緊急時にですね、こういうことができる自販機があると、少しでも手が煩わさずに済むと言うか、避難してきた方に不自由な思いをさせないという意味でも検討していただきたいなというふうに思います。

今回の質問では、成年後見人制度の方向性とか、ホームページの管理運用、世界自然遺産登録の住民の気運醸成、災害協定などについて質問をさせていただきました。私の政治活動のベースはですね、福祉環境の充実、教育環境の充実、それから災害に強いまち、人づくり、定住人口の促進、この4本を柱に常に意識をして活動しております。今後もまた様々な提案をさせていただきたいと思っておりますので、次回の質問でもこの四つの柱を軸に質問をしてまいります。今後ともよろしくお願いたします。

ちょっと早いですが、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時50分再開いたします。（午後3時33分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後3時50分）

引き続き一般質問を行います。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

一般質問の前に若干の所見を述べさせていただきます。

本日早朝、国会において共謀罪法案を自民党は参議院法務委員会での審議を打ち切り、本会議での直接採決を行いました。異なる意見に耳を貸さない。数の力で押し切る。国民を軽視する。繰り返し指摘された安倍政権の体質が、国会の終盤に最悪の形で表れました。私たちは廃案を目指して運動を強めていかなければなりません。また、奄美においては6月10日土曜日の午後8時52分頃奄美空港管理事務所は何の事前連絡もなく、奄美諸島沖を飛行中異常を示す警告灯が点滅したとして、普天間飛行場第31編成部隊所属の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイが奄美空港に緊急着陸いたしました。奄美空港は午後7時半までに航空機の発着が終了しており、今回は空港の運用に影響がなかったと報道されていますが、運用時間内であったらどうなるかと考えると、大変な不安を覚えます。また、想定外の重大事故を招く危険性も大いにあったと思います。県から空港管理を委託されている奄美市は、今後このようなことが繰り返されないよう、事前連絡の徹底や米軍の航空機整備のあり方、安全対策、原因探求や対応措置の効用を沖縄、または福岡防衛局を通して米軍に要請を是非お願いをしたいものであります。奄美市においても、米軍と一体的に運用される自衛隊の陸自ミサイル部隊の基地建設が、奄美カントリークラブの西コースを買収して進められております。自衛隊の受入れ側の理由は主に3点に集約されます。1点目は、大規模災害時の救助活動に対する期待、二つ目は、人口増による地域経済への影響が大である。三つ目は、島民の安全・安心が確保されるであります。1点目は、自衛隊の要請には大規模災害時などの一定の条件があり、自衛隊が配備されているからと即座に対応できるものではありません。2点目は、一時的現象であり、他力本願の発想であります。自衛隊の本務は国を守ること、地域を興す創造的なものではありません。自分たちのまちは自分たちで興していく自立自興の精神を持つことが必要であります。3点目は、自衛隊は領土、領空、領海を守ることが任務であり、住民の生命・財産を守ることは自治体の消防、警察の任務であります。軍隊が住民の命と暮らしを守らなかったことは、歴史的な事実であります。行政も議会も住民の疑問に何も答えようとはしないし、住民の思いをないがしろにして基地建設が進められています。今この島に民主主義は機能していないとすれば、司法の場において自衛隊基地建設差し止め仮処分命令申し立てを行い、住民自らが生命、自由の信頼を食い止めなければとの思いで、仮処分命令を奄美大島本島内に住む32名の債権者と共に申し立てました。その争点は三つに集約されます。一つは、生命及び身体の安全に対する侵害。環境権に対する侵害、二つ目は、三つ目は平和的生存権に対する侵害であります。生命及び身体の安全に対する侵害とは、配備されるミサイル設備とレーダー装置から照射される電磁波が周辺の住民に与える危険性があり、健康被害の発生する蓋然性が認められかつ高度に予想される。環境権に対する侵害とは、良き環境を享受しかつこれを支配する権利であります。平和的生存権に対する侵害とは、武力紛争に巻き込まれることなく、安心して平和に暮らしていけることであります。基地建設によって、決して平和を実現することはできず、平和を引き寄せ、戦争を引き寄せ、敵の攻撃対象となるだけであります。この基地の建設により奄美大島に移住する住民は、争点としている三つの権利侵害が差し迫っております。このような権利侵害が予想される中で、住民に知らされることもなく、自衛隊基地は着々と整備が進められています。そこで当局にお伺いをいたします。自衛隊警備ミサイル部隊配備の現況はどのようになっているか、お答えください。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） 現況ということで、通告のあった1番ということで私のほうでお答えまずほしたいと思います。まず、駐屯地整備にかかる各種工事の関係ですが、議員も御存知のとおりと思いますが、現在敷地造成工事が施工中でございます。この工事が今年の10月末までというふうに伺っております。で駐屯地の開設のほうは、平成31年の春開設というふうに伺っております。で今年度の発注予定ということで申し上げますと、駐屯地内における隊庁舎の2棟及び関連施設及び宿舎2棟を発注というふうに聞いております。通告の部分の1のほうですね、ということでお答えをいたしたいと思いません。以上です。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。調べたところによりますと、今敷地造成工事のまった中ということで、大熊地区は平成29年の10月31日に完了する予定だというふうに思っております。今年度の発注予定の工事が、隊庁舎新設工事、これA、B棟あるらしいです。医務室棟の新設建築工事、燃料施設整備場受電施設、また、監視設備新設工事、どういう監視をするか分かりませんが、監視設備の新設工事、それから配電線路、通信路線の整備工事、また、宿舎新設、これはA地区とB地区6階建てと3階建てがあるようになっております。そういったことが住民に十分に知らされないままにですね、行われようとしておるわけです。何遍も申し上げているとおり、配備するのは国策ですから国のやることで、それは全く異をはさみません。しかし、自衛隊がここに配備をされて、どういうまちができてくるんだろうという奄美市の将来像については、これは行政のある意味の責任で、市民にしっかりと知らせるべきだと思いますが、このことについてはいかがでしょうか。

総務部長（東 美佐夫君） ただいま議員のおっしゃった部分の工事につきましては、今現在公告中ということでございます。入札が終わり次第工事の受注者が決まるということでございます。受注者が決まり次第工事の概要についての説明をお願い、国のほうにもですね、受託者のほうも工事の説明をするということに伺っておりますので、国のほうにもその旨、是非地域の方々には説明会を開いてほしいということに要望はしているところでございます。以上です。

15番（関 誠之君） はい、是非実現させるように努力いただきたいと思いません。

ちょっと角度を変えてですね、市民が知りたい情報を是非分かっておれば教えていただきたいと思いません。先ほど申し上げましたとおり、朝日町の宿舎、約3,039平米の売買価格と奄美カントリー敷地の買収価格、何平米で取得金いくらかということと、奄美市がゴルフ場用地として何年か忘れましてけれども、南九州開発に売却した金額と面積はいくらか、分かっていたら教えていただきたいと思いません。

総務部長（東 美佐夫君） お尋ねのその前に佐大熊の方もありますので、佐大熊の方をまずお答えをしたいと思いません。佐大熊町の市有地のほうについては、売買面積が2,133.48平米ということで売却価格が1億330万ということでございます。駐屯地とですね、朝日町の宿舎用地については、これは民間との契約ということでございますので、本市としてこれ申し上げる立場ではないと思いませんので、その点については御理解をいただきたいと思いません。で旧名瀬市のゴルフ場用地の売却した用地でございますが、平成元年の8月4日の契約でございます。売買代金が1億4,122万1,100円、面積ですが、47万737平米ということでございます。以上です。

15番（関 誠之君） はい、何度言っても私と公の契約ですからということでしょうけれども、一応調べてみましたら、南九州開発が自衛隊に防衛省に売却した不動産の売却契約額は、先ほど1億4,122万1,000円というふうに言いましたが、7億9,200万円で防衛局は買っているようでありま

す。平米1,682円,先ほどが平米300円ぐらいということで,ゴルフ場に土地造成をしたからそれだけの投資はしてるだろうけれども,市民として知りたいということでもありますから,7億9,200万円,名瀬市が売ったのは1億4,222万1,000円ということであると思いますが,朝日町のは大熊のいわば半公的なところなんです,それも言えませんか。

総務部長(東 美佐夫君) 大熊のほうは,大熊の集落の地縁団体の敷地でございますので,これについてもいわば民間ということでございますので,こちらのほうは控えたいと思います。以上です。

15番(関 誠之君) はい,それでは大熊の午前の三島議員のやり取りの中で,その議会に提案をする金額と平米数があつたんで,もう一度確認のためお願いできますか。

総務部長(東 美佐夫君) 佐大熊のほうの面積ですが,2,133.48平米でございます。議会に報告する義務のあるのは,議案として出すのは5,000平米以上の土地及び2,000万以上の価格ということになりますので,そういうことです。以上です。

15番(関 誠之君) 2,000万以上の価格というのは,この両方ということですか。アンドですか。

総務部長(東 美佐夫君) 土地の場合はかつということになりますので,5,000平米以上かつ2,000万以上ということですよ。

15番(関 誠之君) 公的な財産1億5,000万を超えると議会の議決が必要だというふうになつて覚えておるんですが,それとはまた別なんでしょうか。

総務部長(東 美佐夫君) 1億5,000万の場合は工事ですね,工事のちょっとこれ誤解を招くといけませんのでちょっと読み上げますが,奄美市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得,または処分に関する条例というのがございます。その第2条のほうで議会の議決に付さなければならない契約は,予定価格1億5,000万以上の工事,または製造の請負とするというのが第2条。第3条が,議会の議決に付さなければならない財産の取得,または処分は,予定価格が2,000万円以上の不動産,もしくは動産の買い入れ,もしくは売り払いですが,その際に土地については1件当たり5,000平米以上のものに限るということですので,2,000万以上5,000平米以上ということ謳ってあります。

15番(関 誠之君) それではお聞きしますけれども,歳入の問題,先ほど午前中言いましたけども,3月10日引渡して所有権移転というのはいつなされたのか,なされてないのか確認してますか。所有権移転。

総務部長(東 美佐夫君) 売買契約は先ほど申し上げたとおり,2月の28日ですので,登記のほうについてはちょっと今確認はしてませんが,登記の移転は終わってるというふうに理解しております。以上です。

15番(関 誠之君) 大事なことなんです。金を請求するには登記簿ね,所有権移転登記後支払い請求書を受取した日から30日以内に金を支払うという契約になつてははずなんです。それでまだこの支払い請求書というのは来てないんですか,その確認です。

総務部長（東 美佐夫君） 4月の10日の日に歳入として受け入れております。以上です。

15番（関 誠之君） 4月10日に入ったとすれば、歳入で6月の議会に何らかの形で示すことができるはずなんですけど、それどうなんですか。

総務部長（東 美佐夫君） 今回の場合に、国のほうから4月以降5月の出納閉鎖期どちらのほうに歳入として納入されるのかというのが流動的でしたので、決算のほうで報告をさせていただくということで我々のほうは手続きを進めたところでございますので、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

15番（関 誠之君） それは少しおかしいと思いますよ。せっかく1億数千万の、1億330万か、金かね、入ってきたと。決算でと。じゃ、歳入、予算の歳入には含まないということなんですか。補正予算も含めて。

財政課長（國分正大君） 説明いたします。歳入のあり方なんですけど、出納整理期間というのがありますので、28年度にまず出たということです。予算ですが、3月補正というのが御承知のとおり、1月の段階で補正予算の編成を終わらせて3月の上程となります。この時にはこの歳入の入る状態がまだ未確定の部分がありましたので、3月の補正に間に合わなかったということで御理解をいただきたいと思っております。

15番（関 誠之君） 全く理解ができませんけども、それはまた後で時間がありませんのでやることにして、とにかく歳入として入ったら、何らかの形で議会の方しかり示すような形にしないと、いわゆる出納閉鎖期間の5月31日までに入ったから前の年度に入れたというようなことで、あと決算で示せばいいということだというふうには理解できますけれども、できますけれども、要するに財源としてせっかく使える財源が、いわゆる決算でしかそれは出てこないというようなことで、このことについてはまた総括なり何なりでさせていただきたいと思っております。時間が押してまいりましたが、あと自衛隊の関係で、まず自衛隊駐屯地の給水にかかる平成28年度に計上した所要額9,759万円執行状況について事業別予算別にちょっと示していただけますか。

上下水道部長（上島宏夫君） 所要額9,759万円の事業内容につきましては、事業を始めるための調査、設計等の委託料と用地購入費などが主なものであります。具体的に、平成28年度予算計上分の執行状況を事業別に申しますと、水源試掘調査業務1,800万、認可申請作成委託1,741万、実施設計作成委託4,603万円など8,144万円で、所要額9,759万円に対しまして83.5パーセントの執行率となっております。このうち自衛隊の確認検査を受けて6月13日に歳入として受け入れた金額は、事務費を含めて1,934万2,159円であります。

15番（関 誠之君） はい、詳しくやりたいんですけども時間ありませんので端折って聞きますから、要点のみお願いをしたいと思います。今の今度の補正予算書でしたかね、1億412万4,293円という予算があって、繰越が7,895万2,860円、いわゆる支払い義務が発生したのが2,516万9,773円ということですが、この支払い義務が発生した2,500万は自衛隊から入って、歳入として入ってきましたかどうか。

上下水道部長（上島宏夫君） 今現在入ってきてるのは1,900万であります。

15番（関 誠之君） はい、いつ入りましたか。年度内。

上下水道部長（上島宏夫君） はい、今月の6月の13日であります。

15番（関 誠之君） 平成28年の第2回定例会、財源は防衛局からの負担金として今年度中支出が見込まれます。委託料、用地購入費、旅費及び備品消耗品等の全額について資本的収入の工事負担金として計上してありますと書いてありますが、これは議会でそういうふうに約束したわけですよ、今年度中に入りますと。今年中に入りますと。ところが、今の状況を見ますと、83.2パーセントというのが腑に落ちないんですけども、1億というのは646万1,000円の例の事務費を含めてだというふうに理解をしておりますが、その中で用地購入費、取水施設のボーリングをやりましたが、その取水施設の用地は購入できておりますか。

上下水道部長（上島宏夫君） 今現在地権者と交渉中であります。

15番（関 誠之君） はい、売らない意向だというふうにも聞こえておりますが、今のことから言いますと、ちょっと市長、自衛隊のことについて少し前のめりになりすぎてね、歳入が年度内に入りますよと、我々にはそういうふうに説明しながら、12月の1日に覚書を交わして、29年度については30年度、あ、28年度については29年度、30年度に協議をして入れるというようなことになっておりましたが、その覚書とはイコールしますけれども、当初の関係は年度内に全額防衛局から入りますというのが皆さんの話だったんですけども、3月終わって結果を見ますと、年度内には1円も入ってないということがなりましたけれども、そういうことについて特に地方財政法の12条に、いわゆる勉強しちやいかんと国に、という項目もありますけれども、そういったことについて市長はどういうふうに思われますか。

上下水道部長（上島宏夫君） 先ほどの3月の補正の8,000万の収入の件だと思います。現在その時点につきましては、自衛隊と本市のほうで支払い方についての協議をずうっとやってきました。うちの本市としましては、あくまでもお金については概算払いでお願いしてほしいと。その年度内の分については年度内で払ってほしいということとずうっと交渉を進めました。今年の3月31日に自衛隊の方と基本協定書の中で支払い方法について決まりまして、概算払いではなく、一応精算払いにしてくれということで話が来たもんですから、実際28年度に終わってる工事はありませんでしたので、試掘工事はありましたけれども、それ以外ありませんでしたので、未集金という形ではなく、繰越ということで今回の部分で一応お金は収入分については繰越をしております。繰越の扱いとしたことで御理解ください。

15番（関 誠之君） 歳入はね、繰越じゃなくていわゆる未収金で処理をするわけですから、それはいいとして、入らなかったわけですから、そのことは重大なことだというふうに思っておりますので、その辺は十分に反省をしていただきたいなというふうに思います。

それと午前中ありましたけど、奄美市国民保護計画は、これは具体的に計画がされてるんですか。僕はずっと読んでも、具体的に書いてないですよ。どういうところにどうどう逃げてね、どういった避難道を通ってどうすると。そしてホームページで掲載と言いますが、それは内閣の国民保護ポータルサイトというのにつながるわけですよ。おうおう、ごめんなさい。ポータルサイトにつながって、それを見るだけですから、市としてのその住民の避難に関する具体的なものが作られているかどうか。

総務部長（東 美佐夫君） 午前中の三島議員の時にもお答えをしておりますが、国民保護計画、私の方

と思います。あの際40名相当の自衛隊が宿舎に仮寝をなさって、前線でそれこそ一生懸命頑張っていたいただきました。あの際、我々行政の力だけではいかんともしがたい災害でありました。消防、海上保安、

(発言する者あり)

いや、ですから、そういう意味においてそれらを踏まえ、今ドクターヘリも飛んでおりますが、夜間は自衛隊にその救急搬送を委ねているところであります。そういう諸々の私どもの生活に関する最悪の場合を想定し備えをするとすれば、やはりその経験、技術を持った方が国という組織の中において、公の組織として隣接するという事は、ある面においては生活の安全、住民の不安解消にも私はなるのではないかと思います。ただ議員がおっしゃるように、いろんなことを想定して攻撃対象になるということやそういう仮定の問題も含めて、そういうことにならないように備えをすることは、私は責任ある公の国、県、市町村においては大切なことではないかと思っておりますので、どうか議員の御理解をよろしくお願いいたします。

15番(関 誠之君) 市民に対してのその説明責任を果たしていただけますかと聞いたんでね、その経過はよく議論の中でしておりますので、ちょっと待ってくださいよ。私の発言中ですから。社民党もですね、社会党時代に、村山さんの時に専守防衛に対するいわゆる最小限度の実力部隊は、これ憲法が認めるところであるというのが公式見解でありまして、それは分かっていると思いますが、一応申し上げておきます。

もう次の質問に移らせていただきます。大変申し訳ございません。教育行政について。名瀬、住用地区の学校給食センターの概要についてであります。1か所4、000食を調理する配送するリスクは何であり、その対応はどのように検討されたのか、まずお答えいただけますか。

教育委員会事務局長(森山直樹君) それではお答えをいたします。まず、4、000食規模の給食センターの整備ということでございますので、自校方式と違うところと申しますと配送が入ること、それから食材の調達をどうしたらいいのか、あるいはアレルギーへの対応をどうしたらいいのか。それから御父兄の方からも要望のありました地場産品の活用、そういったことへの対応をどうするのか。そういったことを協議をしまいたところでございます。

15番(関 誠之君) 皆さんは学校給食運営等検討委員会を1年半かかってやったわけですよね、こういったことについて。私が聞きたいのは、今言われたことが2番目、現在の計画で安全、安心の学校給食が実現できると考える理由は何ですかとしたいんですけども、今のこのリスクにこういうふうに対応しますよということが一切回答してないわけですよね。それが不安を煽るわけですから、皆さんは去年やってる時は検討委員会がありますから、その中で検討してますので、答えが今出せませんと。しかし、これ6回やったんですよ、もう。給食運営等検討委員会、その前は施設整備。ですから、今言われた私から言えば台風時の食材のストック、食材の調達方法、配送のあり方、ルート、食物アレルギー、児童・生徒への個々の対応、そして地場産推進の協議会論点、集団食中毒発生時における対応と責任の所在はどうなるのかということですが、このことについて具体的に答えられますか。

教育委員会事務局長(森山直樹君) 失礼をいたしました。先ほどどういうリスクがあるのかという御質問でございましたので、考えられるのはこういうリスクではないかということで申し上げたところであります。それでは昨年度の運営等検討委員会でも全6回会議をもってあります。そこでの協議内容につきましては、まず基本構想を踏まえ、基本実施設計に向けた食器、食缶の仕様の選定、それに始まり、設計の基礎となりますコンテナの数、そういったものの整備などを協議をしたところであります。4回協議を実施した後、皆様議会のほうにも中間報告ということで説明をさせていただいたところであります。その後年度内

に第5回、第6回の会合をもちまして、食育、それからアレルギー対策、地場産活用について今後どう進めていくのかということについて協議をいたしました。昨年度の検討委員会を受けまして、今年度の運営等検討委員会では、特に運営面について協議を進めているところです。まず、アレルギー食の対応につきましては、大変大切なことでございますので、栄養士の方々を中心としまして分科会というものも設置をして、並行して会合を行ってきたところです。その食物アレルギーへの対応ということでございますが、これにつきましては、県内の他のセンターで実施をしております例を参考にさせていただいております。他の生徒とは別にその生徒専用の食缶というものを準備をすることにしております。その食缶につきましては、学校名、当然児童・生徒の氏名、クラス、それからアレルギーが何に対してのアレルギーであるのか、そういったことを個別に表示をすることにしております。同時に、これは配送の時に各学校ごとにチェック表というものを付けております。それは配送、センターから出る時、それから学校で引渡し

(発言する者あり)

そういうことで二重三重のチェックをするようにしているところでございます。それから台風や欠航、こういったものを想定をした時の食材の調達ということでございますが、これにつきましては大型の冷蔵庫を設置、あるいは、設置というようなことも想定をして協議を進めております。それから4月に地場産活用推進協議会、これを立ち上げまして、有識者の方々の御意見をいただきながら、この件についても現在協議をしているところです。それから配送につきましては、現在6ルート进行を想定しております。今年の6月、今月から7月にかけて実走検証をした上で、迂回ルートの可能性でありますとか、それから個別の配送、そういったことも含めて細かい計画を立てていきたいというふうを考えております。それから今年の4月に設立をいたしましたその地場産の推進協議会のほうですが、この会の中では現在流通の納入体制、これをどうするか、そういったことも協議をしているところです。それから食中毒の発生ということにつきましては、責任の所在ということでございましたが、これは食中毒の発生をした個々の事案の中でどこに原因があるのか、そういったことを見極めないと全体的な話ではできませんが、ただ、これは市が設置をし、運営をするセンターでございまして、最終的には市が責任を負うというふうに認識をしているところです。以上でございます。

15番(関 誠之君) はい、ありがとうございました。やっぱり1か所で4,000食調理して配送するというのは、もうかなりのリスクを背負ってですね、やらなければいけないと。これは誰か見ても、専門家が見てもそう言われておるわけですから、相当な覚悟で頑張ってくださいたいと。相当な覚悟というのは、やはりこういったことを一つずつクリアをするということですから、それと皆さんの計画によりますと、調理員は30人というようなことが出ておりますが、アレルギー調理員が3名、献立は2献立、これ正しいでしょうか、予定ですから、今の計画。

教育委員会事務局長(森山直樹君) 前に渡議員の時にも答弁をいたしました。文科省の基準では12名ということですが、県内のセンターを見てみますと、この基準どおりの人数での運営というのは困難だというふうに我々も理解をしております。まだ最終的に作業工程とかを、それから出ましたアレルギー対応、こういったことをつぶさに検証をしないと、まだ正確な数字は出せませんが、何度も申しておりますように、きちっと給食が提供できる人員は確保をするという方向で話を進めておりますので、御理解いただきたいと思っております。

15番(関 誠之君) 具体的にちょっと教えてください。6ルート配送やるということですが、当初の予定では11時配送して芦花部には12時5分、崎原には12時1分ということでしたが、この6ルートで今回芦花部、崎原には何時着になって、配送は何時からになるのか、ちょっと教えてください。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

（「なければ後でよろしいですよ。質問の通告してますからね。」と呼ぶ者あり）

はい、答弁を求めます。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 芦花部小につきましては、センターを10時45分に出れば11時31分には到達できると。それから崎原でしたかね、崎原小中につきましては、10時55分にセンターを出た場合、11時50分に崎原小中に到達できるということで今想定をしております。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。結果については後でまた議論をしたいと思い、どこかでですね。それで今付帯工事の配送車庫工事が先行しておりますけども、あそこは非常に地盤が低くて、道路からすれば。土地のかさ上げ等水害に対して対策を取るということであったんですけども、そのままやってるように見受けられますが、土地のかさ上げ等水害の備えは対策はされてるんですか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 今度センターを建てる予定の土地でございますけれども、28年の9月から今年の1月にかけて土地造成を行ったところです。前にも御説明いたしました、隣接をしております米飯センターは、過去の水害の時にも水没をしたことはございません。で今回私どもがセンターを建てる敷地自体は、米飯センターの敷地から約80センチ上がっております。でセンターの実際の建物自体の床は、その地盤から更に80センチ上がる設計になっておりますので、米飯センターからすると1.6メートル高くなるということでございますので、水に浸かるというような心配はないというふうに考えております。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。

次の質問に移りたいと思います。3番目の改正地方公務員法及び地方自治法への対応ということで、もう事務的に答えていただければ結構です。臨時非常勤職員の改善について。これは配置状況、賃金の実態、休暇の取得状況、まず正規、非正規で保育士、調理員、校務員、司書、その他正規、臨時職員別をお願いをしたいというふうに思います。

二つ目は、恒常的に業務に就いている臨時、非常勤職員は何名いるのかということをもっとお答えいただけますか。

総務部長（東 美佐夫君） それではまず、数字のほうですね。職員配置のほうですね。正職員が593名、臨時、これ平成29年ですね、臨時職員が374名でございます。内訳ですが、保育士が正職員が23名、臨時職員が37名、調理員の正職員が21名、臨時職員が31名、校務員の正職員はおりませんので、臨時職員が28名、学校司書の正職員が1名、臨時職員が12名、その他の正職員が548名、臨時職員が266名ということでございます。

2点目の恒常的業務に従事している臨時職員ということでございますが、各年度の定数査定の際、新規事業の有無や事務事業の増減等を勘案して、職員の定数査定を行っております。それを踏まえて配置しておりますが、職員が配置できない場合に臨時職員の任用を行ってるところでございます。したがって、議員御質問の恒常的業務と言えるかどうかの判断は難しいところですが、御参考までに平成29年度は、専門職の専門の知識を有し、最大5年と任用できる期間が認められる一般職非常勤の職員が235名、臨時的任用職員が139名というところでございます。以上です。

15番（関 誠之君） はい、大変多いのか少ないのかはそれぞれ分析をしないと分かりませんが、逆に言えば、それだけの仕事があるから臨時職員がおるんだろうというふうに思いますので、この法改正は

こういった臨時非常勤職員の処遇改善というのを大事にしているように思われますので、今ちょっと出せるかどうか分かりませんが、臨時非常勤職員の平均年収ですか、分かれば教えていただきたいと思えます。

総務部長（東 美佐夫君） 臨時職員の平均年収ということでお答えをいたします。若干ばらつきがございますので、取り方で若干違いますが、本市の臨時職員の賃金を月額単価と時給単価というところがございますので、そちらを使って年収の総額をはじき出しますと、月額単価で計算する各職種の年収総額と時給単価で計算する各種の年収総額ですが、これ割り崩しします。そうしますと、平成28年度の臨時職員の平均年収は184万ということになります。これはちょっと受け取り方いろいろありますので、その辺の誤解がないようにはお願いしたいと思えます。

15番（関 誠之君） 働く時間的な問題もあると思えますので、一概には言えませんが、やっぱり安倍首相も言ってます同一労働、同一賃金ですか、そういうのから見るとかなりの格差があるなあという感がいたします。そういったことで今後の具体的な改善策がもし検討されておるならば、少しお示しいただけますか。

総務部長（東 美佐夫君） 本市におきましては、これまで市内の雇用情勢や県下の各種の雇用環境に基づいて、臨時職員の賃金改定や通勤手当の改定を行い、臨時職員の雇用環境の改善に努めてまいりました。現時点では地方公務員法の改正に伴う詳細な制度内容が示されておりませんが、必要な措置については平成32年4月の法改正に向けて随時国から情報が提供されるものと思えます。奄美市のほうは早く臨時職員の条例を定めておまして、通勤手当、そういったものを支給するような制度を作っておりますので、今後ともその今回の改正地方公務員法等をいかに問わずですね、臨時職員の環境整備には努めていきたいというふうに考えています。以上です。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。いろんな手当がね、臨時職員のほうにも出していただいて、通勤手当等々。しかし、問題は一時金の問題だろうというふうに思えますので、これは法改正があつて、内容が具体的に示されるということですので、2020年とはいえ、もう目の前ですから、施行日は。是非よろしくお願ひをしたいと思います。

その他の政策について。本場奄美大島協同組合販売組合の課題について。後継者育成と今後の対策についてでありますけれども、時間がありませんので、こちらで一方向的に言って申し訳ないですが、紬生産が下げ止まらないことも問題でありますけれども、紬従事者の実態調査によると、締め工は平均70.5歳、年齢別内訳は30代が1人、50代が2人、60代13人、70代22名、80代3人の41名しか今もういないということになっておりますので、後継者の育成というのはもう喫緊の課題と考えますが、当局の見解ということと、販売組合の財務状況、もう破壊してるとはいかないかというふうに思えますので、市の債務負担の執行も含め考える時期ではないかなというふうに思っておりますが、この二つについて見解をお示しください。

商工観光部長（菊田和仁君） まず後継者育成の件でございますが、議員御指摘のとおり、大島紬従事者の中でも締め職人の減少と高齢化が進んでおり、紬業界全体の技術継承にも関わる深刻な状況であると認識を持っております。その点につきましては、昨年度策定されました本場奄美大島紬産地再生計画においても明確に指摘されており、後継者の育成を最も優先すべき取組と位置づけております。業界団体及び奄美市、龍郷町で構成する産地再生協議会では、同計画の答申を受け、平成30年度からの具体的な施策展開に向けて今年度は実施計画を作成することとしております。これまで織職人の養成に努めてまいりましたが、今後は締めや染めなど各工程の職人及び指導者の養成や現場教育への支援などについて

て検討を進めてまいりたいと考えております。

それから2点目の販売組合でございますが、こちらについても議員の御指摘したとおりでございますが、販売組合につきましては、平成27年度から純資産合計が赤字に転じ、平成28年度は更に赤字が膨らむことが見込まれており、大変厳しい財務状況でございます。産地再生計画におきましても、両組合の販売機能が重複していることを含めて、機能及び業務の再編が必要と指摘されており、優先度の高い取組として位置づけております。現在本市は販路開拓資金について損失補償を行なっている立場から、債務者である両組合に対して財務上の責任を果たすことと併せて、経営危機等により大島紬の市場価値に影響を及ぼすことがないように、業界の責任において対応するよう理解を求めているところでございます。以上でございます。

15番（関 誠之君） あともって同僚議員も紬問題取り上げてるようですので、そこに譲りたいと思います。

最後のこの18条特区の奄美群島内限定旅行業取り扱い管理者、これはわざわざ奄振に乗ったんですけどもできなかつた。今までできてないということではありますが、その辺の原因がありましたらそこをお願いしたい。通訳案内士はようやく3年かかって皆さんの努力です、実を結んだということもありますけれども、時間はありませんが、答弁が終わり次第私の質問も終わりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。答弁できるかな。じゃ、次に回したいと思います。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後4時50分）

第 2 回 定 例 会
平成 29 年 6 月 16 日
(第 4 日 目)

6月16日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	福山 敏裕 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所長 事務所長	松原 昇司 君
笠利総合支所長 事務所長	盛島 洋久 君	総 務 部 長	東 美佐夫 君
総 務 課 長	三原 裕樹 君	企画調整課長	山下 能久 君
財 政 課 長	國分 正大 君	参事兼プロジェクト 戦略推進課長	高 一 也 君
地域総務課長 (笠利)	前田 賢一郎 君	総 務 部 参 事	小松 和行 君
市 民 部 長	前田 和男 君	市民協働推進 課長	手 蓑 利文 君
環境対策課長	島 袋 修 君	保健福祉部長	上野 和夫 君
福祉事務所長	奥田 敏文 君	福祉政策課長	石神 康郎 君
商工観光部長	菊田 和仁 君	商水情報課長	武下 義広 君
紬観光課長	保浦 正博 君	農 政 部 長	山田 春輝 君

6月16日(4日目)

農林振興課長	山下 仁司 君	土地対策課長	前島 有為生 君
地域農政課長	山野 明人 君	建設部長	本山 末男 君
都市整備課長	竹元 康晴 君	土木課長	橋口 義仁 君
建築住宅課参事	荒垣 重仁 君	建設課長	山下 勝正 君
上下水道部長	上島 宏夫 君	下水道課長	里 嘉郎 君
水道課長	山下 一弘 君	水道課参事	藤山 浩俊 君
教育委員会 事務局 長	森山 直樹 君	学校教育課長	元野 弘 君
生涯学習課長	福長 敏文 君	スポーツ 推進課長	大山 茂雄 君
地域教育課長 (笠利)	當原 奈美江 君	教育委員会 総務課課長補佐	畠山 成美 君
農業委員会 事務局 長	川内 進 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	上原 公也 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	満永 亮一 君
議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。
会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります前に御報告いたします。

当局より昨日の一般質問において、一部訂正の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても答弁につきましては時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように予めお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自由民主党 奥 輝人君の発言を許可いたします。

21番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。きゅうや、おがみんしょうら。自由民主党会派の奥 輝人です。一般質問も3日目、最終日となりました。さて、通告をいたします一般質問に入ります前に少々所見を述べたいと思います。

まず、本年度から新部課長に就任されました職員の皆さん、誠におめでとうございます。奄美市の前進のために今まで培ってきた経験を遺憾なく発揮されて、市民の目線にあった施策の推進に知恵を出して頑張ってくださいと思います。特に、新農政部長に就任しました山田新農政部長、農業振興については農業を取り巻く環境は厳しさを増している状況であり、スピードを緩めることができない現状であります。各種事業の推進や農業の現場視察や現状把握、作物ごとの経営対策、新規担い手参加者の確保、各種事業等の推進、各種会合への参加など多岐にわたる仕事が待っていると思います。農家から身近に感じられる奄美市の農政になれるように取り組んでいただきたいと思います。演壇からではありませんがエールを送りたいと思います。頑張ってください。

さて、関西奄美会の100周年記念大会が先々月の4月の16日に尼崎市のあましんアルカイックホールで盛大に開催され、地元から朝山市長をはじめ市の職員や奄美市議会からは議長を含む9名が参加され、また奄美群島の町村長や議会、芸能大会に参加される方など大勢の参加があり、大変素晴らしい大会を満喫し、元気と勇気をいただいたところでありました。関西奄美会は大正5年に関西在住の奄美出身者が集い、大阪大島郡人会として始まり、途中幾多の困難の時期を乗り越えてこの100年という歴史を紡いできた固い絆と団結力の賜物であり、称賛に値する会であると感じたところでありました。記念式典が終わり、そのあとは奄美の各市町村からの芸能大会が始まりました。奄美市の出し物は一集落1ブランドに指定されている佐仁の八月踊りが披露され、最初ゆっくりとしたテンポから踊りだし徐々にテンポが速くなり、あらしやげていく八月踊りと締め六調踊りに観客は引き寄せられ、魅了したところでありました。また、私は奄美で50年以上住んでいますが、奄美市以外のほかの町村の芸能についてはほとんどテレビやビデオでたまに、それも短い時間でしか見ることはできなかった、その芸能を舞台のすぐ間近で、また生で見ることができ、先祖代々から引き継がれている民舞、唄、踊りなど各島々の持つ魅力に感動したところでありました。また、途中で中孝介や城南海、若手の島出身者の歌手など友情出演などがあり、超満員の観客席と一体となったステージが披露され、大盛況でありました。関西奄美会の皆さんにはこれからもさらに奄美と関西の交流が深まるように、絆と結いの精神で次回開催の120周年大会に向けてますます発展できるように頑張ってくださいと思います。

次に、奄美地方は5月13日に梅雨に入り、その後6月12日までほとんど雨らしき雨が降らない状況が続く、特に5月は空梅雨でありました。その原因に日本の上空に移動性高気圧が張り出し、その勢力が強く沖縄南方海上にある梅雨前線がなかなか北上できないという状況でありました。しかし、6月13日の議会開会の日から梅雨前線が北上し、やっと本格的な梅雨の時期となったのであります。この雨のおかげで農家はほっとし、作物のサトウキビや草地畑、野菜など緑の大地が生き生きとなり、今後の成長、生育に豊かさを感じるものであります。この梅雨の時期も今月の末ごろには梅雨明けとなり、その後は本格的な暑い夏が到来するのであります。農家にとっては梅雨明け後も適度な雨が降るように、また恵みの雨が降るようにと期待をしたいものであります。

それでは、一般質問に入ります。1、サトウキビの振興。(1)増産について。①過去3年間の推移について。収穫面積と生産量についてであります。直近の3年間でどのようなものであるのか伺います。

あとの質問からは発言席で行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

農政部長（山田春輝君） おはようございます。私へのエールありがとうございます。精一杯頑張りますので、今後ともよろしく願います。

それでは、答弁させていただきます。サトウキビにつきましては本市農業生産額の1位を占めており、本市の基幹作物として笠利地区を中心に栽培されております。お尋ねの過去3年間の収穫面積と生産量の推移でございますが、収穫面積は平成26年産が551ヘクタール、平成27年度産が530ヘクタール、平成28年度産が517ヘクタール。生産量のほうは平成26年産が1万9,441トン、平成27年産が1万9,031トン、平成28年産が2万5,831トンとなっております。

21番（奥輝人君） はい、分かりました。今、部長のほうから収穫面積と生産量の数について報告がありました。この収穫面積については、やはりこの富国製糖管内においてはですね、やはりこれ、たゞいまは多分奄美市のものだと思いますけど、龍郷町含めてですね、一応平成26年度においては富国製糖管内においてはですね、607ヘクタールあったと。そして、27年度には577ヘクタール、また平成28年度にはですね、555ヘクタールと、これに年々面積が減少しているわけでありまして。その減少している内容ですね、わけがですね、これどういった理由があるのか答弁、部長のほうから答弁をしていただきたいと思います。

市長（朝山毅君） おはようございます。それでは奥議員にお答えさせていただきます。議員の質問にありましており、平成2年度には収穫面積が630ヘクタールありました。それ以降、年々減少しております。そして、平成12年度には466ヘクタールまで減少いたしました。その後、徐々にではありますが増加に転じまして、平成28年度には若干の増減はありますものの517ヘクタールまで回復をいたしております。収穫面積の減少についてはさまざまな要因が関係いたしておりますが、主な要因といたしましてはサトウキビ生産農家の高齢化、また畜産が盛んになっております関係上、草地への転嫁などが要因しているものと考えております。平成28年度現在における奄美市管内のサトウキビ生産農家数を申し上げますと、373名、そして法人が3組織、合計で376戸が生産農家と言われております。また、65歳以上の生産農家数が206名と、全体の55パーセントを超えている状況にあります。平成28年度産において、生産量が2万トンを超えたわけでありまして、これについてはもう議員がよく御存知のとおり、台風や病害虫による被害が少なかったこと、また除草や土づくりなど肥培管理が農家の皆さんにおいて徹底していたことなどが反収の増加につながったのではないかと考えております。今後ともよろしく願います。

21番（奥 輝人君） 市長，ありがとうございます。一応，サトウキビの収穫面積もですね，もう年々このように減少していると。先ほど市長の答弁の中にもありましたように，農家がですね，やっぱり減少していると。やっぱり高齢化の，自然減少だと私も思っております。それをどうにか，自然減少になるのは仕方ないんですけど，やはりその対策としては，やっぱりそのサトウキビに対する熱意のある若手とか，それとその大規模農家の育成ですね。そこら辺りが今後は課題であろうかと思っておりますので，その件については後からまた質問したいと思います。

それとですね，その生産量についてもですけど，生産量もこの富国製糖管内においてはですね，平成28年度については2万7,000トン余り，2万8,000トンぐらいの収穫はありました。26年・27年については2万の，2万1,000トン前後ということでありました。この収穫面積が減っている中でですね，やっぱりこうやって平成28年度産については2万8,000トンということで，約6,000トン以上がですね，増加されております。その増加されているですね，一応原因などちょっと部長のほうから聞きたいと思えます。

農政部長（山田春輝君） 収穫面積の確保についてのお尋ねですが，御承知のとおり昨今におけるサトウキビの収穫面積は減少傾向でございます。収穫面積の確保に歯止めをかける対策としましては，遊休地，荒廃農地，耕作放棄地を利用した農地再生事業導入と同時に新規就農者の育成や大型生産農家による面積拡大を推進していくことが考えられます。以上です。

21番（奥 輝人君） その生産量が昨年度よりこうなって，増加してるってことはですね，やっぱり自然災害がなかったってことで，あと台風被害のそれも軽減されているということとですね，あとは水の対策もできてると。あと，農家の頑張りでそういった除草剤とか肥培管理にももう徹底した管理をしていると。あと，メイチュウも被害も減少しているという，そういったもろもろの効果がですね，こうやって増産につながっているものと思えます。一応，サトウキビもこれまでの収穫面積がですね，今まではもう600ヘクタール以上は必ず確保されていたんですけど，それで反収が5トンとしてもですね，3万トンは確実に採れる状況でありました。平成22年と23年のメイチュウ被害からですね，そのころからどうもサトウキビの生産量がもう落ち込んでしまって，本当農家には本当打撃が続いていたわけでありまして，今後はですね，やはりこういった自然災害が来てもですね，このサトウキビがやっぱり奄美では基幹作物として必要だということをやっぱり農家の皆さんが周知しておりますので，やっぱり今後は反収の向上とか，あと夏植えとか春植え，その転換ですね，株出しとかいろいろありますけど，そういった反収の向上と金が取れるような，やっぱりサトウキビ栽培を作らなければですね，農家にとってもやっぱり魅力がないのかなという気がしておりますので，そこら辺りも考えながらですね，収穫面積と生産量の増加にもですね，いろいろな対策ありますので，土づくりならいろいろありますから，そういったものを部長のほうからも，農政のほうでやっぱり農家に周知していただきたいなと思えます。

それとですね，今度次の③番になりますけども，その対策ですね，対策についてですけど，もうこの収穫面積の確保については今後どのように考えているのか，また現在株出しのサトウキビがもう年々増えていると思えます。前回ですか，先月にですね，座談会などをしてですね，1株，2株，3株というその畑まで一応面積の1株，2株，3株までですね，一応調査していると思えます。そういった意味で，この1株，2株，3株の面積の状況ですね，株出しの関係のその状況をちょっと教えていただきたいと思えます。

農政部長（山田春輝君） それでは，株出しの状況ですが，奄美市管内における作型別生産実績によりますと，株出しが全体の64パーセントを占めております。株出しの内訳としましては，平成28年産のデータによりますと株出し1回目が58パーセント，2回目が22パーセント，3回目が17パーセン

トとなっております、4回目以上については3パーセントとなっております。以上です。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応、株のほうもですね、やはり一番収量が上がるのは1株、2株までだと私も思っております。3株目以降はやはり新しく春植えに転換するか、また夏植えに転換するか、そこら辺りをやっぱり農家の方にもですね、やっぱり広報、周知していかなければ反収の増加が見込めないと思います。1株で約5トンぐらいの反収がある場合は、やはり2株はですね、やっぱり4.5トンになり、3株になればもう4トン以下とか、そういった形になっていきます。それはなぜかと言いますと、やはり株がやはり衰えたりですね、今ハーベスターが入っていて欠株等が入り、その枕木のほうなんか特にもう2株、3株の畑なんか、もう雑草が入るような、そういった空きな状況になりますので、そこら辺りは笠利の農政課長の山野さんがちょっと詳しいと思いますけど、そこら辺りもですね、農家の皆さんにもやっぱり3株目以降については、4株目以降については、3株目以降ですね、についてはやはり春植えとか転換していただきたいと思いますが、そういった周知、周知ですね、指導ですね、そこら辺り、どのように今後考えていくのかをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山田春輝君） 3株以降の転換についてでございますが、ほ場を確認しまして春植え、夏植えの新植についてはサトウキビ推進式による啓発活動及び農談会で個別に呼び掛けを行っての状況でございます。

21番（奥 輝人君） 是非、農談会とかあとサトウキビの振興大会がありますよね。また、7月の3日にあるというちょっと情報聞きましたけれど、また11月ごろにはサトウキビの総会等もあります。年3回から4回のそういった協議会、会合、総会等がありますので、そこら辺りでやはり説明をしていただいて、こういったやっぱり反収の増加に向けた講演ですね、周知徹底っていうか、そういった説明をしていただきたいと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

それとですね、先ほども収穫面積の減少に伴うんですけど、その要因としてはですね、やはり自然減少もありますけど、リタイア農家ですね、高齢化が進んで高齢の方がもうサトウキビはもう作れないと。もう年取ってきて、もうサトウキビどころじゃないという方も徐々にですけれども、現在増えてきております。そういった、もうリタイア農家の土地の貸し借り、農地流動化並びに農地の中間管理機構へのですね、預け状況ですね、そこら辺りもちょっと把握していかなければ、やっぱり先ほど答弁があった中ですね、遊休地とか耕作放棄地とかも若干増えてきておりますので、そこら辺りの解消をしなければですね、この収穫面積のまた増加にですね、つながっていかないと思いますので、そこら辺りの今回リタイア農家も数名出ていると思いますが、このリタイア農家のですね、土地の農地流動化とか、あと農地管理、中間管理機構への預け状況、そこら辺りをちょっと教えていただきたいと思ます。

農政部長（山田春輝君） それでは、農地中間管理事業を活用しました農地流動化についてお答えいたします。農地中間管理事業は国の新たな農地対策の施策として、平成26年度から実施されております。目的は担い手への農地の集積を推進し農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るためとしております。具体的には県単位で農地の受け皿となる農地中間管理機構を指定し、機構を通じ農地の賃貸借を行い農地集積を推進しています。奄美市の実績としましては平成27年度、約1.8ヘクタール。平成28年度、約11.8ヘクタール。総計で13.6ヘクタールの預けがあり、貸し手のほうは42名、借り手が19人となっております。農地中間管理機構ではリタイアした農家が農地を貸し出す場合に協力金が交付される施策として経営転換協力金がございますが、採択条件が厳しく本年度までに該当した事例はございません。しかしながら、今後事業推進を図り、リタイア農家から若手農家への農地流動化へつなげていきたいと考えております。また、農業委員会を実施主体としました利用権設定等促進事

業といった農地の効率的利用者の権利取得促進，利用関係の調整，農地の利用確保を目的とした農地流動化助成金制度があり，地権者への周知徹底を図っております。奄美市の実績としましては平成27年度は33.1ヘクタール，平成28年度は21.3ヘクタールとなっております。以上です。

21番（奥 輝人君） はい，分かりました。一応，その数字的には農地中間管理事業に一応貸し手と借り手のその契約が結ばれているということでもありますけど，一応笠利地区，節田とか，あと宇宿方面をですね，やはり車で通ればですね，そういう遊休地，やっぱり荒れてる耕作放棄地がですね，やっぱり今目に付いてるんですよ。そこの方々はやはりこの農地中間管理機構に土地を預けたりしていて，その土地を借り手がいないのか，借り手がいないからああいう感じでやっぱり遊休地が発生したままであるのか，多分その土地が遊休地であったとなれば，牛農家なんかは，畜産農家なんかはもうこれはもう借りたいという，そういった意欲がある農家もいますので，そこら辺りへの周知はされていないのかなと思ったりしているんですけど，これは畜産農家への働きかけになるんですけど，やっぱりサトウキビ畑が全然荒れているっていうことで，そういった畑が全然解消されていないのも目に付きますので，そういった土地をどうにか把握してですよ，これはもうサトウキビ農家だけじゃなくて，やはり畜産農家にもこういった土地がありますので，管理機構のほうからでもいいですので，やはり周知をさせなければ，いつまで経ってもですね，そのままの状況ではいけないと思うんですよ。そこら辺り，山野課長，どうにかできませんかね。多分，この前一緒に回ったときもやっぱり遊休地が結構ありますので，そこら辺りの対策をちょっと聞きたいと思います。

地域農政課長（山野明人君） ただいまの質問であります，笠利方面東部地区における遊休地等が目立っているということです。それに関しましては，中間管理機構の専従の笠利の職員が1人おります。そこで，難しいところがありまして，登記関係がなかなか，所有者が都会におられて，なかなか手続きができないという点がありますので，その点ちょっと検討したいと思います。以上です。

21番（奥 輝人君） はい，分かりました。一応，そういった字図とか登記とかそういったものもある可能性がある土地もありますけど，ほかのやっぱりその畑を見れば，今まで以前に作っていた人がもうリタイアした農家が多いのが，そういった遊休地が今増えていると感じられますので，そこら辺りを解消できるように頑張っていたきたいと思います。

それではですね，次に移りたいと思います。④のロータリーや畝上げへの補助についてであります。平成28年度においてですね，今回の春植えからですけれども，春植えを推進される農家にですね，ロータリーと畝上げの補助が付きました。これはトラクターのロータリーと春植えをするための畝上げですね。それが補助が付いたわけでありまして。このおかげでですね，大型機械を持たない高齢農家，また中間農家などがですね，この事業はもう是非今後も続けていただきたいと，この事業があるおかげでですね，サトウキビの1本でも植えることができるという効果をいただいております。そういった意味で，このおかげでの春植えが今年どのように伸びたのか，面積がどのようになったのか，ちょっと伺いたいと思います。

農政部長（山田春輝君） まず，ロータリー，畝上げの補助の件でございますが，平成29年産の春植えにおける全体面積は106ヘクタールとなります。うち，国直轄事業導入面積については耕耘作業が51.49ヘクタール，畝上げ作業が35.48ヘクタールとなっております。平成28年度は国・県の発令によって実施された二つの補助事業が導入されております。一つ目はサトウキビ増産基金事業のサトウキビ自然災害被害対策事業としまして，平成28年6月1日に県の病虫害発生への発令に伴い，メイチュウ類防除の推進として薬剤購入費の助成が実施されております。二つ目は年度途中にサトウキビ増産推進支援事業の公募がありまして，申請しました結果採択を受けることができました。この事業は

反収減少の要因となっている地力の増進対策，肥培管理対策，農作業受託の推進を一体的に取り組むことにより，反収向上を図ることを目的とした事業となっており，ロータリー，畝上げへの助成などが対象となっております。今後，このような国・県からの補助事業が導入可能か否かは毎年実施されます生育調査などで産地の状況を総合的に判断されることとなりますので，よろしくお願ひします。

21番（奥 輝人君） はい，分かりました。この春植えのその畝立て，大型機械を持たない方々のこれらの方への支援ということにつながりますので，これでやはりサトウキビの収穫面積ですね，これもアップできるのかなと思っております。またですね，今回は春植えでありましたけれど，今回，今年の新夏ですね，新夏植えにもですね，この助成事業ですね，支援をしていただきたいという農家の声も大多数あります。大規模農家などはほとんど自分たちの大型機械を持ってやっていますけど，この高齢者の方々，リタイア寸前の方々とかも，やっぱりサトウキビを植えてですね，やっぱり健康づくりとか，あとそういった仲間づくりでもいいし，自分の趣味的なサトウキビが作ればまだいいのかなと思っておりますので，この付近についての今後のですね，方針ですね。春植え，また来年度に向けての春植え，そして新夏植えの支援など考えられないのか，そこまでちょっと聞きたいと思ひます。

農政部長（山田春輝君） 先ほど，春植えに対する補助のお話をしましたが，その事業も途中で申請をしましてやってくる補助でございます。先ほどの質問と関連しますが，この二つの大型補助事業は国や県が緊急的に対策を必要と認めた場合のみ発令され，夏植えに間に合うような通常国会での当初予算での計上は難しいと考えておりますので，よろしくお願ひします。

21番（奥 輝人君） はい，分かりました。できれば，来年度以降もこういった受託組合が組織してありますので，この機械等がですね，やっぱり半額でも3分の1でも，3分の2でもいいですので，やっぱり農家の皆さんが負担が軽減ができるようにすればですね，やっぱりそのサトウキビの収穫面積，増えると思ひますので，是非継続できるように頑張ってくださいと思ひます。

次にですね，⑤番目に入ります。国・県の大型補助事業についてであります。この大型補助事業というのが一応サトウキビの増産推進支援事業というのが去年，28年・29年度にありました。その事業がですね，ちょっと補正のような形でいつも年度末にしかその予算が入って来ないということで，春植えだけの対象になっているのが現状であると思ひます。今まではですね，サトウキビ増産基金事業というのがありまして，これは平成24年と25年に，25年と26年にですね，国のほうからの大型補正事業がありました。そのサトウキビ増産基金事業についてはメイチュウ対策，メイチュウが発生したということで，そのメイチュウ対策の補助ということで，これは当初からあったと私は思っています。それで，夏植えにもその補助申請ができていたと思っておりますけど，現在のですね，このサトウキビの増産推進支援事業について，これもやはり当初からの，夏植えから間に合うような事業が導入できないのか，そこ辺りをちょっと聞きたいと思ひます。

農政部長（山田春輝君） 先ほどの質問に対して，夏植えの補助の関係が合ったものですから，先ほど答弁した内容と同じになりますが，今奥議員がおっしゃいました補助事業につきましては緊急的に国が必要と認めた場合にされる補助ですので，先ほども答弁しましたとおり通常国会での計上，難しいものと考えております。

21番（奥 輝人君） ということは，サトウキビが豊作になればは，やはり国もサトウキビの支援とかそういったことは減額っていうか，負担を軽減していくという考えでいいんですか。

農政部長（山田春輝君） 軽減するというよりも，そういうメイチュウ発生とかそういうものによって発

令された場合に、緊急的に補助されるものと考えております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。

それではですね、一応サトウキビの振興協議会というのもありましてですね、サトウキビの振興協議会の支援も私たちにいただいております。その支援もいろいろと書いておりますけれども、雑草の対策の除草剤の支援とかですね、肥培管理対策の肥料の購入助成とかも過去にはやっぱり何度か行っております。これも、やはりメイチュウがあったり、また台風被害が遭ったということで反収がぐんと減少していたときの発令だったと思いますけど、やはり今後はサトウキビが、やはり基幹作物であるサトウキビをやっぱり増産させるためにはですよ、やはり今まであったそういった事業も切るのではなくてですね、やはりそれなりの、さらにまた頑張っていたきたいということで、まだまだ支援は必要かなという思いはしております。今回から一応春植えのですね、助成については今までは平成、合併するまでの平成18年から20年と、旧笠利町においてはですね、反当たり5,000円という、そういった交付金も出して春植えを推進していた事例もありました。それが、今回もうなくなって、こうやって今度畝上げとか大型機械の受託内への支援に代わってきております。そのおかげでですね、やはり農家の栽培意欲ですね、それと収穫面積の拡大につながっているものかと思っていますので、今後でもですね、こうやってサトウキビが3万トンにも満たないということで、やはり今までの富国製糖管内では3万トンから3万5,000トンは常時必要という、そういった数値の目標もありますので、そこら辺りも勘案しながらですね、サトウキビの振興協議会の予算も大いに使っていただき、高齢者の方々への恵みになれるようにですね、していただきたいなと思います。これは、要望としておきたいと思います。

それとですね、今後は⑥番に移りたいと思います。今度は担い手等新規参入者、後継者の動向についてであります。現代のですね、サトウキビ農家の状況ですね、をちょっとお願いします。

農政部長（山田春輝君） それでは、答弁させていただきます。サトウキビ農家の状況につきましては、議員御承知のとおり奄美市や近隣町村を含め、高齢化が進んでいる状況でございます。一方で、笠利地区の東海岸を中心に若手農家が算入し、規模拡大などを図っているのも見受けられます。最近のサトウキビにおける新規就農者による給付金受給者状況としましては、平成24年度に2名、平成27年度に1名となっております。また、今年度は、本年度の農業研修事業においては、サトウキビ栽培への後継者が研修生として採用されております。さらに、新規就農者に対策としまして、要件を満たした方が対象ですが、青年就農給付金、農業資金、経営体育成支援事業等による支援を実施しているところでございます。

21番（奥 輝人君） 一応、若干ではありますけど、節田校区や宇宿校区においてですよ、やっぱり若手の農家が台頭してきていると。その若手の農家もですね、もう今度は大規模農家を目指してですね、今500トンから大きいところではもう1,000トンという、そういった農家が今育成されているのが現実であります。その若手農家も今まで、これ後継者ということで農家の息子ですね、せがれがそういう形で大農家、サトウキビの増産に取り掛かっているんですけど、新規の参入者がですよ、ほとんど育成されていないというのも現状であります。そこでですね、一応新規の参入者がですね、担い手も含めてですけど、⑦番目になりますけど、今後の定年や帰農者、新規参入者の研修制度ですね。一応、サトウキビは誰でも作れるとかいうのが数十年前、一昔前まではそういう形でありました。しかしながらですね、サトウキビもやはり肥培管理、定植から植え付け、そして肥培管理、収穫までですね、いろいろなノウハウが必要となっております。そういったことを踏まえてですよ、研修制度ができないのか、サトウキビを今後目指したいというそういった新規参入者ですね、そこら辺りを育成するためにも、笠利にある営農改善センターとかそういった営農指導センターなどでですよ、サトウキビの研修生を募集してですよ、今後のサトウキビの増産に努められるような、そういった育成する場がほしいと私は思っ

ておりますので、そこら辺りについてどのように考えているのか伺いたと思います。

農政部長（山田春輝君） 研修制度について答弁させていただきます。本市で実施している農業研修制度については、新たに就農を希望する者に対して農業に関する基礎的技術及び知識を習得させるため、各種研修を実施し、将来本市で中核的農家として自立できる人材の育成を目的として、名瀬地区の農業研修センターと笠利地区の笠利営農支援センターにおいて農業研修をしております。研修定員は両センター合わせて6名となっております。また、研修資格は農業を職業として選択し、本市の重点振興作物の栽培を主に希望する者で、自立経営農家を目指した就農意欲があると認められる者となっております。年齢は概ね55歳以下となっております。研修期間は7月から翌年の6月までの1年間となっております。主に両センターの敷地内のハウスを活用したマンゴーやパッションフルーツの果実、果樹、露地を活用したカボチャの栽培が主な研修となっております。現在、国などの施策を活用し足腰の強い担い手農家を育成するために、研修期間などの延長やサトウキビを含む研修作物など研修制度の見直しを検討しているところでございます。また、この見直し作業の中で議員御提案のサトウキビを含めた研修センター敷地内で栽培できない作物などについても、指導農業士の農園などを活用しまして実施できないかも含めて検討しているところでございます。また、期間設定による研修制度については、短期研修や県などが生産者を対象として実施している技術栽培研修などを含め検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いします。ほかにまた、体験型研修としまして短期間の研修もやってる、行っていますのでよろしくをお願いします。

21番（奥輝人君） はい、分かりました。一応、笠利営農支援センターにおいてはですね、研修生を募集しております。それは、野菜とか花とかやっておりますけど、サトウキビの部門がないんですよ。やはり、サトウキビを栽培したいという気持ちもある方が帰ってきたときにですよ、すぐそこに入れてですよ、入れられるような方策ですね。また、笠利地区はもうサトウキビ畑が広がっておりますので、その案内でもいいと思うんですよ、案内でも。春植えするときのときはこのほ場に行って、例えば私春植えしてますっていうその日にちを見計らってですよ、そこに連れてくるなりとか、夏植えするときには夏植えのときの畑に、その研修したいという方がいたらそこに連れて行ったり、そのあとの肥培管理とかもちょくちょくこんなときに見て、見学をしていただきたいとかね、そういったことを勧めればですよ、まだまだこういった定年者とか帰農者、新規参入者が入り込む余地が出てくるのかなと私は思っておりますので、是非さっき部長が言われたように、指導農業士ですね、そういった方々にも声掛けをしてですね、協力できるものは協力させていただき、どうにか1人でも多くのそのキビ農家が増えるように、是非頑張ってくださいと思います。

それとですね、次にですね、大きな2番の畜産の振興に移りたいと思います。（1）母牛の推移、自家保留と事業導入についてであります。①の母牛の推移についてです。現在ですね、母牛の頭数はいくらなのか、生産農家数はいくらなのか、一応聞きたいと思っております、はい。

農政部長（山田春輝君） 本市の肉用牛の現状につきましては、笠利地区を中心に平坦地を利用し、夏場の飼料作物栽培とサトウキビの梢頭部を活用した経営が展開され、畜産基盤再編総合整備事業による草地造成や牛舎の施設整備後の規模拡大が進んでいる状況です。しかし、生産農家の高齢化に伴う生産戸数の減少や新規就農者の確保など課題もございます。また、近年仔牛価格の高値により、平成28年度の肉用牛の農業生産額は約4億4,500万円となっております。昨年度より約7,000万円ほど増収となっております。御質問の母牛の頭数と生産農家についてでございますが、平成27年2月現在でお答えします。平成27年度が母牛の頭数が810頭、28年度が808頭、29年度が809頭。生産農家につきましては27年度が32戸、28年度が31戸、29年度が30戸となっております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。それではですね、この母牛の件ですけど、②に移ります。自家保留の数についてですけど、この畜産農家もですね、やはり規模拡大をしているということで、やっぱり農家数もさっき言ったように32戸、31戸、30戸ということでもあります、減少しております。やっぱりこれもやっぱり高齢化が進んでいるということでもあります。本当に笠利地区とですね、龍郷町でこの北大島の活性化、競りの活性化ですね、図っておりますけど、今後はそういった自家保留とか、あと市有牛、市有牛の導入をしながらやっぱり既存の農家は増頭に今働いているところでもあります。そういった意味で、今後の自家保留の数は分かりました、の数とですね、市有牛ですね、市有牛についての導入はどのようであるのか。それとあと農協牛ですね、農協牛もあると思いますので、その数までちょっとお願いしたいと思います。

農政部長（山田春輝君） それでは、平成28年度の実績で答弁させていただきます。各農家がつま自家保留牛につきましては55頭、奄美市の市有牛につきましては2頭、農協牛につきましては10頭となっております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。今、畜産農家のほうではやっぱり自家保留をする農家、市有牛を取る農家、あと農協牛を取る農家ということで、今3パターンに分かれてですね、増頭計画しているわけでもあります。そういった中で、この市有牛のその申し込みですね、申し込みも若干少ないのかなという気がしております。なぜならば、農協牛なんかは5万円ぐらいの補助があり、そして5年間で返済していくというそういったリース事業であります。そして、この自家保留の場合はもうほとんど自分の牛を導入しますので、もう手数料はかかりませんが、お金が入らないのがこれはネックであります。これはまた、自家保留ということで3年後、4年後の母牛を育成していく牛でありますので、お金が入らないというのが一応ネックでありますけど、市有牛についてですけど、まだまだ市有牛が今度、去年ですね、改定されて、一応県が33万円で市が17万円ということで、合計で50万円の、そして6年間の返済ということで無利子ですけど、そういった事業ありますけど、なぜそこにこうやって農家が借り手がないのかと言いますとですね、やはり牛が高騰してまして、やっぱり鹿児島から取る牛なんかはやっぱり90万円からもう100万円という、そういったAクラスの牛はそういった牛です。50万円、100万円で買ってきた牛をですよ、市有牛で50万円借ります。あとの50万円は必ずその現金でこの支払わなければならないと、そういったその大きなお金が動かせる農家はいいですけど、動かせない農家などがどうもこの市有牛の導入、市有牛を借りるとというのがちょっと遠慮してるのかなという話も聞いております。自分もですね、一応4頭は一応市有牛で借りていますが、平成31年と32年にはもう返済になりますけれど、そういった借りやすい市有牛でも借りやすくなるような対策をしていただきたいなと思っております。それもですね、前々回から、もういつも私一般質問等で話していますが、市有牛に対するやっぱり支援ですね。その残ったお金の支援とかをどうにかまた考えてもらえたらと思っております。そこら辺りは今後また要望などしながらですね、検討してもらえらなと思っておりますので、この件についてはもういいと思います。

それとですね、もうこの奄美の畜産が伸びているわけは先ほど言われたように、今牛が高騰、競りの高騰化がやっぱり進んでいると思います。また、農家の皆さんはやっぱり今までの大型機械ですね、機械が今更新事業ということで、クラスター事業とかアグリシード事業とかですね、そういった事業が借りられてですね、更新できる事業ができたおかげでですね、さらに農家の魅力化が出てるのが今の現状であろうかと思っております。機械を持ってですね、いくらでも牛が増やしていけるという状況でもあります。そういった今いい風も吹いておりますので、今後の対策としてですけど、この②番になりますけれど、もうすいません、①番の支援体制についてでありますけど、今後こうやって新規の担い手、後継者、参入者ですね。それを拡大するために青年就農給付金とかありますけど、そういった農家を増やす気があれば青年就農給付金などを利用させながらですよ、畜産の振興に努めていただきたいと思っております。

けど、そこら辺りの見解をちょっと聞きたいと思います。

農政部長（山田春輝君） 通告の支援体制についてと研修制度についてということで御質問があったかと思いますが、まずその支援関係なんですが、基金については県の補助を活用した奄美市肉用牛特別導入基金と市単独の奄美市肉用牛導入基金があります。奄美市肉用牛特別導入基金につきましては、御承知のとおり1頭当たり33万円を、また奄美市肉用牛導入基金は1頭当たり17万円を無利子で貸し付け、両基金合わせて50万円まで無利子で貸し付ける制度となっております。平成28年度の基金の利用状況は県の基金が2農家、奄美市の基金は1農家でございます。

次に、新規の農家に負担軽減ができる対策ということでもお尋ねしていますので、それについてお答えします。あらゆるどういう産業でおきましても、起業するときには大なり小なりの資金が必要でございます。特に肉用牛経営においては他の作物と比較しますと、肉用牛導入、牛舎の整備、飼料作物用機械など設備投資にかなりの資金が必要になります。このようなことから、肉用牛における新規農家の負担軽減を図るため、初期投資をできるだけ抑えることを目的にしまして、牛舎に関しましては笠利地区に点在する空き牛舎の活用、機械設備につきましては受託組合や大規模農家の所有する機械の借用、農地につきましては中間管理事業を活用した流動化の推進、肉用牛の導入につきましては市の、先ほどの貸付制度の活用、それからIターン者などの住居につきましては各集落の区長にお願いするという、などできるだけ既存の施設、機械、制度を活用することで初期投資を抑え、将来的に足腰の強い担い手の育成を図っていきたいと考えております。また、肉用牛経営における労力及び生産コスト負担軽減を図るため、市単独の簡易資材の購入における支援対策などを実施しているところでございます。

それから、支援、青年就農給付金活用はどうですかということですので、日本の農業における新規就農者含む担い手の農地利用につきましては、農地利用は全農地の約50パーセントを占めておりますが、農業従事者の高齢化、後継者不足に伴い耕作放棄地の拡大が課題となっており、国においては農業を足腰の強い産業としていくための政策を実施しているところです。その一つとして新規就農者の確保を図るために、平成24年度から青年就農給付金制度を創設し、就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の所得の確保を図るため給付金を支給しております。本市でも研修期間中の1年間と就農後5年間、この制度を活用し新規就農者の育成を図ってきました。今年度より事業名称の変更及び要綱の改定がありまして、これまでの名称が青年就農給付金事業から農業次世代人材投資事業へ変更になりました。この事業は次世代を担う農業者を指す者に対し、就農前の研修段階に資金を交付する準備型と就農直後の経営確立に資する資金を交付する経営開始型がございます。奄美市において畜産農家においては青年就農給付金及び農業次世代人材投資事業の活用は現在のところ実績はございません。理由としましては、畜産の新規就農者においては親元就農の後継者がほとんどでありまして、本事業の要件を満たしていないために該当者がいないのが現状でございます。このように交付要件が厳しい制度となっておりますことから、市といたしましても就農前の支援として市単独の農業後継者育成事業を活用し、新規就農者の確保を図っております。今後、国・県の事業など活用できる支援等ありましたら積極的に取り組んでまいりたいと考えていますので、御理解をよろしく申し上げます。

21番（奥 輝人君） 部長、部長、今の答弁ですけれども、やはりそれをやっぱり把握してですよ、それができるように是非お願いします。私から一つ要望ですけれども、やっぱり研修制度とかいろいろ新規担い手の確保についてはですよ、一応例として徳之島の天城町にコントラクター組合とかありましてですよ、ただそのコントラクター組合ってというのが大型機械を保有しておいて、ロールベラをやってくれて、そして高齢者の方の餌作りですね、そういった組合ですね、組合つくれば、また新規される方々が牛に向かって、牛を飼いたいという農家が出てくると思うんですよ。このコントラクター組合とかありますので、そこ辺りも一応天城町でありますので、そこ辺りをまた一応勉強されてですよ、今後の参考にさせていただきたいと思います。すいませんが、もうちょっと時間ありませんので、また次に、

また次の機会にまた話していきたいと思います。

それではですね、もう大きな3番になりますけど、もう笠利地区の道路関連についてであります。これはもうまとめていきたいと思います。1番目の赤木名笠利線についての工事の内容について、また進捗状況について、一括してお願いしたいと思います。

建設部長（本山末男君） それでは、赤木名・笠利線につきまして説明させて、答弁させていただきま。現道の路肩法尻延長100メートル、全体高さです、盛土高20メートルの盛土構想にて道路を拡幅する工事を行っておりましたが、昨年の6月の雨で現道の路肩が崩れ亀裂が入ったため、6月16日から全面通行止めとなっております。現在、整備中でございますが、通行止め区間100メートルは山手側の切土工事を完了し、路肩法尻に擁壁を造る工事約30メートルを平成27年度繰越工事にて完了しました。引き続き、現道部の亀裂部に安全対策を行い、擁壁や盛土工事を平成28年度繰越工事にて、現在2工区に分けて整備中でございます。通行止めの区間の全体の工事進捗、通行止め区間100メートルの進捗ですが、施行中の工事を含めまして48パーセントでございます。当該車線2車線の歩道につきましては平成29年度工事を、来年3月末で完成する予定でございますが、平成28年度繰越工事、現在施行中の工事を完成後に片側通行が可能であるか検討を行いますので、引き続き御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。この件についてはですね、先月行われました笠利地区での議会報告会の中での質問でありましたので、ちょっと聞きたいんですけど、この件についてですけど、あまみエフエム等です、笠利地区の道路関係ということで交通全面通行止めということが放送されております。その中で、完成年度とか進捗状況とか、あまみエフエムの中でもですよ、広報していただければ市民や住民の方もいつごろにこの笠利・赤木名笠利線が通行が可能になるのかなということが分かりますので、そこら辺り、あまみエフエムさんと協力してそういった進捗状況、完成年度、片側通行がいつになるんですかという、そういった広報、要請ができないのか、そこまでちょっとお願いしたいと思います。

建設部長（本山末男君） 先ほど答弁しました内容です、丁寧な内容で広報を検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。それではですね、その2路線についてですけど、トンネル構想ですね。トンネル構想の件もこの前の議会の中で、報告会の中でありましたけど、赤木名・笠利線とそれともう一つの用集落佐仁の集落の間のあの山登りのあの下にですね、トンネルを通してほしいという要望がありました。そこまでですね、今後計画やら今後の見解についてちょっと伺いたいと思います。

建設部長（本山末男君） 赤木名・笠利線は現在、道路拡幅での整備を進めている事業の早期完成を目指し、利便性を図りたいと思いますので、トンネル建設は困難であると考えております。佐仁から用集落のトンネルの整備につきましては、県にお伺いいたしましたところ、トンネル建設となりますと建設費が大きい、経済的要因を考えるうえで経済効果を満足する条件で考えた場合、現在の交通量及び道路利用形態で経済効果を満足することが困難であることから、トンネルの建設は困難であると回答でございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、自由民主党 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午前10時31分）

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 戸内恭次君の発言を許可いたします。

9番（戸内恭次君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。無所属の戸内恭次でございます。一般質問に入ります前に字句の訂正をお願いいたします。大きな2番の教育行政について。（1）島尾敏雄文学賞の創設についての島尾敏雄先生の俊が敏と書き換えていただければと思います。失礼をいたしました。

それでは、所見を述べさせていただきます。先日、新聞投稿で中選挙区制度への改正を求めるとの記事が掲載されておりました。私も中選挙区制については同感であります。我が国は中選挙区制では政治安定性がないなどの理由から、また政権交代ができる制度を求めるといことで小選挙区制度を導入したわけですが、現状においては皆さんどうでしょうか。政治バランスから考えるとき、むしろ不安定と言われた中選挙区制度のほうがまだ民主国家としての安定感があったのではないかと感じています。小選挙区は奄美群島区が戦後長年経験したところであります。奄美群島の選挙は全国でも特殊な地域として紹介され、奄美の選挙はマイナスイメージになっておりました。国からの補助金依存の高い地域では企業の存亡を賭けた戦いとなったことは多くの市民の記憶に新しいところだと思います。新聞の投稿ではこのような奄美群島の経験をした苦い体験については加味されておりませんでした。昨今の国の動向を見るときに、この小選挙区制度が大きな影響を与えているのではないかと感じています。そしてさらに、このことが進んでいきますと、全体主義国家に近づくのではないかと危惧しております。脱北者の話がテレビ等で紹介されておりました。北朝鮮の国民は自分たちの置かれた現状が当たり前のこととされているということであります。我が国民も知らぬうちに、いつの間にか身動きの取れない状態になってしまうのではないかと考えるのは考えすぎでしょうか。

それでは、質問に入ります。1番、地域振興について。（1）LCC関西圏就航の経済効果についてであります。パニラ・エアによって3月26日から就航して、関西便が就航しております。この経済効果について奄美市としてどういう評価をされておられるのか、お聞きしたいと思っております。成田便については奄美市の計算をした42億5,500万円といわれる数字がいろんな場面で利用されて、奄美の経済効果ということで大変貴重な数字として取り扱われておりますが、同様に関西便についての期間が短くはございますけれども、経済効果をはじき出せることができればと思ひまして質問をいたしました。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、戸内議員に早速お答えいたしたいと思ひます。議員御承知のとおり地元住民をはじめ、25万人、30万人ともいわれております関西圏の奄美関係者が待ち望んでおりました関空－奄美大島線のLCCパニラ・エアが3月26日に就航いたしました。今後の観光等における交流人口の拡大、地域の活性化に大きく寄与するものと期待をいたしております。パニラ・エアが新たに関空－奄美大島線に就航したことによる関西圏の経済波及効果額についてでございますが、私どもで試算いたしますとこの経済波及効果額を試算するにあたりましては関空便による新たな利用者の増加人数が約1万6,000人から、この影響によって伊丹便の利用者数の減少が約2,000名ほどおりますので、その1万6,000人から2,000人を差し引いて1万4,000人を起算としております。パニラ・エア就航後、今年の4月から5月の2か月間における関西圏の乗降客数は約1万4,000人の増加となっております。その1万4,000人の約半数を入込客数として7,000名を試算基数にしております。この入込客数の増加分、7,000名に平均消費額を乗じた直接効果額は約3億1,800

0万円と見込んでおります。併せて、波及効果を加えた波及効果額は約5億800万といたしております。以上が私どもで試算した波及効果額ということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございました。今、経済効果についてお答えいただいたんですが、これは年間で計算していただければという、年間今からどうなるか分かりませんが、もっとベースも増えるかもしれません。現状をもとにして年間で言いますと、ちょっと計算機を持ってきてないものですから、ちょっと年間で予想としてどれぐらいになりますかね。

商工観光部長（菊田和仁君） ちょっと私も計算機を持っておりませんが、5億800万円の6倍をすればよろしいわけですから、30億円ちょっと超えるという計算になります。以上です。

9番（戸内恭次君） 30億円ちょっとでございますので、合計しますと成田42億円、約30億円としますと72億、こういう計算になります。これは大変な経済効果であるし、期待どおりの効果があったというふうになると思います。経済指標については大いに今後利用させていただきたいと思っております。

次に、2番のほうに移ります。それでは、この成田便からと言うよりも関西便が就航して以降ですね、この離島間の利用状況ということ、離島間と言いますか、奄美空港から各離島への便がどれだけ乗客が増えたのかなというのが分かれば。よく各離島では奄美大島だけが独り勝ちという話がよく聞かれるわけでございますけれども、その離島に対する効果が出るのは、一旦奄美に、奄美空港にLCCで来られる人が増えれば自ずから増えていくということは、普通に考えれば当たり前のことなんですが、新聞で奄美本島の入込客が出るたびに、恐らく離島の皆さんとしては歯がゆい思いをされていると思うんですが、その数字が、期間が短いんですがお分かりでしたら教えてください。

商工観光部長（菊田和仁君） バニラ・エアが開空・奄美大島線に就航した後の、平成29年の4月・5月の2か月分の実績と前年度のですね、同月の実績を比較して、各離島間の利用状況の変化を説明いたします。奄美大島－喜界線の乗降客数は平成29年度が7,258名、前年度と比較して786名、12.1パーセントの増加となっております。それから、奄美大島－徳之島線は同じく29年度が5,140名で前年度と比較いたしますと1,128名、28.1パーセントの増加。それから、奄美大島－沖永良部線は平成29年度が1,544名で前年度と比較して259名、20.1パーセントの増加。奄美大島－与論線は29年度が1,299名で前年度と比較して201名、18.3パーセントの増加となっております。各離島間のすべての路線において利用状況は前年度よりも増加いたしております。以上です。

9番（戸内恭次君） ありがとうございます。各島々に大いに波及効果があるということで大変喜ばしいことだと思います。是非、こういうことが続くといいなと思っております。

次、質問3番ですね、(3)LCC継続維持支援のための基金創設について。このように全島に対して大変効果のあるということが実証されましたので、群島全体としてこのLCCを維持、継続することは重要なことである。維持、継続ではなく、さらに発展して福岡、鹿児島、沖縄、台湾、香港、上海、LCCを今後呼び込むための方法として、やはりLCC基金というものがどうしても必要ではないかと考えております。このLCC基金を何度も持ち出すのは、このLCC基金を打ち上げることによって、経済界の皆さんが、既にホテルが建設されたりとか、あるいは埋立地にホテルを計画するとかいろんな案が出されておられるようではありますが、こういったことがですね、着実に進むと。経済効果が着実に上がるということがあるものですから、奄美はLCCを確実に安定的に飛ばし、また拡張していくというふうな意気込みをですね、示す意味で、まずは少しでいいんです。少しでいいですから、その意欲を行

政として示してほしいなど。橋口議員が税金のことで少し質問をされ、いい回答もいただいておりますけど、是非そういった入島税のようなことでLCCの利用したお客さんから少しずつ、各会社からいただくというようなことで、まずは積み立てる方法っていうのもあると思いますので、是非お考えいただけないかと思っの質問でございます。いかがでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 外海離島である奄美群島において、各都市圏との路線は観光による交流人口の増加など離島経済へ大きな効果が期待される重要な路線と考えております。また、都市圏との路線において格安航空会社LCCが就航することは、観光客にとって奄美を訪れる選択肢が増えることになり、大変意義のあることと認識いたしております。しかしながら、奄美大島と都市圏を結ぶ航空路線には他の航空会社も就航しており、その中でLCCの継続維持、あるいは支援のための基金を創設することは一部の営利企業に対する資金投入が前提と考えられるため、困難であると判断いたしております。LCCへの支援につきましては基金の創設ということではなく、現在行っている奄振交付金による継続した対応を国・県に要望していくことや、地域の魅力を高めることなどによる交流人口の拡大などを通して路線の維持に努めていくことが重要であるとと考えております。以上です。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。同じような答弁でございますけれども、LCCと言ってもですね、バニラ・エアだけの話ではないんですね。新しいLCCがあり、また従来からジェットスター、ピーチ、いろんなLCCもありますし、また海外からもLCC会社がございます。そういう意味でね、1業者のための基金ではないかというふうにお話されるのは少しどうかと。そういうことではなくて、意気込みとして、もしかしたらJAL系がLCCを飛ばして来るかもしれないし、実質上、いろんな形で補助金が導入されてLCCと同じような料金になってしまったということもあり得ると思うんですね。そういう意味で、何も一つの会社だけではない、私は奄美として、奄美群島として、LCCを受け入れましょうと。もっともっとLCCに活躍してもらいましょうというような意気込みを示す意味で、実質的にはなかなか大きな資金にはならないとは思いますが、その意気込みを示すものとして入り口にそういったものを少し考えてもらえればなというのがありますが、その付近は本当にこれはできないと思われるのか、群島民の一致があれば可能性があると思われるのか、奄美市がリーダーとなってやることできないかなと。群島の皆さんの声を聞いて、これだけ群島に対する経済効果があるわけでございますので、そういう意味で一つの試みとしてどうでしょうか、お考えいただけないでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 1点目はですね、先ほども申し上げましたがLCC全体のためのお話だとしてもですね、今現在LCC以外の路線があるというのがまず1点目です。それから、LCCに対して何らかのことに備えて資金を準備しておくというのがですね、またある意味ではLCCへの期待感を何か与えるような、前もってですね、そういった懸念もあるんじゃないかと私は思っております。それから、もう一つなんですけど、まだ庁内で議論を詰めてるわけではございませんが、LCCの基金を創設することが御提案をいただいておりますが、最終的にこのLCCに対して行政としての資金投入が必要だというお話が仮にあるとすれば、それはLCCの基金に限らず何らかの基金が行政にはありますので、それを使うか使わないかの議論をまた皆さんと一緒にしていいお話ではないかなと、そのように考えておりますので御理解をお願いいたします。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。一步前進のお話をいただきました。ありがとうございます。また、基金の名称についてはあまりこだわりませんが、何しろ経済効果としてですね、経済人がこの奄美に投資をするということを安心してできるような、そういう素材を与えていただけないでしょうかということで申し上げます。是非御検討をお願いします。

次、質問4番目。今年度及び今後のLCC支援のための奄振事業導入について。これは前回もお話伺っておりますが、その後何らかの話が伺えるようなことが、変化がありましたでしょうか、よろしかったら教えてください。

商工観光部長（菊田和仁君） まず、定義から先に申し上げますが、奄振交付金を活用した交流需要喚起対策特別事業につきましては、閑散期における移動コストを軽減し大都市圏からの需要喚起と交流人口の拡大を図り、一層の競争促進を図ることでさらなる移動コストの軽減につなげることを目的としており、現在既存の航空会社2社に交付金が配分されているところです。それから、議員の御質問は29年度の予定ということでお伺いしておりますが、29年度も本事業は実施される予定となっております、閑空－奄美大島線についても成田線と同様に本事業の対象になるものと考えておりますが、具体的な内容につきましては奄美群島航空航路運賃軽減協議会が関係機関と調整中でございますので、現時点では申し上げることができないことを御理解いただきたいと思います。以上です。

9番（戸内恭次君） はい、分かりました。分かりましたと言ってもよく分からないということが分かりましたということでございますが。

次、2番、教育行政について質問させていただきます。（1）の島尾敏雄文学賞の創設についてであります。以前もこのことについては議会で取り上げられたことがあるということでございますが、その後社会の変化、奄美の追い風ということを考えてときに、さらに一歩追い風の要素になるものとして、なりはしないかと。島尾敏雄生誕100周年ということで民間でもさまざまな事業を計画しているわけですが、この100周年を記念して奄美市も何らかの助成なりこういった文学賞というもの創設はできないものかと申し上げているわけですが、いかがでございましょうか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、お答えをいたします。今、議員のほうからもお話がありましたけれども、この件につきましては平成22年の第3回定例会の中でも御提言をいただいたところでございます。そのときの答弁の一部を紹介させていただきますと、その答弁の中で、平成8年から9年にかけて島尾敏雄先生と御親交のあった大学教授や出版界、それからマスコミ関係者など専門家の意見をいただいたということです。結論としましてはまず旧名瀬市が文学賞を創設して持続できるかどうかという点。持続できなかった場合、島尾先生の名を冠にした賞の名誉を汚すことにもなりかねないということ。島尾先生の業績を顕彰していくという取組自体は重要なことでもありますけれども、現時点で文学賞の創設は難しいという判断をしておりますという答弁でございました。平成8年・9年当時、島尾文学賞の創設につきましては試案、それから予算案、要綱なども案をつくったうえで細かく検討をしたようでございます。その際、同様な文学賞創設後の日本の国内の状況も調査をされておまして、その中で多くの地域で縮小、あるいは中止ということが相次いでいるという報告がございまして、こういったことを踏まえまして文学賞の創設というのは難しいという判断をしたようでございます。それで、今現在の状況につきましても、当時の判断と同様、クリアしなければいけない問題が多数あるということで大変難しいというふうな見解でございます。以上でございます。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。なかなか難しいというお話で、検討、実際にされて具体的なところまで行かれたということで、その御努力されたことに対しては敬意を表するところでございますが、しかし市民の中からやはり島尾文学賞というものができないものかということが、やっぱり出されてくるものですから、そこらを考えていただけないかということの御質問でございましたけれども、これを例えば民間のほうで島尾敏雄文学賞みたいなものが立ち上がったとしてですね、やっぱりそれ、そういったことについて教育行政として、あるいはこの島からいろんな情報を発信する必要性があると思っておりますが、そういう意味ではそういうことがもし民間で立ち上がったときには、支援をする

ことが可能でしょうか、どうでしょうか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 民間の賞というのも、日本全国ございますし、出版会社が主催をしております賞とかございますが、この島尾文学賞につきまして仮に民間のほうでそういう賞が設立されるということになった場合、限界があると思いますけれども、市のほうで何かお手伝いをするということで、可能なことがございましたら、それはお手伝いはさせていただきたいというふうに考えております。

9番（戸内恭次君） 今の回答いただきまして、大変喜んでおりますが、聞いている方も喜んでおられると思いますが、市として小さな一歩と思われると思いますが、民間からすればですね、それはやっぱり市の支援があるということは大きな前進でございますので、是非御協力をお願いをいたします。

次に、2番。LCCを利用した中高生へのスポーツ遠征試合及び合宿の支援について。せっかくバンナ・エアが就航してくださって、安くで行けると。遠いところまで行って、いいチームと練習試合等できるというようなそういう環境になったわけでありまして、今までは本土から来られる方をお迎えするということがスポーツアイランドということでされていたわけでございますが、今度は奄美の青少年が本土のほうへ行って他流試合をして、技を磨いて、この鹿児島県内で優秀な成績を収める、あるいは全国に行って優秀な成績を収めるっていうことは、これまた副産物として、LCCの副産物として喜ぶべきことであると思いますので、こういう意味で是非奄美の地域の活性化にもつながるといふふうに考えるわけでありまして、このLCCを利用した中高生へのスポーツ遠征等への補助というものについて、いかがでございましょうか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） LCCにつきましては、成田－奄美間に加えまして先ほどからお話に出ております関西－奄美に新規の路線が就航をしたことで交流人口が目に見えて増加をしているということは皆さん御承知のことと思います。私どもはこれを好機と捉え、観光のみならずスポーツ交流や合宿の島としてさらにアピールをしていく必要はあるというふうに感じております。御質問のその中高生の関東、あるいは関西方面へのLCCを利用した遠征、合宿ということでございますが、実際遠征に行くということになりますと、保護者の負担が大きいというのは我々も認識をしております。そういったことで、遠征とか合宿、こういったものの負担が少なくなれば、そういった機会が増えて競技力の向上にもつながるといふことは理解をいたしますけれども、私どもも今現在、昨日の御質問でもお答えいたしましたけれども、中高生、小学生を含めまして大会への出場については補助をして応援をしているところでございます。それで、今議員のほうからもお話に少し出ましたけれども、交流試合、そういったことでの競技力の向上ということでございますので、私どものほうで今実施をしております満喫ツアー、こういった制度がございますので、関西、関東のほうからそういったチームに来ていただいて、ここで合宿なり交流試合をしていただくということも実際、もう実績もございまして、そういった方向で考えていただければと思うところでございます。以上でございます。

9番（戸内恭次君） まだまだ行政の感覚の中には本土から来てもらって、ここでいろいろ交流試合をし技を磨いたらどうかということで、その奄美から子どもたちを連れ出して行くという発想があまりないようでございますが、私は、全部が全部じゃなくて、一定の例えば郡大会、あるいは県大会で優勝、準優勝した人たちが行きたい場合とか、一定の枠を決めてですね、そういう枠を決めた人たちに対する援助ということを大いにさせていただきたいなということを思うわけでございます。今までこういうことをですね、飛行機で関西、関東に行って練習なんていうのは考えられもしなかったんですが、実際高校では一部の部活がなされているという実績もあるようでございますが、こういったことがどんどん進んでいきますと、奄美のスポーツレベルも競技レベルも高まっていくでしょうし、何しろ一番大事なのは

ですね、子どもたちのモチベーションが高まるということだと思いますね。鹿児島県で競り勝つには鹿児島より上回った地域で相手と戦って技を磨くということが大事でございますので、そういう意味では鹿児島県で優勝するためにもそういうことをできれば行政として応援をしていただければなということでございます。前にもお話申し上げたかもしれませんが、甲子園、常時甲子園に出場する学校には野球好きな子どもたちが転校してくるということは全国でもあるわけでございますが、奄美でも同じようなことが期待できると思うんですね。そういうことで、是非こういう奄美の子どもたちが技を磨くということを援助していつてあげたいな、いつてあげればなと思います。繰り返しますが、奄美の子どもたちの自信につながるということで是非お考えをいただきたいと思います。この付近をお迎えしてというのは、今までは確かに高い航空運賃の中で数100万かけてスポーツアイランドということで予算を付けてやっていますが、同じような発想でこっちから高校生、中学生、小学生でもその一定のレベルの子どもたちの技を磨くために送り出すということをもう一度検討いただけないでしょうか。教育長、いかがでございますか。

教育長（要田憲雄君） 今、事務局長からお答えをしましたが、大変難しい問題だと考えております。ただ、奄美から県大会に出場して、私もかなりの優勝経験持っておりますから、そのモチベーションを上げることも監督の大事な分野だという思いもあります。そして、今議員おっしゃるように県本土に出掛けて行く場合については、学校の校長がどういうふうな考え方を持つのか、そういうことをこれからすり合わせをしていかないとなかなか難しい問題もございますので、今後そういうことを少し研究させていただきたいと思います。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。是非、研究をいただければありがたいと思います。余談でございますが、東京のディズニーランドにですね、普通であれば行けないような家庭の子どもがたまたま行く機会がありまして、それで帰って来て、その顔、その子の顔がですね、ものすごく晴れたたというか、それからあとのその生活の仕方というか、その顔付きってというのがですね、全然変わってきたと、そういう経験をしているもんですから、本当はスポーツに限らず子どもたち全部をですね、何らかのチャンスを見てディズニーランド、このそういう思春期にですね、そういう世界は広いよ大きいよ、面白いよということをしてですね、体験させてもらえればなというのを思いつつ、スポーツのことで一応申し上げましたが是非御検討いただければと思います。修学旅行でもいいんですけどね、修学旅行でも行くところでですね、いずれは皆さん出掛けて行くわけですけども、みんなと一緒にいくということがまたいい思い出にもなりますし、ある中学校ではそれを考えようと、LCCが飛んだんだからそれを考えようということもあつたらしいんですけども、その後結果として結び付いてないようでございますが、是非そういうことも教育委員会のほうからも是非お勧めいただいて、ということをおもいましたので述べさせていただきます。

次、質問に入ります。3番、市民生活について。1番の文化センターと長浜埠頭間の通路整備でございます。これは、実際に私も通ってみましたけど、大変ありがたいなと。手すりもあるし、ありがたいなということで、また市民からもいい話を伺っております。これはもう、本当に行政の皆さんが、行政の皆さんからすればちょっとしたことなんでしょうけれども、市民からすると大きな改善だというふうに思っておられるようでございます。そこで、是非あと一歩でございますので、数センチでもいいですから、コンクリートをですね、歩く幅のコンクリートをこうずっと入り口からひいてもらえば雨降りでもこうぬかるんだところを通らなくても済みますので、あと一歩ですね、やっていただきたいなというのと、反対側にまたできれば手すりをお願いできればなということで、いろいろと大変だと思いますが、そこまでやっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） ただいまの長浜の埠頭から、それから文化センターへの通じる通路

につきましては、先ほど議員のほうからもお話がございましたけれども、整備をさせていただいたところでは、また、さらにこの文化センターの駐車場の不便を解消するために、今回ですね、この6月の補正予算で下水道課の入口の緑地帯、これを新たに奄美文化センターの駐車場として整備をする工事、この予算を計上させていただいております。これが完成をしますと、100台程度の駐車スペースが確保できるということになりますので、これまでと比べますと駐車場の事情が大幅改善をされるというふうに考えております。そういうこともございまして、今回、ただいま議員のほうからありました手すりの設置、それから通路の整備ということにつきましては、今後のこの長浜、その下水道処理場の新しく造るこの駐車場、これによって長浜埠頭の利用は大幅利用が抑えられるんじゃないかなというふうに考えておりますので、その辺の状況をまた見たうえで判断をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

9番（戸内恭次君） 大きく駐車場が完備されるということで、しかし今まで文化センターの利用状況見られれば分かりますが、そういうことがあと100台分、今現在あるのプラス100台でも、それでも足りないのはもう今までの経験から分かるはずであります。そういう意味で、あと少しの予算でございますので、そう大した金額ではないですよ、5センチぐらい、ちょっとこうコンクリートの上乗せを、7・80センチやるだけでですね。ですから、そんな大きな予算の話をしているわけじゃありませんので、市民のために是非頑張ってくださいと思います。

次、(2)の防災無線の整備、拡充についてであります。10億円かけて防災無線の整備をされたという話でございますが、それにしてもあまり変わらないっていうのが私の個人的な印象でございます。それがそのことをもっと有意義に利用させてもらうために、各議員、民生委員、若しくはその自治会とか、そういうところにはですね、受信機を付けてどんどん情報が入るようにしていただけないかなということも質問でございますが、いかがでございましょうか。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、お答えいたします。戸別受信機に関してですが、平成25年度から平成27年度にかけてデジタル防災行政無線の整備工事を行っております。その結果、笠利地区に352台、住用地区に150台、名瀬地区に498台の合計1,000台。その後、平成28年度に若干増やしておりますので、1,000台以上が設置をされてることになります。設置場所ですが、災害時の避難所となる集会場、あるいは学校等の拠点施設、また消防関係者や駐在員や嘱託員、さらに町内会長宅、さらには難聴地域の方々のところに設置をしているところでございます。こういったところで、難聴の部分は少し解消してるんじゃないかというふうに理解してるところでございます。以上です。

9番（戸内恭次君） 私は市議会議員やら自治会、あるいは民生委員とか地域での活動されておられる方にそういう特別な無線機っていうか、受信機を付けてほしいということではございましたが、できないというようなこと言わないまでも、そのことについて返事がありませんでしたので、今後御検討いただきたいと思います。いかがですか。

総務部長（東 美佐夫君） まずはですね、難聴地域の方々の解消に努めたいということで進めさせていただきたいと思います。ただ1点、今回のデジタル化によって電話で聞けるシステムというのも導入をしております。ちなみに69-3535、これはその防災無線が聞こえなかったときに確認するシステムということでございますので、こちらのほうも利用していただければというふうに思います。まずは、難聴地域の方々の解消に努めたいということでございますので、御理解をお願いします。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございました。

次の質問です。3番目、DV等による弱者救済のために緊急避難施設について。これは、体験をした

こととございますが、夜中にですね、警察も緊急に避難させたほうがいいですよっていう話があって、家族のほうも何とかならんのかっていう話があって、実は私も問い合わせをしてみたんですが、なかなか連絡が取れる、どういう措置に、普通はそういう場合は警察が逃がしたほうがいいよって言うんだから、警察が保護してくれてもよさそうなものですが、そういうのがないんでしょうね。一番身の安全を確保できる警察署内にそういう保護を、措置を取れる場所を造ってくれればいいんですが、今のところはそういう場所はなさそうなので、市としてそういう方を一時的に救済できる方法はないものか、教えてください。

福祉事務所長（奥田敏文君） DV等の対応についてお答えをいたします。本市では福祉政策課のほうに婦人相談員1名、それから家庭相談員1名を配置してDVを含む各種の相談に応じております。DVの相談者のほうが警察に被害届を出して、一時保護の趣旨について同意をいただいた場合、本市の相談員が児童相談所、それから警察署と連絡を取りながら県の一時保護施設、通称シェルターと言っておりますが、ここへ御案内をいたしております。夜間において危急に安全確保が必要な場合には一時的にホテル等で宿泊をいただいたあとに、手続きを行う場合もございます。市内にはこのシェルターはございません。なお、県の一時保護施設の所在につきましては、利用者の安全に配慮して詳細については公表いたしておりません。本市では本人からの申し出により、住民基本台帳の交付などの制限、公営住宅の優先入居などを行うとともに、奄美警察署や県との連絡会議に出席して情報交換や連携の強化を図っているところでございます。また、今年7月からは保護課において生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援事業を実施いたします。この事業ではホームレスなど緊急に衣食住の確保が必要な方に対し、一定期間衣食住などの日常生活に必要な支援を提供いたしておりますが、これはDVに特化したものではございませんけれども、状況によっては利用可能となるため、緊急避難施設としての活用も考えているというところでございます。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございました。若干は可能性があるということで安心をいたしますが、例えば夜中に大変だと、もう着の身着のまま逃げだした人がいたと。こういう人を保護するために電話はどこにしたらいいんですかね。電話番号を教えてください。

福祉事務所長（奥田敏文君） 先ほども申し上げましたとおり、まず警察のほうに連絡をいただきたいと思っております。現在、警察と市、それから県含めてですね、連絡体制がちゃんと取れるようになっておりますので、最初に警察のほうにご連絡をいただければというふうに思います。

9番（戸内恭次君） はい、分かりました。もし、今後そういうことがあるときにはまず警察に電話をしてということで、警察のほうで対応してもらおうということで、そういうふうに御指導いただいたと思ってやってみます。

次、4番。道路沿線花壇のための水道設備についてでございます。これは浦上での奄美市議会報告会の中でですね、質問があったこととございますが、こういう措置をお願いしたいということとございますがいかがでございましょうか。

建設部長（本山末男君） それでは、道路沿線花壇のための水道設備について答弁させていただきます。市道沿線における植樹帯の維持管理につきましては、本市では年間計画を策定し高木の剪定や雑草の伐採を行っているところです。一部の植樹帯につきましては、地域住民のボランティアにより日頃から植栽や管理等を行っていただいている箇所もあり、誠に感謝しております。御質問のありました市が水道設備を設置できないかとのことにつきましては、道路管理の観点からしますと維持管理上、街路樹への植樹する樹木の選定の際にはなるべく肥料や水撒き等を必要しないものとしておりますので、現在

のところ水道設備の設置については必要ないものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

9番（戸内恭次君） ということは、水道設備については必要ない。その前の段階の、ちょっと聞き洩らしたんですが、奄美市としてはこうこういうことをやってるから必要ないっていうふうな、その理由をちょっと2・3、聞き洩らしましたんで、お願いします。

建設部長（本山末男君） 奄美市が街路樹へ植樹する樹木を選定しますが、その中でやはり維持管理上、なるべく維持管理に時間、手間がかからないという形で、その中で肥料や水撒き等を不要とするものなるべく選定しておりますので、現在の奄美市が管理している街路樹体につきまして、水道設備の設置は必要ないものと考えております。

9番（戸内恭次君） 議論とならないので、もう飛ばしますけれども。住民からは恐らく必要だから何とかって話だと思っておりますので、詳しく一度浦上の皆さんに聞いてみたらいかかかなと思っております。何らかの形で必要だからということだと思うんですね。是非、お聞きしてほしいと思っております。

次、5番。街灯の整備状況について。これもですね、同じく浦上の議会報告会の中で出たことですが、街灯は何せ特に和光トンネル抜けたら本当に暗いんですね。ひやっとするぐらい暗いんですね。そういったところとか、明るくないと歩行者が見えにくいと。歩行者がよく通るところは明るくしてあげないとですね、やはりこう交通事故の原因になりやすいと思っておりますので、その点についてお伺いします。

建設部長（本山末男君） 和光トンネルから上方方面へ向かう道路沿線におきまして街灯が少なく暗いと感じられることにつきまして、お答えします。当該道路につきましては国道58号となっております。当該道路、和光トンネル上方方面出口につきましては、県が設置した道路照明が1基設置されております。大島支庁へ確認しましたところ、県道路管理における道路照明につきましては夜間における交通安全の円滑化を目的として、道路照明設置基準に基づき信号機の設置された交差点、または横断歩道、長大な橋梁、夜間の交通上特に危険な個所などに設置しているとのことであります。また、和光園側の歩道上につきましては、有屋町内から要望があったため平成17年度にまち灯り設備設置事業におきまして6基の街灯を設置しております。なお、まち灯り設置事業により設置を行った街灯につきましては、修繕が必要になった際にはLED器具への切り替えを行っております。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございました。よろしく申し上げます。

次、質問4、公共事業についてです。（1）商店街16メーターアーケードの建設についてでございます。以前にも質問を出させてもらいましたが、人が集まる場所を造るといって、人が集まってくれば商店街は自ずから店も増えるし、無理な誘致活動をしなくてもいけると思うんですが、その根本の人を集めるということにおいてですね、確かにA i A i 広場も頑張ってますがまだまだ足りないということで、いっそのことアーケードを造って人々がそこを利用するというふうな、人が集まる場所を造ったらどうでしょうかという提案ですが、いかがですか。

建設部長（本山末男君） 都市計画道路末広港線につきましては、標準幅員16メートル、両サイドに4.5メートルのゆとりある歩道を整備することで、市民の皆様が安心して買い物ができる設計となっております。末広町側区間の25.2メートルにつきましては、平成29年度末までに整備完了し供用開始する予定で進めております。道路景観におきましても、枝サンゴをイメージした街灯や道路の色調など、奄美市らしさを醸し出す内容となっており、買い物に来ていただけるお客様や観光客に対しましても視覚的によろこんでいただける内容となっております。新たな集客施設としてのアーケード整備につ

きましては、都市計画道路の本来の目的や道路機能のあり方など、併せて検討しなければならない事項も多くあり、既存のアーケードの位置付けや負担や管理面での課題があるため、これらの課題に対しまして地元の意識が醸成され商店街の総意として御要望があった際には改めて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございました。また、要望があるときには是非御検討をお願いいたします。

次、三儀山バイパスの整備についてでございます。この三儀山バイパスはですね、どうしても必要な道路ですね。ますます必要になってきたんですね。31年ですか、埋立が30年度に完成して、31年度に皆さんに分譲して、いよいよ32年から建築し、そして向こうにいろんな設備ができてきて車がますます中心にプール状態にあるわけですね。このことを考えたらどうしても抜け道を造ってあげないと、今以上にますますプール状態になって、町の中が混雑状態になる。おがみ山トンネルはそういうの、意味でのそのやれ、そういう抜け道ではなくてバイパスとして渋滞解消につながるんだという大前提であります。おがみ山トンネルができて町の中には車が渋滞をする状況には変わりはないと。それよりも、三儀山バイパスで抜けていきますと、平松やら浜里やら、また大和村、宇検村に行く道路としてですね、大いに利用できる。また、向こうの大きな運動施設も利用できる、病院等も利用できるということですね、非常に大きな効果があるんですが、三儀山バイパスについて早急に対応いただきたいと思いますが、いかがでございますか。

建設部長（本山末男君） 三儀山バイパスにつきましても、おがみ山同様重要なルートと考えておりますが、現状の下方方面に向かう塩浜、矢之脇町の周辺の渋滞や今後の交通体系を鑑みますと大きな意味合いを有する道路でございます。そのような意味合いからも、市の都市計画マスタープランや県の都市計画区域マスタープランにも必要性を認められ、整備すべき道路として位置付けられておりますので、市の総合計画におきましても主な取組として促進することとなっております。特に、国道58号、県道名瀬瀬戸内線につきましても、奄美大島全体の大動脈となる広域的な交通軸として位置付けられており、重要な幹線道路となっております。郡都機能の一翼を担う動線としていくためには、新たな東西横断線（和光ルート、三儀山ルート）と南北縦断線（おがみ山ルート）が一体的に整備されることが重要であり、既存の計画（おがみ山バイパス）が順調に進捗し、三儀山バイパスと連動することで大きな効果を発揮すると考えているところでございます。市といたしましては、現在おがみ山バイパスの早期着工を県に要望しておりますが、併せて仮称でございますが三儀山バイパスも早急に実現できるよう、県に対して要望してまいりたいと考えております。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。おがみ山問題はですね、もう次の次の次ぐらい。おがみ山問題は次の次の次ぐらいだったらちょうどいいぐらいですよ。自衛隊のトンネルが、自衛隊が基地ができたことによって、大熊線のトンネルも非常に重要なトンネルというふうにご位置付けられてきております。そういう意味で、便利になるんですよ、おがみ山は。便利だけれども、必要性かどうかと、今もう一度、あのニュータウン、埋立地、そういったことを考えたときに、もう一度真剣にこの道の造り方をね、もう一回真剣に冷静に考えてほしいなと。もう目の前に道路ができる予算がすぐ取れるから、予算が取れるからやりやすいからってということじゃなくて、必要性っていうことをですね、どうしても考えてほしいなと思います。

次の質問、ちょっと時間がないんですが、タンカン等果実の施設整備については、これも市議会報告会での質問でございましたが、これについてお願いします。

農政部長（山田春輝君） 通告のほうで施設の数のことをお尋ねしますので、本市における加工施設は

名瀬地区に1か所、住用地区に1か所、笠利地区に2か所、合計4か所ございます。

議長（竹山耕平君） 以上で、無所属 戸内恭次君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

午後1時30分、再開いたします。（午前11時45分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

自民新風会 多田義一君の発言を許可いたします。

19番（多田義一君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。自民新風会の多田義一でございます。第2回定例会にあたり、一般質問を行ってまいります。

はじめに、観光政策、安心・安全についてであります。バニラ・エアによる成田－奄美就航以来、着実に交流人口は右肩上がりに伸びており、本年3月末より同社による関空－奄美間就航によりさらに続伸、今後は世界自然遺産登録に向けた取組やNHK大河ドラマ西郷どんの放送決定など全国に向けて奄美のPRが、また世界に向けて情報の発信が多くなされ、より一層交流人口の拡大につながっていくものと期待をしているところであります。奄美市は空と海の玄関を有しており、空港、港湾の整備はもちろんですが、受入態勢の強化を図っていかなければならないと思います。経済活動は当然のことですが、同時に安心・安全対策も強化していかなければならない課題であり、奄美市の観光施策をさらに押し上げる重要なことであると考えております。そのような中、奄美市では消防本部が笠利地区で多発している海難事故に対応するため、機能別消防団を立ち上げ水上バイクを使った救助活動訓練をスタートさせたとお聞きいたしております。この機能別消防団は鹿児島県内では初めてであり、水上バイクを使用する消防団の配置は全国でも宮崎に次いで恐らく2例目となると認識しておりますが、大変注目の高い施策であり、高いレベルの政治判断を行った朝山市長の本気の表れであり、奄美の海は安全である、安心して来島してくださいとみんなが言える島に一步前進したと思っております。奄美市長は大島地区消防組合の管理者として新たな一步を踏み出した、その思いに敬意を表するとともに、全消防組合に広がっていくことを期待しております。今シーズンの事故ゼロを目指してともに頑張っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。今までの話は事故が起きてからのお話をしましたが、予防が一番であると考えます。奄美の観光を見えますと、移動手段でレンタカーを使う人が多く、また必ず宿泊をすることから、ホテルや旅館等の協力を求めていく必要があると考えますが、今シーズンの啓発活動の取組をまずお伺いしたいと思います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、観光政策の安心・安全についてでございます。多田議員にお答えいたします。

まず、昨年度の海浜事故予防の取組につきまして申し上げますが、海上保安部及び奄美ライフセービングクラブによる小・中学校を中心とした海上安全教室が28回開催されました。また、バニラ・エア航空機内でのモニターやアナウンスでの広報のほか、奄美空港到着ロビーにおいて観光客に対して海浜事故防止の啓発活動を奄美海上保安部と合同で実施いたしております。また、シーズン中には用安、土盛、大浜海岸に監視員を配置するほか、関係団体の協力によるSNSを活用した毎日の海の状況の情報の発信、船漕ぎ大会等の運営補助、関係機関合同の海難救助訓練などを実施いたしまして、海浜事故の啓発、予防に努めているところであります。また、宿泊施設やレンタカーへのチラシ等の配布や海水浴

場への看板設置等のほか、SNSを活用した毎日海の状況の情報発信が好評でありましたことから、同サイトの周知拡大も併せて今年度から実施する方向で検討しておりますので、今後とも皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

19番（多田義一君） ありがとうございます。前回も私質問したときに、そのSNSの件をですね、広く周知する必要があるんじゃないかと。今、市長の答弁でもあったように、今年はその周知も徹底していくということでありますので、是非その辺は力を入れていただきたいと思います。まず、事故が起きる前にもう予防する、ここが一番やっぱり重要になってくると思いますので、ホテル、レンタカー、また地元のやはり小学校、中学校、28回ですね、海保とライフセービングクラブの皆さんがそういった講習会を開いていると。これも地道ではありますが、やはり確実に成果をあげていくものだと思いますので、是非ですね、いろんな方向からまた支援をしていただけたらありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それでですね、次の質問なんですけど、その北部海浜事故の連絡協議会、これちょっと名前が間違ってるかもしれませんが、すいません、間違っている場合は訂正をお願いしたいと思います、のメンバー構成について少しお伺いしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 名称のほうですね、奄美大島北部海浜事故対策連絡会というふうになっているようでございます。メンバーの構成ですが、順不同で申し上げます。奄美海上保安部、奄美警察署、奄美市、大島地区消防組合、奄美大島観光物産、今連盟ですね、連盟です。奄美漁業協同組合、名瀬漁業協同組合、道の島公社、マリナビレッジ奄美、ライフセービングクラブ、奄美ウォーターパトロールクラブzenoの11の関係団体で構成をされております。以上です。

19番（多田義一君） 私はなぜこの質問をしたかと申しますと、実は私もこの会には参加しておりますが、一昨年かその前ですかね、ホテル関係者を入れてほしいと、その会にですね。もっと言いますと、今レンタカーもこの観光客の交通手段としては大変需要が多いですので、レンタカー会社も含めたこの協議会の体制づくりっていうのが私は重要だと思うんですよね。奄美の海についての安心・安全をあそこまでもう深い議論をするっていう、恐らく協議会っていうのは、鹿児島県内では本当に珍しいぐらいの、僕は大変立派な協議会だと思ってるんですよ。その、やはり議論をですね、実際にホテルの方にも聞いていただく、レンタカー会社の方にも聞いていただく。この周知徹底はどれだけ重要かっていうのは、やはり会に参加することで分かっていくと思いますので、そのメンバーの中に是非入れてほしいと思っておりますが、いかがですか。

総務部長（東 美佐夫君） これはもう、議員御指摘のとおりだというふうに思います。ホテルには多くの旅行者が宿泊されますし、レンタカーも活用いたします。そういう意味ではそういう啓発活動による予防措置というには大変大事なことだろうというふうに思います。今年度は提案のとおり観光物産連盟が入っておりますので、協議を踏まえてですね、ホテルとレンタカーの皆さんにも入っていただくように進めていきたいというふうに考えております。以上です。

19番（多田義一君） はい、ありがとうございます。是非ですね、必ず誰かはその関係者が参加するっていう形を取っていくことによって、このやはり事故に対するこう皆さんの意識の高さっていうのが必ず現れると思いますので、実際そういう取組もしてれば恐らく救われた命は過去あったと思うんですよ。ホテルのほうからの周知をしてればこの海には入らないでくださいですか、いろんな方法はあると思いますので、是非前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問なんですけど、先ほど、冒頭少し紹介しましたが消防組合のほうではこの海難事故

に対応するために一歩、二歩前進していると私は大変高く評価しておりますが、それと別ですね、今後消防としての取組で何かこう考えてらっしゃるのか。と申しますのも、今自衛隊が駐屯地って言いますか、大熊のほうに自衛隊配備しようとしている中で、やはり機動力があって、しかも今ちょっと奄美の海に足りないっていうのは、陸上、海上からの組織はできつつあるんですよ。ただ、空からの捜索っていうのは私は一番有効手段だと思っておりますが、そのメンバーの中に自衛隊を含めて少し検討ができないもののかなと思っておりますので、もし今後の計画等があればお聞かせ願いたいと思います。

総務部参事（小松和行君） 議員御承知のとおり、陸上自衛隊奄美駐屯地は平成31年度に配備となっております。平成25年5月に奄美市におきまして、鹿児島県総合防災訓練が実施された際には、当消防組合は自衛隊、海上保安部、警察など各関係機関と合同訓練を行っております。この平成25年の県総合防災訓練以降は当消防組合と自衛隊との合同訓練は実施されていないのが現状でございます。今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震や台風、集中豪雨等の自然災害及び世界自然遺産登録、新規路線の開設等により観光客等の増加が見込まれておりますので、災害発生時に迅速で広域的な災害対応が可能である自衛隊が配備される際には、当消防組合としましては各種災害時における連携的な訓練を自衛隊をはじめ関係機関と合同で実施できればと考えております。今後、関係機関と検討してまいりたいと考えております。次に、当消防組合との自衛隊との協定につきましては大変重要なことだと認識しておりますので、先例地の事例を参考にしながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

19番（多田義一君） はい、ありがとうございます。ちなみにですね、その先例地っていうのはどこかあるんでしょうか。もし御存知だったら教えていただきたいと思いますが。

総務部参事（小松和行君） 県内の消防が、県内におきまして自衛隊が配備されている消防本部は3消防本部でございます。霧島市消防局と薩摩川内市消防局と大隅肝付消防組合の以上の三つの3消防本部でございます。以上です。

19番（多田義一君） 分かりました。ありがとうございます。やはり、この安心・安全っていう部分で世界にこう奄美の海は安全ですよっていうPRができればですね、大変大きな観光資源の一つとなりうる事例でありますので、是非この自衛隊とのですね、覚書と言いますか、そういう協定も結べるように、今後鋭意努力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次に移りますが、奄美市の大型客船ですね、に対する今後の取組について。まずは、何か新しいこう計画、ハードもソフトも含めてですね、この受入に何かこう奄美市としての動きがあるのかどうかをお伺ひいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

商工観光部長（菊田和仁君） まず、現状からちょっと報告をさせていただきます。平成28年度は外国船を含む大型観光客船が計10隻寄港し、4,887名の観光客に御来島いただきました。大型観光客船の受入につきましては、奄美大島観光協会、それから奄美大島観光物産連盟を中心に奄美市、大島支庁など関係者で連携して歓送迎セレモニーや観光案内などを実施いたしております。また、岸壁におきましては臨時の特産品販売所を設置し、観光客へのおもてなしを行っているところです。見送り時の島唄や八月踊り、紙テープでのお別れなど、乗客の皆様からは奄美の送迎セレモニーは非常に心温まるイベント、あるいはまたは是非奄美を訪れたいといった声もいただいております。今後も名瀬港観光船バース内での受入はもとより、商店街を含めた地域の方々や外国人観光客へ対応するための特例通訳案内士とも

連携して、大型客船の受入に取り組んで参りたいと考えております。なお、新しい取組としての具体的な話がいろいろ進んでいる状況では現在ございません。以上です。

19番（多田義一君） はい、分かりました、ありがとうございます。と申しますのも、世界自然遺産に登録をされた場合、仮定した場合ですね、恐らく世界の財産になるわけですよ、奄美の自然っていうのが。となりますと、必然的にやはり海外からも、大型、今まで入って来てないクラスであったり、若しくは頻度は相当高くなると思いますが、今の長浜港で対応できるのかどうかっていうのは、私の中では少し懸念がございます。つてのも、沖防波堤の距離であったりとか、船の大きさ、また喫水ですよ、というのでいろいろと問題があるやのような話を聞いておりますので、今後ですね、そういう大型のハード事業を含めた計画っていうのがあるのかなと思つての質問だったんですが、今のところまだそういう計画はないっていう認識でよろしいですね。分かりました。それでですね、その観光船が入って来た場合に、やはり懸念されるのが、初日ですかね、津畑議員の質問でもありましたが、市内のやはり買い物できる環境ですよ。状況を整備するために、そのカード決済っていうのは必要不可欠になってくると思っています。それと、もう一つがその為替の両替ですよ、両替ができるATMの設置ですとか、この辺は沖縄に行くときよく分かるんですが、いたるところにあるんですよ。これはもう、完全におもてなしだと思います。これ、どういう仕組み、仕掛けになっているか分かりませんが、これを促すために行政として何か施策ができないかどうかを少しお聞かせ願いたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） クレジットカード決済の件につきましては、津畑議員の質問のときにもお答えいたしました。平成26年度に奄美大島商工会議所が実施したアンケートによりますと197事業所のうち、約50パーセントの99事業所が導入していると伺っております。また、商工会議所におきましては、その後未導入の事業者に対する説明会も開催して、新たに20店舗程度が新規に導入したと伺っております。クレジットカードの導入促進は今後増加が見込まれる観光客への対応、あるいは消費の喚起も促すことから、商工会議所が積極的に導入に向けて取り組んでおります。また、利用促進を図るため、端末導入事業所に対しクレジットカードが利用できることを積極的に案内するよう推進しているところでございます。本市においては商工会議所の取組に対し、必要に応じて協力してまいりたいと考えております。両替についての課題でございますが、現在市内で両替に対応できるのは鹿児島銀行のみとなっております、対応通過はUSドルに限定されております。両替についてはクルーズの船内でも対応できる場合もございますが、金融機関への両替機能の整備や岸壁での両替所の設置など、他地域の状況も参考にしながら今後関係機関との対応をちょっと検討してまいりたいと考えております。

19番（多田義一君） まず、考えなくちゃいけないのは、もう来年なんですよ。来年であることから、この整備はちょっと早めにですね、例えばそういう金融機関と協議会を立ち上げて、どういうことが必要なのか、何がネックになるのかですね。今後のことは早めに協議をしていかないと、来年お客さんが来てそれができてない状態では、やはりそれ、おもてなしとしてはどうだろうと、すごく考えるところですね。それと、もう1点、そのカード決済、今先ほど50パーセントほどというお話ですが、これは商店街のみですかね。屋仁川とかその店舗、全部の店舗がっていうことじゃないですよ。197店舗っていうと、恐らく商店街のみですよ。これ、屋仁川まで含めてですよ、また長浜地区も当然商業地域ですから、長浜から全体的に含めた場合に、まだまだやはり足りないっていうのが現状だと思うんですよ。すいません、私議長に許可を得て、これちょっと端末をちょっと持ってきましたが、今端末ってこんなちっちゃいんですよ。これほどちっちゃくて、これは移動できます。携帯電話、若しくはタブレットのアプリと連携をして使えるんですよ。例えば、これを持って長浜行って、長浜でもできます。しかも、手数料、昔、以前は7パー、8パーの時代もありました。カードの代行会社からの振込は翌月であったりするんですが、実は今は手数料は3.24から3.74とか、すごく低くなったうえ

に、翌日には振り込まれるんですよ、お金がですね。となると、これをするによってどういう効果が生まれるかって言うと、今まで手持ちのお金でしか買い物しなかった方たちが高額な大島紬の商品だったりっていうのも購入可能なんですよ。場所は問わず、どこでも。これほど有効な手段として使えるわけですから、これを是非行政としても全面的に支援をする形で、例えばこの端末、この会社で言うところの端末代ってのはいらないんですよ。いらないんですけど、やはり少なからず経費っていうのはかかってきますので、そこを促進する何かやはり制度をつくってあげれば、僕は後押しができると思うんですよ。そんな多額な補助をしるって話じゃなく、恐らく数千円の補助で済む話なんですよ、1店舗当たり。1回補助をしてしまえば、もう10年、20年はずっと使えるわけですから。そう考えると、一つの起爆剤として、私は来年から大分この消費力っていうのは上がると思います。まず、下がることはあり得ないですよ。今、現金で扱っているわけですから、それはカードが使えるようになって利便性高まれば、確実にそれだけの効果は表れると思いますので、それこそ今回の一般質問でもありましたが大島紬の再生、これも大変重要な課題です。ここにも消費力をどう高めるかっていう部分では、やはりカードが全部使えるようになると、かなり高額な商品も絶対僕は動くと思いますので、是非これもですね、真剣に検討していただいて、来年ですから、もう結局。もう、考える時間っていうのはあんまり残ってないわけですよ。それを踏まえたくて御検討して、何かしら後押しができる政策をお願いしたいと思います。

それでは、2番目の産業支援についての質問であります。以前から質問をさせていただいておりますが、10年ほど前は私たちの周りは現状帰りたくても仕事がないっていうお話をよく聞きました。しかし、今は仕事があっても人がいないっていうお話を多く聞くようになりました。これは、産業構造っていうか、その中で言うもう慢性的な人手不足が表れ始めてる、僕は今ちょうど初期の段階だと思っております。これが、あと数年すると確実に、もっとひどい状況に陥るだろうと思っておりますが、この市としてこの人手不足の現状の認識っていうのはされているのかどうかをまずお伺いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 本地域の雇用情勢でございますが、本年3月末の有効求人倍率が1.0倍と過去最高を更新し、0.28倍に低迷した平成21年度以降、順調に回復してきたところです。一方、産業別の求人状況では慢性的に人手不足が続く医療、福祉分野に加え、観光客の増加、大型公共事業などの影響により観光関連のサービス業、建設業などにおける人材不足も深刻化しております。このことは来年夏の世界自然遺産登録を目指す本市において、今後増加する観光客の受入態勢にも影響する大きな課題であると認識いたしております。本市としましては、この課題解決に向け、国の雇用対策事業の継続実施やハローワークとの連携強化により、事業所における賃金等の処遇改善、地域求職者の人材育成を積極的に支援することで、求人側と求職者のミスマッチを解消していくことが需要であると考えております。以上です。

19番（多田義一君） もう、部長がおっしゃるとおりなんですよ。慢性的な人手不足に陥ってる状況です、今も。今後、さらにこの状況は拡大していくと思われま。今、国の制度を活用してというお話でしたが、私これを言うにあたっていろいろ調べてみました。一つ、少し私からの提案っていうか、要は奄美に帰って来る若者、奄美出身者、ないし内地出身者でも構いませんが、大学、若しくは専門学校に行ってる方たちってのは奨学金を借りてるんですよ。ほとんどの方が。比率は結構高いというふうにお伺いいたしております。平均金額は324万円、返済期間は18年間、ざっと実に計算しますと22歳から返し始めたとして、返し終わりは40歳までですよ。そのような状況下の中、やはり少しでも賃金体系が高いところで働きたいっていう思いがあって、なかなか地方に人が行かないと、これが今の現状ではないかなと思います。そうするとき、島に帰って来る若い人たちもその奨学金をですよ、全額補助、若しくは半額補助、そのような形の制度がですね、取れないかどうかです。実は以前、衆議院のほうに奄振のお話をしたときに、このようなお話をさせてもらいましたが、現状可能であるというふ

うなお話をいただきました。実際に調べてみると、四国の香川県が一番早かったようですが、その後島根県、また各市町村でも開始しているところは多数あります。そして、今はこの流れが普通になりつつあって、東京の大手企業はほとんどが制度移行をしていっているような現状です。ということは、競争率は相当激しいということですよ、これを始めたにしても。ただ、これが現状、奄美市として大島郡全体としても考えていけるものなのかどうか、その辺を少しお聞かせいただけたらと思います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） ただいまお話のありました奨学金の免除の件でございますけども、奄美市の立場としてのお話をさせていただきたいと思っております。現在、奨学金の状況といたしましては、無利子の貸付制度ということで実施をしております、今私どものほうで滞納の状況ですとか、それからそれに対する対応、あるいはお話に出ました給付型の奨学金、そういったものについて私どものその定額での基金制度での運用でございますので、そこでどの程度対応ができるのかというようなことにつきまして、ほかの市の状況ですとか制度の内容などをちょっと情報を集めて、分析などを今始めたところでございます。それで、今お話にありましたその人材確保ということに関連してのお話なんですけれども、私どもの想定としては採用がなかなか難しい資格が必要な職種、そういったところについてこういった制度が取り入れられないかというようなところは想定をして、今考えております。先ほど言いましたように、今ある予算でどこまで対応できるのかというところが最終的にはネックになるんだろうと思っておりますけど、今後ちょっと検討させていただいて、人材確保というところにつなげる形ができればいいのかなというふうに思っております。以上でございます。

19番（多田義一君） 現状の予算では難しいと。恐らくそうですよね。現状の予算では難しいと思えます。市長ですよ、この問題は必ずもうこの10年以内の中で、大きなうねりですごいもう僕は課題として押し掛かってくると思うんですよ。1年でも早くですね、動けば、その分の成果っていうのはこのもってすぐすぐ出ないと思うんですよ。5年先であったり、10年先であったり、15年先であったりというスパンの中で施策の成果が出てきたなっていうのが目に見えてくると思いますが、当然予算的には今ある予算では足りないです。そこに、皆さんの知恵を使って何かしら新たな、もう鹿児島県でも行ってますよね。県の中で鹿児島県育英財団ですかね、育英財団が窓口となって県が基金をつくり、県内の中学校を卒業したもの、さらにその親が鹿児島県に在住者であったとか、いろいろハードルがあって誰もが受けれるような状況ではないんですよ。恐らく、当然基金の予算もありますから、私が調べた数字で言えば恐らく200名程度であったと認識しておりますが、今いろんな県でそういう取組っていうのはもうスタートしてるところで、その鹿児島県の制度に輪をかけて市ができるそういう施策があれば市のほうにもそういう資格者であったり、また今から観光関係でそういう専門学校行ってる子どもたちもいるでしょうから、そういう子どもたちを奄美にもう1回帰って来てほしいと。これがですね、所得の向上にもつながるわけですよ。結局、15万円もらっている給料から1万5,000円の奨学金を返していたと。当然ながら手取り額は13万5,000円になるわけですけども、この分の返済がいらなくなったら1万5,000円という手取りは上がるわけですよ、確実に。これも、所得改善にも大きくつながると思います。この定住人口が増えるということによりまして、地域商業者に活気が出てくると。また、観光客の増加にも十分対応できる。18年間の返済の不安から結婚に踏み出せない若者の後押しができる。そしてまた、子どもが増えるなどといいことしかないんですよ、この人口増えるっていうのは、悪いところっていうのはほとんどなくて、むしろまたその働き盛りの人たちが戻って来れるっていう環境をいかにつくれるかってのはこれもう大きな政治課題だと思います。むしろ、その追い風となる環境が目の前に来てるわけですから、これを捉えたときに、あとはどういう政策で地元若い人たちを帰って来れるか。若い人って、40歳までは対象になるわけですから、40までの方はですね、対象になるわけですから。私はそう考えると、労働人口の確保、また結婚して子どもが多く生まれていくという、そのようないい時代が来れるように、みんなで願ってそこに向かっていくためにどう

いう施策をしたらいいかっていうのを、ちょっと真剣に考えるいいタイミングだと思いますので、是非ですね、これからの市内での検討会の中とかですね、どうしたらこの人手不足が解消できるのか、また定住人口を増やせるのかっていう部分でのアイデアをいっぱい出していただきたいと思います。私は今一つ、アイデアの一つとしてこのようなお話をさせていただきましたが、これは僕は他の自治体の動きを見たときにやはり効果があるから皆さんやってるわけですよね。そこを十分踏まえたくて御検討をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りますが、今市のほうでは各集落、各地域の空き家を調べてるようなお話を聞きますが、その後何か活用をしようと考えがあるのか、お伺いをいたしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 活用の方策ということで、答弁をさせていただきたいと思えます。市のほうで空き家の活用ということで今やってるのが2点、大きくありますが、1点目が平成27年度からスタートしています移住者、これはUターンもIターンも含めてですが、貸し出すことを目的にした戸建て住宅をリフォームする場合の費用の2分の1を最大100万円まで助成する移住・定住住宅リフォーム等の助成金制度を創設をいたしております。これで、空き家の活用を促進してるというところがございます。もう一つは、2点目は鹿児島県の宅建取引業協会と連携した空き家バンクの制度の活用であります。これは空き家を貸したいという物件の所有者が市のほうへ空き家バンク登録を申し込んでいただいて、実際に貸し出すことが可能な物件なのかどうかということを含めて、宅建取引業協会のほうと物件の確認を行ったあとにその移住者のほうに物件を案内するという制度でございます。この二つの制度を活用して、空き家の活用を図ってるということでございます。以上です。

19番（多田義一君） はい、分かりました。初日の師玉議員の一般質問の中で、本気で人口を増やしたい集落応援事業、これに手を挙げた集落があったと。その集落に紡ぐきよら事業を活用して空き家を改修したとかっていうお話をされてましたけども、ちょっと確認なんですけど、例えば集落内にはどこでも空き家はあると思います。その空き家を持っている方が島外にいらっしゃってなかなか連絡が取れない。でも、その方が集落の意向に従いますよってということで、集落のほうが管理をするってということで例えば紡ぐきよら事業でトイレの改修であったりとか、お風呂がない家にお風呂の設置、こういうのは可能なんですかね。可能ですか。ちょっとその辺を。

総務部長（東 美佐夫君） そういう空き家をもし貸していただけるとすれば、そういう事業を活用していただきたいということでございます。先日、所長のほうからそういう話がありましたが、実は喜界のほうで先行して、これは花良治集落というところですが、先行して空き家を集落が改修して集落が管理運営すると、で貸し出すということをやっているそうです。そこを先行モデルとして今回、宇宿集落の方々は視察に行くということでございますので、そういうのを一つ宇宿でもモデルとして奄美市全体でそういうのが広がっていけばというふうに考えておりますので、その点はまた御協力をお願いしたいと思えます。

19番（多田義一君） はい、分かりました。実はやはり、どの集落にも空き家ってあると思うんですよ。その、やはり区長さんであったり、いろんな方が貸したいんだけど、結局トイレが水洗化されていないとか、いろんな問題があって、見には来るもののやはり借りるまでに至らないってケースの多いってのを大分お聞きしてますので、もしそのようなモデルケースとして宇宿集落ですよね、のほうでもしそういう事例が成功されればですね、笠利・住用・名瀬も、農村地域もありますけど、そういう方たちに情報として提供していただいて、それが新たなモデル事業として本当に根付けば僕は大変有意義な、有効な政策だと思いますので、是非後押しをお願いしたいというのと、もう一つはですね、逆の場合ですよね。今度はもう、置いてたら危険な建物ってどの地域でもあると思うんですよ。これを

持ち主のほうに集落から何度お話しても返事が来ないと。撤去してほしいと。行政のほうからも、すいませんこういう形で撤去をしてほしいと出して、最終的にもうその状態をずっと放置していくっていうのはなかなか厳しいと思うんですが、その強制執行とかあり得るんですかね。そういう場合は。そのあり得るのかどうかです、教えてください。

総務部長（東 美佐夫君） 国のほうで昨年ですね、一昨年ですかね、法律が制定されて、強制執行できることになりました。ただ、これ各自治体で条例を制定しないといけないということになってますので、その条例の制度の設計というところが県と今詰めているところがございますので、しばらくそのところは時間をいただきたいと思います。

19番（多田義一君） はい、分かりました。恐らくですね、この場内にいる議員の皆さんも必ずそういう相談はあるだろうと思います。私のところにもやはりそういう相談があって、大変危険であると。何とかしてほしい、奄美市のほうがこれを撤去することができないんですかっていうお話も多く聞いてますので、なるだけ早めにそれが分かれば、広報紙でも何でもですね、周知していただいて対応できるという、その辺のハードルはですね、大変難しいところであろうと思いますけども、まずやはり周知することが大事なことであろうと思いますので、その周知の徹底までお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りますが、今国のほうでも民泊に対しての議論がなされ、民泊規制が緩和の動きとなっておりますが、その緩和後の取組について奄美市として何かお考えがあるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 民泊のケースでございますが、件でございますが、本市において想定される民泊は二つのケースが考えられると思います。一つ目が28年、昨年4月に規制緩和された旅館業法による民泊で、宿泊人数が10人未満の施設でも1人当たり3.3平方メートル以上の面積を有していれば許可が受けられるようになっております。それから、もう一つが今年9月に成立したばかりですが、住宅宿泊事業法による民泊があります。これは、あくまでも住宅を活用した宿泊サービスとしての位置付けということで、宿泊施設の用途が住宅ということでございますので、住居専用地域でも営業が可能になるということでございます。こういった二つのケースが考えられますが、先ほど申し上げました住宅宿泊事業に関しましては、こういった先行地についてはごみの問題であるとか、騒音であるとか、近隣トラブルが発生しておりますので、関係機関とも連携し民泊に関するセミナーなどもですね、開催いたしまして状況をいろいろと判断していきたいと思います。以上です。

19番（多田義一君） 状況をいろいろ判断したいということですね。実際にその用途指定の問題とかいろいろあると思うんですけども、その住宅地に実際申請があった場合、市としては受ける方向で考えてるっていう認識でいいんですかね。そこをちょっと確認させてください。

商工観光部長（菊田和仁君） 用途指定の件ですね、ちょっと御質問ではなかったと思って、今ちょっと省略させていただきましたが、旅館業法による簡易宿所、この場合としての営業の場合はですね、用途地域による建築物の用途制限がございます。そのことで、住居専用地域では今言った簡易宿所は営業できないということになります。先ほど申し上げました、今度は新しい法律に基づく住宅宿泊事業法による民泊については、あくまでも住宅でございますので、住居専用地域でも営業が可能だということでございます。よろしく申し上げます。

19番（多田義一君） はい、分かりました。もう、実際これやっぱりカラクリはあるんですね。民泊って言って、すごい聞こえはよくて、何かすごい開けたような、華やかな光が差したような感じを受ける

方もいっぱいいると思うんですけど、結局営利目的では成り立たないんですよ。民泊、僕もいろいろネットで調べてみたんですが、年間180日以内とかですね、さまざまな規制があって、あくまでも宿泊業ではなく、家なんですよ、住宅。指定は住宅なんで、用途指定の網掛けにも引っかかりませんよってというのが国の見解なんですよ。それ以上で考える場合、営利目的として考える場合は、やはり簡易型宿泊所ってなると、やはり用途指定がしっかり定められている地域でなければできませんよ。だから、これは前もってはっきりしてるんで、僕はさほど問題にならないのかなと思います。なぜ、この質問をしたかと言いますと、やはり市内のほうからそういう、やりたいですとかどうですかっていうお話があって、いろいろ話をしているとなかなか難しいのかなって少し思ったんですけども、いろいろ調べた結果、やはりその民泊は事業としてはなかなか成り立ちにくいっていう背景があるから、国のほうも住宅地でいいですよ。ただ、その騒音などの苦情の部分は今後恐らく出るであろうということで、国のほうでその苦情はまとめて受けるという指針は出てますよね。恐らく、コールセンターを開設して、各自治体でそのクレームを聞くんじゃなく、国が一括で聞いたうえで修正なりその当該自治体に指導していくっていうふうな流れになっているようですので、今後また注視しながらですね、恐らくそういう問い合わせが多数出てくると思うんですよ。これからですね。そこに、またしっかりと受け答えができるような早めの対応を是非お願いしたいと思います。むしろ、広報紙などで積極的に発信していくと、そういう制度をですね。それも必要かなと思いますので、そこまで含めた取組、対応をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。世界自然遺産についてであります。その私もいろいろ資料を見させていただいて、奄美地域内におけるエリア周辺の整備っていうのは、ちょっと見てるんですけども、その整備計画っていうのが今こう何ができるとか、こういうのが分かる部分でもしあれば教えていただきたいっていうのが一つありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

市民部長（前田和男君） 御質問の整備計画というのは、多分先日の国立公園の指定の際に出た、国立公園の施設整備計画をおっしゃってると思いますが、まず国立公園につきましては、特別保護地区と第1種特別地域、さらに第2種、第3種、普通という形でゾーン分けを、区域を分けております。その中で、いわゆるコアゾーンと言われる特別保護地区、第1種特別地域につきましては、特に厳正な保護を図る区域とされているところでございます。第1種特別地域につきましては特別保護地区に準ずる保護を図る区域とされており、法律により開発行為が厳しく規制をされております。先ほど、整備計画のお話が出ましたので、整備計画のほうで申し上げますと、基本的に整備計画に載ってる地域は既存施設がある場所ですね、例えばマングローブパークだとか、そういう、大浜海浜公園だとか、そういう施設があるところをそのまま利用すると。新たに施設整備をするというよりは、例えば道路の補修と言ったらおかしですけど、少し管理をきちんとする。そういう意味で金作原などについても書いてございますが、これもむしろ施設利用についてきちんとした管理をするという意味での公園。ちなみに3月には林野庁がゲートを設置しております。当初は鍵をかけておりませんでしたが、4月の中旬からは施錠をして車両の進入を制限すると。そういう形での管理計画、整備計画というよりはむしろ管理をきちんとするという意味での整備計画というふうになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

19番（多田義一君） 分かりました。今、施錠もしてる地区って、どこって言いましたっけ。

市民部長（前田和男君） 金作原のコア、金作原林道のいわゆる出入り口ですね。そちらのほうはゲートを付けて、施錠をした上で、もちろん施錠、届を出すと施錠を外して車も入れるようにはなってますが、基本そういう形での管理を少し強化しているということです。

19番（多田義一君） このような判断、今林野庁って言いましたかね、林野庁の方の判断でっていうお

話でしたが、実はこのような場所って多分この地域内周辺にたくさんあると思うんですよ。例えば住用の旧三太郎峠ですよ。あそこ、皆さんも行ったことのある方はたくさんいらっしゃると思うんですが、今観光客のレンタカーの車が相当深夜、日が落ちた後の1時間程度は多いんですよ。向こうはクロウサギがものすごい多いところなんです。僕も実際行ってみたんですが、登ってる間に14匹見ました。もう、本当に。逆にびっくりしたぐらいですよ。やはり、そういうお話って広がってるんですよ。広がって、今ならば、ねならば、相当行くんですよ、向こうに。両方から来るんですよ、分かんないんで。片方も、反対側からもですね。これ、そのうち僕クロウサギやっぱ轢かれてもおかしくないのかなと思ったりするんですよ。そういう保護ですよ、保護の判断っていうのは誰、どこでするんですか。その市がそういう提案をできるのか。先ほどは林野庁っていう話でしたが、むしろ環境庁なのか、そこら辺にそういうお話っていうのはどうしたらできるのかなと。

市民部長（前田和男君） 御質問の中にあつたクロウサギの交通事故はかなり今問題になってます。一つはマングースの駆除作業が順調にしているということで、クロウサギの数が増えてきた。それが一つは要因でいろんなところでクロウサギを普通に見れるようになってきたということもありますが、今その保護については当然環境省、県、私ども本島内の5市町村で協議をしながら、このクロウサギの保護活動についてどういう方向であればいいのかということを含めて議論をしているところです。交通事故の防止としては、速度減速帯ということで、市道のほうには設置してないんですが、市道から脇道に入る、クロウサギがよく見える道のところには敢えてそこでこぼこを造って、車がスピードを出せないような設備をしたりとか。今年、またそれについても少し個所を増やして進めていきたいということで、今議論をしているところです。以上です。

19番（多田義一君） その話を聞いて、ちょっと安心しました。やはり、もう来年に控えている中で、何かやっぱ僕たち、普通の素人が見てもこれちょっと危ないだろうと思うんですよ。それをどこでどう議論してるんだらうかっていうことが見えなくて、これもう次のちょっと質問に移りますけども、実際、今回ノネコの条例も罰則規定が盛り込まれ出てきますけども、実際奄美に来られるそういう学識経験者、教授の先生方だったりとか、そういう方が皆さんやっぱ同じようなことを言いますよね。猫が一番問題であると。それは、すごく僕なんかにも伝わってくるんですよ。今回、条例も改正するっていう流れになってますけども、このような環境問題ってやっぱ特殊じゃないですか。特殊であつて、素人が考えても分からないところからの意見っていうのは、やっぱ専門家から見てこう提案だったり助言だったりっていうのがいろいろできるんだと思うんですが、市はそういう専門的アドバイザーをもらったりとかする方はいらっしゃるのか、どういう方をお願いしてどんな方向に向かっているのかですね、ちょっと見えづらいんですよ。なんか、それぞれがこう言ってるのが何か最もに聞こえてくると、どういったらいいのかわからなくなってしまうと思うんですよ。だから、行政に対するそういうアドバイザー的な方が誰かいらっしゃるのかなっていうのが、すごく疑問だったのでこの質問をさせてもらいますが、いかがですか。

市民部長（前田和男君） 本市のほうでアドバイザーとして特に定めてお願いしている方はいらっしゃいません。ただ、世界自然遺産につきましても、国立公園の時点でもそうでしたが、特に世界自然遺産では科学委員会であるとか、そういう国のほうから専門的な知識を持っていらっしゃる方を委員として迎えた会議がございます。地域協議会、地域連絡会議だったですかね、そういうところで常に国・県・それぞれの自治体が情報を得る形で共有の考え方、共通の考え方を持てるような形で会議を開いたり、情報が流れてきたりという形で、現在は歩調を合わせていろんなことをやっているということで御理解いただければと思います。

19番（多田義一君） なんか、分かるような気もしなくはないですが、すごく効率が悪いなって思うんですよね。例えば、その世界で有名な権威の学識者とか、そういう方たち数名に奄美市からその環境であったり、その保全であったりとかいろんな部分のアドバイスをもらうっていう形で、そういう組織をつくってしまったほうが市も動きやすいじゃないですか。要はやっぱり環境に関してはどう考えても素人なんですよ、あの人たちからすると。素人なんで、やっぱりそのプロの皆さんがこうしたほうがいいとか、こう例えば金作原もそうですけども、恐らくですね、あれどんどん人が入るようになってくると気づかずに死滅させてしまう動植物もたくさんいると思うんですよ。その辺って、プロが見ないと分かんないですよ。ど素人が見ても単なる草でしかないかもしれない。でも、それが学識的に大変貴重なものかもしれないですよ。そこら辺の部分も含めて、今後どうあるべきかっていうのは、そういうプロにこうお願いしたほうが僕は早いんじゃないかなって思うんですよ。それがもう、来年につながるし、むしろ視察があるのはもう年内ですよ。もう、今この場でこう言ってもちょっと遅いのかもかもしれませんが、その辺のお考え、どうですか。

市民部長（前田和男君） 今、本市は世界自然遺産に向けていろんな形で活動しております。ただ、世界自然遺産登録に向けてはまず国がそのエリアを選定をして、それを委員会のほうにかけると。そのために、国のほうから一つきちんとした指針が出て、それに県、市町村が合わさってそういう環境をつくっていくという流れをまず今はつくらないといけない時期だと思っております。そうしないと、奄美市だけが独自で何かをやり始めると、逆に世界自然遺産登録を目指すうえでは国と歩調がずれてしまうと、それはあまり、現時点ではよいことにはならないと思っておりますので、今の時点では国・県、本島内5市町村、足並みを揃えてきちんと同じ方向に向いて進んでいくのが重要だと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

19番（多田義一君） 時間もなくなってきましたが、私が見たネットの中でこういう記述がありました。なぜ、奄美・沖縄諸島の世界自然遺産が遅れてるのかっていう文ですよ。これが成功すると、日本で5例目ですよ。屋久島、白神、知床、小笠原、奄美とくるわけですけど、その理由の中でやはり自然を保護するという、一番その保護担保措置が遅れたっていうのが一番の原因じゃないかって部分が謳われてました。当然、そこには猫の問題もあります。しかし、一番見落としがちなところですよ。人なんですよ。人間なんですよ、一番最大の問題はやはり人のモラルであるということ、すごくその社説では言われてました。ここで、次の質問に移りますが、その条例のあり方について、どのようにお考えかお聞かせください。

市民部長（前田和男君） 条例のあり方ということで御質問ですが、奄美市では関連条例といたしまして希少野生動植物の保護に関する条例、ヤギの放し飼い防止に関する条例、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例、この三つが主なんです、いずれの条例も当初は先例地等を参考にしながらつくっております。ただ、今回の飼い猫の改正につきましては、大学教授、NPO法人、動物病院の理事長さん、森林研究所の鳥獣生態研究室の博士等からいろんな御指導いただいて、担保措置となるような条例改正を行ったつもりですので、御理解いただきたいと思えます。

19番（多田義一君） もう時間がありませんので、もう話ができませんが、是非ですね、その人に、人をしっかりと指導できるような形の条例づくりっていうのが必要じゃないかっていうこともありましたので、今後とも鋭意努力して頑張ってもらいたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で、自民新風会 多田義一君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後2時30分）

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自民新風会 安田壮平君の発言を許可いたします。

13番（安田壮平君） 皆さま、こんにちは。自民新風会の安田壮平です。一般質問にあたり、まずは一言所見を述べます。

新しい年度が始まり、2か月半が経ちました。当局におかれましてはこの春の人事異動により新しい職場に付かれた方もたくさんいらっしゃると思いますが、そろそろ慣れてきたころでしょうか。議場内、当局席を見渡しましてもフレッシュなお顔触れが拝見できます。私ども議会を恐れることなく、お互いに市民のために真心の言葉でぶつかり合って、いい汗を流したいと思います。よろしく願いいたします。

さて、3月定例会の一般質問で奄美市だよりにて市民や観光客に向けて本市の歴史、文化、自然環境などについてのコラムを連載、発信することを提案しましたところ、さっそくこの6月号において奄美大島の自然に関する特集記事が組まれました。担当課職員の皆様にはすばやい御対応に感謝しますとともに、今後も隔月で連載することを楽しみにしたいと存じます。また、この数か月で最も印象に残ったニュースとしては、一昨日大迫議員も述べられていましたが昨年の出生数が97万人と明治32年の統計開始以降、初めて100万人を割ったことです。死亡数は130万人で戦後最多、人口の自然減も33万人で過去最大、日本の総人口は現在約1億2,600万人。国立社人研の推計では今から36年後の2053年には1億人を割り、その12年後の2065年には9,000万人を割るとされます。地方創生の目標である2060年に1億人程度を維持することは実現が厳しい状況です。実は先日、石破茂前地方創生担当大臣の講演を伺う機会に恵まれました。講演の冒頭、代議士は恐ろしい勢いで進む我が国の人口減少問題に触れ、このままでは国が潰れるという危機感を表明されました。そして、いくつかの処方箋を示されましたが、特に観光の分野においては次の四つの宝、即ち春夏秋冬の四季。豊かで美しい自然環境。奥深い伝統文化、芸術。酒と料理。これらを磨き、発信していくことが大事とのお話でした。人口減少問題に戻れば子育て世代の負担をいかに減らすかということで、大学までの教育無償化やその財源としての教育国債、あるいは子ども保険という議論が国会で行われています。また、この奄美においても顕著になりつつある労働力不足をいかに補うかという観点からは、シニア層や主婦層の労働市場への参入、人工知能、いわゆるAIによる代替、または外国人労働力の受入なども大切な論点です。人口増加に向けて最大限の努力をすると同時に、人口減少を見据えた地域社会へのシフトを図ることも現実的な対応と言えるでしょう。今後の奄美市の総合計画や各種計画にも、この大事な視座が反映されるよう、まずは議会が議論をリードしていくことを念じ、質問に入ります。

まず、世界自然遺産登録に向けて。国際自然保護連合、IUCNの現地調査について。今年の秋ごろ行われる現地調査の内容や地元の受入態勢のあり方はいかがかということで、IUCNの現地調査視察に関して、時期、行程、調査場所、調査内容などの概要、調査の公開性、地元住民との意見交換の有無などについて、現時点で分かる範囲でお示しください。また、地元の気運が重要と言われますが、それをどのように調査するのかお分かりになればお示しください。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、安田議員にさっそく御答弁させていただきます。既に報道等で御案内のとおり、去る2月に世界自然遺産登録に向けた推薦書が政府からユネスコへ提出されるとともに、3月

7日には奄美群島が国立公園に指定され登録に向けた法的な保護担保措置が整ったところであり、議員御案内のとおり、今後ユネスコの諮問機関でありますIUCNの現地視察を控えております。そこで、環境省に確認をいたしましたところ、議員今御質問の時期については今年の夏から秋ごろを予定しているが、現時点では決まっていないと。今後、IUCNと調整していくことになるということでもあります。また、地元の気運に関する調査方法をはじめ、議員が今お話になりました行程、調査場所、調査内容、調査の公開・非公開、意見交換の有無等につきましても、国がこれから調整を行うということでございます。市といたしましても世界自然遺産登録へ向けた取組状況の説明を求めた際にはしっかりと対応できるように準備を進めてまいりたいと考えております。また、国・県と連携を密にしながら、現地視察に関する情報が入った際には随時お伝えしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。以上です。

13番（安田壮平君） 御答弁、ありがとうございます。現時点では未定ということで、これからいろいろ調整をしていく中で、情報が入り次第、また市民向けにもお伝えをしていただけたということでしたので、是非それはお願いしたいと思っておりますが、この質問をしたのはいよいよ時期が迫ってきていて、次の定例会ではこの質問をしても間に合わないかもしれないということですね、させていただきました。いよいよだということでは心の準備、緊張感を高め保っていく、そしてまた覚悟、決意を示していく段階に来てるのかなというふうに思っております。それながら、昨日の橋口議員の話の中にもありましたが、まだまだその地元住民全体にまでですね、その気運というものが行きわたっているのか、理解が浸透しているのか、というところがやはり私自身も少し心もとない思いがしているのも確かであります。地元住民の方々にもですね、しっかり当事者意識を持っていただく必要があろうかと思っております、やはり分かったことはいち早く市民向けに発信をしていただきたいと思いますし、そしてまた、その意見交換があるといいなと思った理由の一つがですね、やはりできればその地元の子どもたち、若者たち、小・中校生たちとですね、そういった専門の方々とのそういう意見交換の場、セッションの場があって、そういう若い世代に奄美の自然のすばらしさをですね、こう知っていただく一つの機会になればなというふうにも思いましたので、こういうことを問わせていただきました。そういう機会ができればなと思う次第であります、続いて次の質問に移ります。

市長の世界遺産委員会の視察について、市長が今夏、開催される第41回世界遺産委員会を視察し、広報や協力依頼を行うことへの見解はということですが、私が以前定例会で同じ質問をした際の答弁は世界遺産委員会の視察についても数年後に控える世界自然遺産登録の可否の前に行うことも重要なことであると考えられますという答弁でした。早ければそれが来年に迫っていますが、世界遺産委員会が一つの外交、国際政治の舞台であること、また近年の世界遺産登録の審査が厳しくなっていることに鑑み、市長や担当者がその現場を視察し情報収集をしたり、奄美・沖縄の広報や委員国への協力依頼をしたりする必要性はないのかについてお示してください。

市民部長（前田和男君） 市長が世界自然遺産委員会のほうへ出向けば、行くのはどうかということですが、世界遺産委員会は各国政府の代表団により世界遺産に推薦されている物件などの登録に関する審査や、既に登録されている世界遺産の保全状況等の審議を行う会議でございます。例年6月下旬から7月中旬にかけて実施されており、今年は7月2日から7月12日までの日程でポーランドのクラクフという都市において開かれることが決定いたしております。平成25年3月定例会で同様の御質問を議員よりいただき、世界遺産委員会の視察について、先ほど議員が述べたように世界自然遺産登録の可否の前に行うことも重要であると考えられると答弁させていただいたところです。その後、政府代表団には入れないため、ロビー活動等もままにならないという情報をいただき、現地まで赴くことは控えたいと考えているところでございます。また、世界遺産委員会の場での広報活動につきましても我が国の政府代表団が鹿児島・沖縄両県や私ども地元の意向を踏まえ適切に対応していただけるものと考えて

おります。そのため、今後も国・県と情報共有を図り、必要な要望等を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

13番（安田壮平君） はい、ありがとうございます。政府代表団っていうのは主にその国のお役人さんたちだったり、あるいはまた大臣とか政治家の方々であろうかと思えます。もちろん、基本はそうなんでしょうけども、やはり奄美・琉球の中ですね、特にその奄美・徳之島、奄美群島の代表とも言える奄美市長、朝山市長がですね、ただこう地元で待つだけじゃなくて、やっぱり積極的に動いていく可能性というかですね、必要性もあるんじゃないかなという思いでお聞きしましたが、基本のスタンスはそういうことよろしいかと思えますが、けどもやはり何かあるときはですね、直ちにこう動けるような、市長じゃなくてももうその担当課の職員の方でもいいかと思えますが、是非そういう体制は取っていただいて、そして常時その政府代表団の方々ともですね、しっかり綿密な連携を取っていただきたいと思えます。ちなみに、今年のこの第41回世界遺産委員会はポーランドの南部、クラクフで行われるということですが、申し上げたとおり、ここは純粋なですね、本当に純粋なそういう学術的な価値とかですね、科学的な価値だけで審査されるのかなというところもやっぱり若干ありまして、いろいろ情報を見たところですね、やっぱり一つのその外交、国際政治、いろんな駆け引きがあると。国と国とのその相性とか仲のよさとかですね、そういうのも働く世界であるんじゃないかなというふうに感じております。ちなみにですね、この世界遺産委員会、現在この委員となっている国、委員国の数はいくつあるか御存知でしょうか。

市民部長（前田和男君） 世界遺産委員会の委員国につきましては、21か国となっております。

13番（安田壮平君） 21か国ありまして、それぞれアジアとかヨーロッパとかそれぞれの地域から代表となる委員国が選ばれているわけですが、アジアに関して、特に東アジアに関しては現在日本はこの委員国から外れております。入ってるのが韓国であるということが一つあります。

また、ちょっと質問を変えますが、その世界遺産委員会の前提となる自然遺産で言えばIUCN、国際自然保護連合、そして世界文化遺産で言えばICOMOSという、正式名称は国際記念物遺跡会議と言いますが、ICOMOSという団体がいろいろその世界文化遺産を調べて、世界遺産委員会に勧告をお渡しするということではありますが、このICOMOSとですねIUCNが出す勧告、いろいろ調査、現地調査、現地視察をしたうえでのその勧告がですね、何種類あるかっていうのはお調べになってますか。

市民部長（前田和男君） IUCNの勧告につきましては、評価として記載、不記載および再照会または延期の3種類ございます。その年の世界委員会の開催前に勧告を受ける物件を推薦予定の国に伝えられているようでございます。

13番（安田壮平君） そうですね、日本語にどう訳すかっていうところもありますが、登録、不登録、そしてまた登録の延期と情報照会を分けるか一緒にするかっていうのもありますけども、三つないし四つ、勧告があるということでもあります。ちなみにですね、今その世界遺産の委員会の審査がどれぐらい厳しくなっているかというのをですね、ちょっと現実的な数字でお示ししたいと思うのですが、まず今年の7月にそのポーランドで行われる審査においては、要は今年審査されるっていうことは去年そのIUCNなりICOMOSがですね、世界各国、いろいろ視察をしてその結果ということですが、奄美が該当する世界自然遺産については8件中4件が登録、それ以外は不登録とか延期とかであります。中にはもう取り下げたという事例もですね、もう既にあります。世界文化遺産については29件中13件が登録、残り16件は登録以外の勧告が出たということでもあります。近い例で言えばですね、これ文化遺産

になりますけれども、今年の沖ノ島の、福岡県の沖ノ島、正式名称「神宿る島」宗像沖ノ島と関連遺産群、これ御案内のとおり構成資産の8件中4件が除外せよという条件付きで登録になりました。これがですね、今度のこのポーランドでも審査をされて、恐らくこの条件付きのまま登録になるのかなというふうにも思います。また、4年前、平成25年、武家の古都鎌倉、これがですね、これも世界文化遺産ですけれどもICOMOSから不登録が勧告をされまして、結局その世界遺産委員会の審査の前に取り下げられたという経緯があります。ただですね、もちろんそのIUCNなりICOMOSの勧告がそのまま世界遺産委員会の決定になるわけでもなく、昨年の世界遺産委員会のパリで行われたこの委員会の例でいけば、自然遺産に関しては11件中3件が登録だったんですけどもれども、最終的な決定は11件中6件、3件はそのIUCNの勧告を覆してですね、正式に登録されたという事例もあります。文化遺産に関しても21件中8件のみが登録というICOMOSの勧告でしたが、蓋を開けてみれば4件増えて、21件中12件が登録されたということで、そこにはいろいろとですね、国の追加の説明があったりとか、いろいろな努力があつてですね、この決定を覆したということでもありますけども、ざっと見る感じ、この近年においてはやはりこの審査を受けたからって言うてですね、2件に1件ぐらいしか通らないんだって言うてですね、そういう厳しい状況にあるという認識を持っていただきたいと。また、今回IUCNがどういう勧告を出すか分かりませんが、万が一不登録になってですね、それが世界遺産委員会でそのままもう取り下げず、そのまま審査を受けて万が一仮に不登録になった場合は、もう二度とこの奄美・琉球という地域はですね、世界遺産委員会に、その後いろいろ条件整備をしても申請できないということになりますので、是非そういう状況は厳しいという認識に立ってしっかりさまざまな情報を収集して国との連携を、綿密な連携をですね、さらに深めていただければなというふうに思います。

続いて、生物多様性地域戦略についてお尋ねします。本戦略が26年度に策定されました。こういった冊子であります。これまでの進捗状況はいかがか、また今後の進め方や広報のあり方をどのように考えているか、お示してください。

市民部長（前田和男君） お答えします。議員御案内のとおり、奄美大島生物多様性地域戦略は奄美大島における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する総合的な計画として平成26年度に島内5市町村が共同で作成したところでございます。戦略では重要施策として8つの施策と19事業を、目標達成のために実施する行動計画として105の事業を設定いたしております。戦略の進行管理及び見直しなどの実施、関係機関との連絡調整を行うということで、計画では「（仮称）奄美大島生物多様性・推進協議会」となっておりますが、現在島内5市町村で構成しております奄美大島自然保護協議会がその業務を行うこととしております。戦略で設定される事業と各市町村で実施している事業とはそれぞれ別立ての項目となっておりますので、現在事務局であります環境対策課において進捗状況に関する評価方法を含めた整理を行い、構成市町村に投げかけているところでございます。進捗状況の公表につきましては、整理を行ったあと各市町村のホームページや報道等を通して行ってまいりたいと考えております。以上です。

13番（安田壮平君） この生物多様性地域戦略、26年度策定されて、27・28・29と今年が3年目、入ってきたわけなんですけれども、これがですね、あんまりなかなかどのように活用されているのかがいまいこう伝わってこない。もちろん、猫対策、ノネコ対策、あとこういう、この地域戦略でですね、則ってやってるというのは分かるんですけども、そしてまた猫問題ばかりがですね、どうしてちょっと私自身も意識が行きがちで、ほかの様々な問題、盗掘であつたりですね、先ほど多田議員がおっしゃいましたけども、いろいろと利用に関するルールづくりとかですね、ほかの問題はどうなってるんだろうと。猫だけじゃなくてですね、全体的にどのような進捗を見せてるんだろうというところが非常に気になっての質問であります。この、先ほど部長もおっしゃいましたが、この地域戦略の中には

奄美大島5市町村、奄美大島全体が目指す10年後、50年後の目標という文章もですね、そういう具体的なイメージも持っていますし、そしてまた重点施策として外来生物バスターズ、マングローブ再生モデル事業、生物多様性遊歩道（仮称）、里のエコツアー拠点整備、新観光マスタープラン作成、奄美大島自然大使などですね、非常にとてもこうキャッチーなというかですね、目を引くような、ああいいなと思う施策もですね、かなり盛り込まれています。だけれども、それがどのように進んできているのかっていうのはなかなか伝わってきてないと感じております。今後はですね、いろいろと5市町村でしっかり情報を把握をして、いろいろ共有をして、そしてまたホームページや報道などでアピールをしていただきたいと思います。この生物多様性地域戦略、本当にいいもの、中身もいいもの、とても大事なものだと思しますので、これを是非とも大いに、全庁的にですね、活用していただきたいというふうに思うんですけども、引き続き質問になりますが、この戦略は内容が多分野にわたることから、奄美群島振興開発計画や各自治体の総合計画などとも照らし合わせながら進めていくこととなっており、推進体制の確立が肝要と考えます。先ほど、協議会ですね、自然保護協議会の話がありましたけれども、そこが中心となってやっていくということでしたが、この中に載っております奄美大島・生物多様性戦略専門家会議（仮称）、これ先ほどの多田議員の質問にもですね、こういう組織とかこういうアドバイザー的な存在が必要じゃないかということもありましたが、実際にこれにですね、盛り込まれているわけなんですけれども、こういう組織の確立は進んでいるのか、また奄美市においては庁内関係各課との協議は定期的に行われているのか、お示してください。

市民部長（前田和男君） 御質問の奄美大島・生物多様性戦略専門家会議、仮称でございますが、につきましては現在まだ設置いたしておりませんが、戦略の中で平成31年度に中間評価と必要な改定を行うとさせていただいておりますので、これに間に合うように平成30年度中に設置をしたいというふうに考えているところでございます。また、本戦略に関する庁内関係各課との協議につきましても、まず評価方法の整理がまだ終わってないというところで、これを今急いでいるところでございます。この整理後に関係各課との調整を行いたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。いろいろ、本当たくさん環境対策課ですね、いろいろたくさんのお仕事があるでしょうからなかなか大変なのは理解はしているつもりです。先ほど申しました重点施策においても、その公共工事、公共事業に関するものが出てきたり、あるいは観光に関するものが出てきたり。そしてまた、行動計画においても例えば市街地の緑化推進とかいろいろですね、本当に環境対策課だけじゃなくて各課にまたがる、環境教育という面では教育委員会にもまたがるような、そういうものですね、盛り込まれて、非常にその国立公園、世界自然遺産を目指した地域づくりのこれベースとなる大事な戦略だというふうに認識しているんですけども、だけれどもこの平成26年度、これが策定されたあとですね、昨年度、28年度に奄美市の総合計画後期基本計画が策定されましたが、その中にはですね、ほとんど反映されてないというか、確かにその環境の分野にはですね、この生物多様性地域戦略っていう言葉が出てきたんですけども、それ以外の観光の分野、教育の分野、あるいは公共工事の分野、そういうものにはですね、これが触れられてない。その理念は盛り込んだと言えばですね、言えなくもないんでしょうけれども、やっぱりこれをもうちょっとしっかり打ち出していきべきじゃないかというふうに思います。これをベースにですね、そういった市のさまざまな総合計画はじめさまざまな計画を考えていくことが、やはり先ほど申しました世界自然遺産に相応しい地域づくりにつながっていくのではないかと。ちょっと厳しい言葉を用いれば、今の奄美市の総合計画は見方によっては何て言いますか、平均的って言うかですね、逆に言えばこうちょっと特徴が、その世界自然遺産を目指す地域としての特徴に欠ける、ちょっと物足りない、そういうものになってはいまいかというふうに思います。言え、本当あれですね、総合計画とか、そしてまた地方創生総合戦略とか、そしてまた奄振の振興開発計画とかさまざまな計画の中でですね、行政も動いているとは思いますが。だけれども、やっぱ

り奄美が世界自然遺産を目指す、国立公園という制度を最大限に生かすというふうに考えた場合、やっぱりこれをですね、もっともっとその根幹に、ベースに据えていただきたい。それこそがですね、自然、歴史、文化を大事にした地域づくりにつながっていくんじゃないかなと、奄美の本当の宝というか、大事なものを守っていきける、そういう地域になっていくんじゃないかなというふうに思います。この点について、市長何か御見解あれば伺いたく思います。

市長（朝山 毅君） 議員のおっしゃるとおり、市の総合計画について自然遺産に対する位置付けが乏しいという御指摘はまさにそのとおりであると思います。ただ、自然遺産登録については大島本島内5市町村が共有する資産をお互いに有機的につないでいこうというふうなことであります。しかも、今般の自然遺産については奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島、この四つ、広大にわたる四つのテリトリーを一緒にまとめた形になっております。従って、それぞれの思いと言いますか、が少しずつこう、漸く足並みが揃ってきたというふうな実態であります。従って、スタートはそれぞれ時間差があったと。漸く2月に国がユネスコに申請した時点で揃ってきたという経緯もございまして、そこがやはりそれぞれの地域住民に御理解や情報公開など浸透していなかった部分があったこともこれは事実であろうと思います。そういう中で、私どもが考えておりますことは、まずそれぞれの市町村役場において自然遺産に関する職員の配置、そして広域事務組合における職員の配置。同時に奄美大島本島5市町村でお互いで共通の目標、目的を持って、その自然遺産というこの大きな課題に対して、将来にわたっていく課題に対してお互いの協議をしようという協議会をつくっております。これはまだ、負担金を出さずに任意の協議会ではありますが、そのことによってお互いの思いが一つになって、今地方創生法案などを活用させていただいてDMO事業、また鯉の駆除を含め、また野草、外来種の駆除事業などをして、相当の、約2億円相当の今予算を5市町村でそれぞれ確保しながら事業やっております。そういう意味において、奄美市だけの位置付けについては確かに議員のおっしゃる御指摘はまさにそのとおりであろうと私自身も思っておりますが、今後確実にその自然遺産というのが登録されていきますと、にわかにインフラを含め形が体をなしていくものと私は思っております。そのための準備、そして情報の収集、そして計画はしっかり持っていなければいけないと思っております。ちょっと余談になりますけれども、その道の権威ある人にお伺いいたしますと、学術的には申し分のない生態系であると。これはまず、間違いなく世界の中における位置付けとして確実に自然遺産という、そういう面からなるかもしれないが、ただいろんな意味においてこれを継続して確実に恒常的に将来につなげていくことができるであろうか、そういう環境にあるかということも大きな視点になりますよという、御示唆と言いますか、そういう御教授をいただいております。それは、とりもなおさず先ほど議員がおっしゃったように、地域住民一人ひとりが、もちろん行政はもとよりであります。自覚を持って環境を守り美化と整え、いろんな意味において、多岐にわたることを自覚をして地域を守っていくということがないといけませんよというふうな、やはり厳しい審査の過程でもあるというふうなことで、併せて先ほどの市長はその際にそこでロビー活動でもということでもありましたが、それについても鹿児島県は文化遺産のときに知事をはじめ職員も相当行きました。いろんな形で、やはりああいう場所であまりこうロビー活動はできないというふうなことも伺っております。ただ、専門家の立場ではそういうことをしっかりやって、次の時代までずっと恒常的に守っていく地域社会の熱意、また自覚、それらは確実に必要でありますという御教授と言いますか御意見もいただいておりますので、そういうことで今後これが形あるものになっていきますと確実にそれぞれの当該市町村、位置付けをして、経済資源であり観光資源であり文化資源であり、あらゆる資金循環のもとになる我々の先人が残した遺産であろうと思っておりますので、その際には確実にそれぞれの市町村の計画の中に大きく位置付けされる我々の大きな課題のこの自然遺産であろうと思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

13番（安田壮平君） 今、市長の熱い思いを伺いまして、少し、少しと言うかですね、いろいろ安心しましたというか、よかったなと思います。世界遺産に向けて、もう是非とも本当に確かな道筋を描いていただいて、しっかり来年はみんなで喜べるようにですね、また緩みなく緊張感を持って取り組んでいただきたいと思ひますし、そしてまた先ほど申しましたがこの生物多様性地域戦略は10年間の計画、書いていますし、そしてまたその50年後の奄美の理想とする姿というものも書いていますので、今後の奄美市のさまざまな計画にですね、しっかりと反映されるように、その理念と言うか精神と言うかですね、そしてまた具体策についてもですね、反映されるように、そこは是非とも要請をしたいと思ひます。

続いて、教育行政に関して、名瀬・住用地区学校給食センター整備とそれに伴う財政効果について伺います。建設費の見通しと自校方式を維持する場合などと比較した際の財政効果はいかがかということについてお示してください。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、お答えをさせていただきます。まず、事業費の関係でございますが、本年度本体工事に着工してまいります。本議会でも契約議案を上程をさせていただいておりますが、29年度から30年度の本体工事、これと受配施設、学校側で給食を受けるための施設、これの新築工事費、これを合わせまして14億円を見込んでおります。それから、平成27年度に土地を購入いたしました、これで約1億円かかっております。それから、平成28年度の土地の造成、それから地質調査、基本実施設計業務委託と車庫の建築工事、これで1億円。それから、これは来年度、平成30年度になりますけれども、今度は学校の先ほど言った受配施設のうちの改修工事に対応する分、これが1億円。以上、合計をしますと約17億円ということになります。それから、自校方式で対応した場合の比較ということなんです、ここでちょっと説明をさせていただきますとただいま学校にある給食室、これを現在の衛生管理基準、これに合わせて建て替えをするということになりますと、完全ドライ化、それから区画化、それからアレルギー対応、そういうことを考えますと現在の給食室と比べまして2倍からの施設が必要になるだろうということでございます。学校で給食を提供しながら別個新築をしないといけないという状況になりますので、今の学校の敷地の中でそれをするのは大変難しいということが一つ。それから、17校、これをすべて整備をやり替えるということになりますと、年数にしましても相当年数が必要だろうということがあるということと、あと一つが費用の問題です。17校をすべて維持をしたままで新築をするというふうなことで積算をしてみますと、45億円ぐらいかかるんじゃないかというふうに現在考えております。それから、以前奄美市のほうで検討されました2・3か所のセンターの整備ということにつきましては、3か所のセンターを整備をするということで仮に計算をいたしますと、23億円程度かかるということになります。今回、新しいセンターを衛生基準をちゃんと満たしたセンターを整備をしたいというふうに今考えて作業を進めておりますので、先ほど言いました土地の問題、それから年数の問題、費用の問題、これを総合的に考えたうえでの決定でございますので、御理解のほうをよろしくお願ひをいたします。

13番（安田壮平君） はい、分かりました。ありがとうございます。給食センターに関してですね、いろいろデメリットとリスクとかですね、そういう声が大きく聞こえるものですから、どんなメリットがあるんだろうということもですね、是非もっともとそのアピールしていただきたいなという思いからの質問であります、このセンター化によって17億円、そしてもし自校方式を維持した場合、45億円ということで差し引き、単純計算すれば28億円。また、その土地の問題とかいろいろ、この含まれてない難しい問題もあるでしょうから、やっぱりそういう、これも一つですね、約30億円という財政の節約効果、これも大事なメリットだと思います。また、そこで節約された分をどのように考えて、どのように生かすかということも大事ではないかと。これを教育の充実に使うとかですね、若しくは今奄美市、その小規模校をしっかりと存続させるという方針でやっていますので、そのためにもこれ

は、このセンター化っていうのは大事なやり方であるというふうにも考えられますし、そこは是非いろいろとアピールをですね、増やしていただきたいと思います。

あと、これちょっと一つ提案なんですけれども、いろいろさまざまな不安とか心配を抱く保護者の方方もいらっしゃるようでもありますので、やはりその途中、若しくは完成後にですね、しっかりそのセンターの見学会とかですね、そういうのを行っていただいて、その優れた環境水準の中ですね、衛生水準の中でしっかり作っていきますということをですね、アピールすることも大事じゃないかなということを提案をさせていただきます。

ちょっとこの財政的な観点から次の質問にも入っていきますけれども、教育環境の改善について。小・中学校の普通教室において、夏場に室内気温が30度を超す事例があると伺っております。実態調査はしているのか、また何らかの対策が必要ではないか、お示してください。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 本市の小・中学校におきまして、夏場教室が大変暑いというお話を伺っております。奄美市のほうでは各教室のクーラー設置につきまして、図書室、それからパソコン室、あるいは保健室といったところはもう既に整備をしております。今回、補正予算において小学校、中学校に空調設備の設置の予算を計上させていただいておりますけれども、今回の措置でこれまで整備が遅れておりました校長室、それから職員室にはすべて空調設備が入ることになります。先ほど御質問にありました教室の温度上昇の件ですが、昨年奄美小学校のほうからそういったお話がありまして、実際に教室の温度を測らせていただきました。確かに、30度を超える室温でございました。そこで、一つの方法ということで熱をカットする窓に貼るシートがございますので、試しにこれを一度使ってみようということで去年使ってみました、子どもが思ったようなちょっと効果は得られなかったというのが現実でございます。今後、どういった対応ができるのかということになりますけど、他の自治体の事例を見ますと日よけやグリーンカーテンのほかにミストシャワーなどもあるようでございますが、奄美市のほうでどういった対策ができるのか、そういったことを他市の例なども参考にして検討をしてみたいというふうにご考えております。

13番（安田壮平君） 私も7月に奄美小学校の奄美高校側のその教室に行ったところですね、34度ありました。もう、本当に教室にいただけで汗がですね、じわっとかいてきて、とてもじゃないけれどもその勉強に集中できる環境じゃない。また、子どもたちは水筒を持参してですね、ときどき水を飲みながら授業を受けるということでありましたので、学力向上とか勉強頑張れとかですね、言う前にやっぱりその環境をきちんとその勉強、集中できる、勉強しやすい環境を整えるのがやはり我々大人の役割だと思います。普通教室にクーラーを設置すべきかどうかっていうのはいろいろ教育上の観点からも議論がありますし、また財政面からですね、これはもう最後の最終兵器だというふうに思いますけれども、さまざまな、フィルムを貼っていただいたということですが、例えば空き教室を活用したりとかですね、ほかの何か涼しい教室に移動して授業を受けてもらったりとか、いろいろな方策が考えられると思いますので、そこはまず、まずは実態調査をしていただいて、そしてまたその後はいろいろとですね、現場と意見交換をしていただいてですね、しっかりその子どもたちが学業に集中できる環境づくりというものをきめ細やかにですね、きめ細かに目配りをしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。スクールソーシャルワーカーについて、その待遇面での現状認識はいかがか。何らかの改善が必要ではないかというところ、お伺いします。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。本市のスクールワーカーの活動につきましては、不登校児童・生徒への対応や家庭への支援などを中心に現在対応しているところでございます。勤務形態につきましては、時給803円、週の勤務日や1日当たりの勤務時間をスクールソーシャルワーカー本人と学校の要望を調整しながら配置しているところでございます。また、保護者などの相談の電話や面

談、家庭訪問などにつきましては対象児童・生徒や保護者の都合もございますので、昼夜を問わず随時対応しているというのが現状でございます。従いまして、今年度は児童・生徒の家庭訪問や関係機関との調整などに使用した私有車の燃料を僅かではございますが支給しているということでございます。

13番（安田壮平君） 本年度からその燃料代、ガソリン代がですね、支給されるようになったということで、そこは一つ改善が見られたということでよかったんですけども、このSSWというお仕事も非常にきつい、精神的にもですね、その負担の大きいお仕事、いろいろ動きも今活動のその範囲も多い、そういうお仕事だと認識をしております。現状、時給803円ということでありまして、今この奄美管内のですね、ハローワークなどを見ていきますとパートのところを見ていきますとですね、803円っていうのは県の最低賃金が715円ですので、そんなにまで低くはないんですけども、だからと言って高くもない水準、こんな大変なお仕事にも限らずですね、中程度のですね、803円という水準でありますので、これやっぱりいろいろ検討の余地があるんじゃないかなというふうに思います。もちろん、県がやってたSSWとか本土のほうのSSWとはいろいろ勤務状況とかさまざまな資格とか、いろいろ違いはあることは確かなんですけれども、だけれども調べてみますとやはり県内他市では時給2,000円というのがですね、割と一般的であると。いろいろ条件は違うのは分かってるんですけども、せめてこの半分ぐらいとかですね、やらないとなかなかその、この例えば10人、SSWがほしいっていうときにですね、本当に手があるのか、人手不足の問題も先ほどから出ておりますが、そしてまたその先生がですね、長く勤めていただけるのかというところも実にいろいろ懸念があるわけですが、このさらなるその待遇改善の方向性については御見解いかがでしょうか。

教育長（要田憲雄君） お答えを申し上げます。本市におきましては10名のスクールソーシャルワーカーを配置する予算を計上しております。現在のところ、9名の方を配置しているところですが、残り1名は間もなく配置をしようと、今人選中ではございまして、ということでございます。スクールソーシャルワーカーの報酬につきましては、国・県で明確な規定はございません。県下の他の市を見てみますと、今議員おっしゃられたように1時間当たりの報酬は本市よりも高いことは事実でございます。しかしながら、配置の人数が随分違っていて、他の市では1名ないし4名という配置でございまして、本市では10名も配置させていただいているということはまず御理解いただきたいというふうに思うわけでございます。また、他の市におきまして、主に臨床心理士の資格を持った方が、人数は少ないわけですからそういう専門的な方を配置しているということになるわけでございまして、本市の場合は教職経験の方ですとか、あるいはこれまで経験をされた方をお願いをして配置をしているということでございます。本市のスクールワーカーにつきましては、職責を強く感じて情熱を持って取り組んでいただいております。大きな成果をあげているということは事実でございます。私もそう確認しております。大変ありがたく思っているところでございます。スクールソーシャルワーカーの活動は生徒指導上では極めて重要な役割を果たしているということも私も考えているところでございまして、給与や雇用形態、あるいはまたこの人数の問題も含めて、今後具体的に検討させていただきたいということで御理解いただきたいと存じます。

13番（安田壮平君） いろいろ限られた予算の中ですと、教育委員会のほうが一生懸命その財政当局と厳しい折衝をですね、重ねられているというのは私自身も感じております。その配置人数が多いというのも、やはりこの地域が抱える問題の大きさ、根深さの表れなのだというふうにも思います。だからこそですね、是非そこにあたる方が、SSWの先生方がですね、働きやすい、活動しやすい、そういう環境づくり、していただきたいと。もし、本当にその予算だけの問題であるとするならば、先ほど申しました給食センター化による財政効果、これも一つですね、人的資源をこう活用、育てていくためのですね、奄美の子どもたちを育てていくための大事な投資だというふうにも思いますので、そこは是非

柔軟な財政運営などもですね、御要望をしたいと思います。

続いて、黒糖焼酎振興について伺います。ここにいる多くの皆さんが普段お世話になっている黒糖焼酎ですが、その産業、業界への支援について。2大地場産業でありながら大島紬と比べて支援策が乏しいように感じるのは私だけでしょうか。実はですね、この黒糖焼酎については地方創生の総合戦略にも掲載されていないというふうに気づいたわけでありまして。いろいろ地場産品とか特産品という言葉はあるんですが、この黒糖焼酎という言葉は見えなかったように思います。それについての認識や基本的な考え方、あとですね、次の質問、今後の支援策についての見解はというところまで一括でお伺いします。

商工観光部長（菊田和仁君） 議員御案内のとおり、奄美黒糖焼酎は全国でも奄美群島でのみ製造されており、奄美市のみならず奄美群島が誇る貴重な地域資源でございます。その出荷量につきましては、本格焼酎ブームの平成17年をピークに緩やかに減少が続いたものの、近年では下げ止まりを見せれば横ばいの状況となっております。大島紬への支援策との比較につきましては、同じく奄美を代表する特産品ではございますが、大島紬ははるかに厳しい状況に置かれていると認識しており、その背景として生活様式の変化による全国的な和装需要の低迷があり、一旦途絶えてしまえば復元が非常に困難な伝統工芸品であること。また、潜在的に非常に高いブランド力を有していることなど、手厚く支援しなければならない理由がございます。本来、各産業は業界自らの企業活動によって成長するものであり、行政はそのための環境整備を中心に取り組むべきというふうに考えております。今後、奄美への注目度が高まり交流人口の増加も期待される中、黒糖焼酎業界が今後本格的な増産傾向に入ることを期待してるところでございます。

それから、今後の支援策についてでございますが、各酒造メーカーの企業努力により成長が期待される黒糖焼酎業界ですが、各銘柄のファン拡大に加えて産地一体となって奄美黒糖焼酎の知名度アップとシェア拡大が今後の課題であろうと認識しております。今後の支援策につきましては、まずもって業界団体との連携強化を図り、黒糖焼酎業界においても紬がこの事業を行っておりますが、ふるさと名物応援宣言を活用した事業展開が図られるよう、働きかけてまいりたいと存じます。さらに、奄美黒糖焼酎につきましては、御案内のとおり奄美市のみならず奄美群島全体で振興していかなければならない地域産業でございますので、今後も引き続き関係市町村や広域事務組合、鹿児島県とも連携を図りながら産業振興の支援に努めてまいりたいと思います。以上です。

13番（安田壮平君） 分かりました。いろいろ部長のほうから御説明をいただきました。黒糖焼酎については議会でもですね、平成25年に乾杯条例を制定をしましてその消費拡大に一翼をですね、担っているというところでありますが、今年度の市の予算書を見ましても黒糖焼酎に特化した予算、支出というものは、事業というものは黒糖焼酎の日イベント費用10万円のみというふうに見受けました。物産展とかはですね、いろいろな、紬はじめいろいろなところに波及しますので、それを除外した場合にこの1件だけだったんじゃないかなというふうに思います。まずは部長がおっしゃったとおり、その業界とですね、関係団体、組合とですね、連携強化を図っていただきたい。さまざまな意見交換をしていただきたいというふうに思うんですが、今その組合のほうからも要望がある送料、あるいは物流コストの支援であったりですね、PRイベントや物産展への出店費用の助成、この点については今後の方向性はいかがでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） 私ども、黒糖焼酎の組合のほうからですね、正式なお話とか御要望は承っておりますが、送料とかですね、物流コストの支援につきましては、業界の具体的な要望の中身等伺ったうえでですね、そのほかにも加工品がいろいろございますが、同様に各関係団体や国・県と奄振交付金の可能性について、また協議をしていく必要があるものと考えております。それから、出店費用の

助成でございますが、物産展に新規に出店される参加者については奄美群島地域産業振興基金協会による旅費助成の制度がございますので、まずこの制度を有効に活用していただくよう周知を図りたいと思います。以上です。

13番（安田壮平君） はい、ありがとうございます。是非、奄振の交付金の活用もですね、今後含めて検討していただきたいと。そしてまた、業界、組合、いろいろ危機感を持っている面もありますので、連携を密にとってしていただきたいということを要望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、自民新風会 安田壮平君の一般質問を終結いたします。
暫時、休憩いたします。（午後3時45分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後4時00分）
引き続き、一般質問を行います。
自由民主党 伊東隆吉君の発言を許可いたします。

24番（伊東隆吉君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。会派自由民主党の伊東隆吉でございます。第2回定例会一般質問、最後の締めでございます。どうぞ皆さん、眠らないようにどうぞよろしくお願いいたします。

質問に入る前に少し所見を述べてみたいと思います。平成29年度、新たな年度がスタートいたし、議場の当局サイドの顔ぶれも新たに変わったようでございますが、各担当部局の長としてスタッフ並びに市職員の資質の向上にさらに努めていただき、奄美市民の幸福度をより高めることを第一義として、その職責を全うしていただきたいと思うところでございます。また、今年度採用されました35名ほどの新しい新人の職員、その公務員としての使命をしっかりと抱き、成長していくことを大いに期待したいと思います。

さて、ところで昨日国会において、犯罪を計画段階から処罰する共謀罪の趣旨を盛り込んだ改正組織的犯罪処罰法が自民党、公明党、日本維新の会などの賛成多数で成立いたしました。今日、世界でテロが多発いたしていることは皆様御存知のとおりでございます。先日もイギリスのマンチェスターのコンサート会場での爆弾テロは皆さんもテレビ報道でその悲惨な現状を目にされたことと思います。2020年には東京オリンピックが日本で開催されます。政府は訪日外国人旅行者の設定を4,000万人と目標を決めております。当然、多種国籍の外国人の往来が増えてくることでしょう。それに伴い、不安要素も考えなければならないものと思っております。この奄美でも来年度は世界自然遺産登録を含め、この琉球のほうにも海外から多く訪れることも頭に入れなければいけないものと考えます。いずれにしても組織犯罪は未然に防ぐべきであり、いうことは言うまでもございません。

さて、今奄美市の話題は来年度の世界自然遺産登録の秒読み段階を目前に控え、LCC就航に伴う観光入込客の増加、さらには中心市街地における末広・港土地区画整理事業、名瀬本港埋立マリントウン事業、さらに自衛隊駐屯地の建設、さらに奄美市役所本庁舎建設などこの町が活気づきつつあるものと感じております。特に、この本庁舎建設の槌音の響きはまさに活気そのものであると思っております。このように、名瀬市街地はこの2・3年の間に大きくチェンジ、変貌していくことでしょう。10年前の平成18年3月20日に新しく奄美市が誕生して早10年が過ぎました。旧3市町村の均衡ある発展を目指した合併であります。この合併は議決した私も議会にも大きな責任があります。朝山市長も当時、旧笠利町の町長としてこの合併協に携わっておられたことは皆様御存知のことでございます。旧3地域の市民の皆さんが合併してよかったと思えるまちづくりに邁進しなければなりません。さて、このような環境の中、朝山市長におかれましては3期目への出馬を明確に示されました。ところで、昨日同

僚議員から緊張ある態度をとるエールとも思える発言がございました。奄美市民が幸せを感じる市政運営を今後とも懸命に頑張ってくださいますよう、私もエールを送りたいと思うところでございます。

それでは、通告に従って質問に移ります。まず、本場大島紬についてでございます。大島紬の共同組合について、その1、まず県工業技術センター奄美分庁舎跡地、いわゆる旧紬センターですが、の移転との情報があるが、市当局とのいわゆる交渉ごと、移転契約等に関してちょっとお伺いしますが、本年5月26日に紬組合の通常総会が開催され、売上目標は達成したものの検査事業は4,597反で、前年比90パーセント、511反の減少傾向が続いており、518万円の赤字決算で経営状況は依然厳しい状態であります。そのような中、総会において県工業技術センター奄美分庁舎跡地、いわゆる旧紬センターへの移転に関し、奄美市への申し入れが承認されたようだが、この施設の県からの現状はどうなっているのか。また、組合から正式にその申し入れが届いているのか、仮に申し入れがなされた場合、その方向性はどのように進んでいくのかお示しいただきたいと思います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

商工観光部長（菊田和仁君） 紬組合の移転の件に関しましては、議員も先ほどお話がありましたとおり、去る5月26日に開催された紬組合総会におきまして、同組合の旧工業技術指導センターへの移転を本市に申し入れる議案が決議されております。現在、今後の正式な申し入れを前提として、移転後の利用計画や管理体制など具体的な内容について紬組合と担当課の間で確認作業を行っているところでございます。旧工業技術センターの土地及び建物の譲渡にあたっては、県へ提出した利用計画において、大島紬に関する技術指導及び相談業務を継承し、大島紬振興の拠点として位置付けていることから、紬組合の移転とその後の施設管理を担っていただく方向で調整を進めてまいりたいと考えております。

24番（伊東隆吉君） はい、ありがとうございます。この件は先ほど、先だつて同僚議員もいろいろ関係した少し質問しておりますが、大島紬の再生関係も含めて非常に大変厳しい環境は言うまでもございません。特にこの紬に関しましては、やはり日本のいわゆる着物文化、これが再生しなければなかなか難しいのはよく理解できておりますけれども、いわゆる地場の伝統産業としてのものはしっかりと残さなければいけません。昨日、一昨日のその質疑の中においても、指名確保が非常に厳しいというのが現状でございます。また、そのような中、私も12月議会も質問しておりますけれども、その将来性の検討ということで、この紬産地の再生計画、これがこのようにできておりますが、これはそれなりの方々がこのこに集結して、いかに再生できるかっていうことも考えていることだと思っておりますので、この辺は今後の一つの問題点に取り上げながら紬の再生にどんどん進んでいただきたいと思います。

さて、その紬センター、旧センターへのその紬組合の移行でございます、移転でございますけれども、これはその後どういうふうになるのか。向こうはかなり広い敷地でございます。管理、運営等も大変だというような気もいたしますけれども、やはり紬の潤いのあるあの集落の浦上地域に、そういう一つの施設ができることによって観光ルートもいろんな形が築いていけることもできるんじゃないかこのように思っております。来年度はさっきから言われてるように世界自然遺産登録もありますので、こういうのを徐々に加味しながら観光ルートの一つのルートに備え、京都の組合さんがありますように京都でそこでショーを見せたりいろいろやっておりますね、京都のほうでは。ああいうふうな形の中を奄美でもできるんじゃないか、新しい素材づくりもできるんじゃないかこう思いますので、後ろの議員にもそれに関与した議員がおります。一つ、この人たちも頑張ってもらって、ない知恵を一生懸命絞って是非努力していただきたいとこのように思っておりますので、担当部署もその辺をです、一つ詰め込んでね、ただはい、渡すだけじゃなくて、条件付き、こういうことも考えながらこの契約等には進んでいただきたいとこのように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、2番目に引き続きますが、本場奄美大島販売組合協同組合とのいわゆる合併のことですが、これも私も去年の議会でもちょっとお伺いしましたし、その5・6年前も聞いたことがあります。紬生産反数が減少傾向と厳しい環境だが、販売組合自体として販売売上拡大が第一の目標としているものと考えますが、販売計画の現状並びに実績はどうなっているのか。また、過去にも一般質問で質疑しましたが、販売組合との統合、いわゆる吸収合併を早期に進めることにより、業界が一体となり奮起度も高まるものと考えますが、現在市職員も派遣されているようでございます。今後の方向性をどう捉えているのか、その考えをお示してください。

商工観光部長（菊田和仁君） 販売組合につきましては、反物以外の資産をほとんど持たないため、経営改善の方策としては紬の販売収入を、収益を増やすことが最重要課題となります。しかしながら、平成28年度は商品販売益金600万円の予算に対して決算見込みは約380万円と大きく下回り、その販売内訳、内容につきましても本市の予算で計上する在庫対策事業、紬購入助成金、ふるさと納税の返礼品や組合員及び紬組合への委託販売によるものとなっております。損失補償をしている本市の立場としましては、販売組合の財務状況が非常に厳しい状態であり、自力による経営改善も見込めないことから、産地両組合の機能及び業務を再編すべきと考えております。具体的には業界の責任において、大島紬の市場価値を維持するためにも、議員御提言と同様、両組合の合併が望ましいと考えており、既に両組合役員及び関係団体へはその旨を説明し理解を求めているところでございます。合併を進めるにあたっては、関係団体の十分な理解と連携が必要であり、財務上の負担も伴うため、実務的にはさまざまな困難が予想されますが、大島紬を後世に継承する施策の一環として本市としても全力で取り組みたいと思います。以上です。

24番（伊東隆吉君） 当局として合併の方向という答弁を初めていただきました。これは、業界のいわゆる両組合にあたられても、そういう一つの中身での方向性もしっかりとできているんじゃないかと思えます。そして、今言われたように目標600万円のところが300万円代、これが非常に厳しい今の現状を表しているのは言うまでもございません。やはり、厳しいときはどういう企業体でもそれなりの一体に、一つ合併っていう形を取りながら、大きな企業でもそうなんです。厳しいときはやっぱり合併して、一つのその業態をですね、一つにして物事を新たに始める。これが、次のステップに行けるもんだと思います。この紬に関しても大変厳しい環境の中であるが故に、一つ統合することによって力も発揮できるんじゃないかと思えますので、この損失補償を含めて我々議会も含めてやっておりますので、どうかこの辺は新たな展開ということを考えて、そして幸いなことに旧紬センターのほうにも移動します、ということがはっきり見えるのであれば、新たな展開をですね、構築することも十分できるのではないかと思いますので、どうぞその合併、吸収って使い方って大変失礼だったかもしれませんが、いわゆる御理解のもとのうえでの統合、合併っていう形をですね、真摯にシナリオをしっかりとつくっていただいて、来年度、今年度中に一つの形ができるような形で進めていただきたいと要望いたします。ありがとうございます。

それでは、次に国道整備について伺います。このおがみ山トンネル事業でございますが、この現状ですが、僕は何回も聞きます。この案件は昨年12月に私も取り上げました。今年度、第1回の定例会においてもこの事業の早期再開に関して、議員発議による意見書が決議されたことは皆様御承知のとおりでございます。早期完成へ向け、早急に予算の確保を図り、事業の再開を進めていただきたいと考えるがその後の県との現状はどうなっているのか、お示してください。

建設部長（本山末男君） それでは、国道58号おがみ山トンネル事業の、トンネル事業ルートについての現状の御質問でございますが、平成29年第1回定例会において採択されました国道58号おがみ山バイパス事業の早期再開に関する意見書につきましては、奄美市議会から県知事へ既に提出されてお

ますが、現状といたしましては予算計上などの明確な動きはございません。県道名瀬・瀬戸内線「根瀬部・国直トンネル」が着手されておりますので、予算的な問題もあろうかとは思いますが、事業の重要性も踏まえて今後も早期再開へ向けて要望してまいりたいと考えております。

24番（伊東隆吉君） はい、ありがとうございます。そこでですね、この際市長に一つの考えをしっかりととらまえて、一つお答え願うということでこの次の質問に移ります。この事業は旧名瀬市時代の平成10年に都市計画決定がされ、平成14年から事業着手しており、今年度で15年が経過しようとしています。現在、進めている奄美市のまちづくりにおいて重要な事業として位置付けなければならないものであります。今年度の施政方針の中で交通体系の整備で国道58号おがみ山ルート of 早期整備を県へ対し強く要望してまいりますと示しております。県政も三反園知事へとチェンジいたしました。朝山市長におかれましては、来年度の奄振予算への組み込みを強烈に要望すべきと考えますが、朝山市長におかれての御見解をしっかりと教えていただきたいと思っております。

市長（朝山 毅君） 伊東議員に答弁をさせていただきます。まず、先ほどは激励をいただきましてありがとうございます。そこで、今議員がお話になりましたとおり、本事業については平成10年ごろ、旧名瀬市において構想、計画された事業であるということは私も存じ上げております。当時、私も笠利の町長でございまして、空港に至る国道、県道の渋滞を緩和し安全・安心な道路整備という趣旨のもと、瀬戸内・宇検・住用、当時の住用・名瀬・龍郷含めてアンケート調査があったわけでありまして、その際に、私どもも整備をしていただきたいという多くの笠利町民の皆さんの署名もあったはずであります。そういう事業を踏まえて、旧名瀬市におけるおがみ山ルート、そして港・末広の土地区画整理事業、そしてマリントウン事業による交通の安全性を確保するための重要な国道58号線であったというふうに意識いたし、そして私も就任以来、この案件については常に意識の中に持っていたつもりであります。同時に、先ほどおっしゃいました前の県のほうとは話もした事実がございます。その後、奄美の豪雨災害等もありました。緊急性、またいろんなことを勘案して県のほうにおいて、私に御理解をいただきたいというふうな話があったことも事実であります。そういうことを踏まえて、やはり優先する道路等があったという経緯がございます。それだけに、末広・港事業が皆様方の御理解と御協力をいただきながら、時間は少し遅くなりましたが、またマリントウン事業についてもまさにそのとおりでありますけれども、確実に遅々としながらも進んでいくという現実の中において、一方のこの連動する事業については早期に進めていかなければいけないという思いで、先ほど朗読いただいた文章のとおりであります。そういう意味を踏まえ、また先般の議会における議決などなどを尊重し、いろんな意味を含めて県の考え、そして地域の奄美市を含め思いをしっかりと届けるということが私に課せられた大きな責務であるということは自覚しているつもりであります。そういう意味において、地域の皆さん方の思いを含め、そして県当局の今の考えなどをしっかりと私なりに咀嚼しながら皆さんの思いをお届け、強くしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。ただ、大変申し訳ございませんが、県政も変わりました。その中でこの事案についての具体的な話は未だしていないことも大変申し訳なく思いますが、今後時間を見てそのことはしっかりと話をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

（発言する者あり）

24番（伊東隆吉君） 何が余裕だ。市長、ありがとうございます。やはりですね、新しい県政になって、三反園知事のいろんな、今の答弁とかいろんなこと聞いてました。奄美はこよなく愛してるように感じられます。当然、それは地域のいわゆる世界自然遺産っていうのが表明してるかもしれないけれども、やっぱり奄美にやっぱりこの島が好きというようなイメージがあるような気がします。そういう中で、このトンネル工事でありましてけれども、いわゆる道路整備でありますけれども、このずっと長年

ほったらかしてする中で、御存知のように名瀬中学校のあの辺りも全く正門一つ造れないです。道路の整備もできない、バスの停留所一つ作れない、みんな困ってます。先だって、住用のほうで議会報告会ございました。この報告会の中でも住用から来て、この途中、あそこでもうにっちもさっちもいなくて大変困っている、いわゆる道路が混雑する、時間帯によって、そういうことも言われました。是非、このトンネルっていうのはですね、いろんな意味で重要なことでもありますので、是非新たに三反園知事と独自でお2人と会われてもよろしいかと思っておりますので、そういう機会を是非つくられて、真摯に今の奄美の現状をしっかりと訴えて、次期奄振に是非乗せていただけるように頑張りたいと思います。

市長（朝山 毅君） 奄振の予算にという御質問でもございました。議員御案内のとおり、奄振事業には公共事業と非公共事業があります。公共事業については各関係省庁、それぞれ県を通して持ち寄った事業であります。非公共事業については、先般来御質問等もあります奄振事業の中の非公共事業、いわゆる今の24億円、今年度ですね、補正は3億7,000万円入れて、その事業でございます。これは、広域事務組合などを中心にしながら奄美群島内を取りまとめて、そして県とすり合わせをして国に送っております。そういう中において、公共事業については特に県当局とすり合わせをしてみなければなりませんので、県の中でどういう位置付けをされてどういう予算かというふうなことを詰めてみなければなりません。概算要求については議員御案内のとおり、7月ごろをタイムリミットとしてまとめ、そして8月末には財政当局に各省庁が送るというふうな段取りになっておりますので、時間的には私は今ははっきり申し上げて難しい点もあるだろうと。時期について今後しっかりやっつけていかなければいけないというふうな思いがいたしてるところであります。この件については以前、いろんなことで内部的には話してまいりましたが、この場においてお話申し上げる時間と適切でないという思いもありますので申し上げますが、これらについては担当部局含め大島支庁と、また県とも内々の話はずっと今までしてきたはずでありますし、それを私も認識いたしております。さらに詰めていくためにはそういう過程があるということだけは御理解いただきたいと思っております。そういうことも踏まえて、県とゆっくりすり合わせ、状況を聞いていかなければならないと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

24番（伊東隆吉君） はい、ありがとうございます。やはり、市長としての、市長としてのやっぱりその強い態度がやっぱり県にやっぱりしっかりと示していただきたいという思いでございますので、一つよろしくお願いいたしたいと思っております。

先ほどのその質問等で同僚議員が三儀山を先にせいと、それでトンネルは後だ後だ後だという発言があり、とんでもないことでございますので。

（「次の次の次」と呼ぶ者あり）

こういうことは建設部長、聞かないでいいですからね。分かっておりますか。

それでは、次の質問にまいります。同じくこの国道事業の中でですね、この住用の城地区の国道58号バイパスに関してございますが、この城を通るこの国道では交通量も増加して、このところ交通事故も発生しているようでございます。トンネルから集落への出入口の急カーブ等を含めて危険性などが指摘されている中、この事業の推移を簡単でいいですが、ちょっと現状を示していただきたいと思います。先に。

建設部長（本山末男君） 住用町城地区の国道58号整備の現状との御質問でございますが、現在バイパス事業計画箇所につきましては字図混乱箇所に係るため、事業に伴う用地の地番が特定できない土地が大部分を占めており、用地取得が困難となっております。法務局とも字図混乱解消に向けての協議を行っているところでございますが、このような地区は全国でも例がないとのことでありますので、難航し

ているのが現状でございます。

24番（伊東隆吉君）　そこですね、この間、これまでずっとこの問題、その城の人たち困ってるっていうことで、この間の先だって、議会報告会でもいろいろ出ました。この最近この自治体による取得手続きの簡素化を目指す活用促進策を政府、省庁横断で検討する旨がいわゆる本土紙、新聞掲載されました。また、地元新聞、ちょっと載ったようでございます。この制度でもしこれができるのであれば、事業が進むようにも感じますが、現段階でそういうふうな形のいわゆる地権者がはっきりしてないところを、そういう取りまとめて取り敢えずできる、そういう法律改正ができるというふうにお考えですか。また、現状今こういう話が出ていることの現状は認知してると思いますが、このいわゆる所有者不明地の活用促進によってこの事業は進むのかどうか、お答えください。

農政部長（山田春輝君）　今議員がおっしゃったのは先日の朝日新聞の記事によるものだと思いますが、簡単にちょっと紹介させてもらってもよろしいでしょうか。政府は相続登記されないまま所有者が分からなくなっている土地を公的な事業に利用できるようにする制度づくりに着手した。次の五つのことを検討するようです。安倍政権が近くまとめる骨太方針に盛り込む、来年の通常国会への関連法案提出に向け、国土交通省、法務省が具体的な検討を進める。相続登記がなされないままの土地について、道路や公園整備、再開発事業などの公的な目的のためなら所有権をそのままに利用できる仕組みをつくる。地方自治体が利用権を設定できるようにするなどを検討する。道路などができたあとに所有者が現れた場合に金銭保証、利用権の設定期間などについても今後詰めていくというような内容が載ってました。それを踏まえまして、まず城地区につきましては地区内の3字、池田、金久、金久田の大部分がいわゆる字図混乱区域であるため、字図及び登記簿上の土地一筆ごとの境界を確定することが困難で、土地の地番を特定できない現状でございます。城地区国道58号バイパス事業の計画はこの字図混乱区域にかかるため、事業用地取得が困難になっております。現在、政府で検討されている法案につきましては、まだ具体的な中身が決まっておきませんので、城地区に適用できるかを含め今後注視してまいりたいと思っております。

24番（伊東隆吉君）　はい、ありがとうございます。現在ではそういうのはできてないってことでしょけど、城集落はまた国会議員さんで保岡先生ともいろいろおられます。その保岡先生のほうの情報がそういう形に、その中に市の集落に届いているような感覚もでございます。これ、あくまで法的な問題でありますので、国の法立で、形ができないと当然県もできないという形になります。そうすると、これいつできるかってなりますね、現状ではできないっていうのがはっきり分かりました。では、どうしたらいいのかということですよ。どうしたらいいのか。もうしないのかと。あのとおりでいいのかと。それとも、私がこういうことを言うのもおかしいんですが、ルートを変更することは可能なのかとか、これは県の事業ですのでどうこう言えませんが、いつまでもそうして置いておくとあそこの交通量はどんどん増える。自衛隊ができる。どんどんまだまだ増える、事故が起きる可能性もある。こういうやっぱり心配事も出てくるんですよ。だから、ほっとくわけにいかない。県にこれも重ねて強く要望していかなければいけないことだと思いますので、一つこの辺は担当として、建設、どちらですかね。建設部長、はい、少し思いなんか言ってください。

建設部長（本山末男君）　先ほどの法案につきましては、農政部長が答弁したとおり、新聞報道の段階であり具体的な内容も決まっておきませんので、現在のバイパス事業計画箇所に対応できるか不明であります。これまでも行っているとおりですね、別ルートの検討ですね、等も含めて県と勉強会、協議等をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

24番（伊東隆吉君） 一歩前向きになりました。別ルート、やっぱり集落の人に理解できる別ルート、これが基本だと思いますので、その辺のことはまた集落の関係者としっかりと話を、意見交換会なんかを持って、それで言うんであれば進めるっていう形でもよいんじゃないかと思います。よろしく願いいたします。

次に行きます。観光についてでございますが、国立公園が誕生しておりますが、その中で先日奄美群島観光動向の中でも16年、入込客4年連続増、入込数は過去最多、まさに奄美へ追い風が吹き始めております。このような中、新たな誘客拡大に向けて検討しなければならないと思いますが、そこで今いろんなところで出ております、ちらちら出始めてる鹿児島、いわゆる離島間において、鹿児島・名瀬間において、鹿児島・種子島・屋久島・奄美の新航路の開設の要望をあげるべきだと思いますが、当局の見解はいかがですか。

商工観光部長（菊田和仁君） 御質問は航路だけじゃなくて、航空のほうも含めてとちょっとお伺いしていただきましたので、併せて説明いたします。世界自然遺産登録を見据えて、航路や航空路による島づたい観光ルートは大変魅力的であり、観光交流人口の拡大にも大きく寄与するものと考えております。先日、航空路については日本エアコミューターが2018年度に徳之島―沖永良部―沖縄／那覇路線ですね、を新たに開設する予定であることが発表されました。本路線の就航により、国立公園指定地区と世界自然遺産候補地の島々を結ぶ奄美群島アイランドホッピングルートの開設が期待されます。県においても、奄美群島アイランドホッピングを推進しており、本市としても奄美空港を拠点として奄美群島の島々を巡るルートの計画について関係者とともに積極的に推進してまいりたいと考えております。また、本市においてはかねてからクルーズ観光に関して、国立公園の指定や世界自然遺産登録などを視野に入れ、鹿児島や屋久島、さらには沖縄を含めた世界遺産ルートの提案について、旅行会社等に要望活動を行っているところです。なお、国や県においてもさまざまな取組が実施されており、平成27年度には国土交通省九州運輸局の「九州・奄美・沖縄世界自然遺産クルーズプロジェクト」により、旅行商品の造成や海外プロモーションが実施されております。また、今年度は鹿児島県と沖縄県が連携する「奄美・琉球」観光・交流連携体制構築事業において、世界自然遺産周知促進のための共同プロモーションや周遊旅行商品の造成が行われる予定であることから、今後本市としましても関係機関とともに連携してまいりたいと考えております。以上です。

24番（伊東隆吉君） 今後、さらにこの観光関係の業者関係、いわゆる関係の方たちも話をしますと、やはり新しい県内におけるルート、観光ルート、屋久島・奄美、このこれもう必要じゃないか。それに種子島から含めてこのルート、これはですね、先日の新聞でも出ましたけれども、この環境省の自然保護官、いわゆる田中さんの御意見が載っております。それぞれの魅力が違うので、屋久島と奄美の魅力、そんなシンパを協力して互いのよさや違いをアピールし両地域を旅してもらえる仕組みをつくるべきです。屋久島と奄美を結ぶ航路の開設が望まれますというふうに環境省の自然保護官の田中さんがしっかりと新聞にコメントしてるんです。こういうのを含めて、今観光協会、観光物産連盟、いろいろ絡めて観光関連の人たちも最近こういう奄美の観光をいかに拡大していくかというのを考えてのことだと思いますので、是非これに取り組んでもらいたいと思います。ちなみに、私はマルエーラインの本社にも鹿児島の方に行きましたけども、いろいろと折田汽船といろんな関係もありますので、現状ではなかなか検討の余地の厳しいところでございますが、将来においていろんな検討もしても、考えてもいいんじゃないかと話も聞いておりますけれども、なかなか難しい問題もあると思いますが、これは全域、域内の観光の高揚のためにですね、是非頑張っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

その次に移ります。同じ観光のことですが、3万トンバースでクルーズ船がこのところたくさん入っておりますが、この観光のクルーズ船が入港されてるときにですね、3月ですかね、寄港の折に見に行

きました。強風が吹きつける中、テント等は設置してあるもの大変な状況で、とてもじゃないけどクルーズは目の前にお客様見てるけど、降りて来ない。テントの中、いわゆる今市が持っている大型テントの中も風が吹きっぱなしで、非常に商売どころじゃないしおもてなしどころでもない。これが現実でございました。先ほど、いろんな話の中では観光関係のおもてなし、いっぱいやってるのは私もよく存じ上げております。天候がいいときには問題ない、ところが天候が悪いときにもクルーズ船は待ってくれない。どんどん入港して来るのでございますので、これは前にもなんかそういうことがあったと思いますが、この観光バースにおける受入施設は県の管轄かどうか分かりませんが、施設の建設に関しての意欲がないかどうか、お尋ねいたしたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 議員御承知のとおり、クルーズ客船が寄港した際にはバース内で歓送迎セレモニーや特産品販売などのおもてなしを行っているところです。特産品販売につきましては、現在バース内に大型のテントを設営して行っており、乗船客はもとより出店者の方々にも好評と伺っております。しかしながら、議員からお話がありましたように、悪天候の場合は乗船客や出店者の皆様に不便をかけている状況であることから、名瀬港観光船バースにおける受入施設の整備の必要性を感じているところです。受入施設の整備については今後のクルーズ客船の入港見込みや施設の利用頻度、維持管理費などの多くの検討課題があることから、施設のあり方や必要性を含め、今後国や県をはじめ関係団体と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

24番（伊東隆吉君） やはり、今後観光客、どんどん増える。クルーズ船もどんどん増えます。そういう中で、やっぱりあの現状を見た場合ですね、やはりその、そこに特化した施設整備ということもあるでしょうけども、やっぱりフレキシブルにいろいろ使える、そういう施設も考えてもいいんじゃないかと、こういうこと思っておりますので、その辺も県のほうといわゆる観光に特化したものでもなく、なんか地域といわゆる共同の形ができるような、そういう歓迎施設もあってもいいんじゃないかと思っておりますので、その辺も検討してどうぞこの観光立島を要望しなければいけない奄美です。どうぞ一つ、皆さん、観光部長、商工観光部長、よろしくお願いしますね。

それでは、次に行きますが、これも12月に少し捉えたんですが、一元化の問題で、すいません。この奄美観光物産連盟に伴うこの観光の一元化。この件は昨年12月問いました。当局は今後、組織の一元化に向けて各組織と十分に議論を深め、機能的、効率的な組織が実現するようにしっかりと取り組んでまいりたいと答弁がしっかりありました。これを受けて、現在その取組状況はさっそく進めているのかどうか、現状をお示してください。

商工観光部長（菊田和仁君） 「一般社団法人あまみ大島観光物産連盟」と「奄美大島観光協会」の組織の一元化についての件についてお答えします。今年の4月に奄美大島観光協会の役員の方々と今後の観光振興のための組織の役割とあり方について、意見交換の場を設けさせていただきました。その中で、本市としてはあまみ大島観光協会が主体となって取り組んでいる観光関連団体の受入事業活動などが地域の観光振興に大きく寄与している現状も踏まえたうえで、今後の奄美大島の観光振興を担う組織の中核はDMOであり、その母体となる奄美大島観光物産連盟であることを御説明いたしました。また、奄美大島観光物産連盟の今後の事業展開予定やDMO事業を推進するための課題が財源、あるいは人材の確保、育成と事務局体制の強化であることを申し上げ、組織の一元化という方向性についての理解を求めたところです。奄美大島観光協会からはこの件について会員との議論を深めたいという申し出がありましたので、年内に再度協議を行いたいと思います。以上です。

24番（伊東隆吉君） 前向きに進めておられるようで、ありがとうございます。これは新聞等でも出ておれば、たくさん、この件は。いわゆる、どういうことかと言いますと、旅行代理店などの意見を奄美

観光への提言として情報を共有し、外部からの問い合わせにワンストップで対応できる窓口の一元化を進めてほしい。こういうのがちゃんとしっかりと皆様の声が出てくるんです。今じゃ不都合ですよっていうことなんですよね。ですから、今言われたように、部長、前向きのほうにどんどんどんどん進んでいただくとお思いますんで、この件に関しましては朝山市長も御理解させていただいているものだと思いますので、一つ観光に関して一つの窓口をつくる。官民あげて一つの観光体制をつくり上げる、こういうことに是非前向きに進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、世界自然遺産を先ほどからいろいろ出ておりますが、この世界自然遺産が来年、パリで登録されましたらいろんな意味で観光客の増大になると思いますが、現在このいろんな施設、設備、整備等を含めて課題や不安材料もあると思われませんが、現段階で考慮すべき点があるとなれば、示せる範囲でいいです、よろしいですので、簡素にお示してください。

商工観光部長（菊田和仁君） 観光客の増加に伴う課題につきましては、特に受入態勢とインバウンドへの対応と考えております。本市内の宿泊施設収容人数は平成29年4月現在で2,418名となっております。また、二次交通につきましては昨年9月現在でバスが2社、これがバス2社で90台です。それから、レンタカーが20社、これが760台、タクシーが9社、台数で192台となっており、現状においては繁忙期の一時期を除いて何とか対応できているものと認識いたしておりますが、今後急激な観光客の増加に対しては対応が困難になるものと考えております。インバウンドにつきましては、現在大型クルーズ船が寄港した際の外国人観光客への対応に特例通訳案内士の御協力をいただいておりますが、今後クルーズ船の寄港増加や航空路を利用した外国人観光客の増加に伴い、特例通訳案内士の確保のほかWi-Fiの環境整備、多言語対応の標識の不足などが課題になるものと考えております。今後、これらの課題解決につきましては国・県をはじめあまみ大島観光物産連盟、広域事務組合及び関係事業者と連携しながら対応してまいりたいと思っております。以上です。

24番（伊東隆吉君） 課題は申し上げたらきりがないと思っておりますけれども、とにかくいずれにしても入り込んだお客さん、その宿泊場所、こういう形も大事なことになると思っておりますので、今マリントウンがどんどんどんどん計画進んでおります。31年度にはいわゆる公売が始まることでしょうか。そちらのほうにホテルの計画もあるやに伺っておりますし、また現在もその入舟町でホテルの建設が始まっているのもございます。やはり、観光客がどんどんどんどん増える。当然、宿泊で泊まっていただくことによって、町にも散策するんです。そういうことが地域の観光、経済の雇用につながるっていうことは言うまでもございませんので、いろんな課題等含めて、当局におかれてはいろいろと整理をして、受入態勢を十分に行えるように頑張っていただきたいと思いますと思っております。

次に移ります。まちづくりです。その中心市街地についてでございますが、末広・港土地区画整理事業はこれ何名か聞いておりますけれども、道路の舗装工事などが徐々に進んでおり、形も整ってきております。事業も終盤に差し掛かっていると思われるが、現在の進捗率と残る事業を含め、事業の完了年度はいつごろ設定しているのか、お尋ねいたします。

建設部長（本山末男君） まず、末広・港土地区画整理事業の現状につきまして、御説明いたします。平成28年度末の進捗率といたしまして、事業費ベースで約81パーセント、建物移転契約ベースで約92パーセントとなっており、移転対象棟数も残り10棟となっている状況でございます。メインとなります幅員16メートルの都市計画道路末広港線におきましては、平成28年度から道路築造工事に着手しており、ライフラインの移設等を含め工事施工中であります。末広町側につきましては、順次工事発注を進め、平成29年度末までで整備完了し、供用開始する予定であります。末広町側の建物移転につきましては概ね完了となっておりますが、議員御承知のとおり、土地区画整理事業における建物移転は建物所有者、テナント等の方々の御意向を尊重しながら進めるために、仮換地に関する交渉や移転交渉

に時間を要したため、当初計画に比べますと事業自体にも遅れが生じているところがございます。これにつきましては、3月議会でも答弁させていただきましたが、残事業の精査などを行い、事業期間や事業費変更に伴う事業計画変更を国や県との協議を行っておりましたが、事業計画変更の承認がなされる運びとなったため、議員の皆様へ報告させていただきたいと考えておりましたので、今回の答弁をもちまして御報告させていただきます。末広・港土地区画整理事業の今回の事業計画変更に伴いまして、事業期間につきましては現在、平成30年度が事業完了となっておりますが、3年間延長いたしまして平成33年度が事業完了を見込んでおります。

24番（伊東隆吉君） 部長、要するに3年事業が延長するという答弁でございますが、事業を3年延長するということであるけれども、期間を延長すればその分当然事業費も加算されていきますよね。その辺はどうなんでしょうか。

建設部長（本山末男君） 今回、事業計画を見直す中で、これまで実施した事業の確認と残事業の精査を行った結果、現在9億8,000万円の事業費が事業計画変更では9億5,000万円となり、3億3,000万円の事業費減となっております。減額の主な理由といたしましては、増額となった項目もありますが、減額の主な要因といたしましては移転対象家屋の中で3棟が存置、いわゆる移転不用の家屋となったため、移転対象家屋が戸数が138棟から135棟となり、補償費が大きく減額となっております。また、下水道本管の移設計画の見直しなどもあり、総額で3億3,000万円の減額となっております。

24番（伊東隆吉君） それじゃ、3棟がいわゆるもう必要がなくなったと、こういうことですよ。これによって、事業費が9億8,000万円が9億5,000万円に減額になると、こういうことですが、これはこれで特段問題はないかと思えますし、むしろそれで進むのであれば非常によろしいかと思えます。ただ、3年の延長ということになりましたので、これを考えますと事業の延長並びに事業費についてのこういう減額の計画変更となるようだけれども、延長した期間内、これ3年延長というふうに答弁がございましたが、しっかりと事業が間違いなく平成33年度に完了できるのか、しっかりと答弁できますか。

建設部長（本山末男君） 今回、事業期間が延長されることになりましたが、土地所有者、建物所有者、テナント、居住者の方々、そして通り会、そして議会の皆様の御協力をいただきまして、やっとあの末広港線の工事に着手することができました。土地区画整理事業は家屋の移転交渉という相手の意向や事情を尊重しながら進める作業ではございますが、丁寧な説明に心がけ、事業に対する御理解をいただきながら平成33年度の事業完了に向けて、職員一同頑張っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

24番（伊東隆吉君） 平成33年度完了。もう、これは約束ですよ。笑わんでいいがな。事業費も若干減りましたけれども、33年の完成には当然、商店中心街のですね、これはもう大事な事業でございます。早く完成させて街並みを構成を是非つくっていただきたいとこのように思っておりますので、よろしく願いいたしたいと期待をいたしております。

そして、次にこの次ですけれども、時間の関係もありますけれども、中心市街地活性化基本計画のこれ認定を受けましたが、これは同僚の方も質問しておりますが、これから進める意気込みというか、これに関しまして少し方向を、簡潔にお答えください。

商工観光部長（菊田和仁君） これまでも何度か説明をしてきましたので、簡潔に申し上げます。今後、前から説明しております市民交流センターが31年度、32年度に整備を行うと。それから、測候所の

北側に「子育て・保健・福祉複合施設」を32年度、33年度に整備する予定にしております。それから、末広・港土地区画整理事業につきましては建設部長の説明がありましたとおり、平成33年度というところでございますので、中心市街地活性化基本計画の期間内にすべての事業が完了する予定でございます。なお、これまで申し上げました事業やソフト事業も含め、基本計画の進捗状況につきましては中心市街地活性化協議会において定期的に報告を行い、協議会の委員の御意見も伺いながら着実に事業を実施してまいりたいと考えております。基本計画の終了後には多くの市民に中心市街地が賑わっていると感じていただけるよう、取り組んでまいりたいと思います。以上です。

24番（伊東隆吉君） はい、ありがとうございます。是非、中心市街地が賑やかになるように努力していただきたいと思います。

それでは、陸上自衛隊の件についてお伺いします。整備工事が始まっております。進捗状況は順調に推移しているのか、現況を伺います。また、隊員宿舎の予定地の進捗も、もう1か所どっかというようなことも12月議会で聞いておりますけれども、その辺を時間の関係もありますんで、位置を簡単に説明してください。

総務部長（東 美佐夫君） 昨日も少し進捗の話をいたしました。造成工事のほうは今年の10月末までということで伺っております。今年度については隊庁舎2棟と厚生施設、警衛所って言うんですかね、あと整備場などの発注予定と伺っております。現在のところ、順調に進んでいるというふうに伺っているところです。宿舎の関係ですが、2棟ですが、その全体のまだ数字については、まだ情報が入ってきてないというところですので、御理解をいただきたいと思います。今後、30年度以降については随時情報提供があるというふうに伺っておりますので、その都度報告いたしたいと思います。以上です。

24番（伊東隆吉君） もう1か所、いわゆる大熊、佐大熊、それともう1か所というのがはっきり答弁しておりますので、これがいわゆる決定次第、また我々議会のほうにもいろいろ示されることになると思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それで、来年度に駐屯地整備を完了すると考えておりますが、今年4月、配備に反対する住民グループによる工事差し止めを求める仮処分の申請など、法的な件を含め現段階での課題はありますか。

総務部長（東 美佐夫君） 御案内のとおりですが、4月24日に名瀬支部のほうですね、鹿児島地方裁判所名瀬支部のほうに奄美大島自衛隊基地建設差し仮処分の命令申立書が提出をされております。この件につきまして、国を相手とした案件でございますが、本市としてはこの状況を見守りたいというふうに思います。なお、確認しましたところ、このことによる工事への影響については特にないということでございます。また、このほか開設に向けての課題という点で少し申し上げますと、隊員の通勤上の交通体系、この点が今後どうなるかですね。350名の隊員が来島されますので、その際の交通体系、少し気になりますが、ここは、この件については今後防衛省と情報を共有しながら解決していきたいというふうに考えております。以上です。

24番（伊東隆吉君） この訴訟の中においては環境問題とかいろいろあります。先だって、昨日ですかね、同僚議員の閣議員から電波、磁場による云々というのがありましたですね。確か、でしたね。この件に関してですけれどもね、沖縄でのいろんなこともあるようです。この情報がちょっと少し私調べましたら、琉球新報に載ったことで、過去の、もう去年のことですかね。これはいろいろ、向こうもいろいろ訴訟を起こしております。住民側の訴えをこれ結果的に退けたんですけれども、その中で昨日同僚議員が聞いたこのレーダー、陸上自衛隊監視のレーダーが発する磁場、電磁場による健康被害のことに

聞いておりましたけど、電磁場の強度は法基準値を下回ると判断し、人格権侵害の恐れがあるとは認められないという、こういう記事が沖縄で出てる、琉球新報。

(発言する者あり)

したがって同僚議員のこの自衛隊のいろんな憂い、やっぱり訴訟も起こすのは当然であります。私も理解できます、それはそれで。しかし、この本市が、いわゆる朝山市長が自衛隊を受け入れたということに対してのものはですね、これ真摯に捉えて前向きに進めなければいけない、こう思ってる我々支える議員団もみんな控えておりますので、今後この奄美市におきまして自衛隊を誘致することによって、新たなこの外海離島の街並みづくり、これも考えていけねばいけないと思っております。いろいろイデオロギーの問題で意見の相違はあるものの、やはり結果、決めたことはしっかりと進んでいっていただきたい。このように思っ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、自由民主党 伊東隆吉君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

議案等調査のため、明日17日から19日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、明日17日から19日までを休会といたします。

6月20日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。(午後5時00分)

第 2 回 定 例 会
平成 29 年 6 月 20 日
(第 5 日 目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林 山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	福山 敏裕 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所長 事務所	松原 昇司 君
笠利総合支所長 事務所	盛島 洋久 君	総 務 部 長	東 美佐夫 君
総 務 課 長	三原 裕樹 君	企画調整課長	山下 能久 君
財 政 課 長	國分 正大 君	契約・検査指導 課	有村 純一 君
市 民 部 長	前田 和男 君	環境対策課長	島 袋 修 君
市 民 課 長	中村 博光 君	保健福祉部長	上野 和夫 君
福祉政策課長	石神 康郎 君	商工観光部長	菊田 和仁 君
紬観光課長	保浦 正博 君	農 政 部 長	山田 春輝 君
農林振興課長	山下 仁司 君	地域農政課長	山野 明人 君
建 設 部 長	本山 末男 君	建築住宅課長	備 孝 朗 君
上下水道部長	上島 宏夫 君	水 道 課 長	山下 一弘 君

6月20日(5日目)

教育委員会
事務局 長 森山 直樹 君

教育委員会
総務課 長 徳永 恵三 君

スポーツ
推進課 長 大山 茂雄 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 長 上原 公也 君

議会事務局次長兼
調査係長事務取扱 満永 亮一 君

議事係 長 伊集院 正 君

議事係主査 堀 健太郎 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

日程第1、議案第41号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてから、議案第52号 過疎地域自立促進計画の変更についてまでの12件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案12件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

最初に、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。明日からの常任委員会に入る前に委員会が違うので、何点か質疑をさせていただきます。

まず、ちょっと順番が50号が先にいって41号が後にきていますけど、とりあえず順番どおり50号の財産取得の件であります。なぜこの契約が随意契約なのか、きちっと説明をしていただきます。

二つ目は、なぜ鹿児島島の業者なのか。

3点目は、この50号の契約条項には完成後、実動中にメンテナンス契約の条項がついていません。本来、故障が起きたときの向こう何年間保証するとか、契約条項に本来入るべき事項が入っていないのはなぜなのか。また、そういう状況の中で故障などが発生したときの対応はどのように考えているのか、聞かせてください。

2点目は、議案41号、一般会計補正予算の第1号について、20ページの10款6項2目の学校給食運営費が15節の工事請負費に約1億5,513万1,000円ついています。これは、一般会計では18節の備品で同じ金額がついています。しかし、今回は工事費に変わっています。どういう意味か説明をください。

そして21ページでは、10款6項5目のスポーツアイランド戦略推進費が19節の奄美スポーツアイランド強化運営費負担金など500万円が、横浜ベイスターズ大島協力会運営負担金に200万円が、それぞれ教育費に移動した経過など説明していただきますようよろしくお願いします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

教育委員会総務課長（徳永恵三君） おはようございます。それでは、1の（1）の①から④まで、それと2の（1）までを御説明させていただきます。

まず、大きな1の①厨房機器購入におきまして、随意契約につきまして御説明申し上げます。本案件は、昨年度実施いたしました建設設計指名型企画提案プロポーザルに基づく契約でございます。給食センターの建設では、衛生管理基準に則した厨房機器の配置や働きやすさのための動線、食育の推進やアレルギー食対応の充実を最優先として施設整備をしなければならないと考えております。校舎建設時等におきましては、児童・生徒数に応じて部屋の大きさ、間取りといったものが必然的に定まってくるものでございます。本給食センターに関しましては、配置する機器により建屋の大きさや間取りが決まっていく施設であると考えています。給食センター建設における厨房機器と設計は切り離せないものであることから、選定につきましては昨年度地元の設計業者による基本実施設計の指名型企画提案として実施いたしました。実施にあたり要領書の中で設計業者は厨房機器の

（発言する者あり）

議長（竹山耕平君） マイクの調整を行いますので、しばらくお待ちください。どうぞ。

教育委員会総務課長（徳永恵三君） よろしいですか。実施にあたり要領の中で設計業者は厨房機器の協力者を選定することになっております。また、企画提案が採用された提案者は最優秀提案者として随意契約により設計業務委託契約を締結するものとし、また、厨房協力者においては機器の納入が平成30年度を予定していることから、平成29年度において議会の議決を条件に随意契約により契約の締結を行うと規定しております。

企画提案には、地元の設計事務所3社がそれぞれ厨房機器メーカーの協力のもと参加し、特に審査においては施設の内容を重視し、衛生管理基準の適合、また、食育の推進やエネルギー対応、献立調理等、児童・生徒や働く方々の視点から熱心な協議をしていただき、第一次、第二次審査ごとに採点を行い、合計得点で評価を行ったところです。その結果、本企画提案が衛生管理面や調理作業動線といった作業効率の良さで高く評価され、奄美市名瀬伊津部町の株式会社嘉川設計が最優秀企画提案者と決定し、厨房機器メーカーであります鹿児島アイホー調理器株式会社が本企画提案の協力会社として決定されたものでございます。

今回の企画提案の中で、厨房機器メーカーは協力会社として高度な専門知識とノウハウを持って設計事務所と一つになって企画提案をしております。設計事務所同様、最優秀企画提案者として随意契約により契約の締結を行い、企画提案の目的に沿って全面的な協力を行っていただくものでございます。したがって、指名型企画提案選定委員会の結果、最も優れた提案であったことから、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号により随意契約といたしました。

続きまして、1の(1)の②になります。なぜ鹿児島の業者になったかにつきまして、地元にも厨房機器を取り扱っている業者がいることは存じております。しかしながら、今回の4,000食規模の厨房機器となりますと、食数や規模から想定いたしまして技術力があり信頼性がおけること、コスト面、自社製品の対応など、総合的に判断し、直接各厨房機器メーカーの協力を仰ぎながら提案していただく厨房機器メーカーを協力会社としてしたことによるものです。

次に1の(1)の③になります。契約条項には完成後、実動の中でメンテナンスの条項がないものはなぜか。本案件は、厨房機器の購入におけます議案でございます。メンテナンスにつきましては機器保証として2年間の無償保証としておりますが、メンテナンス契約につきましては別途契約するものでございます。本契約条項には定めがないところでございます。

1の(1)の④になります。故障などが発生したときの対応につきましては、メンテナンスの重要性は認識しております。現在、アイホー調理器と市内の協力会社と提携しており、緊急時に予測される主要部品については地元で保管してありますので、修理対応は即日対応を原則としております。地元協力会社で対応できない場合は、鹿児島市から出動し、遅くとも翌日には対応していただくことになっております。仮契約に当たりメンテナンスについては契約書とは別に覚書を交わしております。学校給食に影響のないよう対応していただくことは当然だと考えております。

続きまして2の(1)になります。奄美市名瀬・住用地区学校給食センターの15節工事請負費1億5,513万1,000円の増額、同じく18節備品購入費1億5,513万1,000円の減額につきまして、当初予算時に備品購入費で計上しておりました厨房機器購入費に係る費用の1億5,513万1,000円を工事費に組み替えるものでございます。当初、本事業が補助事業であることから厨房機器の購入を29年度に契約を行うに当たり、支出割合の概ね60パーセントで備品購入費も計上させていただきました。しかしながら今回、議案第50号にもあります厨房機器購入契約を締結するに当たり前払い金等が要らないことから一括で30年度の納入時で完成払いできる可能性であることから、確認が取れたことにより、その費用を年度繰り越しを行わず工事費に組み替えることで事業の円滑な進捗を図ろうとするものです。以上になります。

教育委員会スポーツ推進課長（大山茂雄君） おはようございます。2の2のスポーツアイランド戦略推進費について答弁させていただきます。

議員御存知のとおり、平成28年度まではスポーツ合宿の受け入れなどのソフト部分は商工観光部の紬観光課で行い、また、合宿で使用する施設の管理などのハード部分は教育委員会スポーツ推進課にて行い、別々の部署で行ってまいりました。合宿などで奄美市に来られる選手やスタッフの方の要望などを直接聞いて、迅速に対応するためにはソフト部門、ハード部門は一体になったほうがより効率的であるとの理由から、平成29年度の組織機構の見直しにより、横浜ベイスターズの受け入れをはじめ、スポーツ合宿全般を受け入れる部署として教育委員会スポーツ推進課に一本化いたしましたので、御理解のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長（竹山耕平君） 再質疑。

16番（三島 照君） 分かりました。続いてですね、私がなぜこの質問を出したのか。一つは、随意契約の件なんですけど、この間の定例会でも多くの議員の皆さんからも意見が出されて、奄美は今、人手不足で、幾ら募集しても集まらない。コンビニエンスストアやいろんなところが去年から今年にかけてオープン時期を遅らさなければならぬ、そういう状況に奄美は変わってきているんですよ。その大きな理由は、やっぱり賃金なんです。県の最低賃金さえ保証すればそれでええということが、やっぱりあるんです。一度、あそこの国際学院か、あそこでの話もありましたけど、東京やったら1,000円超してもらえるのに、ここに来たら680円だということは、やっぱりいろんな生活は、その経費を考えたら、そういう問題が奄美には今、そういういろんな角度から市の経済は厳しい状況になってきている。せつかく市の予算は使うんですから、できるだけ市内の業者に回すということを、極力、どの事業でも、この一般質問でいろんな問題になっているJT Bの問題も一緒です。はようから計画をして、早くから地元業者とそういう立場で議論していけば、地元業者でこなせる問題はいっぱいあると思っているんですよ。インターネットにしても、IT関係にしても、ものすごく技術も高まってきています。技術者も増えてきています。そういう中で、やっぱり奄振やいろんな予算を市の皆さんは頑張って取ってきています。その金が、やっぱり奄美で回る、金が天下の回りものになっていない、奄美で。だから、経済効果がなかなか上がって来ない。少しでも景気が良くなる、良くしたい、市民の暮らしを何とかしたい、そういう思いをいつも仕事の中に心底心にとめて行動して考えていただけたら、私はこういうことにはもっと考え方があったん違うかなと。何か言えばプロポーザル、何でもプロポーザルでやるとさえ言えば、事が片付く。そういう発想があるん違うかなというふうに思っています。そういう点では、やっぱり島の業者が2,3社組んでやるとかね、いう問題は、やっぱり考えるべきじゃなかったんか。そういう意味でプロポーザルに参加した3社、3社ですよ、大きいところと言えば、東京、横浜、鹿児島かなんか、そういう、本当言えば、そういう資料を提出してほしい。できるのかどうか、後で答弁してください。

それと、2番目のなぜアイホーなのか。私はあの笠利のセンター造ったときのことから考えても、もう最初からいろんな理由をつけて、アイホーありきであったんじゃないかと、そのくらい私の中では考えています。笠利のセンターのときも問題になり、特に建った後もメンテナンスの件で実動してから、もうすぐに修理に来てもらえない。時間がかかるなどという声もお聞きしています。そういう意味で、あのときは何とか言う答弁見たら分かりますけど、開発会社さんが土木業者さんが、メンテナンスはいつでも入れますと、大丈夫ですと、答弁しましたよ、あのとき。ところが、いろんな支障が発生してきていた。私はやっぱりそういう修理、メンテナンスぐらい、島の業者でできない業者はいないと思いますから、やっぱり島の業者と相談をしながら進めてくるべきじゃなかったんか。そのプロポーザルで内地の業者3社を入れる前に、そういう合同して関わっていけないかどうかといった問題も含めて、計画の段階から、やっぱり進めるべきではなかったかということが2点目です。

先ほど契約条項のメンテナンスの条項のことでは、地元で備品が置いてあるから、協力者が、ちゃんと協力者がつくられて出していると言われたんですけど、どういう備品をどこに置いて準備しているのか、その対応できる協力者ってどこなのか。何社いるのか。やっぱり示してほしい。そういう点で、やっぱり本来、備品なら備品を発注するときに、その契約書の中でメンテナンスの問題や、いろいろ入ってくるのが当然だと思いますけど、設計や工事業者との中でメンテナンスは確保されていると言われても、いつもそういう答弁をされてきたんですから、やっぱり4,000食ですからね、今回は。しかも、住用から笠利まで、名瀬市内走る、そういう大きな給食センターを造ろうとして、やっぱりそういう中途半端な発想と受け止めでこれが進められるとなれば、私はやっぱり完成後、問題が発生してくるんじゃないかというのを思っています。そして、緊急に故障が起きたときの対応、備品が置いてあっても、しっかりしたメンテナンス業者がいなければ対応はできません。その辺も踏まえてですね、台風や災害時の対策もちゃんとできているのかという問題です。

もう1点は、この50号の組替え、29年度の一般会計予算の153ページ、10款6項2目15節に工事費として5億3,208万7,000円が組み込まれています。その下に18節に備品購入費が1億5,513万1,000円、さっきの額と一緒に、入っています。これが、何か、工事費に組み込まれて計画に入っているの、突然この予算で50号として予算が出てきた。しかし、この41号に出てきて、それで50号でも、41号ではですね、工事費がここでも1億5,513万1,000円ついてきているんですよ。それで、一般会計予算の中では備品として出てきて、先ほど何か聞き取りにくかったけど、工事の関係でどうのこうの言うてましたけど、再度、この違いを示してください。そして、この工事費として組んだ場合、先ほどの49号にも、49号、50号と48号で工事費が出ているんですけど、48号と49号合計しますと5億1,244万9,000円が出てくるんですよ。ところが、工事費ということで50号の分を足すと7億5,418万円で、約2,000万円ほどこの差額が埋まらないんですけど、そこの差額の問題もどういうふうにしてこういう差額が出てきているのか、なぜ金額が違うのか、それを示してください。これ、三つ合計すると、今の1億5,000万円足すと7億5,841万9,200円になるんですよ。ここをもとのままで計算すると7億3,000万ちょっとになるんです。その違いもどういうことか説明してください。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

教育委員会総務課長（徳永恵三君） それでは、議員の御質問にお答えしたいと思います。

それでは、まず資料提出の件につきましては、奄美市名瀬・住用地区学校給食センター建設設計に係る指名型企画提案実施要領というのがございます。それについて、今回の設計業者だったり、メーカーの内容が細かく書いていますので、これの件については資料が提出できると思っております。

次に、アイホーの方向でという、ちょっと御質問がありました。まず、設計及び厨房メーカーを決めるに当たりましては、メーカーのアドバイスを伺うことなどにつきまして、そのメーカーへの情報提供にもつながりかねないという懸念のもと、一切、我々はアイホーとは、業者とは行わずに進めてまいりました。また、先進地視察におきましても、事務的調査や食育の観点から視察を行っておりますし、特定の厨房機器メーカーで選んでの施設とはなっておりません。今回の企画提案選定委員会では、一次審査、二次審査においていずれも社名を伏せております。委員、それぞれ熱心に審査をいただきまして、その結果、本企画提案が衛生管理面、調理作業の動線といった作業効率の良さで高く評価され、最優秀企画提案者と決定されておりますので、御理解いただきたいと思っております。

続きまして、協力内容につきましては、現在、覚書の中で二つの事業所とアイホーは提携しております。覚書の中では緊急な対応や修繕の発生時も奄美市内の協力会社とあわせて協力していきますということが記載されております。業者につきましては、株式会社正一電器様、あわせてホシザキ南九州株式会社奄美営業所の2社を選定しております。この2社におきましても、実際、資格等の第2種電気工

事技師とか、第2種の冷媒取扱技師、ガス溶接技能関連とか、石油機器の技術管理関係と、いろいろ資格についてはしっかりした事業内容となっておりますので、信頼が置ける緊急時も対応できるメンテナンスの業者だと考えております。

続きまして、15と18節の組替えにつきましては、まず内容につきましては、工事として組んでいた場合について、平成30年度に予定していた事業の前倒しが可能となっているような状況になります。まず、30年度の単独事業で組んでいた事業があるんですけど、今回、債務負担行為をすることで前倒しができるような状況となっております。2,000万円の差額につきましては、債務負担行為全体でしていますので、今後の発注、いろいろ本体工事以外の発注もございますので、その差額が2,000万円出たものと思っております。以上です。

議長（竹山耕平君） 再々質疑、3度目の質問がございますか。

16番（三島 照君） 二つの業者とメンテナンスは協力体制を組んでいるということなんですけど、考えたら二つとも鹿児島の本社は内地の業者で、島の業者との関わりはあんまりないということでは、やっぱり最初に言いましたように、私は全てのいろんな工事、土木でも何でもそうですけど、極力皆さんがせっかく取ってきた予算が島で使われずに全部、税金も何もかも内地の業者に持って行かれる、もうけは内地に持って行かれる、それではやっぱり島の経済の回復というのは厳しいと思うんですよ。そこら辺をやっぱり厳しく今後関わっていただきたいということ。そして、今の2,000万円の件は、要するに工事を前倒しで組めたから、組替えをやったという、簡単に言えばそういうことですか。後で聞かせてください。

そういうことが、しかもやっぱりこれも3月決算して、まだ4か月も経っていないし、そういう状況の中で同じことが二つも、そして本予算の補正にも出てきたら、なぜかというのがやっぱり疑問に思うし、その辺はもっと事前に、それこそ緊張感を持って、やっぱり仕事に関わっていただきたいということでもありますので、その工事の前倒しの、その差額だということなら、もう一回御答弁ください。

その二つの業者については、島でいつでも対応できる体制が、本当に取れるのかどうかだけ質問して終わります。

議長（竹山耕平君） 答弁をお願いします。

教育委員会総務課長（徳永恵三君） このメンテ関係につきましては、我々も本当に重要視して今回選定をさせていただいておりますので、そこは重々、覚書も普通は交わさないような状況もあるんですが、こちらからもちゃんと受けていただいた業者さんには覚書を交わして、またちゃんと地元との連携を取るよにということでお伝えしておりますので御理解いただきたいと思います。

2,000万円の差額につきましては、組替えの差額であるんですけど、まず本体工事を進める上で、やっぱり今後どんどん進捗率が上がっていったときに、それだけ対応できるような予算措置をしておく必要性もあるのかなということとさせていただきますので、御理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（竹山耕平君） 次に、自民新風会 安田壮平君の発言を許可いたします。

13番（安田壮平君） 皆様、おはようございます。自民新風会を代表しまして総括質疑をさせていただきます安田壮平です。

議案第47号 奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について伺います。まず、本年第1回定例会における改正と今回の改正について、その内容を経緯も含めて詳

しく御説明ください。

次に、今回の改正で罰則で過料が設定されましたが、どのような行為に対してその処分が行われるのか御説明ください。また、量刑としての妥当性及び他の罰則の種類は検討しなかったのか、御説明ください。

続いて、パブリックコメントにおいて賛成、反対、その他の意見など、どのようなものがあったのか、件数を含めてお示しください。また、その意見が今回の改正案にどのように反映されたのかについてもお示しください。

続いて、今回の改正について、今後市民に対してどのように広報を行っていくのか、具体的な方法をお示しください。

最後に、今回の改正についてどのように制度運用を図る考えなのか、体制強化の観点も含めてお示しください。

以上、5点について質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

環境対策課長（島袋 修君） おはようございます。議案第47号、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例の第1回定例会における改正と今回の定例会における改正について、お答えいたします。

本条例は、平成23年7月20日に設定されております。周知のとおり、今年3月7日に国立公園指定を経て自然遺産登録が間近に迫っている中で、アマミノクロウサギをはじめとする希少種を捕食するノネコの問題が課題として指摘されておりました。本条例の努力規定を義務規定に改正し、その実効性を確保すべきとの意見が、市民、議会をはじめ自然保護団体、県、環境省等、関係機関から多く寄せられておりました。

そのような中、第1回定例会の条例改正の内容につきましては、主に次の3点であります。1点目は、飼い猫のマイクロチップ装着の義務化、2点目といたしまして屋外での放し飼いでは繁殖制限の措置を行うこと。3点目といたしまして、飼養頭数の制限には許可を得ることとなっており、主な努力規定を義務規定に改正しております。

議員御存知のように、第1回定例会において実効性のある条例改正及びノネコ対策について早急に取り組むこととの附帯決議がなされました。そのことを真摯に受け止めて、今回の改正案を上程しております。主な改正点は、第15条の指導、勧告及び命令の規定、及びそれに伴います第16条の過料の規定となっております。

次に、2点目の御質問、今回の改正で罰則として過料が制定されましたが、どのような行為に対してその処分が行われるのか、また、量刑としての妥当性及び他の罰則は検討しなかったのかの点についてお答えいたします。

5万円以下の過料となるのは、第4条第5項放し飼いにする場合の繁殖制限の措置、第5条第1項の飼い猫の登録、同条第4項のマイクロチップの装着、第8条の変更登録、第9条各号に規定する適正飼養、または第13条の多頭飼育の規定に違反した場合です。また、第4条第3項の飼い猫が野生生物に害を加える行為、第10条の飼い猫以外の猫にみだりに餌を与える行為も、同様に5万円以下の過料となります。第14条の報告及び調査違反に対しては2万円以下の過料となっております。

量刑としての妥当性と他の罰則は検討しなかったのかとの御質問ですが、今回の改正条例は、飼い猫の条例を制定しております先例市町村の条例を参考にしながら、他の罰則も視野に入れながら、専門家の先生方の指導のもと作成しており、概ね妥当なものだと考えております。

今後は、実際の運用の中で議論、検討される場合もあるかと思いますが、まずは罰則を設けたことがこの条例の実効性の確保においては一步前進だと捉え、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目のパブリックコメントについてお答えいたします。パブリックコメントにつきましては、今年5月2日から5月19日に市のホームページにおいて公募を行いました。意見を提出された方は14人、その意見内容を項目で整理した結果50件となりました。その内訳といたしまして、条例の趣旨に賛同するものが11件、趣旨に賛同し、改善案を提案するものが23件、条例の趣旨に反対し改善案を提案するものが3件、その他、質問、条例以外のことに關するものが13件ございました。

主な御意見といたしましては、屋外飼育の猫だけでなく、全ての猫に対して繁殖制限の措置を講じるべき、餌やりの禁止についてルールを定めた上で運用していくべきだと、猫の室内飼養を義務付けるべきなどの御意見をいただきました。その他の意見につきましては、飼い猫、野良猫に関わらず、全ての猫に關してのガイドライン等の作成、周知、啓発のやり方などの御意見をいただきました。

また、今回の罰則規定の改正案につきましては、概ね賛同を得ており、反対意見はございませんでした。

提案された改善案につきましては、今後、条例を運用していく上で対応してまいりたいと存じます。

次に、ごめんなさい、今回の改正について、今後市民に対してどのような広報を行っていくかということですが、この条例案の議決をいただきましたら、来年1月1日からの施行になります。その間、市の広報紙、ホームページなどで周知するとともに、各種団体から要望が出る出前講座やその他関係団体が開催する講座などと連携し、条例改正の内容、趣旨等を分かりやすく説明できるパンフレット、チラシ等を配付するとともに、新聞、FMラジオのメディア等、あらゆる機会を捉え啓発に努めてまいりたいと存じます。

続きまして、どのように制度運用を図る考えなのかという点についてお答えいたします。今申し上げましたとおり、来年1月1日から罰則規定が施行される予定です。それまでの期間、市民への周知啓発に努めながら、名瀬・住用・笠利3支所担当者、更に奄美大島5市町村で勉強会を行うとともに運用面で課題の情報共有を図りながら、先進地の事例や専門家の意見を伺いながら、地域の実情に合った運用体制を構築してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

議長（竹山耕平君） 再質疑がございますか。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。今回のこの飼い猫条例の改正については、先の定例会、そして今定例会、2回続けて改正案が出されるということで、このことはですね、やっぱりこの猫問題、そしてノネコ問題のですね、緊急性及び重要性をですね、まさに象徴していることではないかなというふうに思いますし、また、行政だけではなくて我々議会も、そしてまた市民もですね、一体となってこの問題に取り組んでいかないといけない。その気運をですね、もっともっと高めていただきたい。その上でこの総括質疑をさせていただいたわけでありまして。だからこそですね、しっかり我々議会に対しても、また、市民に対しても説明をいただきたいということですね、これまでの経過というかですね、プロセスを詳しく伺わせていただきました。市民にですね、場合によっては負担というか、不利益をかける可能性もある内容になるわけでもありますし、また、答弁もありましたけれども、我々議会のほうからも附帯決議をすることによって今回提出された議案でありますので、是非協力してですね、我々議会のほうも行政と協力して一緒にやっていきたいと、そういう思いでですね、だからこそ詳しく、しっかり、丁寧に説明をしていただきたいという思いで聞いておりました。

その中で、改正案についてはですね、いろいろ詳しく御説明ありましたので、かなり明確に分かったわけでありまして、ただ一つ、一つと申しますか、この今回の改正によってですね、先進地の条例と並ぶぐらいの、国内でも最高クラスのですね、規制が強い条例になっているかと思えます。あとはもう本当に運用次第、これをどのように啓発して、そして市民の方々にもしっかり遵守してもらえるか、そこにかかってくると思うんですけども、ただ、今回の改正についてパブリックコメントの中でもですね、幾つか、まだまだできることがあると、やるべきことがあるというふうに意見がありました。

その中で、すみません、中でですね、1点目、再質問1点目はですね、将来的に奄美市においても猫の室内飼養、これを今努力規定ですけれども、これを義務化する考え、可能性があるのかというところ。2点目がですね、この条例について、主に飼い猫の適正な飼養に関するものですので、飼い猫、野良猫、ノネコという段階を踏んでいけばですね、その野良猫に対する対策というのはほとんどないと、唯一餌やりの禁止というのが野良猫に該当する条文になるかと思えますけれども、この野良猫対策というのをですね、今、奄美市としてはTNR、力を入れてやっているわけですが、TNRだけじゃ限界があるという識者の声もですね、以前から強くいわれているわけで、この野良猫対策に対する強化というものがですね、何か考えているのかというのが2点目であります。

そしてまた、他の罰則の関係でいえばですね、一応、先進地を参考にしたということではありますが、例えば方法の一つに、罰金より、罰金というか、過料よりもですね、より軽度な罰則の手段として氏名の公表というものがですね、一つ可能性としてあったかと思うんですが、この検討はどうだったのかというところ。そしてまた、パブリックコメントに関しては、詳しく説明いただきましたので分かったんですが、専門家や有識者の声というものがどのように反映されたのか。罰則や、あるいは量刑の中に出てきたと伺いましたが、それ以外の分野においてですね、そういった声がきちんと反映されたのかというところを伺わせてください。

そしてまた広報に関しては、広報とですね、運用というのは、やっぱり一体で強化していかないですね、これまでどおりの広報をやっている、市民は行政の本気度というのをですね、やっぱりじっくり見てくると思いますので、やっぱりそこが変わらないとですね、これまでどおりの広報をやっていたら、ホームページとか、奄美市だよりとか、区長会とかですね、そういうところでの広報だけじゃ、報道も使うとしてもですね、やっぱりこれまでと変わらないんじゃないかなという懸念がありますので、やっぱりその広報の工夫というものを、より力を入れてやるべきだというふうに考えるわけなんですけれども、例えば、飼い主、登録している方々に対してですね、封書でわかりやすいチラシを、この条文どおり書いて送ってもですね、よく分からないんですよ。なかなか法律とかを身近に接している方でなければ、どういう行為が違反になるのかというのが分かりにくい面がある。だからこそですね、分かりやすい言葉で、あるいはイラスト等を使ってチラシを作り、そういう飼い主の方々、猫を飼っている方々、あるいはまた野良猫等に餌やりをしている方々に、しっかりと手渡しなり封書で送るというような、きめ細かな広報の仕方が必要ではないかなというふうに思います。そこについてのお考えを伺います。

最後、運用に関してなんですけれども、これからますます環境対策課は忙しくなっていくと思います。一般質問でも申し上げましたが、生物多様性地域戦略、これを全庁にまたがる分野でありますけれども、これをやりながら、この猫対策というものもですね、やっていかないといけないということで、非常に体制面、不十分じゃないかなという危惧があるわけなんですけれども、そこでですね、やはり臨時の職員であったりですね、あるいは市民ボランティアなど外部の方々の力を借りる必要もあるんじゃないかと思うんですが、その点についてのお考えも伺いたいと思います。以上、お願いします。

議長（竹山耕平君） 5、6点ほどあったとは思いますが、よろしいでしょうか。答弁をお願いします。

環境対策課長（島袋 修君） まず、それでは1点目、猫の室内飼養の義務化の可能性ということでの御質問についてお答えいたします。今、議員御指摘のように、この条例の中では室内飼養に努めなければならないということで、努力規定の条項になっております。これは、他の先例地の条例等を参考にしながら、まず1番は、法律の中でですね、動物の管理及び適正飼養に関する、通常動物愛護法といわれる法律が、いまだにやはり努力規定になっております。法律がこの努力規定になっているというのは、猫をですね、外飼いをするという慣習、習慣等によるものでありますので、法律の改正、もしくは他の先

進地の条例等、その辺を踏まえてですね、今後検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目のですね、野良猫の対応ということで、今回の条例は飼い猫の適正飼養というのが主な内容となっております。この中で野良猫に対しましては、みだりな餌やりの禁止ということで条文を一条設けております。今現在、市がやっている野良猫の対策といたしましては、先ほど議員が御指摘にありましたようにTNR、トラップ、捕獲をして不妊去勢の手術をして、また同じ場所に戻すということで、このTNR事業をやっておりますけれども、野良猫をですね、なかなか町から排除するというのは、犬であれば狂犬病予防法という別の法律の中で保健所のほうに持って行って処分するという方法もあるんですけれども、野良猫に関して言いますと、先ほど言いましたように、動物愛護法という法律があつて、これができないことになっておりまして、全国でやはり問題になっている野良猫の餌やりで、その野良猫の糞尿の臭いの被害であるとか、騒音の被害、全国いたるところで問題提起している中で、ある地域においては実際、地域猫対策というのもやっている地区もあります。そういった地域で野良猫を完全に管理する、当然、餌をやって、餌を道路とかに放置しない。道路に放置することによって、悪臭であるとか、ハエとか、不快害虫が発生したり、いろんな地域でのトラブルが発生しますので、そういったことができない、かわりにできるそういった野良猫、地域猫制度というのが、もしこういったのが盛り上がってきてできるのであれば、その野良猫をですね、法律的にTNR事業をやることによって、野良猫を少しずつ少なくするという方策は可能かと思っておりますので、その辺はまた今後検討させていただきたいと思っております。

次にですね、ちょっと質問が多過ぎてですね、氏名の公表というのがですね、実際、罰則規定あるんですけれども、法律でよくあるのは公正取引委員会だとか、企業とかに対して、法律を守らない企業名を公表するというところで、そういった企業とかに対しては結構実効性があるといわれている氏名公表であります。全国の自治体の中で、飼い猫飼養条例に関して氏名公表の罰則を設けているのが、東京都の小笠原村、あと沖縄の国頭村が、この氏名公表という、この二つの自治体が氏名公表という制度を設けております。今回、うちの条例の罰則の適用に当たりまして、氏名公表等の案もあったんですけれども、5市町村協議をして、なおかつ専門家の先生などの意見を聞いた上で、市が顧問契約を結んでおります弁護士事務所のほうに照会も出したときに、その氏名公表というのが実効性の面でどうなのかなという、あげられまして、その氏名公表に対して実行力がある、そういった人であればいいんですけれども、氏名公表をされることに対して、それがどうしたというような、ちょっとあまり実効性の面で、あまり効力がないのではないかという御指導などもいただいた上で、最終的には他の自治体等も合わせて、当初、2万円以下の過料という案もあったんですが、地方自治法上で最高の5万円以下の過料ということで、今回罰則の条例案を提案しております。

続きまして4番目が、

(発言する者あり)

パブリックの意見はですね、主に運用面のものが多くてですね、今後、餌やりだとか、諸々のガイドラインというものを設けた上で、運用の面で対応できるものと考えておりますので、今後、他の市町村の例などを参考にですね、運用が図っていければと思っています。

次に、広報につきましてはですね、今までの通常、先ほども申し上げましたように、広報紙であるとか、ホームページ、ラジオ等の広報では少し甘いのではないかという御指摘。今回の条例が適正飼養条例ということで、猫の登録を受けている方、それぞれの方が分かりますので、そちらの方ですね、分かりやすいチラシとか、パンフレットとか、一本釣りじゃありませんけれども、直接ダイレクトに、そういった案内を送ることによって、広報に努めていきたいと思っております。

あと実際、この条例が適用になったときの運用面、一番やはり多くの人を採用することによって、直接現場で指導できるのが一番理想ではありますけれども、人員の問題等、種々制度、組織機構の問題等もありますので、その辺は今後また、庁内ですね、検討した上で、できるだけスムーズにこの条例の運用が図れるよう努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思っております。

議長（竹山耕平君） 安田壮平君，3回目です。

13番（安田壮平君） 課長，丁寧な御答弁ありがとうございます。室内飼養に関しては了解をいたしました。2点目，野良猫対策については，地域猫も可能性としてあるかもしれないということですので，そこは是非，民間の方々の意見も聞いて，一般質問でもですね，練馬の事例などの紹介もありましたので，是非奄美市にふさわしいやり方で，そして要は避妊去勢をして，一代限りのですね，猫たちをですね，しっかり地域で管理できるというようなやり方も検討していただきたいと思います。是非，これしっかり積極的に検討していただきたいと思います。

ちょっと野良猫対策について1点伺います。これは後の体制強化のほうとも関連することであるんですが，例えば住用のですね，集落の近くの山沿い，特別保護地区の近くでですね，首輪もしていない，マイクロチップもつけていない猫，いわば野良猫ですよね，発見した場合に，TNRはされているかもしれないと，避妊去勢はされているという場合に，それでもやっぱり野良猫なんですけど，飼い猫だったら，それはちゃんと保護して，そして飼い主に届けるということができますし，できますけれども，山の中ではない，野良猫，道路沿い，山沿いの道路沿い，野良猫を発見した場合に，これはどういっすね，手段がとれるのかと。要は，そのまま山に入ってしまうれば希少種を襲う可能性があるわけですよ。この野良猫を特別保護地区付近にいるですね，野良猫などを見た場合に，どういう手段が取れるのか，そこを1点伺いたい。TNRをする場合であっても，事前にですね，集落に説明会をしたりして手続を踏まないといけないわけで，いわばその目の前にある危機をですね，

（「安田議員，ちょっとあれなので，条例についてなので，簡潔に質疑をお願いします」と呼ぶ者あり）

はい，じゃ，そこを1点伺います。

あともう一つが，広報と体制の強化に関して，先ほどそういう野良猫に遭遇した場合にですね，例えば獣医師とか，そういう動物の専門家の資格を持っている職員がいたら，非常勤であってもいたらですね，即座に捕獲できるんじゃないか。やっぱり，そういうことを考えてもですね，この広報と体制の強化というものをしっかり図っていかないと，これは本当にこの条例が理想とする，目的とする状態には達しないんじゃないかというふうに考えます。そこでこれは環境対策課マターというよりは，企画マターとか，財務マターになるんじゃないかと思うんですけども，要は新しい条例ができて，仕事量が増えるということであれば，やっぱりここにももっともってですね，資源を投入すべきじゃないかと思うんですけども，その点についてはいかがでしょうか。

環境対策課長（島袋 修君） 今，議員がお話をされました，例えば住用の山際で野良猫，TNRもされている，チップもされている野良猫をどういう形で対応できるのかという御質問でありますけれども，現在の法律，先ほども言いましたように，動物愛護法という法律の中で，野良猫は守られておりますので，その野良猫を排除するというのが厳しいものがございます。今，まさに先ほども申し上げましたように，今後，世界自然遺産を目指す中で山中にいる希少種，特にアマミノクロウサギであり，通常いわれているケナガネズミ，トゲネズミ，それを捕食するノネコを適正に排除するというのが最終的な目標，目的でありまして，この条例はそれを最終目的とするものであります。今現在，県であり，環境省，それと奄美大島5市町村の中でノネコをどういった形で排除するのかということで，10年計画を基本の骨子案を今勉強会を開いて作成している中で，ノネコの予備軍であります，先ほど言いました野良猫，野良猫の対応をどうするのか，一番ネックとなっているのは，法的な愛護法という法律がありますけれども，ノネコに関しては鳥獣の保護法という，イノシシとか，ヤギです，ヤギではなく，イノシシとか，カラスとか，そういった部類の別の法律の中でノネコという部分もありますので，その辺の法律の整備をした上でですね，今後，野良猫の計画等を作っていくと考えているところであります。

それと、獣医師を雇って組織として運用のお話がありましたけれども、じゃ、これで質問を終わり、以上です。

(発言する者あり)

企画調整課長(山下能久君) 組織と定数を増やせないかという御質問なんですけれども、平成29年度に環境対策課1名増の定数を増にしております。また、業務の内容その他含めまして、今後どうするかというのは検討させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

議長(竹山耕平君) それでは、暫時休憩いたします。(午前10時33分)

○

議長(竹山耕平君) (午前10時45分)

次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番(関 誠之君) 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。社会民主党、社民党の関 誠之でございます。質疑の前に字句の訂正をお願いをいたします。ナンバー2の1の議案41号、(1)、1のところは2号補正予算2号と書いているところを1号に訂正をしてください。(1)の③、417万円を40108, 4, 010万8, 000円というふうに訂正をお願いをいたします。40108でございます。

それでは、質疑をさせていただきます。議案第41号 平成29年度奄美市一般会計補正予算(1号)について(1)12ページ、2款1項10目13節委託料1, 040万6, 000円について、①当初予算で委託料に情報システム運用業務として4, 010万8, 000円が計上されているが、その執行状況と、今回の補正予算との関連をお示しく下さい。17項目の運用業務だというふうに当初予算で説明がありました。②平成27年度10月にマイナンバー個人番号が通知なされましたが、奄美市の個人番号通知の現状と個人番号カードの申請状況についてお示しく下さい。③マイナンバー制度導入に向けて、奄美市の既存のシステム改修の概要と、これからのスケジュールをお示しく下さい。

(2)14ページ、3款2項3目保育所費、7賃金、460万4, 000円の増額補正について、①保育士、給食調理員、調理員は、それぞれ何名なのか、保育所の人数を各保育所ごとに定数と正規、非正規別にお示しく下さい。②調理員というのがありましたけれども、今回新規の予算要求であるようですが、どこに配置し、何を調理をするのか。

(3)16ページ、6款1項7目糖業振興費511万1, 000円の増額補正について、①この事業は県の地域振興推進事業で、総額事業費632万円、事業主体は奄美市サトウキビ振興協議会と奄美市であるというふうに思っておりますけれども、県の負担割合は2分の1になっていたようだけれども、今回の補正では9割以上が一般財源になっているのはなぜか。②サトウキビ生産のための堆肥が不足しているので、反収の低下の要因となるので、与論の余剰堆肥を購入して土づくりをしようとしている事業であるらしいけれども、奄美市の堆肥生産量、必要量は幾らで不足分は幾らと推計しているかお答えください。

4番目、5ページ、第2表、債務負担行為補正、20ページ、10款6項2目学校給食運営費について、関連しますので質疑をいたします。①債務負担行為の内容と、3億5, 900万円増えた要因についてお答えをください。②学校給食センターの事業項目別に執行済額、予定事業の額をお答えください。いろいろ書いてありますが、少しイメージを湧かすために書いたのでありまして、後もってこれは数字をいただきたいと思っております。これは学校給食センターの投資的経費の総額という意味でございますから、それをお答え願えれば結構でございます。③は、先ほど三島議員の質問にありましたが、もう少し、なぜこの組替えですか、工事費に組替えをした、この細かいところ、何で、何が不足した、いや、これをやりたいから、こういうふうに組替えたというふうなことをお答えいただきたいと思っております。

二つ目の2，議案50号，財産取得について，関連しますので質問させていただきます。奄美市名瀬・住用地区学校給食センターの随意契約について，①予算項目は工事請負費にしながら，物品売買になって，これは先ほど答えが分かりましたので，確認をいたします。実質的にはこれ，工事費に組替えではなく，工事費に流用をすると，いわゆる工事費に備品費をやるということだろうと思いますので，その確認です。二つ目は，売買代金の支払い時期について，部分払いの金額しか記載されていないが，支払い回数や完成払いについての項目がないが，具体的に支払いの形態はどうなっているのかということ，あと完成保証人は要らないか，以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

企画調整課長（山下能久君） 御質問の1，（1），①と1，（1），③についてお答えをいたします。

①当初予算で委託料に情報システム運用業務として4,010万8,000円が計上されているが，その執行状況と今回の補正予算との関連についてお答えします。2款1項10目情報化推進費の委託料の執行状況につきましては，計画しております17業務のうち10業務について執行中でございます。なお，予算の執行率は25.58パーセントとなっております。

一般会計補正予算（第1号）にて，委託料1,040万6,000円を計上しておりますが，これは，昨年度から実施しております情報セキュリティ対策の一環としまして，今年度はインターネット接続環境を再構築し，セキュリティ強化を図る計画となっております。このインターネット接続環境の再構築につきましては，県内統一したセキュリティ強化について，県が示す事業仕様書が当初予算編成時までに確定しなかったため，今回の補正予算での対応となっております。

続きまして，③マイナンバー制度導入に向けて奄美市の既存システム改修の概要とこれからスケジュールについてお答えします。マイナンバー制度導入に向けた既存システムの改修につきましては，平成26年度からスタートし，住民基本台帳，税，福祉の分野で情報連携に必要な改修を計画的に実施し，昨年度までに完了しております。今後のスケジュールといたしまして，今年7月18日から情報連携が開始され，3か月程度を試行運用期間とし，11月頃から本格運用に入る予定でございます。

この情報連携にあわせマイナンバーカードを利用したマイナポータルが開設され，登録されている自分の特定個人情報や情報のやりとりの履歴が確認できるようになります。今後は，子ども子育て支援を中心に，サービス検索や電子申請によるワンストップサービス，住民票等のコンビニ交付，ネットバンキングやクレジットカードでの公金決済が可能となる計画となっており，利便性の向上が図られていくものと考えております。以上です。

市民課長（中村博光君） それでは，1の（1）の②について，マイナンバーの通知状況及びマイナンバーカードの申請状況についてお答えいたします。

マイナンバーをお知らせする通知カードにつきましては，平成27年10月から住民票を有する全国すべての方に各世帯ごとに，地方公共団体情報システム機構というところから書留で送付されております。奄美市におきましては，約2万4,300世帯に送付がされております。その後に子どもなどが生まれまして，新たに住民票が作成されました方には，随時通知カードが発行されております。

次に，マイナンバーカードの申請状況につきましては，5月31日現在で5,935名，約13パーセントの方が申請をされております。

福祉政策課長（石神康郎君） それでは，福祉政策課に関するものにつきまして御説明いたします。

1の（2）の①各保育所ごとの保育士，給食調理員の正規，非正規の人数についてお答えいたします。小浜保育所の保育士の人数は29名で，正規職員が10名，臨時職員が19名，給食調理員の人数は3名で，正規職員が2名，臨時職員が1名でございます。赤木名保育所及び佐仁分園の保育士の人数

は11名で、正規職員が5名、臨時職員が6名、給食調理員の人数は3名で、臨時職員が3名でございます。節田保育所の保育士の人数は8名で、正規職員が3名、臨時職員が5名、給食調理員の人数は2名で、臨時職員が2名でございます。宇宿保育所の保育士の人数は5名で、正規職員が2名、臨時職員が3名、給食調理員の人数は1名で、臨時職員が1名でございます。

続きまして、②調理員についてお答えいたします。今回の予算要求は新規で要求している職種ではなく、赤木名保育所に配置されている給食調理員の賃金単価の増額によるものでございます。他の保育所に配置されている給食調理員と同じ職種で表記が異なっていることから、誤解を招いてしまいました。今後、このようなことがないように、事務の取り扱いについて調整を図り、表記を統一してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

地域農政課長（山野明人君） それでは、議案第41号、平成29年度奄美市一般会計補正予算1号

(3)6款の1項7目糖業振興費511万1,000円の増額補正について、①この事業は県の地域振興推進事業で総事業費632万円、事業主体は奄美市サトウキビ振興対策協議会と奄美市であり、県の負担割合は2分の1になっていたようだが、今回の補正で9割以上が一般財源になっているのはなぜかという御質問にお答えいたします。今回の地域振興推進事業に関しましては、補正予算に関しましては奄美市のサトウキビ生産量は平成28年産は持ち直してきましたが、他の町村と比較しますと、まだ生産量が回復したとは言えないのが現状です。栽培面積の減少が原因と思われませんが、収穫面積の少ない与論町では生産量が奄美市を上回っております。奄美市より10アール当たり収穫量が多いことが要因となっているものと思われま。反収を上げるには畑の地力向上が欠かせないため、今回、県の地域振興推進事業を活用しまして与論町の堆肥を購入して、6.2ヘクタールの実証ほ場を設置することで、サトウキビ生産農家の皆さんに堆肥投入の効果を認識してもらうための事業です。

議員御質問の予算の内訳につきましては、632万円の補正のうち64万6,000円は実証ほ場に係る事業費で、これは看板設置、研修等の講師旅費として計上しております。歳入に関しましては、県支出金として2分の1の32万3,000円が県からの歳入になります。また、負担金の283万7,000円は、奄美市サトウキビ振興対策協議会を通して行われる事業で、県から同額の283万7,000円が奄美市サトウキビ振興対策協議会へ直接交付されます。

奄美市一般財源の9割ということは、市と地域振興対策協議会のほうで事業をやるためでございます。奄美市サトウキビ振興対策協議会の事業内容としましては、堆肥散布の設置ほ場選定、運搬、堆肥散布を行うものです。

②サトウキビ生産のための堆肥が不足していることで、反収での低下の主要因となっているので、与論町の堆肥を使うということですので御質問ですが、これはですね、奄美市の堆肥生産量については、平成29年度の計画としましては、約2,000トンを見込んでおります。また、本市における堆肥の必要量でございますが、サトウキビで試算しますと春植えが100ヘクタール、新植の夏植えが100ヘクタール、合計200ヘクタールの計画に対し10アール当たり4トンの堆肥を投入することから8,000トンが必要と考えております。よって、本市の堆肥生産見込みが2,000トンですので、約6,000トンが不足するものと考えております。以上です。

教育委員会総務課長（徳永恵三君） それでは、1の(4)、①の債務負担行為の内容と、3億5,900万円増えた要因につきまして、まず、補正額3億5,900万円のうち約1億5,000万円につきまして御説明いたします。

平成29年度当初予算におきまして、債務負担行為としまして平成29年度からの2か年間、2か年契約分に係る建物工事や受配施設整備、新築分及び厨房機器購入費を計上させていただきましたが、今回、事業の進めやすさの面から平成30年度に当初予算で計上する予定にしておりました受配施設の改修工事分や外構駐車場整備工事等につきましても、総事業費の観点から今回債務負担行為へ含めるべき

との判断から計上するものでございます。

残りの約2億円につきましては、本年3月末にセンター本体の設計が終了したことにより、当初の提案面積より施設の充実を図る目的から、約200平方メートルほど面積が増えたこと、また、地質調査の結果、杭打工事が増えたことなどが主な要因でございます。これは、設計段階における行程会の中で、調理員や栄養教諭など、実際使う側からの助言をいただき、企画提案の中で評価された機器のラインや動線そのものは変更せず、更なる作業の効率化、作業員の安全を図るために全体の面積を増やしたものでございます。

そのほかの要因といたしましては、資材の物価上昇や諸経費率の平成29年4月からの改正により、全体として約2億円の増額となっております。

本企画提案は、給食センターの内容充実の観点から、施設の動線や衛生管理区分、働きやすい環境づくりに重点を置いて計画・決定されておりますが、社会情勢の変化や施設の特異性から事業費について追加したものでございます。現在、事業そのものはスタートしていること、供用開始を30年2学期としていること、また、今回の企画提案が、内容がより充実したものと評価された設計であったことなど、総合的に判断しているところです。

続きまして、1の(4)の②につきましては、全体事業費について年度を追って御説明させていただきます。

平成27年度に土地購入費用として1億400万円、平成28年度は敷地測量設計、土地造成、地質調査、基本実施設計、配送車庫新築工事で9,726万2,000円、約1億円となります。平成29年度設備工事を含む本体工事、コンテナ受配施設設計業務委託、コンテナ受配施設新築工事、本体工事監理業務委託、屋外排水処理施設整備、屋外電気設備工事、屋外給排水設備工事で約7億700万円を予定しております。平成30年度厨房機器製作購入、外構駐車場整備、既存受配施設改修工事、通信設備工事、食器食缶類購入費、配送車両購入費、その他備品購入費で約8億5,000万円、事業費総額といたしまして約17億5,000万円となります。

続きまして、1の(4)、③になります。この件は先ほど関議員が流用でないかという御質問の内容だと思っておりますが、一応、組替えという形を、額が大きな額だったものですから、一応、組替えという形で対処させていただきました。

続きまして、2の(1)の①予算項目は工事費にしながら、物品売買契約になっている、これにつきましては、先ほど、すみません、今言ったその流用の関係です。すみません、よろしく申し上げます。

2の(1)、②売買代金の支払い時期について、部分払い金の額しか記載されていないが、支払いの回数や完成払いについての項目について、具体的な支払い形態はということなのですが、資料としてお示ししております物品売買の契約書につきましては、市の標準様式により対応しております。支払い形態につきましては、先ほども申し上げたとおり、製造した厨房機器が納品された後、完成払いとなります。厨房機器製作には約9か月程度を要し、設置期間につきましては1か月程度ということでございますので、センター本体完成予定の平成30年5月15日完了後に設置し、試運転調整を経て6月末までの完了を見込んでおります。

最後に、2の1の③になります完成保証人は要らないのかとのことですが、物品売買契約におきましては完成保証人は必要ないと認識しております。以上となります。

15番(関 誠之君) ありがとうございます。マイナンバーについてのことは、今言われたとおりですから、ただ一つだけ、個人番号化の申請が5,995、ちょっと違うかも、13パーセントというように言っていましたけれども、非常に低いような、という私もまだ申請しておりませんが、低いような気がいたしますけれども、今後どのように普及をさせ、目標をどの程度に掲げているのか、そういったものが国から、また示されているのかどうかも含めてお願いをしたいと思います。

2番目の保育士の関係ですけれども、調理員間違いだというふうなことで今お伺いしましたけれど

も、給食調理員を間違っ、ただ調理員と書くのを補正予算書にまで載せて気付かないというのは、いつも隣の三島議員が言っているように、緊張感が足りないのではないかなというように思いますので、そこで質問しますけれども、昨年は990万円、最終予算で保育所関係の賃金を落しているわけですよ。そういう中で、今回このような増額、これは改定だというふうには思いますが、全体総額の中で予算の賃金全体を考慮したものになっているかどうかという点が一つであります。

3番目の糖業振興費の関係、これは大変いい事業だというふうには思っております。8,000トンで6,000トンぐらい不足するというところであります、今回は試験的に実証ほ場という形で与論から買ってやるということでもありますから、是非ですね、私もちょっと調べてみましたら、富国製糖が2万7,799トン、今年。与論島がそれより植付面積が少ないにも関わらず3万2,559トン、これはとりもなおさず反収がすごかったということでもありますので、そういった意味でこの事業についての目標値や費用対効果というものはどうのように考えておられるのか。そして、この事業の継続性、調べてみますと何年という表示がないんですよ、県の今度、新規で、恐らく3年ぐらいはやるのではないかと思います、その後を含めて継続性がどうなっているかということをお聞きをいたしたいと思っております。

それと、給食センターの問題は1億5,900万円も、これ、先ほどのお答えでは大きかったから組替えをして、流用はできなかったということでありましたが、実質的に流用だとすれば、いわゆるこの厨房備品が全額落ちることになるわけですよ。今聞きますと、30年の6月末に、5月に完成をして6月に支払いがするということでもありますけれども、であれば、この契約が2億4,597万円というものを契約をしようとしておりますけれども、これ、本当に今年はない、30年の支払いだということであれば、契約する必要があるのかどうか。法的な問題はよく分かりませんが、債務の履行がないということが確定をしているにも関わらず契約をすると。先ほどの問題は、債務負担もそうですけれども、その債務負担行為を、今度3億幾らでしたかね、出しておるわけです。ところが、5億のうちの3億5,900万円というのを、すごいパーセンテージですよ。こういうふうには、よく言えば走りながら考えているなど。債務負担行為というのは、翌年度にまたがった事業を契約するに当たって、予算の裏打ちがないと非常にこれは心配だから、ちゃんと翌年度以降の事業についてやろう、しっかり予算を確保しようじゃないかというのが債務負担行為だというふうには理解をしておりますけれども、そうすると、全体の事業を見て、この5億円を債務負担を出したと思うんですよ。ところが、1年もしないうちにまた3億5,000万円、理由はいろいろあります。理由はあるけれども、その理由は計画の段階で相当な議論を、いわゆる1年間かかって運用の検討委員会をやっているわけです。そしてまた1年間かかって施設整備の検討委員会もやっているわけです。そういう中で5億円の債務を組んで、過年度として10数億のセンターを建てるんだということを私たちに示したにも関わらず、あっという間に5億9,000万円、また超えると。本当に大丈夫なのかなと、先ほど走りながら考えると、いいことかもしれませんが、非常にそういう点は心配だなというのがここにも表れております。

それと先の議会で非常に大胆な議論を、僕に言わせれば乱暴な議論じゃなかったかなと思うんですが、皆さん、施設整備の検討委員会でセンターの総事業費は1億2,315万円と言ったんですよ。そして、単独は1億6,062万4,000円と文書を書いてあるんですよ。それを4.5億円だから、こっちは1.8億円だから、だからいくんだと。それも一つのやり方かもしれないけれども、この今言った差額がものすごいあるわけですよ。そういうふうなことなど、また、配送車の今、車庫の建設をやっておりますが、あれは付帯工事なんですよ、ある意味。本体を造って、全体を見回して、どういう形でその配送車をやるかというのが付帯工事であって、先ほど説明したように外構を含めて付帯工事は幾らだ。そういうことで、本当に担当者は一生懸命やっておりますけれども、限界があります。それは、専門ではないわけです。例えば厨房の問題にしても、後で質問をさせていただきますけれども、やりますけど、本当に入れた厨房備品が誰がどこで研修をして確認をして、ちゃんとした性能があるんだというふうになるのかどうか。そういうことで、是非、その確認の在り方なども含めてお願いをしたいというふうに思います。

今年度の財産取得、いわゆる、確認しますけど、備品の支払いが出てくるかどうか。そして、先ほど言ったこの契約は、どういう根拠で契約をするのか。細かなこと、いろいろありますけれども、また委員会のほうでもやると思いますので、その二つについては、しっかり答えていただきたいと思います。以上です。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市民課長（中村博光君） それでは、個人番号カードの申請は今後どのように普及させ、目標をどの程度に掲げているかということについてお答えいたします。

国のほうから目標の設定はございませんが、参考にですね、5月31日現在、全国の状況を申し上げますと、全国で約1,500万人、率で11.7パーセント、鹿児島県で118万人、10.7パーセント、奄美市が約6,000人、13.27パーセントとなっております。全国的に低い状況でございます。今後の普及に向けましては、これまでの広報に併せまして、国や県の活用策、他市町村の推進対策等も参考に進めてまいりたいと思います。

マイナンバーカードのですね、将来的に何割程度ということを現状で申し上げることは困難でございますが、奄美市での新たな活用制度の検討や、国の活用制度設計等を踏まえて推進に努力いたしまして、少しでも多くの皆さんがマイナンバーカードを申請されるよう進めてまいりたいと思います。以上です。

福祉政策課長（石神康郎君） それでは、臨時職員の賃金の増額補正の理由ということで、御答弁をさせていただきたいと思います。今回の補正予算賃金につきましては、奄美市一般非常勤職員等の任用勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の規定について3月議会で御承認いただきました。今回の補正はこれに伴い賃金の補正をさせていただいております。以上でございます。

地域農政課長（山野明人君） 先ほどの議員の御質問の反収の目標値及び費用対効果、それからこの事業の継続性とサトウキビ農家に土づくりの普及をどのような方法で実施していくのかという点についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、平成28年度産のサトウキビについては、台風、病害虫の被害もなく、各島々豊作となっております。10アール当たり収量については、最も高かったのが与論島の7,697キログラム、最も低かったのが奄美大島の富国製糖管内の4,936キログラムとなっております。このような中で、この事業を活用しサトウキビの増産計画では平成37年度の10アール当たり約5,300キロとなっております。今後、堆肥の必要性の周知を図り約6,000キログラムの収量を目標に取り組んでまいりたいと考えております。

費用対効果についてお尋ねですが、平成29年産の収穫面積で試算しますと、収穫面積が517ヘクタールですので、10アール当たり1,064キログラムの増収を見込んで、全体で約5,500トンの生産量増加となります。これに1トン当たりの単価約2万2,000円を掛けまして、約1億2,100万円の効果が得られるものと考えております。

②次にこの事業の継続性についての御質問ですが、県地域振興推進事業において3年間の継続実施を県の担当課とも協議し要望しております。また、事業終了後は与論町と連携し、土づくりの支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

教育委員会総務課長（徳永恵三君） それでは、2点ほどお答えします。

物品の売買契約につきましては、先ほどもお伝えしましたが、製作期間が9か月必要なため、今回2年間の工程の計画から、今回議会のほうに提出させていただきました。

あと債務負担行為なんですが、予算の組替えをしておりますので、契約につきましては債務負担行為により契約可能と考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

15番（関 誠之君） 今の給食センターの関係の支払い義務も生じないのに、また予算の確定もないのに、物品売買契約書が締結できる法的根拠が示されていませんけれども、やれるんでしょうけども、出ていますから。どうしてこういうふうな形で出てきたのか。ないわけですよね、物品。1億5,900万円落したわけですから。今年予算にはないわけですよね。ないのにも関わらず、なぜ契約が必要なのか。これについてしっかりと答弁をして、その後はまた委員会のほうもありますからやりたいと思います。

それと、先ほどのその保育所の賃金は、僕が言っているのは、そのことはよく理解しているんだけど、予算全体の賃金、決算でいえば10億数千万円で終わっているでしょう、保育費は。だから、そういう全体の中で、この補正が出ているのかねと。それをなぜ言うかという、出せばいいというものじゃなくて、限りがあるわけですから、財源には。有効に使うためには、やはり現場の皆さんがそういう意識も持って、しっかりとやっぱり最低限度の、また最大限度の、最少で最大の予算を組むというのは、これ本当に必要なことではないかというふうに思いますが、私も当初予算でいつも言っているのは、そういうことで今回の補正についても、そういうのが本当に配慮されたのかなというような思いがありまして出しておりますので、それについてコメントがあればちょっとお願いをしたいと思います。

サトウキビのはよく分かりました。大変いいことですから、5,500トンといたら1億2,000万円増収になる。やはり土づくりをして、それだけ単収が上がると、そうなればお金が入ってくるんだと、やっぱりそういうものをしっかりと農家に目に見える化をしてですね、頑張っていたきたいなと。そして、非常に心配、なぜこういう質問をしたかという、名瀬の堆肥センターが平成元年だったと思います。笠利のほうが平成16年か、ちょっと定かではありませんが、もうそろそろ非常に老朽化して、機械も古くなって、生産量も落ちているわけです。そういう中で、将来は本当にそういった、買って、その運送補助は県がしっかりしていただくと。そういう中で、この堆肥を使うというのと、高いお金をこれから掛けて、また堆肥センターを造ってやるのという費用対効果を含めた、将来のことも考えてこういったソフト事業をしっかりと取り入れて、将来に備えていくというようなことが大事でありますので、この質問をさせていただいておりますから、御理解のほどをよろしくお願いをしたいと思います。あと以上です。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（石神康郎君） それでは、先ほどの臨時職員の賃金が最少かつ最大で、最大限配慮されているのかということにつきまして答弁をさせていただきたいと思います。

議員御指摘のとおり、3月の議会では約1,000万円近くの減額補正もいたしております。しかしながら、今年度補正いたしますのは、臨時職員等の先ほども申し上げた賃金でございます。各支所とも協議をしながら、今回補正を計上させていただいているところですので、配慮されているという認識でございます。以上でございます。

教育委員会総務課長（徳永恵三君） また先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、給食センターの厨房機器におきましては特殊なものにより製作に時間を要することになっております。遅くとも今回議会に提出、計画どおりなんです、提出することで、来年の供用開始に向けての納品ができるようなスケジュール化になっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

（発言する者あり）

財政課長（國分正大君） この給食センターの備品の関係ですが、先ほどから債務負担行為の話をしていきますが、まず、債務負担行為というものをですね、ちょっと改めて説明させていただきたいんですが、債務負担行為というのは、複数年度にまたがる契約というのが、まず大前提でございます。債務負担行為をするに当たって、必ず必要になるものが、必ず後年度に義務的経費として予算を計上するという事になっています。今、教育委員会の総務課長がおっしゃったように、今回の備品につきましては特殊な備品ということで、今回の議案にも上がっておりますが、契約を先に進めていった上で、30年度の完成を目指すとなっております。支払いのほうを30年度と先ほどから言っておりますが、というふうに業者の間との話ができていくということになっております。

（発言する者あり）

それで、この予算を今回当年度ではなくて、30年度には必ず支払いますよということの契約の確定ができるということで、皆様の了解をもらって債務負担行為という議決をもらっているわけです。これで、予算の裏付けがあるということで御理解をいただきたいと思います。

議長（竹山耕平君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第45号、議案第46号、議案第51号、議案第52号及び議案第41号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての5件は、これを総務企画委員会に、議案第42号から議案第44号、議案第47号から議案第50号及び議案第41号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての8件は、これを文教厚生委員会に、議案第41号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項については、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理いたしました請願は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日21日から7月2日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日21日から7月2日まで休会とすることに決定いたしました。

7月3日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前11時31分）

第 2 回 定 例 会
平成 29 年 7 月 3 日
(第 6 日 目)

7月3日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	林 山 克巳 君
3 番	松山 さおり 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤスエ 君	6 番	大迫 勝史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸内 恭次 君	10 番	元野 景一 君
11 番	川口 幸義 君	12 番	竹山 耕平 君
13 番	安田 壮平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎田 信正 君	18 番	師玉 敏代 君
19 番	多田 義一 君	20 番	橋口 和仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平川 久嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊東 隆吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	福山 敏裕 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所長	松原 昇司 君
笠利総合支所長	盛島 洋久 君	総務部長	東美佐夫 君
総務課長	三原 裕樹 君	企画調整課長	山下 能久 君
財政課長	國分 正大 君	市民部長	前田 和男 君
市民課長 (笠利)	寿山 一昭 君	保健福祉部長	上野 和夫 君
福祉事務所長	奥田 敏文 君	商工観光部長	菊田 和仁 君
商水情報課長	武下 義広 君	農政部長	山田 春輝 君
農林振興課長	山下 仁司 君	建設部長	本山 末男 君
都市整備課長	竹元 康晴 君	上下水道部長	上島 宏夫 君
下水道課長	里 嘉郎 君	教育委員会 教務局長	森山 直樹 君

7月3日(6日目)

学校教育課長 元野 弘 君 選挙管理委員会
事務局長 重信 竜昇 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 上原 公也 君 議会事務局長兼
調査係長事務取扱 満 永 亮一 君

議事係長 伊集院 正 君 議事係主査 堀 健太郎 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の会議はお手元に配付してあります議事日程第3号のとおりであります。

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります。日程第1，議案第41号 平成29年度奄美市一般会計補正予算第1号についてから議案第52号 過疎地域自立促進計画の変更についてまでの12件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の報告を求めます。最初に文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（渡 雅之君） おはようございます。文教厚生委員長に付託されました案件について御報告申し上げます。文教厚生委員会は、6月21日の1日間開会し当委員会に付託されました議案第41号から議案第50号の内の8件について審査いたしました。なお御報告につきましては、審査の順に従って行いたいと思いますので御了承願います。8件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致で可決すべきものと決しました。

それでは、議案審査の質疑内容について御報告いたします。

初めに議案第41号 平成29年度奄美市一般会計補正予算第1号中関係事項2款総務費3款民生費及び4款衛生費について当局より補足説明がありました。

委員より、市へき地保育所の工事請負費1,380万円の工事内容はなにか。また、その期間中保育業務は、どこで行うのか、との質疑に当局よりシロアリ食害により天井が落下。検査の結果、施設全体に被害が及んでおり総合的な改修が必要と判断されました。また期間中は、住用へき地保育所で行い開始時間を早めたので保護者も納得していただいた。とのこと。

委員より、生活保護費の旅費111万3,000円の研修場所は、またその日数は、社会福祉士の持つ資格の重みはどの程度のものか、との質疑に当局より神奈川県葉山町の全国社会福祉協議会中央福祉学院で5泊6日のスクーリングを行い、社会福祉士の有資格者は、福祉全般の知識が必要で社会福祉事務所だけでなく福祉関連の場所でも応用できるとのこと。

委員より、老人クラブ運営補助金の金の流れはどのようになっているのかとの質疑に当局より奄美市老人クラブ連合会に一括交付され名瀬、住用、笠利地区の各老人クラブ支部に支給され、さらに単一クラブに配分されている。その確認は、支部総会の決算資料で確認されているとのこと。

委員より、不法投棄監視パトロール員の賃金が増額されているのはなぜかとの質疑に当局より新年度になって笠利地区で不法投棄が見受けられたため2か月間2名分の賃金48万2,000円を計上したとのこと。

委員より、保育所費の賃金と費用弁償費及び保健衛生費の産休代替の実態について質疑があり当局より保育所の給食調理員の賃金時給単価は平成29年度から71円増の804円となった。また今年度2名の保健師が産休、育休の予定で所管において1名の応募があったが、あと1名を探している状況であるとのこと。

委員より、自立支援事業運營業務委託の具体的内容との質疑に当局より業務委託の事業内容は、ホームレス等の一時生活支援事業また家計困難者の家計相談支援事業及び学習支援事業の3事業があり選定委員7人のうち地域支援員と税理士の2名分の謝金であると。また一時生活支援事業については2社。家計相談支援事業については1社。そして学習支援事業については2社の申し込みがあるとのこと。ほかにも関連質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、第2表債務負担行為補正、2款総務費、15目地方創生推進費並びに7款商工費、6目スポーツアイランド戦略推進費及び10款教育費について当局の補足説明があり、委員より、離島留学生制度PR事業の内容と委託先はどこなのかとの質疑に、当局は、PR等事業は新規事業で平成30年度から

離島留学が本格的に始まる前段の検討PRを含めて事業を実施する予定。委託料の内訳は、里親受け入れ態勢の構築、郷友会会員の2世、3世代の留学実現及びPRポスター、一番よい企画提案の業者を選定。PRポスター、パンフレット作成等々本土でのPRに努めたい。またプロポーザル方式を採用し、いちばんよい企画提案の業者を選定したい。また郷友会の連携等考慮すると地元事業者との共同体制が構築できたら最良であると答弁。

また委員より、スポーツアイランド戦略推進費の組み換えは経済効果を目的に始まったと認識しており商工観光部に一体化したほうがよいのではないかと指摘に、当局は、施設管理整備は教育委員会。ソフト面を袖観光課が行ってきたが、連携が難しかった。体育協会は所管する立場。また合宿選手の意見等を参考に今回の一本化となったとのこと。

委員より、給食センターの備品購入費を工事請負費の組み替えた理由はなぜか。また今の給食室及び備品等はどのようになるのかとの質疑に当局は、備品発注のあと本体工事が完了した後に搬入し完成払いで支出するので支出は平成30年度となり決算として備品購入費の区分が出てくるとのこと。また学校によって受排水施設の新設、改修等が必要となり冷凍冷蔵庫の使用可能な備品については、牛乳等の保管に活用したいとのこと。

委員より、学校のクーラー設置費を市民文化センター基本構想及び文化センター駐車場に関する質疑があり当局から各学校の校長室及び職員室の広さに応じた性能によって金額が異なる。また、交流センター基本構想検討委員会は今年の3月から始まり5月末で素案作りを終え8月末に基本構想を終了してその後基本設計に移行する運びとのこと。文化センター駐車場は、下水道処理施設内の緑地に新設し乗用車用として109台分が年度内に整備されるとのこと。ほかにも関連質疑がありましたが、この際省略いたします。

次に、議案第48号、49号 工事請負契約の締結について及び議案第50号 財産の取得についての3件の審査について当局の補足説明があり委員より給食センター工事請負契約の工期期間がないのはなぜか。また備品購入時期はどのようになっているのか。食器、食缶等の契約はどのようになっているのかとの質疑に当局より工期については、議会の議決を得て本格契約となり日付を入れない。備品も本契約の後になる。4,000食規模の備品であり約9か月程度の期間が必要となる。また食器食缶は、別途契約を結ぶことになるとのこと。

委員より、配送車両の購入は何台ほどかとの質疑に配送ルートを精査中だが現時点では、2トントラック6台分を購入予定とのこと。

委員より、アイホーはどのような会社か。支店はないのか。地元企業は参入できなかったのかとの質疑に当局より鹿児島アイホーは、厨房機器メーカーで機材85種類のうち9割を占めている。今回、企画提案が3社からあったが、最良でいちばん安価な厨房機器となった。

議案第42号 平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について当局より補足説明がありましたが、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第43号 平成29年度奄美市国民健康保険直営診療所施設勘定特別会計補正予算第1号について当局より補足説明がありましたが、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第44号 平成29年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算第1号について当局より補足説明がありましたが、特段の質疑はありませんでした。

最後に、議案第47号 奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について当局より新旧対照表について補足説明があり委員より旧条例の4条4項が削除された理由及び多頭飼養制限の内容について質疑があり当局より室内飼養と屋外飼養について繁殖制限を分けたのは、動物愛護法によって明記されており多頭飼養は5匹以上を制限しているが、2人家族ならその倍の飼養が可能となる。しかし1匹当たり年間6万円の費用がかかることから家族構成によって何匹でも飼養できるというのは適正飼養の問題との絡みもあり現実的ではないとのこと。委員よりこの条文で国際自然保護連盟いわゆるIUCNの担保が取れるのか。また過料に処す場合も想定はどの質疑に当局より

国・県及び関係市町村との連携を密に取りよりよい条例にしたい。また過料については、指導、勧告、命令となるが丁寧に説明して飼い主の理解を求めたいとのこと。委員より最終的にはノネコの排除が目的でありマングースのように罾を仕掛けることはできないのか。また毒物の使用は可能なのかとの質疑に当局より排除の方法については関係機関等々で協議中であり年内にその方向性が見いだせるものと考えている。毒物の使用については、マングースバスターズが、試験的に導入しているが山間部には、希少動物が多いことから環境省で検討すると思うとのこと。ほかにも質疑がありましたが、この際省略いたします。

以上で文教厚生委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えしたいと思います。以上です。

議長（竹山耕平君） 次に産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（多田義一君） おはようございます。御報告申し上げます。

産業建設委員会は、6月の22日木曜の1日間開会し、議案第41号 平成29年度奄美市一般会計補正予算第1号中関係事項についての1件を審査いたしました。

お手元に配付してあります審査報告書のとおり全会一致により可決すべきものと決しております。

主な質疑を御報告いたします。2款総務費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費までを一括審査として当局より補足説明を受け委員より与論の堆肥について過去そのような事業があったのか。なぜ与論なのかとの質疑があり、当局より、県から事業名にあるとおり奄美群島結の島農業モデル事業となっており与論の堆肥が余っているとのこと。そして奄美市の堆肥が不足していることから与論から280トンの堆肥を取り寄せ実証するための堆肥でこれまで単年度で行うこともありましたが今回は、3年間を目安に行う事業であるとのこと。また委員より奄美市と与論との堆肥の違いと反収の差の理由はとの質疑があり与論では堆肥とEM菌を混ぜて発酵したもので、奄美市の堆肥はサトウキビのケーキ、灰、ハカマ、牛糞、鶏糞、バーク、雑草などで作って違いは、EM菌が入っているかないかとのことで、反収の違いは、主に土質の違いで特に東海岸のほうは化学肥料を使っている方が多く有機肥料の使用は6パーセントほどしかないのに対し与論は、複合農家が多く自家製の堆肥があるので有機肥料の使用が多いとのこと。

また委員より、糖業振興で奄美市の年間計画で2,000トン200ヘクタールで8,000トン必要としている中、今までどのように対応してきたのかとの質疑があり、これはあくまでも試算で堆肥は全体面積に入れるとこれだけの量が必要になるということ。有機農業支援センターにて堆肥を製造しているが足りないのが現状。サトウキビ農家だけではなく園芸、果樹農家のほうにも使用されている。製造ラインの問題、材料不足の問題、堆肥ができるまでに半年かかることなどから8,000トン必要なのに対し2,000トンしか製造できていないのが現状。今回、輸送費も含め奄美市サトウキビ振興対策協議会の負担金として支出し認定農家を中心に公募を行い選定を考えているとのこと。また農家の負担はないとのことであります。

委員より、反収アップや有機肥料使用の推進など多くの要望がありました。

次に、2目商工振興費修繕料129万6,000円。ICTプラザ笠利の非常用電源についてと今の現状についての質疑があり、平成24年4月から供用開始をしており今回の非常用電源については、停電などの場合に8分間バッテリーで電源を維持、発電機が動くまでの設備となる。現状については、8室あるうち1室をワーキングスペースとして利用し残り7室のうち6室は利用されている。成果としては、4社ほど施設を出て奄美市内に事務所を借りて営業しているとのこと。

次に、6款農林水産業費、2目農業総務費、7節賃金100万4,000円の伐採業務の内容はとの質疑があり住用の業務になるが市道で4名、農道で2名の作業員を確保し今回の補正で15日勤務から20日勤務になることで道路の維持管理が進むものと考えている。整備の優先順位に関しては、第一に

通学路，基幹道，農道を伐採していくとのこと。

次に，末広・港区画整理事業の事業期間延長について質疑があり，当局より，事業を進めるにあたり土地所有者，建物所有者の意思を尊重して進めていく必要があり標準工期を設定しているが，あくまでも計画であり建築資材の高騰などにより設計計画を見直さなければならないこともあり市民の皆様との信頼関係の構築が必要な中，交渉などに継続性が必要なため繰り越しながら事業を進めていくとのこと。この件に関しては，多くの意見，要望がなされました。

そのほかに事業費全体に関わることで繰越事業が多い点の指摘がなされました。また委員外委員よりICTプラザの今回サーバー室のUPSとは。また供用開始から5年だが，5年ごとに交換するのか，との質疑があり，この装置は，無電源電源装置と言い，停電などの際，電源供給が不能となった場合に瞬時に代わりの電気を供給する装置でバッテリーの耐用年数は4・5年が平均となっていることから万全を期して交換するとのこと。

また7款1項6目19節負担金が，10款教育費へ移行しているが，スポーツ合宿や横浜ベイスターズの受け入れ等，袖観光課からしっかり引き継ぎされているのかとの質疑があり，スポーツ合宿業務が移管されたが同じ行政ということでしっかり連携を取っていくとのこと。また28年度担当していた職員が教育委員会に移動したので支障はないとのこと。

また，サトウキビ振興について反収アップはもちろんだが，基準糖度を超えるプラスアルファがあると思うが，どのように考えているかとの質疑があり，交付金については，糖度の高さによって設定されているので肥料等の対策が反収，糖度向上につながればと考えているとのことでありました。そのほかにも多くの意見がありましたが，この際省略をさせていただきます。以上で報告を終わりますが，御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 次に，総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（橋口和仁君） おはようございます。御報告いたします。

総務企画委員会は，6月23日金曜日午前9時半より1日間開会し本会議において当委員会に付託されました議案5件を慎重に審査いたしました。5件の議案につきましては，お手元に配付いたしました総務企画委員会審査報告書のとおり全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以下審査の内容について御報告いたします。

議案第41号 平成29年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中関係事項につきましては，まず当局より補足説明があり，その主なものは2款総務費1項総務管理費9目安全安心対策費中12節役務費において行政防災無線に係る戸別受信機の設置手数料として54万1,000円を計上し，名瀬，住用，笠利3地区の消防職員の異動や消防団員の退職及び入団，また市内自治会等の改選に伴い必要となった戸別受信機24台の新設や移設に要する経費とのこと。

そして，財政課関係分においては，20款諸収入5項雑入9目雑入1節雑入8,015万6,000円のうち8,007万2,000円につきましては，サマージャンボ宝くじ収益金の奄美市交付金分として公益財団法人鹿児島県市町村振興協会からの交付分とのこと。さらに企画調整課関係分として，2款総務費，1項総務管理費，6目企画費，9節旅費12万7,000円。11節需用費15万円，14節使用料及び賃借料2万円。19節負担金補助及び交付金200万円につきましては，本年8月21日から25日にかけて沖縄県石垣市にて開催される全国離島交流中学生野球大会，通称離島甲子園への奄美市代表チームの参加等に係る費用を計上しているとの補足説明の後に委員より，鹿児島県市町村振興協会市町村交付金について詳細や使いみち計画について質疑があり，当局より交付元は，公益財団法人鹿児島県市町村振興協会で県内の全市町村が参加をしておき宝くじ収益金を利用して市町村を支援する組織で事業内容は，各市町村の職員研修や市町村への市町村宝くじの交付事業，使いみちは，一般財源であるとのこと。そして，今回のサマージャンボ宝くじの収益の鹿児島県配分として30億円。奄美市

分が8,007万2,000円とのこと。

また委員より、全国離島交流中学生野球大会、通称離島甲子園について、どういう経緯で負担を支出したかについて質疑があり、当局より、大会は10回目、大会名称は、国土交通大臣杯全国離島交流中学生野球大会で全国の離島を所轄する国土交通省が所管する全国離島振興協議会が開催することのこと。参加する経緯については、一つ目に全国規模の大会であること。二つ目に平成29年度は、10回目の記念大会であること。三つ目に開催場所が沖縄県の石垣島で世界自然遺産登録を共に目指す奄美・沖縄の相互理解、交流を資するという点が参加する経緯であるとの答弁でありました。そして、これまで9回の大会が離島振興法の中に位置づけられている離島がメインで今回、門戸が広がり沖縄開催になっているので奄美群島での開催を目指して継続して参加することによって素地を整えていきたいとの答弁でありました。そのほかに関連した質疑がございましたがこの際省略をいたします。

次に、議案第45号 奄美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第46号 奄美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院規則等関係法令の改正に伴い職員の一時育児休業及び介護に関して所要の規定を整備しようとするもので具体的には、議案第40号については、介護を行う職員の深夜勤務等及び時間外勤務の制限を新たに規定するもの。

また議案第46号については、児童福祉法の改正により育児休業を取得できる対象者を養子縁組里親と改正するとともに一定の理由、保育所等への保育利用を申し込んでいるが当面その実施が行われない場合があれば、育児休業の3歳に満たない期間内再取得育児休業期間の再延長、育児短時間の期間内再取得ができる規定を追加するとの説明の後、質疑に入りましたが、特段の質疑がございませんでしたので、この際省略いたします。

次に、議案第51号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について及び議案第52号 過疎地域自立促進計画の変更について特段の質疑がございませんでしたのでこの際省略いたします。以上で当委員会に付託されました議案審査の報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得ましてお答えしたいと思います。

議長（竹山耕平君） これから各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

議案第41号 平成29年度奄美市一般会計補正予算第1号についてから議案第52号 過疎地域自立促進計画の変更についてまでの12件を一括して採決いたします。

この議案12件に関する各委員長の報告は、いずれも原案を可決するものであります。

お諮りいたします。

この議案12件は各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この議案12件は、いずれも原案のとおり可決されました。

議長（竹山耕平君） 日程第2 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元 複式学級解消を図るための2018年度政府予算に係る意見書採択に関する請願についてを議題といたします。

ただいまの請願第1号に対する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（渡 雅之君） 当委員会に付託されました請願第1号につきまして審査結果を報告いたします。

請願第1号につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり採決すべきものと決しております。以下、主な審査内容について御報告いたします。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2018年度政府予算に係る意見書採択にかかわる請願。本請願は、奄美市名瀬和光町にお住まいの鹿児島県教職員組合奄美地区協議会議長の高 幸広さんであります。

請願事項は、1、子どもたちの教育環境改善。教職員の長時間労働改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。3、離島、山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため国の学級再編基準を改め学級統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な処置を講ずることです。

請願第1号については、慎重に審査の結果、全会一致により採決すべきものと決しました。なお、ただいま報告いたしました請願第1号に関しては、採択と決した際には、後刻、文教厚生委員長名で意見書の提出を予定しておりますのでよろしくお願いたします。以上の請願第1号の審査報告を終わりますが、御質問がございましたらほかの委員の協力を得てお答えいたします。以上です。

議長（竹山耕平君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから請願第1号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採決すべきものであります。

お諮りいたします。

請願第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって請願第1号は、採択することに決定いたしました。

議長（竹山耕平君） 日程第3、議案第53号 平成29年度奄美市一般会計補正予算 第2号についてを議題といたします。市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました議案第53号 平成29年度奄美市一般会計補正予算第2号の内容につきまして御説明いたします。

今回の補正予算は、平成29年7月12日に海区漁業調整委員会委員補欠選挙が執行されることから、その執行に要する所要額を計上するものでございます。

歳出におきましては、当該補欠選挙に係る事務経費164万4,000円を計上し、歳入におきまして同額の県委託金164万4,000円を計上いたしております。今回の補正によりまして平成29年度奄美市一般会計予算の総額は、320億5,806万円となります。

以上をもちまして議案第53号の提案理由の説明を終わりますが何とぞ御審議の上議決してくださいますようお願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって本案は委員会付託を省略いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって議案第53号 平成29年度奄美市一般補正予算第2号については、原案のとおり可決されました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第4，発議第4号 地方財政の充実強化を求める意見書についてを議題といたします。提出者に提案理由の説明を求めます。

15番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。発議者の関 誠之でございます。

地方財政の充実強化を求める意見書の提案理由の御説明を申し上げます。地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中で医療、介護など社会保障への対応、地域交通維持など果たすべき役割が拡大する中で人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材が限られている中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。こうした情勢にも関わらず社会保障費の圧縮や公的サービスの産業化など地方財政をターゲットとした財政削減に向けた議論が加速しています。特にトップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながること

は危惧されるものとなっています。インセンティブ改革と併せ地方交付税制度を利用した国の施策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであります。また骨太方針2015年以降、窓口業務のアウトソーシングなど民間委託を2020年平成32年度までに倍増させるという目標も掲げられていますが、地域による人口規模、事業規模の差異、公共事業に対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できません。本来、必要な公共サービスを提供するため財源面を担保するのが地方財政計画の役割であります。しかし、財政再建目標を達成するためにだけ歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかであります。このため2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことは必要です。このために政府に7項目の実現を求めるため地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出していただく提案をするものであります。各議員の賛同をよろしく願申し上げ提案理由の説明といたします。

議長（竹山耕平君） これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第4号 地方財政の充実強化を求める意見書の提出については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（竹山耕平君） 日程第5、発議第5号 北朝鮮のミサイルに備え避難訓練等の実施を求める意見書についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

3番（松山さおり君） おはようございます。自民新風会の松山さおりでございます。北朝鮮のミサイルに備え避難訓練等の実施を求める意見書について提案理由の説明をさせていただきます。

今年に入り北朝鮮は、6月20日現在で既に10回、計13発のミサイルを発射しています。3月6日に発射した4発のミサイルのうち3発が、さらに5月29日に東部の元山（ウォンサン）から発射したミサイルが日本海の我が国の排他的経済水域内に着弾したとみられています。また5月14日に新型の弾道ミサイル火星12の発射実験を実施し成功したと発表があり5月30日には、北朝鮮の中央通信は、アメリカ空母を攻撃できる精密誘導システムを導入した弾道ミサイルの開発に成功したと報じました。

北朝鮮が発射したミサイルは、約7～8分で日本に届くと言われていることは皆様もマスコミを通じて御承知のことと思います。北朝鮮のミサイルの脅威が日増しに高まってきています。4月21日内閣

官房と総務省消防庁は、都道府県向けにミサイル脅威に関する説明会を開催し具体的な避難方法を住民に周知するとともに、各自治体でも訓練をするよう要請しました。奄美市もホームページのトップで弾道ミサイル落下時の行動等についてのタイトルから内閣官房国民保護ポータルサイトを通じて周知、啓発を進めていますが、より多くの市民にミサイルへの対応策など避難訓練の着実な実施の必要性を強く訴えたいと思います。

6月20日からは、政府もミサイル避難訓練に関してテレビCMを流しております。北朝鮮が、数々の抗議、避難を無視し弾道ミサイル発射を繰り返していることを受け国内においても住民避難訓練を行う自治体が出始めています。先日、お二人の同僚議員が一般質問を行い当局は、さらなる周知、啓発を図ると答弁がありましたが、北朝鮮のミサイルが日本に着弾するようなことが起こってから対応するようでは奄美市民を守ることはできません。よって武力攻撃の緊急事態から市民の生命及び財産を守るために国民保護法に基づく奄美市民に適した具体的な対応策を作成の上、奄美市民に周知徹底するとともに万が一北朝鮮が発射したミサイルが奄美に着弾した場合に備えその事態を想定した避難訓練を奄美市で実施することを強く求めるものであります。以上提案理由の説明をさせていただきましたが、議員の皆様におかれましては特段の御配慮の上、賛同をよろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑を認めます。

1回目なので登壇をお願いいたします。

16番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。

私は、今回のこの意見書については、賛同もしている立場からこれに反対をするわけではありません。しかし、何点かについて提言者の皆さんにちょっと質問したいと思います。この項目の1の項目については、さっきの一般質問の段階でも当局のほうからもその具体的な対応策を作成し市民に引き続き周知徹底をしていきたいと、そして防災訓練等の中でもそこら辺は周知していきたいということでしたので、その中でこの間、何回かこの問題、ミサイル基地配備の問題で質問をさせていただきました。その都度、今回の基地は、あくまでも陸上自衛隊のミサイル迎撃部隊であって移動するので奄美に撃たれるようなことはあり得ないだろうと、想定はしていないような答弁がこの間されてきたと私は認識しています。そういう中でこの中でですね、一つは先の趣旨説明の中でも同時に複数のミサイルを迎撃することは非常に困難だということは、奄美に配備される自衛隊ミサイル迎撃部隊は、これを迎撃して撃ち落とすことは無理だというふうに認識しているのかどうか。1点。

もう1点は、2番目の万が一北朝鮮のミサイルだということになっていますけど、私は今の世界情勢の中で確かに世界から避難されこの北朝鮮の今やっている政治的行動は、避難されるべきだと思っています。決して容認するものではありません。しかし、これが度が過ぎればアメリカも中国も韓国もいつ起き得るか分からん。なぜ北朝鮮だけを固有で挙げてきたのか、2点目。

3点目は、奄美市に着弾した時に実際にその事態を想定したとしても、回避することができるということをおっしゃっているのか。いうその3点。私も基本的には、今のこの世界情勢を見た時にですね、北朝鮮の行動、それに対するトランプ大統領の応答などを考えたら、やっぱりこういうことはあってはならないし、だからこそ意見書にも賛成した立場です。決して質疑したからって反対するわけではありませんので、その3点について考えていることをお聞かせください。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

3番（松山さおり君） 暫時休憩をお願いします。

議長（竹山耕平君） 暫時休憩を認めます。

暫時休憩。10時30分再開いたします。（午前10時21分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時30分）

答弁を求めます。

3番（松山さおり君） 先ほど3点質問がありました。質疑がございました。1点と3点につきましての御質問の答弁ですが、迎撃回避できるかという質問だと理解しております。迎撃回避できるかということをお答えの立場にありませんので答弁を控えさせていただきます。そして北朝鮮は、今年に入り先ほども申し上げましたが、既に10回計13発のミサイルを発射しています。これは北朝鮮という国の名前を挙げた理由です。これは最大の理由です。奄美市民の安心安全のために早急にミサイル訓練を実施するための意見書として出させていただきますので是非御賛同をよろしくお願いいたします。

16番（三島 照君） 答弁をする段階にはないということですので、それ以上はお聞きしませんけど、しかし、今の兵器の段階では、国のあれでは7・8分。今回の文書では10分ぐらいということになって

いますけど、

（「7・8分。」と呼ぶ者あり）

7分、8分になって、はい。恐らく1発ずつ来るなら撃ち落とせるかも分かりませんが、やっぱり複数で2・3発来たら、それを3発全部撃ち落とすということは有り得ないと思いますので今の答弁にもありましたように、いざとなったらやっぱりいくら準備してもミサイル迎撃部隊が配置されたからという市民の安心安全が守れるという保証ではないということをおっしゃったと思いますので市民も含めて当局もそういうことを前提にしたこれからの対応をお願いして私は終わります。

議長（竹山耕平君） ほかに質疑はございませんか。

質疑がありますので発言を許可いたします。

24番（伊東隆吉君） おはようございます。松山さおり議員の提案されました北朝鮮のミサイルに備え避難訓練等の実施を求める意見書の提出について少し質疑をいたしたいと思っております。この北朝鮮のミサイルに備え、今、日本国内が騒いでいるのは、よく承知いたしているところであります。普通意見書は、私の15年議会経験の中におきますと、当然、この意見書というのは、行政庁関係へ出すということになっております。当然それは、内閣総理大臣であり省庁でありそういう県である。なおかつ省・庁とありますので地方自治体の長。いわゆる今回のこの提案は、奄美市長へ議会が提出すると。極めて私も議会が、こういう決議をして奄美市長 朝山 毅氏に訓練せよと決議するこのような意見書というふうに考えられますが、そのところは理解されているということが1点。

なお先ほどの三島議員も言われておりましたが、本人も松山さんも言われておりましたが、6月の15日、三島議員並びに関議員両名が、一般質問をされた時に国民保護法の計画の下住民避難はどうなっているか。ということとに対し、総務部長の東部長の答弁は、いわゆる当局の答弁は、避難計画等は、ちゃんと作成中でありしっかりと市民に知らせますとちゃんと答弁しておりますし、避難訓練に関しても県といろんな要望等を考え県との折衝をしながら進めていきたいと、このようなことを申し上げておりました。いわゆる当局としては、両方ともやると、やらないとは言っていないんです。やるとははっきり言っているんです。それをあえて議会で決議するというその意味合いは何なのか。あえて今この時期にやらなければいけないというのは、なぜなのか。これを松山さんの考えをお伺いします。

それから3点目ですけれども、今回このような提案書が出されて奄美市が、議会として決議をした場

合、これまで先ほど三島議員の中に自衛隊が少し入っておりますが、この意見書の中には、自衛隊に関しては、一言も触れていないのはよく理解しております。しかし、今、奄美市が、取り組んでいるこの非常に重要な課題は、自衛隊の配備をスムーズに終えることだと私は自衛隊誘致の支える議員団の責任者の一人としてそう思っております。どういうことかと申し上げれば、今このミサイルの意見書を議会が決定すれば、向こうで喜んでいますが、社民党や共産党、一般市民団体、いわゆる自衛隊を誘致に反対する市民団体、こういう方々は、ミサイルが奄美に飛んでくるんじゃないかと、自衛隊を誘致すれば奄美が自衛隊基地がターゲットになるんじゃないかというふうにずっと言っております。それを議会がこれを決議するということは、認め得るというふうにも解釈されかねないと思っております。それぞれ見解の相違はあるものの、そういう意味で私の個人的見解は、これは国の国民保護法に基づく避難訓練等の指示が消防庁を含めて出ております。こういうことを踏まえて国が先導し県と連動し、そして各地方公共団体に有事の際とは言いませんけれども、このミサイル等に関してもしくはゲリラ的な関してのものは、しっかりと準備態勢してマニュアルを作りなさいということになっております。東部長の答弁は、この中に入って、松山さんも見られたらと思うんですが、ホームページ上でこの策定ができていますのは御存じだと思います。奄美市国民保護法計画概要、しっかりとできております。私も調べたところ6月の15日に質問が出ました、両氏の。これをその時作成中と言っている当局は、しっかりとこれを避難実施要領パターンとして奄美市笠利とか朝仁とかいろいろ名前載っております。見られたと思いますけれども6月19日に広く奄美市及び世界に発信しております。アップしております。議員さんはみんな見られていると思います。そういうことで、この1の項目もやっている。2は、先ほど言ったようにちゃんと部長もやる。部長もやるということは市長もやるということ。こういうことをしっかりと答弁している。そういうことでありますので、この辺を認識した上で決議するということは、ミサイルがここに着弾するということをもあるというふうに煽る。市民感情を煽る可能性も無きにしも非ずだと思います。まして市民団体、反対する自衛隊を反対する市民団体の、議会が決議したことによってむしろ市民団体のためにやっているんじゃないかというふうに思われなくても限らないというのが私の見解です。見解の相違ですね。その辺は、私は、そう思うのであってこの自衛隊に関してやっぱり今、建設も始まっている。こういう時に煽り立てるのはいかがなものかということで、このミサイルはやらない。訓練をするなどは一言も言っていない、私は。時期が考えるべきじゃないかと。このマニュアルに今、発言された人にも言いますが、これ見られたと思いますが、この中に自衛隊のこともしっかりと入っております。自衛隊は、平成31年の4月にオープンする予定だというふう聞いておりますけれども、あと1年ちょっとです。自衛隊の人ともいっしょになって避難訓練を実施することが、より高度な避難訓練につながるものだというふうに私は認識いたします。しっかりとマニュアルに書いてある。自衛隊といっしょにいろんなこともやるように指示が入っている。見解の相違が、いろいろあるようでございますけれども、特に自衛隊を今いろんな意味で進めている側としては、今の時期にこういうものは、市が、特段決めなければいけないということの時期でもないんじゃないかというようなことの意味を添えて3点の質疑をいたします。以上です。

議長（竹山耕平君） 暫時休憩いたします。11時再開いたします。（午前10時43分）

○

議長（竹山耕平君） 再開します（午前10時58分）

3番（松山さおり君） 先ほどの伊東議員の質疑にお答えさせていただきます。最初の質問でございますが、奄美市長に提出するという理解しているかという質問でございました。地方自治法99条では、国会や権限のある関係庁、行政庁に提出することができるので奄美市に提出を考えています。

2番目の質問ですが、当局の答弁は、避難訓練をやるとは言っていません。あくまでも検討することなので確かな実施を求めるために意見書を提出するものであります。そして、この時期にしたの

はなぜかという御質問でございました。この時期にしたのは、北朝鮮のミサイルの危機が高まっているのが最大の理由であり、国も各自治体に避難訓練を進めています。今回の自衛隊云々にかかわらず市民の安心安全のために避難訓練を求めるものです。全会派の賛同を得て提出しているので御理解をお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 再質疑はございますか。

24番（伊東隆吉君） 丁寧にありがとうございます。99条は今、松山議員が言われたとおりでありますので私も最初の質疑の中で申し上げました地方公共団体の長ということで奄美市長ということであります。その意味合いは、議会として決議をまでして、今、当局も進めるという前向きなことも進んでいる中で、なぜこの時期にやらなければいけないかということの問い合わせでありましたので、その辺は御理解していただけたと思います。最初に移りますけれども元来この国民保護法案に基づくもので消防庁を含めてありますので、当然市へいろんなものが届いていると思います。先だって資料請求も当局に行いました。その中でこの消防庁からの発信したものなおかつ内閣からきたものも届いております。さらに今回このミサイルに関しまして、ほかに奄美市に意見書もしくは要望書等の提出された経緯はないのかということも含めまして資料請求を行いました。その資料請求の中に1件奄美市へ対して鹿児島県への要望というようなことがありましたが、市にそういうことをやってくれということで朝山市長に5月26日に幸福実現党奄美支部から届いております。正に北朝鮮のミサイルに備え避難訓練等の実施を求めるこれは要望書となっております。

今回、松山議員が、考えて書かれたこの文面ですけれども見せてもらいますが、8割文面が全くいっしょの文章があるように私なりに認識いたしております。申し上げたいのは、会派の方も全部すべて賛同されていらっしゃるということのようにお伺いしておりますが、この今回の意見書提出に関して幸福実現党さんからの文面はあることは、あらかじめ分かっていて幸福実現党からの要望等が松山議員にその旨何がしかがあって、このことを緊急に急ぐ経緯になったのではないかというふうに考えられないこともないが、その辺りはどう考えますか。それが1点。

先ほどの質疑でも言いましたけれども、今、自衛隊をしっかりと配備計画をしている最中であります。宿舎の決定もいろいろやっているように聞きました。また新しい宿舎ももうどこかで決まっているような話も聞いております。こういう非常に奄美市民が、自衛隊に対して非常に繊細なことを考えている時期でありますので、この奄美市議会には自衛隊を支える議員有志の会というのがあります。当然しっかりとした形で配備を進めなければいけない。この時期でありますので先ほども申し上げましたが、今は、このミサイルに関しては、非常にナイーブな問題であるということもあるので、しかも当局は、しっかりと前向きに進めると検討すると、前向きに進めると、マニュアルもできている。実際にできた。こういうことありますので、こういうことがあると、今、私は早急に決議しなくても実際ものは進んでおります。あと来年の12月には、形が自衛隊が見えてきます。この自衛隊が、できた時と同時に含めてそしてなおかつ、でき得れば奄美市民である限りいたしかたないんですが、こういう意見書は、奄美群島の南西地域、離島含めて、国・県へ意見書として議会として提出するのが、私は妥当な考えじゃないかと個人的には思うところであります。この辺は、私の見解でありますので、どう答えようとこれは答える必要はありません。いちばん聞きたいのは、今の時期じゃないが、できれば少し時間をかけて市も一生懸命やっているが、議会で決議することは、やはり先ほど言った自衛隊反対する一つの市民団体等に対する逆に追い風になりはするんじゃないかという気がしないでもないが、その辺はどう考えますか。この2点お願いします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

（「休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

11時15分再開いたします。（午前11時05分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前11時13分）

答弁を求めます。

3番（松山さおり君） 先ほどの伊東議員の質問に答えさせていただきます。

特定の団体だけでなく多くの市民の方からのお声もいただきました。なので、今回ですね、意見書を提出を求めたいと思います。そして、煽らないかということでしたが、平成24年の第4回定例会に全会一致で可決して意見書を提出したと認識しています。

（発言する者あり）

そうですね。

（発言する者あり）

市議会で平成24年の第4回定例会に全会一致で可決して意見書を提出したと認識しています。

（発言する者あり）

北朝鮮による人工衛星と称するミサイル発射に抗議する意見書ですね。はい。自衛隊の件ですが、煽らないかという質問でしたが、それは全くないと思っております。あくまでも市民の安心安全のためにということで早急にミサイル避難訓練を実施してほしいという意見書でございますので、是非会派の皆様も賛同も得ておりますので御理解をお願いしたいと思います。

議長（竹山耕平君） 再質疑ございますか。

24番（伊東隆吉君） 3回目ですので、これで終わります。よく回答が分かりませんが、松山市議のもう少し明快で、やはり奄美市議会議員ですので新人議員とはいえこのような重い提案書、よくされたなと感心いたしております。それはそれで認めるところでありますので御理解をしていただきたいと思います。事が事ですので、やっぱり慎重にならざるを得ないというのが、この問題じゃないかと思いませんし当然、自衛隊に絡めないといけないというのは私一人だけではないと思います。今の中でまず一つ、市民は煽らないという結論ですが、じゃ市民から二度といろんなのも出てこないと確信持てますね。それが一つ。

それから一般の市民からの要望等も含めて今回こういうふうになっているということは、先ほど資料請求をした中で5月に市にも届いている幸福実現党さんからの文章も8割9割いっしょ、前後ろ並び替えがあったように見えるが、これを認めるというように解釈をいたしたいと思えます。

私としては、自衛隊、やっぱり大事にしくちやいけない。先ほどの意見書は、平成24年ですが、それは我々もこの議会で自衛隊誘致を決議した提案者が私です。その結果を踏まえているような流れが来ているわけです。ですから、この自衛隊に関しては、特に慎重にやらなければいけないというのは、ごく自然なことだと思いますし、それをもって自衛隊を支える議員団を作成しつくり、そして今は、有志一同に名前は変わっていますが、やはり事は慎重にというのが私の個人的見解であります。なおかつ、この国民保護法に基づいて先ほど申し上げましたが、当局は、やらないとは一言も言っていない。マニュアルもできた。あとは国が一つの形を取り県と形をとって当然いつかは、やるであろう。そう思います。それは私も当然だろうと思えますし、ただ、今、時期が今ではなくてももう少し時間をかけて自衛隊が来年できる。この後でもいいんじゃないかという思いがあるからであります。

松山市議におかれてはですね、この辺を理解してもらえれば大変うれしいですけれども、会派で一致団結というのも、今言われたようでございますので、それは致し方ございませんが、今回私は、この先ほど言ったのが1件だけ確認をして、やはり今どうしても、今、煽らないというのを確認できるか。こ

の1点だけ確認を取って質疑を終わりますが、この件に関しては最後に申し上げたいことは、この国民保護法に基づく避難訓練等の実施は、当然やるべきということだと思っている一人でありますので、この意見書に反対を唱えるものではないということで、ただ賛同を今でないというので、するかどうか今悩んでおりますが、答弁がしっかりした形が私には見えない。そう思って3番目の質疑を終わります。この1点だけお答えください。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

3番（松山さおり君） 煽らないかという御質問かと思いますが、見解の相違だと思います。私は、自衛隊配備と全くこのミサイル避難訓練の実施というのは、別だと考えております。

議長（竹山耕平君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

発議第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

発議第5号 北朝鮮のミサイルに備え避難訓練等の実施を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（竹山耕平君） 日程第6、発議第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2018年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は提案理由の説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって提案理由の説明は省略いたします。

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって発議第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元、複式学級解消を図るための2018年度政府予算に係る意見書の提出先については、原案のとおり可決されました。ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。

○

議長（竹山耕平君） 日程第7，奄振延長・提言特別委員会及び議員定数等調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

奄美市議会委員会条例第6条第1項の規定により本議会に二つの特別委員会を設置したいと思います。

お諮りいたします。

一つ目に奄美群島振興開発特別措置法の延長に関する本市の課題を検討し提言するため11人の委員をもって構成する奄振延長提言特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって11人の委員をもって構成する奄振延長提言特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の選任については、奄美市市議会委員会条例第8条第1項の規定により橋口 耕太郎君、松山 さおり君、津畑 誠君、栄 ヤスエ君、元野 景一君、関 誠之君、三島 照君、師玉 敏代君、多田 義一君、里 秀和君、伊東 隆吉君の以上の11人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました11人の諸君を先ほど設置されました特別委員会の委員に選任することに決しました。

二つ目に本市の議員定数等を検討するため議長を除く23人の委員をもって構成する議員定数等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって23人の委員をもって構成する議員定数等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに決定いたしました。

両特別委員会の正・副委員長互選のため暫時休憩いたします。

まず最初に議員控室にて奄振延長・提言特別委員会の正・副委員長の互選を行いますので委員に選任された諸君は、御参集ください。また終了次第、5階第一委員会室にて議員定数等調査特別委員会の正・副委員長の互選を行いますので委員に選任された諸君は御参集ください。

暫時休憩いたします。（午前11時23分）

○

議長（竹山耕平君） それでは再開いたします。（午前11時39分）

先ほど設置されました両特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告いたします。奄振延長提言特別委員会委員長に多田 義一君、同副委員長に関 誠之君が互選されました。また議員定数等調査特別委員会委員長に与 勝広君、同副委員長に師玉 敏代君が互選されました。

お諮りいたします。

両特別委員会は、調査のためこれを閉会中の継続審査とし調査期限につきましては、調査終了までとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって両特別委員会は、調査のためこれを閉会中の継続審査とすることに決しました。

○

議長(竹山耕平君) 日程第8、閉会中の継続審査について議題といたします。議会運営委員長からお手元に配付してあります文書表のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって平成29年第2回奄美市議会定例会を閉会いたします。(午前11時40分)

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長	竹山 耕平
奄美市議会議員	渡 雅之
奄美市議会議員	三島 照
奄美市議会議員	伊東 隆吉

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第41号	平成29年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第42号	平成29年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第43号	平成29年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第44号	平成29年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第47号	奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第48号	工事請負契約の締結について	原案可決すべきもの
(7)	議案第49号	工事請負契約の締結について	原案可決すべきもの
(8)	議案第50号	財産の取得について	原案可決とすべきもの
(9)	請願第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択に関する請願	採択とすべきもの

平成29年7月3日

文教厚生委員長 渡 雅之

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第41号	平成29年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの

平成29年7月3日

産業建設委員長 多田 義一

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第41号	平成29年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第45号	奄美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第46号	奄美市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第51号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの
(5)	議案第52号	過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決すべきもの

平成29年7月3日

総務企画委員長 橋口 和仁

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

平成29年7月3日

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

議会運営委員長 大迫 勝史

閉会中の継続審査の申出について

議会運営委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

- 議会運営委員会
 - 1 議会運営に関する事項について
 - 2 議長の諮問する事項について

参 考 资 料
(意 见 书 等)

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。また、「骨太方針 2015」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を 2020 年度（平成 32 年度）までに倍増させるという目標が掲げられていますが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間企業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できません。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2018 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障，災害対策，環境対策，地域交通対策，人口減少対策など，増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し，これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度，地域医療の確保，地域包括ケアシステムの構築，生活困窮者自立支援，介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど，急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は，地域によって人口規模・事業規模の差異，各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり，廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は，これまで以上に重要であり，自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また，2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように，地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため，偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど，抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に，各種税制の廃止，減税を検討する際には，自治体財政に与える影響を十分検証した上で，代替財源の確保をはじめ，財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については，自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから，現行水準を確保すること。また，これらの財源措置について，臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため，社会保障，環境対策，地域交通対策など，経常的に必要な経費に振り替えること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり，市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握，小規模自治体に配慮した

段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年 7月 3日

奄美市議会

【提出先】

内閣総理大臣，内閣官房長官，総務大臣，財務大臣，経済産業大臣，内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当），内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

北朝鮮のミサイルに備え避難訓練等の実施を求める意見書

北朝鮮のミサイルによる脅威が高まっています。同国は昨年も数発の弾道ミサイルを発射しましたが、今年に入り 6 月 20 日現在で既に 10 回計 13 発を発射。3 月 6 日に発射した 4 発のミサイルのうち 3 発が日本の排他的経済水域に着弾しました。4 月 16 日には軍事パレードに続いて弾道ミサイルを発射し、失敗に終わりましたが、5 月 14 日に新型の弾道ミサイル「火星 12」の発射実験を実施し、成功したと発表しました。5 月 30 日、北朝鮮の中央通信は米空母を攻撃できる「精密誘導システムを導入した弾道ミサイルの開発に成功した」と報じましたが、前日の 5 月 29 日に東部の元山（ウォンサン）から発射、日本海の日本の排他的経済水域内に着弾したとみられています。

これに対し、トランプ米大統領は北朝鮮に対する圧力を加えるために、4 月に原子力空母カール・ビンソンを派遣するなど、これまでにない兵力を朝鮮半島に集結させています。現在の朝鮮半島情勢は最大の緊張下にあるといっても過言ではありません。

3 月のミサイル発射は「在日米軍基地を標的とした訓練」であったと発表していることや、核の小型化に向けた技術開発も進んでおり、将来日本の本土に北朝鮮のミサイルが飛んでこないとも限らない状況です。

北朝鮮が発射したミサイルは約 7～8 分で日本に届き、同時に複数のミサイルを迎撃することは非常に困難です。また、たとえ迎撃できた場合でも、ミサイルにサリンなどの化学兵器が搭載されていた場合には甚大な被害が広範囲に及ぶことが懸念されます。その対応策は国民保護法第 11 条（都道府県の実施する国民の保護のための措置）の中にも明記されていますが、国民への周知が十分とはいえず、国内でのミサイルを想定した避難訓練も日本海側の自治体を中心によろやく始まったところです。

4 月 21 日、内閣官房と総務省消防庁は都道府県向けにミサイル脅威に関する説明会を開催し、具体的な避難方法を住民に周知するとともに、各自治体でも訓練をするよう要請しました。奄美市もホームページのトップで、「弾道ミサイル落下時の行動等について」のタイトルから内閣官房「国民保護ポータルサイト」へのリンクを貼り、周知を進めていますが、より多くの市民にミサイルへの対応策などを確実に伝えるためにも、避難訓練の着実な実施が待たれるところです。

北朝鮮のミサイルが日本に着弾するようなことが起こってから対応するようでは、奄美市民を守ることができません。よって、奄美市に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 武力攻撃の緊急事態から市民の生命及び財産を守るために、国民保護法に基づく奄美市民に適した具体的対応策を作成の上、奄美市民に周知徹底すること。
2. 万が一、北朝鮮が発射したミサイルが奄美に着弾した場合に備え、その事態を想定した避難訓練を奄美市で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年 7月 3日

奄美市議会

【提出先】

内閣官房長官，消防庁長官，奄美市（参考送付）

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元，複式学級解消をはかるための，2018 年度政府予算に係る意見書の提出について

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには，教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。（公財）連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書によると，7～8割の教員が一月の時間外労働が80時間（過労死ライン相当）となっていること，1割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において，教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり，そのための教職員定数改善も欠かせません。

また，離島・山間部の多い鹿児島県においては2学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級が多く，単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき，憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から，複式学級の解消は，極めて重要な課題です。

義務教育費国庫負担制度については，小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては，厳しい財政状況の中，独自財源による定数措置が行われていますが，地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし，子どもたちが全国どこに住んでいても，一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。よって，国会及び政府におかれては，地方教育行政の実情を十分に認識され，地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために，下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善，教職員の長時間労働改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため，義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

- 3 離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 7 月 3 日

奄 美 市 議 会

【提出先】

内閣総理大臣，内閣官房長官，文部科学大臣，財務大臣，総務大臣